

平成26年第3回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（9月5日）	頁
1. 議事日程	16
2. 出席議員氏名	18
3. 欠席議員氏名	18
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	18
5. 議会事務局職員出席者	18
6. 開 会・開 議	19
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	19
8. 日程第2 会期の決定	19
9. 日程第3 報告	19
10. 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	20
11. 日程第5 報告第4号 専決処分の報告について	21
12. 日程第6 議案第36号 志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
13. 日程第7 議案第37号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について	24
14. 日程第8 議案第38号 志布志市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について	29
15. 日程第9 議案第39号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	30
16. 日程第10 議案第40号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	32
17. 日程第11 議案第41号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	36
18. 日程第12 議案第42号 志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	40
19. 日程第13 議案第43号 志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	41
20. 日程第14 議案第44号 志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について	42
21. 日程第15 議案第45号 志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指	

		定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について……………	43
22. 日程第16	議案第46号	志布志市農村婦人の家条例等の一部を改正する条例の制定について……………	45
23. 日程第17	議案第47号	平成26年度志布志市一般会計補正予算(第2号)……………	48
24. 日程第18	議案第48号	平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)……………	55
25. 日程第19	議案第49号	平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)……………	56
26. 日程第20	議案第50号	平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)……………	57
27. 日程第21	議案第51号	平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号)……………	57
28. 日程第22	議案第52号	平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第2号)……………	58
29. 日程第23	議案第53号	平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)……………	59
30.	散 会	……………	59

第2号(9月8日)

1.	議事日程……………	60
2.	出席議員氏名……………	61
3.	欠席議員氏名……………	61
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………	61
5.	議会事務局職員出席者……………	61
6.	開 議……………	62
7.	日程第1 会議録署名議員の指名……………	62
8.	日程第2 一般質問……………	62
	西江園 明……………	62
	野村 広志……………	77
	小野 広嗣……………	98
9.	延 会……………	126

第3号(9月9日)

1.	議事日程……………	127
2.	出席議員氏名……………	128
3.	欠席議員氏名……………	128
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………	128

5. 議会事務局職員出席者	128
6. 開 議	129
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	129
8. 日程第2 一般質問	129
八代 誠	129
平野 栄作	141
丸山 一	160
持留 忠義	172
9. 散 会	180

第4号（9月10日）

1. 議事日程	181
2. 出席議員氏名	182
3. 欠席議員氏名	182
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	182
5. 議会事務局職員出席者	182
6. 開 議	183
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	183
8. 日程第2 一般質問	183
福重 彰史	183
小辻 一海	203
岩根 賢二	225
青山 浩二	236
9. 散 会	243

第5号（9月11日）

1. 議事日程	244
2. 出席議員氏名	245
3. 欠席議員氏名	245
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	245
5. 議会事務局職員出席者	245
6. 開 議	246
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	246
8. 日程第2 一般質問	246
小園 義行	246

鶴迫 京子	267
9. 散 会	279

第6号（9月26日）

1. 議事日程	280
2. 出席議員氏名	282
3. 欠席議員氏名	282
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	282
5. 議会事務局職員出席者	282
6. 開 議	283
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	283
8. 日程第2 報告	283
9. 日程第3 議案第36号 志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	283
10. 日程第4 議案第37号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について	284
11. 日程第5 議案第39号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基 準を定める条例の制定について	285
12. 日程第6 議案第40号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の制定について	287
13. 日程第7 議案第41号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の制定について	289
14. 日程第8 議案第42号 志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型 介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について	290
15. 日程第9 議案第43号 志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて	291
16. 日程第10 議案第44号 志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の 制定について	292
17. 日程第11 議案第45号 志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指 定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準を定める条例の制定について)	293
18. 日程第12 議案第46号 志布志市農村婦人の家条例等の一部を改正する条例の制定に ついて	294
19. 日程第13 議案第47号 平成26年度志布志市一般会計補正予算(第2号)	296

20.	日程第14	議案第48号	平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	302
21.	日程第15	議案第49号	平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	303
22.	日程第16	議案第50号	平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	304
23.	日程第17	議案第51号	平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）	304
24.	日程第18	議案第52号	平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）	305
25.	日程第19	議案第53号	平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）	306
26.	日程第20	陳情第3号	大隅の自然を生かした大隅自然ミュージアム及び有害鳥獣対策特区申請に向けた取り組みに関する陳情書について	307
27.	日程第21	陳情第4号	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情について	308
28.	日程第22	陳情第6号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について	310
29.	日程第23	発議第4号	軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について	311
30.	日程第24	発議第5号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について	312
31.	日程第25	議案第54号	平成26年度志布志市一般会計補正予算（第3号）	314
32.	日程第26	同意第4号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	315
33.	日程第27	報告第5号	平成25年度志布志市健全化判断比率について	315
34.	日程第28	報告第6号	平成25年度志布志市資金不足比率について	316
35.	日程第29	認定第1号	平成25年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	316
36.	日程第30	認定第2号	平成25年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	319
37.	日程第31	認定第3号	平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	319
38.	日程第32	認定第4号	平成25年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	319
39.	日程第33	認定第5号	平成25年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について	319
40.	日程第34	認定第6号	平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	319

41. 日程第35	認定第7号	平成25年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について……………	319
42. 日程第36	認定第8号	平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	319
43. 日程第37	認定第9号	平成25年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について…	319
44. 日程第38	議員派遣の決定……………		324
45. 日程第39	閉会中の継続審査申し出について (総務常任委員長) ……………		324
46. 日程第40	閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長) ……………		324
47. 閉 会……………			325

平成26年第3回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
9月 5日	金	本会議	開会 会期の決定 議案上程
6日	土	休 会	
7日	日	休 会	
8日	月	本会議	一般質問
9日	火	本会議	一般質問
10日	水	本会議	一般質問
11日	木	本会議	一般質問 文教厚生常任委員会
12日	金	委員会	各常任委員会
13日	土	休 会	
14日	日	休 会	
15日	月	休 会	敬老の日
16日	火	委員会	文教厚生常任委員会
17日	水	休 会	
18日	木	休 会	
19日	金	休 会	
20日	土	休 会	
21日	日	休 会	
22日	月	休 会	
23日	火	休 会	秋分の日
24日	水	休 会	
25日	木	休 会	
26日	金	本会議	委員長報告・採決 平成25年度決算関係議案上程 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第4号	専決処分の報告について
報告第5号	平成25年度志布志市健全化判断比率について
報告第6号	平成25年度志布志市資金不足比率について
議案第36号	志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第37号	鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
議案第38号	志布志市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第39号	志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第40号	志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第41号	志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第42号	志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第43号	志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第44号	志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
議案第45号	志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
議案第46号	志布志市農村婦人の家条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第47号	平成26年度志布志市一般会計補正予算(第2号)
議案第48号	平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第49号	平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第50号	平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第51号	平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号)
議案第52号	平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第2号)
議案第53号	平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)
議案第54号	平成26年度志布志市一般会計補正予算(第3号)
陳情第3号	大隅の自然を生かした大隅自然ミュージアム及び有害鳥獣対策特区申請に向けた取り組みに関する陳情書について
陳情第4号	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情について

- 陳情第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 発議第4号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について
- 発議第5号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について
- 同意第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 認定第1号 平成25年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成25年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成25年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成25年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
議員派遣の決定
- 閉会中の継続審査申し出について
(総務常任委員長)
- 閉会中の継続調査申し出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 西江園 明	1 物品購入や工事関係について	(1) 物品購入や工事の発注は市内業者を優先すべきではないか。	市長
	2 職員の研修について	(1) 職員の資質向上のために研修の充実を図る考えはないか。 (2) 青少年研修事業において職員の随行をやめたのはなぜか。	市長 教育委員長 市長 教育委員長
	3 嘱託職員の待遇改善について	(1) 国も消費拡大を提唱している。嘱託職員にも賞与を支給すべきではないか。	市長
	4 ふるさと納税について	(1) 6月定例後の推進策の方向性について問う。 (2) この制度の充実した推進を図るため、市内外への周知のあり方について問う。	市長 市長
2 野村 広志	1 農業振興について	(1) 農政改革による農地中間管理事業など、本市への影響について問う。 (2) 農政改革による農業所得の影響について問う。 (3) 新規就農の現状について問う。 (4) 日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金）について問う。 (5) 畜産振興対策について問う。	市長 農業委員長 市長 市長 市長
	2 保健・福祉行政について	(1) 法律改正に伴う介護保険制度について問う。 (2) 介護施設・特養老人ホームの現状について問う。 (3) 認知症施策の見守りシステム構築について問う。	市長 市長 市長
3 小野 広嗣	1 防災対策について	(1) 今夏はゲリラ豪雨、経験のない大雨、大型台風とまさに災害列島そのものの様相を呈した。特に広島市の土砂災害の被害は甚大である。このような異常気象の時代に、災害から住民の生命と財産を守るための我がまちの防災対策について問う。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
3 小野 広嗣	2 福祉・保健行政について	<p>(1) 生活困窮者に対して、明年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行される。本年はその準備期間となるが、本市では法律の趣旨をどのように受け止めて取り組んでいくのか。</p> <p>(2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が昨年6月に成立した。施行は平成28年となっているが、残すところ1年半であり、市として法律施行までに、この法律の趣旨を実効あるものにするための取り組みをスタートさせておくべきではないか。</p> <p>(3) 本年6月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行された。不適切な飲酒は、健康被害とともに、家族や社会に深刻な問題をもたらすとして、被害防止を計画的に進めるための国、自治体、事業者、国民などの責務が定められている。この法律を実効あるものにするための具体化はこれからだと思うが、本市の現状について示せ。</p>	<p>市 長 教育委員長</p> <p>市 長 教育委員長</p> <p>市 長 教育委員長</p>
	3 教育行政について	<p>(1) 総務省の青少年のインターネット利用と依存傾向に関する調査の結果を見ると、インターネット依存は、睡眠時間や勉強の時間を犠牲にしている状況が見られ、それにより健康面だけでなく、学習面にも影響が出ている。本市の現状及び、今後の予防と対策について問う。</p>	教育委員長
4 八代 誠	1 うそ電話詐欺撲滅について	<p>(1) 本市の取り組み状況と今後の対応策について問う。</p>	市 長
	2 ごみの減量化とリサイクルの推進について	<p>(1) 近隣自治体との共同処理を念頭とした、広域的焼却施設を設置する考えはないか。</p> <p>(2) 本市の一般廃棄物処理実態調査に伴う調査結果について問う。</p> <p>(3) 分別困難者及びごみ出し困難者に対する支援について問う。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
5 平野 栄作	1 畜産振興策について	(1) 高齢化と後継者不足により、繁殖農家戸数・繁殖雌牛頭数の減少傾向が続いている。 また、繁殖農家戸数の50%以上が70歳以上の階層にある事から、今後減少傾向に、より一層拍車がかかると推測されるが、この現状をどのように認識し対策を講じていく考えかを問う。	市 長
	2 移住定住促進について	(1) 事業を推進する上で、基礎調査（空き地・空き家情報等）の実施が必要となると考える。 湧水町では空き家管理にシルバー人材センターを活用しているが、移住定住促進策の基礎調査をセンターに委託する考えはないか。	市 長
	3 道路行政について	(1) 自治会による市道等の伐採作業が、高齢化等により実施できなくなるケースが増加していく事が考えられる。 将来的に相当の距離になると思われるが、経費面等の対応策をどのように考えているか。	市 長
6 丸山 一	1 農業行政について	(1) 市内の土地改良区が管理運営する施設の保全等について、土地改良区、水利組合への市の対応策を問う。	市 長
	2 ブランド推進について	(1) 日本ミツバチを本市のブランドとして取り組む考えはないか。	市 長
7 持留 忠義	1 茶業振興について	(1) 茶業においては3年続きの価格低迷であり、全体的に経営が厳しい状況である。価格補填等の対策はできないか。また、6月に述べられた施政方針の中で、生産農家の経営安定と農業所得向上を目指す、とあるがその具体策を問う。	市 長
	2 畜産振興について	(1) 畜産振興について、牛の頭数が減少しているが、今後の増頭対策をどのように考えているか。	市 長
	3 道路行政について	(1) 県道東原大崎線の道路改良計画を問う。 (2) 県道志布志有明線の道路改良進捗を問う。	市 長 市 長
	4 消防行政について	(1) 定数に達していない分団があるが、その対策を問う。	市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
8 福重彰史	1 道路改良について	(1) 県道塗木大隅線、松山支所前の改良について、その考え方と、交差する市道松山小学校方面への改良の見通しを問う。 (2) 県道柿ノ木志布志線弓場ヶ尾地区の改良の見通しを示せ。	市長 市長
	2 公契約について	(1) 公共工事や委託業務を合わせ、年間およそ何件くらい発注があるか。また、その総額はどれくらいか。 (2) 厳しい人材確保の背景を受け、国は設計労務単価の引き上げを行っているが、公共工事による実態をどう把握しているか。 (3) 公契約条例を制定する考えはないか。	市長 市長 市長
	3 個人情報保護について	(1) 第三者に交付した住民票の写しなどを本人に知らせる「本人通知制度」の導入の考えはないか。	市長
	4 医療行政について	(1) 曾於医師会立病院の充実・強化に向けた取り組み状況を問う。	市長
9 小辻一海	1 防災対策について	(1) 広島土砂災害など最近の豪雨災害から見た本市の防災対策の取り組みについて問う。 (2) 本市の防災教育と避難訓練の取り組みについて問う。 (3) 田之浦・四浦分団消防詰所の移転について問う。	市長 市長 教育委員長 市長
	2 支所機能の再編について	(1) 本庁と志布志支所の機能分担で支所の権限を強化する考えはないか。	市長
	3 教育行政について	(1) 児童生徒の携帯電話、スマートフォン等の安全運用対策について問う。 (2) 子どもを守るためのネット依存対策について問う。	教育委員長 市長 教育委員長
	4 国民文化祭について	(1) 本市は、来年開催される第30回国民文化祭で志エッセイフェスティバルを計画されているが取り組み状況について問う。	市長 教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
10岩根賢二	1 防災対策について	(1) 「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の中で、志布志市は、深刻な津波被害が懸念される「津波避難対策特別強化地域」に指定された。このことを受けて、特に地震・津波対策として以下の事項に取り組む考えはないか。 ① 避難路の確保と周知策の徹底。 ② 歩道橋を利用した避難タワーの設置。 ③ 一般住宅の耐震診断や耐震補強工事に対する補助制度の創設。	市 長 教育委員長
	2 介護予防対策について	(1) 脳の活性化に有効といわれている「健康マージャン」を介護予防の一環として、サロン活動や生涯学習等で導入する考えはないか。	市 長 教育委員長
11青山浩二	1 学校施設について	(1) 小中学校の普通教室へのエアコン設置について問う。 (2) 内閣府が推進しているPFI事業（民間資金等活用事業）を取り入れる考えはないか。	市 長 教育委員長 市 長 教育委員長
12小園義行	1 政治姿勢について（本庁舎問題）	(1) 本庁舎在り方検討委員会の取り組み状況はどうか。 (2) 緊急時における通信手段の確保はどうか。	市 長 市 長
	2 納税対策について	(1) これまで税の延滞金に対する免除について質問し、前に進めると答弁しているが、具体的な取り組みについて問う。	市 長
	3 嘱託職員等の待遇改善について	(1) 総務省の通知をどのように受け止めているか。 (2) 期末手当の支給について、どのように検討されているのか。	市 長 市 長
	4 福祉・保健行政について	(1) 障害をもつ子供の放課後児童健全育成事業についてどのように取り組まれているか。 (2) 医療法に基づいて、本市における現状認識と今後の取り組みを問う。	市 長 教育委員長 市 長
	5 学校教育について	(1) 普通教室へのエアコンの設置を計画的に進める考えはないか。 (2) 子育て支援の立場から、給食費を無料にする考えはないか。	市 長 教育委員長 市 長 教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
13鶴迫京子	1 医療行政について	<p>(1) 病院やクリニック等で形成されている第1次医療機関である本市の地域医療の現状と、2次医療の中核拠点病院である曾於医師会立病院・有明病院等の曾於地域医療の現状について、認識を問う。</p> <p>(2) 現状を踏まえて医療体制の充実に向け、これまで自治体としてどのように取り組んできたのか。また、これからどのように取り組むのか、今後の展望を問う。</p>	市長 市長

平成26年第3回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成26年9月5日（金曜日）午前11時50分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第5 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第6 議案第36号 志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第37号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第8 議案第38号 志布志市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第39号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第40号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第41号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第42号 志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第43号 志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第44号 志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第45号 志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第16 議案第46号 志布志市農村婦人の家条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第47号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第48号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第49号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第50号 平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第51号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第52号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第53号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（1名）

15 番 金 子 光 博

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長補佐 萩 迫 和 彦
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭
松山支所産業建設課長 上 室 徹 郎	志布志支所産業建設課長 假 屋 眞 治

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前11時50分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成26年第3回志布志市議会定例会を開会いたします。

—————○—————

○市長（本田修一君） 開会に先立ちまして、本会議が遅延してしまいましたことにつきまして、私の方から一言お詫びを申し上げたいと思います。

本会議におきまして、私どもの方としましては、十分審議してきて、議会に対しまして議案を提案するところでしたが、一部の議案につきまして不備がございましたので、開会前に差し替えをさせていただくという手続きをとらせていただいたところでしたが、そのことで本会議が遅延しまして、議員の皆様方、そして、市民の皆様方に多大な御迷惑をおかけしたと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

—————○—————

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの22日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月26日までの22日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（上村 環君） 日程第3、報告を申し上げます。

昨日までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

陳情第4号及び陳情第6号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

陳情第5号につきましては、総務常任委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人志布志市農業公社から平成25年度事業報告及び決算書、平成26年度事業計画及び予算書が、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、志布志市教育委員会から志布志市教育委員会外部評価委員会点検評価報告書が、また監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。

—————○—————

日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（上村 環君） 日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について、2人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（上村 環君） ただいまの出席議員は19人です。

次に、立会人を指名をいたします。会議規則第32条の規定によって、立会人に小辻一海君及び持留忠義君を指名します。

候補者名簿を配ります。

（候補者名簿配付）

○議長（上村 環君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（上村 環君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(上村 環君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長(仮重良一君) それでは、順をお願いいたします。

1番、市ヶ谷孝議員。2番、青山浩二議員。3番、野村広志議員。4番、八代誠議員。5番、小辻一海議員。6番、持留忠義議員。7番、平野栄作議員。8番、西江園明議員。9番、丸山一議員。10番、玉垣大二郎議員。11番、鶴迫京子議員。12番、毛野了議員。13番、小野広嗣議員。14番、長岡耕二議員。16番、岩根賢二議員。17番、東宏二議員。18番、小園義行議員。20番、福重彰史議員。19番、上村環議員。

○議長(上村 環君) 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。小辻一海君、持留忠義君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(上村 環君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数19票、有効投票19票、有効投票のうち、下本地隆君17票、たてやま清隆君2票。以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

—————○—————

○議長(上村 環君) ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は1時から再開します。

—————○—————

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

—————○—————

○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第5 報告第4号 専決処分の報告について

○議長(上村 環君) 日程第5、報告第4号、専決処分の報告についてを議題といたします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長(本田修一君) 報告の内容を説明申し上げます。

報告第4号、専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、物品設置の瑕疵（かし）に伴う事故による損害を賠償し、和解するため専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、平成26年7月27日午後1時30分頃、志布志消防署隣接地で相手方の所有する小型貨物車に強風で飛ばされた簡易テントが接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、簡易テントの固定が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、相手方が0%とし、小型貨物車の原形復旧に要する費用16万6,924円を市が賠償し、和解したものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） ちょっとお聞きします。内容について、とやかくということじゃないんですけども、まず曾於市の大会、操法大会ということで、志布志市の一般会計から損害賠償を支払うわけですけども、志布志市が損害賠償を支払うようになった根拠というのが、志布志消防署であったかどうかということと。このテントは、どこの誰の所有物か。

もう1点、損害賠償額が16万6,000円と非常に大きな額なんですけれども、この説明を見ますとフロントガラスを破損したと、このフロントガラスの交換だけで16万6,000円かかったのかということをお尋ねいたします。

○総務課長（萩本昌一郎君） まず、お尋ねの1点目でございます。

市長がただいま説明申し上げましたように、7月27日、県の消防協会の曾於支部の消防操法大会が志布志消防署で行われたところでございまして、その関係もございまして、今回の分については、志布志市の方でこういう手当てをするようになったところでございます。

それから、このテントにつきましては、当日操法大会のポンプ車と小型ポンプがあったわけなんですけれども、それぞれ競技が終わった後、ホースのエア抜きとか、そういったものをする作業がございましたので、その作業の合間に待機しているときに、団員等のそういった待機テントということで設置をしていたところでございましたけれども、それが設置が不十分だということで、風で飛んでいって車の方に当たったということでございまして、テントの所有につきましては、中央分団の方で所有していたテントでございます。

それから、最後の修理というか損害額でございますけれども、これにつきましては、資料の方に差し上げておりますように、フロントガラスを中心にフロントガラスが割れまして、その分の交換、そういったものに要する経費で16万円という形になったところでございます。

○8番（西江園 明君） 課長、今、最初も志布志市の一般会計で支払わなければならなくなったという根拠ですよ、結局曾於市の大会、県の中の曾於支部の支部の大会でございますよ、ですから、この主催者はどこなんですか、まず。そして、この場所がたまたま志布志消防署ということですけども、志布志市とこの大会との関係はどういう関係なんですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） 失礼いたしました。

曾於支部の会長を志布志市長、本田市長が曾於支部の会長ということになっておりまして、志布志消防署の方で開催したところでございまして、今回そういうこともございまして、操法大会の中での事故ということございまして、志布志市の方でこういう手当ををするようになったところでございます。

○8番（西江園 明君） これにちょっと記載はございませんけれども、これも一般でいう公共の保険の対象ということでよろしいんですかね。

○総務課長（萩本昌一郎君） はい、説明しておりませんでしたけれども、すべて総合賠償保険の対象になりまして、損害額については既に市の方に入金されているところでございます。

[西江園明君「はい、分かりました」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 以上で、専決処分報告についての報告を終わります。



日程第6 議案第36号 志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第36号、志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号、志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項に職員の休業を加える措置が講じられたため、これを定めるものであります。

内容につきましては、第3条の報告事項に第4号として、職員の休業の状況を加えるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 今回上位法の改正で、こういうことだということです。その休業の状況を報告しなければならなくなった理由というのはどういうことなんですかね。

○総務課長（萩本昌一郎君） お答えします。

今回地方公務員法の改正によりまして、休業の公表をしなければならないという、それと同時に新たに地方公務員法の方で休業の制度が創設をされたところでございます。

内容につきましては、配偶者同行給与制度と申し上げまして、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする給与制度ということでございまして、例えば、職員の配偶

者が海外等で勤務をする際に、その場合職員も休業をしていって、同行できますよというそういう制度を国がつくったわけなんですけれども、それと並行しまして、地方公務員にも適用するべきだということで地公法の改正がなされたところがございます。そういうことで、そういう新しい休業制度ができましたので、それは公表すべきだということで、同時に地方公務員法で改正がされまして、今回このように市の条例のほうもそれを加えるということに変更しなければならなかったところがございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、総務常任委員会へ付託いたします。



日程第7 議案第37号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第37号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について説明を申し上げます。

本案は、新たに福祉、産業振興、エネルギー等の政策に取り組むことに伴い、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定を変更するため、志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長補佐に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長補佐（萩迫和彦君） 議案第37号について補足して説明をいたします。

平成21年10月7日に鹿屋市と締結いたしました大隅定住自立圏の形成に関する協定書について、第3条に定める別表第1から第3に掲げる取り組みの内容及び当該取り組みにおける甲乙の役割について、今回新たに追加及び変更を行い、それに伴う文言等の整理を行うものであります。

付議案件説明資料の5ページをお開きください。

まずはじめに、生活機能の強化の別表第1につきまして、ア、医療については主な取り組み内容1が、今回(1)の大隅4市5町、保健医療推進協議会を設置し、産科医をはじめとする専門医師等の確保などについての取り組みが新たに追加されたことにより、圏域医療体制の充実確保として変更を行っております。

次のイ、福祉、ウ、産業振興及び6ページのエ、エネルギーについては、今回新たに追加された内容であります。イ、福祉の主な取り組み内容につきましては、1、認知症高齢者にかかる支援体制の整備に関する内容になっております。ウ、産業振興につきましては、主な取り組み内容として、1が大隅ブランドの確立、2が6次産業化の推進、3が畜産業の振興、4が鳥獣害対策

の推進で、この四つが主な取り組み内容になっております。エ、エネルギーにつきましては、1、再生可能エネルギーの導入促進が主な取り組み内容です。

次に、結びつきやネットワークの強化の別表第2についてですが、ア、地域公共交通については、1の(1)路線バス等の交通ネットワークの構築に加えて、今回(2)として福岡への高速バスの導入に向けた検討と、(3)として、さんふらわあ及び山川根占フェリーの利用促進を新たに追加しております。

次のイ、地域内外の住民との交流・移住促進について、主な取り組み内容1、圏域への誘客の促進の(1)については、スポーツ合宿等に関する取り組みに加えて、観光物産フェア、キャンペーン等の実施や教育旅行の誘致を追加した内容に変更し、(2)の観光商品の開発及び広域観光コースの確立を新たに追加しております。同じく、主な取り組み内容2の定住、移住促進及び7ページの3、高規格道路等の整備促進についても、今回新たに追加したもので、2の定住、移住促進については、都市部への情報発信、地域おこし協力隊のネットワーク構築を、3の高規格道路等の整備促進については、要望活動及び環境整備などが主な内容になります。

最後に圏域マネジメント能力の強化の別表第3についてですが、これについては職員の広域の計画策定やPR活動などへの参画がこれまでの主な取り組み内容でありましたが、これらすべての見直しを行い、圏域内における人事交流及び合同職員研修等の実施に取り組む内容に変更を行っております。

以上で、議案第37号の補足説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今提案理由も説明されたところですが、現実にこの大隅定住自立圏形成協定ということで、本市は今回は鹿屋市との関係が出されていますね。そして、都城ともやっているんですが、具体的にここの中でも課題なり、そして今後取り組まなきゃいけないということがあるわけですけど、現実にこの今回の変更内容を見ても、本市にとってこの定住自立圏域を形成することで本当に鹿屋市はいいかもしれないけど、志布志市にとっては、非常にこれ言葉は悪いんですけど中核市である鹿屋市のために何か一生懸命やるような形でのものに見えてしょうがない。そういった意味で、例えば、そういう救急医療の問題等々についても、この変更内容をこういうことにすることによって、本市にどういったものが今後見通しが持てるのかという一つですね。

そして、地域公共交通ということでもありますが、路線バス等の交通ネットワークの構築だとかいろいろたっていますね、高速道路の福岡へのそういうもの、このことを本市にとっていわゆる路線バス、鹿屋市と広域圏を結ぶことによって充実していくならいいけれども、そのことがこの4年間、5年間の中で見えてこないということ含めて、あわせて今回新たに高速バスの福岡へ向けての導入、これ出発点がどこにあるんだろうねという、そういった思いもあるわけですが、事務方の協議の中で、そういった今私は3点ほど言いましたけど、もろもろのことが具体的にどういった議論がされたのか、お示しをいただきたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大隅定住自立圏形成協定につきましては、今議員の方から御指摘がありましたように、鹿屋を中心とする広域的な連合体の中で、広域的事業について解決を図っていかうとするものでございます。

当初からこの事業につきましては、中心市なるところに大きな事業が措置されるという内容になっておりまして、周辺市においては、それらに協力するというような関係になっておったようでございます。それが端無くも、そういった結果になってきているということについては、私どもの地域も定住自立圏の中心市になればよかったというふうには思うところでございますが、その時の要件がそういったふうには本市では取ることはできなかったということでございますが、やむなく鹿屋及び都城とこういった協定の締結になったところでありまして、その中で、少しでも本市のためにもなるような定住自立圏の在り方というものについては、協議を重ねまして様々な事業について中心市のみならず、周辺市、特に本市においてもこういった協定を結んでいる意義が達成できるように取り組みをしてきたところでございます。

特に鹿屋との大隅定住自立圏においては、地域の医療の推進につきまして協議が重ねられておりまして、この地域の医療体制の構築というものについて協議が進んでいるところでございます。そして、新たにこうしてまた追加された事業につきましても、今まで盛られていなかった事業が具体的に盛られてきているということでございますが、例えば、フェリーさんふらわあの利用促進、それから港の整備促進という地域高規格道路の整備促進といったものについても今後定住自立圏の中でしっかりと取り組んでくるんだよという方向性が示されておりまして、そのことについては、今後もこの新たな改正を経まして、更に強力に中心市に対しては申し出をしていきたいと、そして一緒になって取り組みをしていきたいというふうには思うところでございます。

○企画政策課長補佐（萩迫和彦君） ただいま市長の方から説明がございましたけれども、今後この内容が、協定が議決されますと、公共ビジョンの策定の方に取り組んでいくところでございます。

詳細については、このビジョンの中で明確にうたい込んで取り組んでいくことになるところでございます。

先ほど質問のございました福岡への直行バスの関係につきましてもビジョンの中で協議をしていくということになるところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（丸山 一君） この構想の中で、さんふらわあに関して、利用を促進して運航を維持するとあります。現実的にさんふらわあの関係者と去年から協議をしてきましたけれども、今の船を2隻をつくり替えるとなると、今の利用状況ではとてもじゃないが対応できないと、親会社商船三井の役員会議、取締役会議においても、多分これは廃止になるであろうと、ましてや高速道路、東回り縦貫道が宮崎までつながりますと、もう志布志から出るよりは宮崎から出た宮崎フェリーを利用した方がいいんだという構想を商船三井が持っているという話であったものですから、

志布志でいろんなイベントがある、そういうところはPRして行って乗客を増やすような運動を我々議会の方もやっていくからという話は、つい三、四か月前に話したばかりだったですね。それと彼らに言わせると、商船三井の関係でカーフェリーはいっぱい持ってますけれども、その利用促進の中で中学生もしくは高校生の修学旅行が、必ずそこを利用してもらおうというようなスタイルをとっているところが多いということであったんですけれども、実際この志布志、鹿屋関係、この定住圏の範囲内におきましては、多分利用していないじゃないかと、利用促進はよくうたい文句で出ますけれども、そういう実際的な対応が全然されていないというのを彼らはえらい危惧しておりましたので、この項目が出た以上は、そういう対応をするかどうか、そういうことも真摯に受け止めて促進をしていただきたいと思います。

それと、この鳥獣害対策につきましても、今まで相当被害は被ってて、私もいろいろ相談はあったわけですが、これ今までなかったんですかね、今新規にこれは追加されるわけですかね。鳥獣害対策というのは、相当被害があるわけですが、今になって、今の段階でこれかというような気がするんですけれども、どうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

さんふらわあの利用促進につきましては、本市はもとより、大隅半島4市5町の大隅総合開発期成会、それから鹿児島県全体としまして、志布志大阪航路利用促進協議会で、この利用促進については、様々な助成策等を設けて、少しでも多くの方が利用できるような環境をつくっているところでございます。その中で、毎年毎年それぞれの総会が開催され、その会において、フェリーさんふらわあの会社の方もお見えになられております。その中で今議員がおっしゃられたような内容については、少し情報として私どもはいただいてないんですが、新造船については、今後親会社の方にお問い合わせということのお話は聞いているところでございまして、その内容について、私どもも応援できる場所は応援申し上げたいと、そして、ぜひ新造船が実現できるようにお願いしたいということは申し出ているところでございます。

ということにつきましては、大隅半島全域の方々、そしてまた、鹿児島県も十分把握している内容でございますので、私どもと同じ立場で新造船について商船三井にまた要望等を出されるというふうにはなっていくものというふうに思っております。

鳥獣対策につきましては、従来規律がなかったところで、新しくこの定住自立圏で協働して取り組む内容ということになろうかと思えます。

○教育長（和田幸一郎君） 修学旅行の件が出ましたけれども、できるだけ地元の中学生も利用できるような状況でということで、現在のところ市内5校のうち修学旅行で利用しているのは松山中のみです。夕方出港して、明るく日の朝着くという日程等で、かなり日程が厳しい状況がありますので、なかなか利用しにくい状況があります。ただ、港湾商工課の方々が、この前私どもの校長研修会にきまして、ぜひさんふらわあの利用促進をしてほしいというようなこと等もあって、その趣旨を各校長たちに説明しました。今後どのような形になるか分かりませんが、地元の子供たちが利用できる、そのことがまたさんふらわあの活用につながっていくんだろうと

思います。そのことを念頭に置きながら、また今後とも進めていけたらと、そういうふうを考えております。以上です。

○9番（丸山 一君）さんふらわあ関係者とお話しますと、彼らもこの志布志航路がなくなるというのは、ものすごく危惧しております。何日か前の新聞に確か新造船のことが出たと思うんですけども、商船三井の取締役会におきましては、多分これはなくす方向であるというのが半年ぐらい前の彼らの判断でありましたので、私どもも市の中でいろんなイベントやっているから、そういうのをPRしたらどうかということをいろいろアドバイスして、彼らは私が提案したことを市内でいろんなイベントを皆さんやっているわけですから、そういうのもやっぱり一つのPRの方法じゃないかと。中学校の修学旅行については、また市の方といろいろと協議はするよということは言ったんですよね。先ほど言いましたけれども、路線によっては75%ぐらいの学校がその路線を使っていると、それが恒久的にずっとやっているということでもありますので、今の教育長の答弁でありましたとおり、1校ではなくいくつかの学校が利用促進という形にしていけばいいんじゃないかと思うんですね。特に我が志布志市ばかりではなくて、定住圏を結んでいくわけですから、鹿屋市の方にもやっぱりそれを働き掛けは必要であろうと。

昨日かおとといのニュースでも出ましたけれども、新幹線が鹿児島にきたことによりまして、鹿児島に今高校生が相当来ていますよね、4,000人ぐらい来たのかな、ああいう形で何とかさんふらわあ維持促進のためには、やっぱりそういう働き掛けはしていただきたいというのがあります。

あと鳥獣害につきましては、ダグリで港湾の役員会等、懇親会等がありまして、その前でやっぱり鳥獣害のことが出ましたので、できますれば今市内におきまして、相当アナグマなんかのイノシシとかの被害が出ておりますので、そういう対策も早急にやっていただきたいというのが、この自立圏構想に関連して要望しておきたいと思います。

○市長（本田修一君）お答えいたします。

フェリーさんふらわあ号においては、先ほど申しましたように、この志布志市のみならず大隅半島全域、そしてまた鹿児島県、さらには南九州全域の経済振興に関わる大切な船であると、路線であるということは、地域の方々全員認識されておられるというふうに思っております。さらにこのことについては、路線維持、そしてまた新造船の進水に向けて、一致して協力がもらえるようお話を申し上げたいと思います。

それから、その中で教育長からもありましたように修学旅行についても、さんふらわあ利用についても検討を更に進めてもらうということをしてしたいと思います。

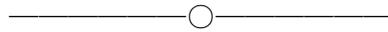
鳥獣被害につきましては、長年それぞれの、例えば市長会でもこのことについては出された内容でございますので、大隅半島全域で今後取り組むということになるようでございます。

○議長（上村 環君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君）これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は、総務常任委員会へ付託いたします。

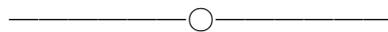


○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第8、議案第38号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第8 議案第38号 志布志市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第38号、志布志市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、志布志市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律における母子及び寡婦福祉法の一部改正による同法の題名の改正に伴い、条例中の該当法律名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第3条第1号の引用法律名を「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めるものであります。

なお、この条例は平成26年10月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第38号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案38号は原案のとおり可決されま

した。

○

日程第9 議案第39号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第39号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（福岡勇市君） それでは、議案第39号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明いたします。

付議案件説明資料の9ページをお開きください。

1、概要は従来の放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブの設備や運営について国で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとされ、対象児童の明確化、小学校に就学している児童の規定等が盛り込まれました。既存の放課後児童クラブの運営状況を考慮しなければならない主な基準は、（1）、児童1人当たり専用スペースが1.65㎡以上必要。（2）、定員を40名以内とする。（3）、職員については、有資格者で県が行う研修を修了した者。（4）、支援員の数は原則2名以上、ただし、1名は補助員（無資格者）でも可、20名未満の小規模クラブでは、併設する施設の職員等が兼務可能な場合は1人でも可です。2、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準にかかる本市の考え方といたしまして、本市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、基本的に国の基準を本市の基準としますが、児童1人当たりの面積、1クラスの児童数の制限については、対象児童が拡大されたことを考慮し、一定期間5年間の経過措置が必要だと考えております。

それでは、議案の条に沿って説明をいたします。

第1条は趣旨でございます。児童福祉法の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。第2条は、用語の定義。第3条は制定基準の目的等を、第4条は最低基準と放課後健全育成事業者、第5条は一般原則で第1項で支援は小学校に就学している児童と規定しております。第6条は、非常災害対策、第7条で事業者の職員の一般要件、第

8条で職員の知識及び技能の向上等、第9条で設備の基準は第2項で専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならないと規定しております。第10条で職員で、第2項で児童を支援する数、第3項で資格等を規定しております。第11条で利用者を平等に取り扱う原則、第12条で虐待等の禁止、第13条で衛生管理等、14条で運営規程、事業の運営について重要事項に関する規定を定め、第15条で帳簿、第16条で秘密保持等、17条で苦情への対応、第18条で開所時間及び日数は第1項でその地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻、その他の状況等を考慮して事業所ごとに定める規定としております。第19条で保護者との連絡、第20条で関係機関との連携、第21条で事故発生時の対応を定めておるところでございます。

次に、附則でございますが、第1項でこの条例の施行期日、第2項で設備の基準に関する経過措置、第3項は職員に関する経過措置、4項は一の援の単位を構成する児童の数について経過措置を規定しております。

以上説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今回、放課後児童健全育成事業の拡大というふうに理解をするわけですが、4年生までだったのを小学校に就学しているというのと6年生までということですよ、そういったことで、この条例が成立していった後、少し関係あります。聞かせてください。今現在放課後児童健全育成事業、何か所これをやられているのですかね。それが一つですね。

そして、ここに基準を今回1.65㎡というね、1人当たりと出しているわけですが、現在のやつがその基準を満たして、すべて満たしていればいいですよ、それがどうなのかというのが二つ目ですね。もちろんこれは経過措置がありますので、その間ですが、今の現状だけ教えていただきたい。

そして、この支援員の方ですけれども、ここにそれぞれ保育士、社会福祉士、そして修了した者と、それなりのちょっと高いハードルがあるわけですが、もちろん少ないところでは法人の方のそれでも兼務可能ですよということであるわけですが、条例で職員はそうしなければならないですよ。ここに職員の項目がうたわれています。そうしたときに、来年度以降の予算措置ですね、現状より低くなるということにはならないと思うんですけれども、そういった方々を放課後児童健全育成事業で抱えたときに、現在よりも下回るようなことではあってはいかんというふうに思うんですが、何か所あって、そこに支援員をこの基準どおり、今の現状でいいんですよ、やったときに予算措置としてどれぐらいかかるんだろうねと、職員としてきちんとしなさいということになっていますので、そういったものについて、現状より下回るようなことがあってはいけないというふうに思うんですね、もちろんそれは議会で可決して責任もありますので、そういったことについての見通しをどういうふうに今回の条例改正の提案によってお持ちなのか教えていただきたい。

○福祉課長（福岡勇市君） まず最初に、放課後児童クラブの箇所数なんですけれども、私立の方が16か所、あと1か所については、公立が実施しているところがございます。

あと児童クラブの基準を面積を満たしているかという質問ですけれども、1.65㎡以上になるんですけれども、現在のところ1か所ちょっと満たしていないところがあるものですから、1か所については、5年間の経過措置を設けているところでございます。

あと支援について、今現在の状況ですけれども、20名以上のところについては2名配置しなければならないと、今の要綱でもなっているとおりで、現在は満たしているところでございます。しかし、27年4月からこの条例に基づいて研修を受けた者とあるんですけれども、これについては経過措置を設けているところでございます。今現在携わっている方は、そのままの5年経過措置をしているところでございます。

あと、そのための放課後児童クラブの全体的な基準額、予算措置なんですけれども、これについては、今後まだ国から示されていないところでございますので、子ども・子育て、それと市長と協議しながらこれについては決めていかなければならない事項だと思います。議員のおっしゃるとおり、サービスはもちろんですけれども、金額等も上回らないように、その方向で協議していきたいと考えておるところでございます。以上です。

○18番（小園義行君） 今回初めてこういうふうにして、条例として基準を志布志市が設けるわけですね、上位法がそういうふうになったからということで、ぜひその段階で、この支援員のことだとか含めて、現在より低下するようなことになってはいけないというふうに思って、今質疑をしたところです。課長の答弁で、そういうことにならないようにやるということで答弁があったわけです。市長、これ市長も同じような考えで、これに向き合っていくというふうに理解していいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

課長は、当然法律に従いまして、法律が遵守されるようにしっかりやってくれると思います。私自身は、子育て日本一を目指しているということでございますので、このことをしっかりとベースに据えながら、いい形での子育て支援の事業になればというふうに思っております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第10 議案第40号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第40号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につ

いて説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備を及び運営に関する基準については、条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（福岡勇市君） それでは、議案第40号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明をいたします。

付議案件説明資料の10ページをお開きください。

概要といたしまして、家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援新制度において、市の認可事業として新たに位置付けられたものです。これに伴い、本市においてもその基準を定めることとなります。家庭的保育事業等は、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業であり、その定員数や実施場所等により、次の4類型に区分されます。

まず、家庭的保育事業です。実施主体は市町村、民間事業者です。内容といたしまして、保育する者の居宅等の家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施、定員5名以下でございます。

小規模保育事業、実施主体といたしまして、市町村、民間事業者でございます。少人数を対象、定員が6名から19名です。施設等を利用して、きめ細やかな保育を実施して規模等に応じて三つに細分化されます。A型につきましては、保育所分園に近いもの、C型につきましては、家庭的保育に近いもの、B型がA型とC型の中間的なものでございます。

続きまして、事業所内保育事業、実施主体といたしまして事業者等でございます。企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施いたします。

居宅訪問型保育事業、実施主体が市町村、民間事業者でございます。個別のケアが必要な場合や施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに保護者の自宅で1対1を基本としてきめ細やかな保育を実施するものでございます。

これら家庭的保育事業等は、経営主体に制限はなく認可を受ければ誰でも行うことが可能ですが、支援事業計画に基づく需要量の範囲内で提供されることとなります。

2番目の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関わる本市の考え方でございます。

本市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、基本的に国の基準のとおりといたします。

それでは、議案の条に沿って説明をいたします。

第1章総則と第2章から第5章までは、家庭的保育事業等の設備の基準等を規定しており、条例は第1条から第48条の構成です。

また、附則第1項で施行期日を第2項から第5項までを経過措置を設けております。

内容につきましては、第1条は趣旨でございます。児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について定めるものであります。第2条は用語の定義、第3条で家庭的保育事業等、または乳児又は幼児を対象としております。第4条、最低基準等、第5条で家庭的保育事業者等の一般原則、第6条で保育所等との連携、第7条で非常災害、8条、9条、10条は職員の要件等、第11条は乳児及び幼児を平等に取り扱う原則、第12条、13条は虐待等と懲戒に係る権限の濫用の禁止です。第14条は衛生管理等、第15条、16条は食事に関すること、第17条は健康診断、第18条から21条は各々の内部規程、秘密保持等、苦情への対応でございます。

次に、2章の第22条から第26条は、家庭的保育事業の設備の基準、職員、保育時間、保育内容、保護者との連絡等を規定しております。

第3章の第27条の第1節は、小規模保育事業の基準でA型、B型、C型の区分があるところでございます。第2節は、小規模保育事業A型で、第28条は設備の基準、第29条は職員・保育士の数、第30条は家庭的保育事業の第24条から第26条を準用する規定を定めております。次に第3節、小規模保育事業B型で第31条は職員、保育従事者の数、第32条は第24条から第26条まで及び第28条を準用する規定を定めております。第4節、小規模保育事業C型で第33条は設備の基準、第34条職員で保育できる乳幼児の数、第35条は利用定員で6人以上10人以下と規定しております。第36条は、第24条から第26条を準用する規定を定めております。

第4章、居宅訪問型保育事業で第37条は居宅訪問型保育事業の保育の提供、第38条は設備及び備品、第39条は職員が保育できる乳幼児の数、第40条は連携施設、第41条は第24条から第26条を準用する規定を定めております。

第5章、事業所内保育事業で第42条は利用定員、第43条は設備の基準、第44条は職員、保育士の数、第45条は連携施設に関する特例を定めております。第46条は第24条から第26条を準用する規定を定めております。第47条は職員、第48条は第24条から第26条まで及び第28条を準用する規定を定めております。

次に附則でございますが、第1項でこの基準の施行期日を定め、第2項から第5項までは食事の提供、連携施設、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員、小規模保育事業C型の利用定員に関する措置で、5年間の経過措置を規定しております。

以上、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今回非常に保育の在り方が変わっていくんだなというのを今お聞きして思ったところでした。これはですよ、次に41号が出てきますね、まだ提案されてないですけど、そこの関係でいったときに、現在のそれぞれ法人の方々の方が保育所運営、民間移管を本市はしているわけですけど、そこの運営そのものがですよ、この40号が仮に始まったときに、それぞれ子供、いわゆる3歳以下の人たちがこういう形でどんどんやったときに、現在の地域型ということになるんですかね、今法人の方がやっている、そこへの児童の入所というのが非常に心配をして、誰でもできるわけで、そういうものの維持というのが果たして本市が国のそれが決まって、こう

やっつけられるわけですが、そことの関係というのは果たして大丈夫なのかなという心配をするところです。この1、2、3、4、四つありますね、これでやったときですよ、これは多分地方にはすぐわんと思うんですけども、都会だとこれで待機児童の解消とかになるんでしょうが、これが具体的に始まったときに、現在の法人、民間移管をしましたそういったところが経営的にどうなのかというのを一つですね、もちろん41号が出てくるから、そことの関連もある。これが具体的に半分もやるということになったとしたら、大変なことになっていくなというのが一つ心配、そことの関係は大丈夫ですかねというのが一つと。

これ、それぞれ委託費でされるのか、いわゆる金の関係ですよ、そういったものの流れを少し教えていただけませんか。

そして、直接取り引きになっていくのか、それとも市がここには関与されて、措置という言葉は今使われないうけですけども、直接取引でやるのかねという、その三つをちょっと教えてください。

○福祉課長（福岡勇市君） まず最初に、この家庭的保育事業等につきましては、保育所連絡協議会が行われたところでございます。それに各事業所も出てくるんですけども、その中で協議をいたしました。その中では意見がなかったところです。

あと、当然申請があったら拒否はできないんですけども、これについては子ども・子育て会議の中で審議をして、計画中でもですけども、需要と供給のバランスを見て決定するかどうかを決定しなければいけないと考えているところでございます。

あと2番目の予算でございますけれども、これについては、委託費ということで市の方が関与するところでございます。これにつきましては、勧告もできますので、指導助言いろんな方面で市が認めますので、指導できるところでございます。市の権限があるところでございます。

あと直接的に関与できるのかという最後の質問だったと思うんですけども、これについては先ほども言いましたように、市の方が指導監査、立入検査、取り消しまでするような権限ができるようになったところでございます。以上です。

○18番（小園義行君） 付託になるんですが、もう少し教えてくださいね。

これ、法律では私がしたいということになると拒否できませんね、当然ね。子ども・子育て会議の中で議論して駄目だよというふうにすることも可能だということなんですけれども、現実に申請があったら拒否が難しいなというふうだと思うんですね。そういうことで、これだけのものがそれぞれAさん、Bさん、Cさん、Dさんて10人なら10人がやられたら、そこにすごい数の子供たちがそれぞれいくわけで、この第41号との関係ですね、現在保育所を民間移管を受けてやっておられるところが経営的に非常に大丈夫かなという心配もするところです。それはそれとして分かりました。

ただ、この子ども・子育て会議の中で、そのことを議論する際に、申請者は真剣にそのことに取り組もうとしているわけで、そこら辺のことが国の法に基づいてやられたときに、果たして拒否ができるものだろうかという心配があります。そういうことで、その議論の中で駄目だよと

ということになると、この条例は何なのかということになってしまうわけで、そこらほうたってありますかね、そういうことはないですよ、要綱とかそういうことでつくられていくんでしょうけれども、そこはきちんと対応ができるような形でやってもらわないと、市と住民の間でそういうことになってしまうと、何のための条例なのかという心配をしますので、きちんと対応していくということを答弁としてお願いします。

そして併せて、このこれが仮に開設されたときに、利用される保護者の方は直接市を通さないのでそこと取り引きするということになるんですか、契約の仕方ですよ、それだけ教えてください。

○福祉課長（福岡勇市君） 今議員おっしゃるとおり、39号、40号、41号につきましては、条例で上程しているんですけれども、この下に規則、要綱等であと15ほど協議して作成しなければいけない状況です。その中で、小さいということじゃないんですけれども、細かなことについては、決めていくようになっていくところがございます。

あと家庭的保育事業等につきましても、中身の直接契約か事業者についてのこれについても規則等で今後国が示した規則等、それに市の基準を合わせて策定しなければいけないようになっていくところがございます。以上です。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第11 議案第41号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第41号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準については、条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細については担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（福岡勇市君） それでは、議案第41号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について説明をいたします。

説明資料の11ページをお開きください。

概要は、子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象といたします。具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業者に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うことになります。

1、教育・保育施設、認定こども園、幼稚園及び保育所。私立幼稚園については、新制度の認定こども園・幼稚園となるか、私学助成による従来の制度に残るかの選択が可能です。公立幼稚園は、新制度へ移行する必要があるところです。保育所につきましては、認定こども園になるか、従来どおりの保育所として新制度に移行することになるところでございます。

2の地域型保育事業、先ほど説明いたしました家庭的保育事業でございます。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育と同じ定義でございます。特定教育保育施設及び特定地域型保育事業とは、市の確認を受けた施設事業という位置付けになります。2の特定教育、保育施設運営に関する基準に係る本市の考え方といたしまして、本市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、基本的に国の基準のとおりといたします。

それでは、議案の条に沿って説明いたします。

第1章総則と第2章は特定教育・保育施設の運営に関する基準。

第3章は、特定地域型保育事業の運営に関する基準を規定しており、条例は第1条から第52条の構成です。

また、附則第1項で施行期日を、第2項、3項は特例、第4項から第7項までは経過措置を設けております。

内容につきましては、第1条は趣旨でございます。子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について定めるものであります。第2条は、用語の定義、3条で一般原則を規定し、第1項で、この保育の提供を行うことにより、すべての子供が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならないと規定しております。

次に、第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準、第1節、利用定員に関する基準、第4条第1項で特定教育・保育施設、認定こども園及び保育所の利用定員の数を20名以上と定め、第2項で小学校就学前子供の区分ごとの利用定員を定めるものであります。第2節、運営に関する基準を第5条から第34条まで規定しております。第3節、特例施設型給付費に関する基準を問いまして、第35条で保育所の特別利用保育の基準、第36条で幼稚園の特別利用教育の基準を規定しております。

次に第3章、特定地域型保育事業の運営に関する基準、第1節、利用定員に関する基準で、第37条で家庭的保育事業等の利用定員を規定し、第2節、運営に関する基準を第38条から第50条で規定しております。第3節、特例地域型保育給付費に関する基準を、51条で特別利用地域型保育

の基準、第52条で特定利用地域型保育の基準を規定しております。

次に附則でございますが、第1項でこの条例の施行期日を定めております。第2項、第3項は特定保育所に関する特例、第4項から第7項までは施設型給付費等、小規模保育事業C型の利用定員、連携施設に関する経過措置を規定しております。

以上、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） たくさんのやつを、一発で、説明なもんですから、よく分からないわけですよ。ごめんなさいね。

公立幼稚園は新制度へ移行する必要があるということです、それぞれが公立だったら必ず移行しないというわけね、認定こども園とかそういうものになりますよと、うちは幼稚園でいきますよということじゃなくて、私立のところは、いわゆる幼稚園のままいくのか、認定こども園としていくのかというのは選択ができます。公立、ここだと山重幼稚園は、これだと新制度へ移るということは、幼稚園として残れるのか、それとも認定こども園としてやれるのかという、そういったものをよく分からんですよね、ここをちょっと教えてください。新制度へ移行するのは当然移行するんでしょうけれども。それと、それぞれの今法人が運営されているところは保育所ですよ、そこは認定こども園になりたいという方が多いのか、その幼稚園も併設されているところもありますよね、そういったところの保育所運営連絡協議会の中での議論として、どういったことにこういう条例が変わりますよということになっているのか、ちょっと教えてください。

具体的にもう1回言いますよ。今のどこどこ法人が運営しています。一つ例でいいですね、有明保育所は新制度へ移行して認定こども園としてやれるということになるのか。一方、幼稚園を併設しているところがありますね、そこはどういうふうな形態になっていくのかというのが二つ目。三つ目に公立幼稚園、山重幼稚園は新制度へ移ったときに、幼稚園として残れるのかということをお教えください。お願いします。

○福祉課長（福岡勇市君） 公立幼稚園については、先ほど説明したとおり、国が新制度への移行が必要という見解を示しております。新制度に基づく運営をしなければならないところであります。見直しが必要な点につきましては、現在定額となっております保育料を新制度にあわせて所得に応じた料金体制に見直す必要があります。見直しに関しましては、保育料等を現行の保育料等を参考に検討し、協議することとなっておりますのでございます。

あと、今の現在の保育所につきましては、私立の保育所につきましても、公立の保育所につきましても新制度に基づく特定教育、特定保育にならなければならないということでございます。認定こども園として、6月か7月に県と市と同時に行った意向調査につきましては、私立の幼稚園が認定こども園にということで2園ほど移行の要望を出しているところでございます。あとの公立の保育園については、現在のままの体制で新制度に移るということになるところでございます。以上です。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほどの議案第40号と第41号で、これから子ども・子育て支援法によって、保育所と幼稚園のこのことが非常に複雑に絡み合っている状況ですけれども、整理すると、これからの保育所、幼稚園の姿というのは、従来のゼロ歳から5歳までの保育所が一つあります。それから、山重幼稚園のように3歳から5歳の幼稚園が一つあります。それから、先ほど議案第40号であった地域型の保育、家庭保育とか、小規模保育とか、この保育が一つあります。もう一つ今回新たに出てきているのが連携型の幼稚園と保育園と一緒にあった認定こども園、だからこの4種類がこれから機能することになると思います。新制度に移行するという事ですけれども、山重幼稚園について言えば3歳から5歳の子供を対象にしております、教育の内容そのものは変える必要はないわけです。ただ、申請の仕方とか、あるいは保育料とか、そういうことについては国の基準に従って、今後定められることになるんだろうとそういうふうに思っています。

今回のこの保育所と、それから幼稚園がいろいろと変わってきている状況というのは御存知のように働く保護者が非常に増えている。働いていると幼稚園にやれない。そういう状況があったので、これからは働いている、いないにかかわらず自分は教育を受けさせたいというときには幼稚園にもいける。でも働いている、いないにかかわらず、だから自由に保育園、幼稚園を選ぶことができるというようなことが今回のこの子ども・子育て支援法の一番の大切な点なのかなと、そういうふうに思っています。

だから新制度に移行するといつて、教育の内容そのもの、教育の運営そのものを現在のところ山重幼稚園は変える予定はございません。以上でございます。

○18番（小園義行君） 今うまく整理されて、私なんかも少しそうなのかなというふうに。そこです、仮に幼稚園と保育所ありますね、その人たちはいわゆる私立幼稚園については、新制度の認定こども園に移行できるというふうになっていますね、ここで。

違うの、私立幼稚園については、新制度の認定こども園となるか、幼稚園となるかうんぬんって、選択が可能だということでしょう。

これ違うの、ここにそう書いてあるからほら、そう理解するわけよ。課長が違うとおっしゃるから、じゃあちょっと説明してください。

○教育長（和田幸一郎君） 選択はできるわけです。例えば、志布志幼稚園は、幼稚園という機能でやっていますけれども、来年4月は認定こども園の方向で今進みつつありますので、これまでにない認定こども園ということで、幼稚園と保育所の機能を備えた形で来年4月からは志布志幼稚園は今準備を進めていると、そういう状況ですので、保護者にとってみれば、幼稚園と保育所を兼ねているわけですから、働いている人、働いていない人にかかわらずいくことができると、そういう体制になるのかなと思っています。以上です。

○福祉課長（福岡勇市君） 先ほどの説明書の件なんですけれども、(1)のところの保育所については、認定こども園になるか、それと従来どおりの保育所として新制度にありますので、新制度に移行するかそのことだけで、今のままの保育所として運営をできるということで、認定こども

園に必ずしなければいけないということではないところです。

○18番（小園義行君） 今、一つの幼稚園を経営されているところが、認定こども園になるというのは可能ですよね。そうしたときに、僕が心配しているのは、幼稚園のままのいわゆるお金のいき方と、認定こども園になったら減収になるのではないかという心配があるんですよ、保育所としてだからね、それは。だから幼稚園のままの方がお金としてはたくさんいくわけで、保育所よりもそちらを選んだ方が私は経営的に、あとあとしまったなということにならんという思いがあって、ここを明確にちょっと確認をしておきたかったわけですよ。現在幼稚園のものと保育所、違いますよね、そこでそういう認定こども園を幼稚園を経営されているところが、認定こども園に仮に私たちが移行したとしたときに、その法人が減収になるということになったら大変なことになっていくのではないかという思いがあって、そういう心配はしなくていいんですか。

○福祉課長（福岡勇市君） 事業所への事業収入の基準額だと思うんですけども、これについては仮単価が示されているんですけども、最終的に27年の当初予算の方で策定されるようになっていますので、減収になるか増収になるかというのは、ちょっと今の段階では分からないところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第12 議案第42号 志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第42号、志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号、志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準については、条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（津曲満也君） 議案第42号、志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足して御説明いたします。

国が定めていた指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を市の条例で定めることとされたため、題名及び第1条の字句の改正、本則に1条を加えるものでございます。

議案第42号付議案件説明資料の12ページで改正前と改正後を、13ページで条例制定の趣旨、背景、法律等の整備等について表示してございますので、御参照ください。

まず、題名でございます。指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定めるため、対象が2種から3種の事業者となることから、指定地域密着型サービス事業者等にまとめ志布志市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例とするものでございます。

第1条は、並びに「法第115条の12第2項第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者」を「、法第115条の12第2項第1号の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者並びに法第115条の22第2項第1号の規定に基づく指定介護予防支援事業者」に改めるものでございます。指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定めるため、本則に第4条を加えるものでございます。

以上でございます。どうかよろしく御審議お願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで、2時40分まで休憩いたします。



午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



日程第13 議案第43号 志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第43号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の基準等となる鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び鹿児島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定に伴い条例中の当該基準等を引用している部分を改めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（津曲満也君） 議案第43号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

本条例を制定した平成24年12月27日時点では、基準となる鹿児島県の条例が制定されていなかったため、該当の規定を直接引用せず、条例を制定いたしておりましたが、基準条例としてはできるだけ明確に規定する必要があることから、指定居宅サービス等の事業の基準等となる鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例が、平成25年3月29日に制定され、鹿児島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、平成26年3月28日に制定されたことに伴い、条例中の当該基準等を引用している分を改め、条例を整備するものでございます。

詳細につきましては議案第43号の付議案件説明資料14ページから16ページに新旧対照表を掲載しておりますのでお目通しください。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

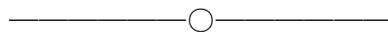
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第43号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第14 議案第44号 志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第44号、志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号、志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準については、条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（津曲満也君） 議案第44号、志布志市包括的に支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について補足して御説明申し上げます。

第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準については、市の条例で定めることとされました。

議案第44号の付議案件説明資料17ページにおいて、条例制定の趣旨、根拠法令、条例制定の内容について表示してございますので御参照ください。

第1条は、条例の趣旨でございます。介護保険法の規定に基づき、包括支援事業を実施するために必要な基準について定めるとしております。

第2条は、用語の定義を定めております。

第3条は、包括的支援事業の基本的な方針を規定したものでございます。

第4条は、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関して規定しております。2項は、一定の場合に緩和して基準を認める規定であります。各号において基準の緩和が認められる要件を定めております。

第5条は、適切、更正かつ中立な運営の確保に関して規定したものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

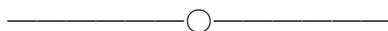
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第15 議案第45号 志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第45号、志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号、志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、条例で定めることとなる措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（津曲満也君） 議案第45号、志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について補足して御説明申し上げます。

第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、これまで国が定めていた指定介護予防支援事業所等有する従業者の員数に関する基準並びに介護予防支援の事業の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、市の条例で定めることとされました。

議案第45号の付議案件説明資料18ページから19ページにおいて、条例の制定の趣旨、根拠法令、条例制定の内容について表示してございますので、御参照ください。

第1章総則から第6章までの基準該当介護予防支援の事業に関する基準について規定しており、条文は第1条から第33条までの構成となっております。

それでは、第1章総則の第1条は条例の趣旨でございます。

第2章は、指定介護予防支援の事業の基本方針として、第1項で利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならないこと。第2項で利用者の選択に基づき、自立に向けて設定された目標を達成できるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならないこと。第3項で、利用者に提供されるサービスが特定の種類、事業者に不当に偏らないよう、公正中立に行わなければならないこと。第4項で市や地域包括支援センター、老人介護支援センター、その他関係事業者との連携に努めなければならないことを定めております。

第3章は、指定介護予防支援の事業の人員に関する基準として、第3条で従業者の員数を、第4条で管理者について定めてございます。

第4章は、指定介護予防支援の運営に関する基準として、第5条で内容及び手続きの説明及び同意について、第6条で提供拒否の禁止、第7条でサービス困難時の対応、第8条で受給資格等の確認、第9条で要支援認定の申請に係る援助、第10条で身分を証する書類の携行、第11条で利用料等の受領、第12条で保険給付の請求のための証明書の交付、第13条で指定介護予防支援の業

務の委託、第14条で法定代理受領サービスに係る報告、第15条で利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付、第16条で利用者に関する市への通知、第17条で管理者の責務、第18条で運営規程の策定、第19条で勤務体制の確保、第20条で設備及び備品等、第21条で従業者の健康管理、第22条で掲示に関する事、第23条で秘密保持、第24条で広告、第25条で介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等、第26条で苦情処理、第27条で事故発生時の対応、第28条で会計の区分、第29条で記録の整備について、指定介護予防支援の事業を行う者がその運営に当たって順守すべき事項を定めてございます。

第29条第2項の規定ですが、省令では記録の保存期間は2年ですが、保存期間を5年間とするところでございます。保存期間が2年ですと文書が残っていない場合も考えられるため、給付の過誤により返還請求ができない場合や苦情及び事故等に関する記録についても、苦情相談時に指導対象となる場合もあるため5年間としております。

第5章は、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準として、第30条で指定介護予防支援の基本取り扱い方針を、第31条で指定介護予防支援の具体的取り扱い方針を定め、介護予防サービス計画の作成、利用者の課題把握、サービス担当者会議の開催、介護予防サービス計画の実施状況の把握などの介護予防支援を構成する一連の業務の在り方や当該業務を行う担当職員の責務について定めています。第32条で、介護予防支援の提供にあたっての留意点として、介護予防の効果を最大限発揮するために留意すべき事項について定めてございます。

第6章は、基準該当介護予防支援の事業に関する基準として第33条で第2章から第5章までに定める指定介護予防支援の基準を準用する形で定めてございます。

次に附則でありますが、附則1で、この条例の施行期日を平成27年4月1日からと定めております。附則2で志布志市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、施設及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防などの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、字句の削除及び字句を改めるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

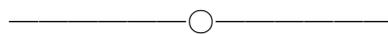
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第16 議案第46号 志布志市農村婦人の家条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第46号、志布志市農村婦人の家条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、志布志市農村婦人の家条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、設置の目的を同じくする公の施設において、合併前の松山町、志布志町及び有明町ごとに異なっていた使用料の平準化を図るため、当該公の施設の使用料等を改めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 議案第46号、志布志市農村婦人の家条例等の一部を改正する条例の制定について、生涯学習課分につきましては補足して説明をいたします。

それでは、施設ごとに条例改正の概要を説明いたします。はじめに議案の3枚目になります。志布志市公民館条例の一部改正につきましては、松山地区、志布志地区、有明地区の条例公民館の会議室等の使用料を統一し、利用申し込みを半日単位から1時間単位といたしました。夜時間帯は、これまでどおり1.5倍の使用料となります。

次のページ、有明農村環境改善センター、有明地区公民館につきましては、農村環境の改善施設ということから、市内はすべて無料という規定であり、全体の整合性が図られていませんでしたので、一部見直しも行い、他の施設と同様に原則は有料とし、必要なものは減免する方針としたところであります。名称も有明地区公民館として使用していただきます。

市内の有料の農村加工施設につきましては、松山農村婦人の家、帖五区農産加工センター、有明農村研修センターの3カ所があり、それぞれ使用料に差がありましたので、今回1人当たり1時間100円で統一いたしました。

次のページです。志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部改正につきましては、城山総合公園プールの開館時間を実態と合わせまして、午前10時から午後6時までといたしました。休館日につきましては、年末年始を市役所等の公共施設と同様といたしました。体育館の使用料につきましては、競技種目の面積に合わせて競技種目ごとの使用料を設定いたしました。

今回の改正によりまして、松山、志布志、有明の体育館が競技種目ごとには同じ使用料となっております。夜間等の照明料は、ほぼ実費相当額ということでございます。

次のページです。下の方、城山総合公園陸上競技場使用料につきましては、照明施設の使用料の減額見直しを行いました。

次のページです。城山総合公園プールにつきましては、1回の利用時間を2時間とした利用設定といたしました。その下です。城山総合公園テニスコートにつきましては、現在1団体で1時間100円でありましたので、類似施設などを検討し、競技団体等の理解も得ながら使用料の見直しを行い、1団体1時間200円といたしました。志布志運動公園体育館につきましても同様の考え方で平準化を行い、松山、有明と同じ使用料といたしました。

次のページです。志布志運動公園の陸上競技場多目的広場、ふれあい広場につきましては、入

場料を徴収しない場合は、これまでどおり無料であります。

次のページです。志布志運動公園武道館・弓道場につきましては、体育館と同じ考え方で一部見直しを行い、1時間単位での使用申し込みが可能といたしました。

次のページです。志布志運動公園屋内温水プールにつきましては、大会などの全面利用の整備を行ったところであります。

体育施設につきましては、市外利用の場合は、市内の1.5倍という設定となります。

次のページです。コミュニティセンター志布志市文化会館条例の一部改正につきましては、休館日と字句の整理、そして別表の整理と1時間単位での使用申し込みも対応できるように備考を定めました。文化会館使用料の金額の改正は、しておりません。設備等についても実態に合わせた形で整理を行いました。

次にページが飛びますけれども、やっちくふれあいセンター条例の一部改正につきましては、字句の整理と実態にあわせて別表の整理を行いました。やっちくふれあいセンター使用料の金額の改正はしておりません。

文化施設につきましても、市外の利用は1.5倍に今回整理したところでございます。

次にページが飛びますけれども、有明体育施設条例の一部改正につきましては、有明B&G海洋センタープールの開館時間と休館日につきまして整理を行いました。市民グラウンドにつきましては、照明施設の調整、整理を行いました。体育館につきましては、一部改正を行いまして、松山、志布志と同じ使用料という形になってまいります。プール使用料につきましては、松山、志布志と同様に小中学校は1時間100円、一般200円ということで3地区統一をいたしたところであります。

農村運動場、有明野球場については、これまでとほぼ同じ内容であります。

有明弓道場につきましては、志布志運動公園弓道場と同じ使用料を今回定めましたが、中学生の部活動利用等の場合には、ほかの地区と同様に減免の取り扱いとしてまいります。

施設ごとの説明は以上であります。附則で今回の条例公民館の整理によりまして、有明地区の農村環境改善センター条例、農村研修センター条例、高齢者コミュニティセンター条例は、廃止することになります。

以上、体育施設、文化施設、公民館等の使用料の改正案であります。今回使用料の大きな見直しということではなく、松山、志布志、有明3地区の施設をできるだけ合わせたということでもあります。また、半日単位の申し込みを時間単位でも可能としまして、実態に合わせて全体的に使用しやすい料金体系としたところであります。

以上で生涯学習課分の説明を終わります。

○松山支所産業建設課長（上室徹郎君） 議案第46号、志布志市農村婦人の家条例等の一部を改正する条例の制定について、産業建設課に関わる変更の主なものを補足して説明いたします。

市内にある同様の3施設の農産加工施設使用料につきましては、先ほど説明がありましたとおり、1人1時間当たり100円に設定しようとするものであります。この100円という単価は、市内

にある同様の3施設の1人1時間当たりの使用料の平均額としました。

次に、志布志市の農村婦人の家の名称変更についてですが、現在の名称を志布志市松山農産加工センターに変更しようとするものであります。変更の理由としましては、農産物の加工食品を見直し、農村生活環境の改善を図るとともに、地域住民の連帯意識を高め、あわせて健康の維持増進を期するという設置目的に沿った名称に改めるものであります。

また、婦人という言葉は現在では用いない方向にあるということが一因であります。

以上が産業建設課に関わる主な変更点の説明でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第17 議案第47号 平成26年度志布志市一般会計補正予算(第2号)

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第47号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、保育所緊急整備事業、活動火山周辺地域防災営農対策事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、議案第47号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算7億7,678万5,000円を追加し、予算の総額を197億3,887万1,000円とするものでございます。

それでは、予算書の5ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正でございますが、今回新たに農作物価格の低迷や資材価格の高騰に伴い、安定的な経営が困難となった農業者等に対する農家緊急対策特別資金利子補給に係る債務負担行為を追加するもので、期間を平成27年度から平成33年度まで、限度額を2,698万円と定めるものでございます。

次に6ページをお開きください。

第3表の地方債補正でございますが、追加は梅雨の豪雨、台風等で被災した農業用施設及び公共土木施設に係る災害復旧事業について、補助災害復旧事業を1,280万円、単独災害復旧事業を210万円追加しております。

変更は、一般単独事業で松山支所擁壁等改修事業に伴う合併特例事業を900万円増額、過疎対策事業で消防防災施設等整備事業を830万円増額、借入額の決定に伴い、臨時財政対策債を3,500万円増額し、総額で5,230万円増額しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。9ページをお開きください。

まず、歳入の10款、地方交付税は普通交付税の交付額が対前年度比7,980万5,000円、1.1%減の69億8,068万2,000円に決定したことに伴い、1億8,068万2,000円増額しております。

12ページをお開きください。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、社会保障税番号制度システム整備補助金を1,534万7,000円、がんばる地域交付金を3,157万8,000円計上しております。

14ページをお開きください。

15款、県支出金、2項、県補助金、2目、民生費県補助金は、安心子ども基金総合対策事業を2億7,894万9,000円、4目、農林水産業費県補助金は活動火山周辺地域防災営農対策事業を2億1,513万1,000円計上しております。

16ページをお開きください。

16款、財産収入、2項、財産売払収入は、志布志市地区の国有財産分収林売払収入を3,855万5,000円計上しております。

17ページの18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として、4億1,374万2,000円減額しております。4目、施設整備事業基金繰入金は、泰野小学校プールろ過器設置工事の財源として1,250万円増額、14目、オラレまちづくり基金繰入金は、本県産牛肉・豚肉ギフト券付きプレミアム商品券発行事業の財源として200万円増額。

18ページの2項、特別会計繰入金は、各特別会計の前年度決算の確定に伴い、国民健康保険特別会計繰入金等を総額で2,384万5,000円増額しております。

19ページの19款、繰越金は、前年度からの繰越金が確定いたしましたので、2億7,785万9,000円増額しております。

22ページをお開きください。

21款、市債は6,720万円増額し、総額で20億6,720万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。23ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、3目、財産管理費は県道塗木大隅線歩道整備に伴う、松山支所庁舎敷地内の擁壁等改修事業に1,000万円、6目、情報管理費は社会保障税番号制度に係る事業など、電算システム管理整備事業等で1,110万6,000円計上しております。

25ページをお開きください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、4目、保育所費は、保育所緊急整備事業、認定こども園整備事業など、安心子ども基金総合対策事業に3億4,812万6,000円計上しております。

27ページをお開きください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費は、予防接種法の改正に伴い、予防接種の種類が追加されたことにより、411万6,000円計上しております。

29ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、資材価格高騰などの対策のための利子補給事業に226万9,000円、4目、園芸振興費及び5目、茶業振興費は桜島の降灰防止対策としての活動火山周辺地域防災営農対策事業に、それぞれ4,345万円、1億7,168万1,000円増額計上しております。8目、農地整備費は、国のがんばる地域交付金を活用するため、農道舗装などの市単独土地改良事業を1,050万円計上しております。

30ページをお開きください。

2項、林業費、2目、林業振興費は国有林の分収林立木売り払いに伴う分収林、分収交付金を3,470万円計上しております。

31ページの7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、本県産牛肉・豚肉ギフト券付きプレミアム商品券発行事業を2,217万3,000円計上しております。

32ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費、3目、道路新設改良費は、がんばる地域交付金を活用し、市道を改良するなど、道路改良事業に2,200万円計上しております。

33ページ、9款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費は、老朽化している安楽分団詰所建設のための用地取得等に925万8,000円計上しております。

34ページをお開きください。

10款、教育費、2項、小学校費は、泰野小学校プールのろ過器設置工事に1,250万円計上しております。

38ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費は、農業用施設の補助災害復旧事業を4,500万円計上、単独災害復旧事業を767万8,000円増額、林業用施設の単独災害復旧事業を202万2,000円増額しております。

39ページをお開きください。

2項、公共土木施設災害復旧費は、単独災害復旧事業を187万円増額しております。

以上が補正予算第2号の主な内容でございますが、詳細につきましては補正予算説明資料を御参照ください。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（市ヶ谷 孝君） 補正予算の内容に関しまして1点、教育委員会生涯学習課分について説明をいただきたいと思ひます。

予算資料の説明資料、補正予算の16ページになりますけれども、野神青少年館、通山青少年館の空調機、エアコンが落雷で故障した件につきまして、結果として、今回9月の補正予算を組んで、審議、執行をして対応という形になったんですけれども、やはり8月、とても猛暑で暑い中、かつやはり子供たちが夏休みで公民館の利用、大小のイベントの利用が増えて、やはり公民館の空調施設の重要性というものが高まった中で8月中の復旧がかなわず、9月まで延びてしまったことになったんですけれども、やはり地元的一般の方の感覚としては、そういった重要性が高い中、かつ保険に入っていて保険金が下りるはずなのに、なぜこんなに遅くなったのかという声が非常に強く挙がっております。そこで、今回市の行政としてこういった形で対応されたのか。また、保険金がいつ頃下りて、こういった形で9月の補正で対応という形になったのか、そのあたりの経緯、経過の方を概要で構いませんので、説明をお願いいたします。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 今お尋ねの青少年館のエアコンの購入の関係について、経緯も含めて少し説明をさせていただきます。

野神青少年館と通山青少年館、同じでございます。7月21日に指定管理者の方からエアコンが故障しているという連絡を受けたところであります。私どもとしましては、点検を確認しましたところ、落雷により基盤が焼けているということでございまして、エアコンの型式が古いため、現在の物品の調達ができず、修理が不能ということでございました。修繕でございましたら対応が可能だったんですけれども、新たに備品購入ということになりましたので、今回9月補正で予算を計上させてもらって対応させてもらうということでございます。地区の館長さんには、その旨を連絡して9月補正で予算計上することを御理解いただいたところでございます。

機材につきましては、大体1台75万6,000円を見込んでおりまして、こういう建物災害共済金につきましては、8割ぐらいが収入で見込めるということで、今回予算計上しているところであります。手続きについては、既にしておりますけれども、物品購入後に購入価格が決定してからの額の決定と、災害共済金の決定ということになるということでございます。

地域の皆様方には、ちょうど一番暑い中に不便をかけるような形になっておりますけれども、議決をいただきましたら、早急に対応してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） 所管外1点だけお願いをいたします。

福祉課所管になりますけれども、安心子ども基金総合対策事業で、例年この改築、そして建て替え等の提案がなされるわけでありますが、そのことは国が県に委託をしまして、県の補助率等を考えたときに、この基金があるうちにしっかりと本市の保育行政、あるいは幼稚園行政がしっかりとしたものになっていくということが望ましいなと思っております。これまでこういった形で毎年度提案がなされておるわけでございますが、特にちょっとお聞きしたいのは、こういった建て替え、あるいは改築の流れの中で、いわゆる築年数がこういった提案があるところよりもっと古いところがございますよね。そして、そういったことを考えたときに、耐用年数を見たときに、より安全な施設の確保ということであれば、しっかりと事業者にも手を挙げていただ

きたいと、そういう思いがあるわけですね。そういった意味では、そういったところに対する行政側からの素人はなかなかできませんでしょうけれども、基礎体力がなくてできないのかどうか、ちょっとそこらが心配になるものですから、そのところをちょっとお示しをください。

○福祉課長（福岡勇市君） 今回、2園について補正を上程したところでございます。

要望といたしまして、今現在要望が上がってきているのが2園ほどありまして、築が52年、53年になっているところでございます。

あと、まだ2園ほどは要望がないところでございます。これについても要望がありましたら逐次協議しながら建て替え事業について、県の方に要望、市の方で協議しながら要望したいと思っていますところでございます。以上です。

○13番（小野広嗣君） 要請があっていることも分かっています。僕が言いたいのは、いわゆる築年数等で、まだまだ老朽化している施設が園舎があるわけですね、そういったところに対して市がただ窓口になるのではなくて、こちらの方からも事業所に働き掛けて、当然事業者はこういった事業は分かっていますね。それでもやはり自己資金の問題もあったりして、なかなか手を挙げられないところもあるわけですね。しかし、こういった安心基金があるときに、どうでしょうかという働き掛けが必要なんじゃないかということを行っているんです。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この子ども安心基金の活用につきましては、本市は近隣地域からすると、特段にすぐれた形で対応しているというふうに私自身は思っています。それは普通ならば1自治体に1施設だけというようなこと、あるいは市の独自の助成についても限度があったりということについて、私どもの地域は積極的にこのことは対応しているということございまして、その成果はどうかということをも多分そうなると思いますが、事業者の方々は積極的にこのことについては、対応していただいているということについて、本当に喜ばしい限りであると、それは子供たちの保育する環境が極めて格段に向上されているんだと、そしてまた、対象保育児童数が増加しているんだということでありまして、このことについてそれぞれの事業者の方々が十分御認識だということであろうかと思えます。

ということで、私どもとしましては、この民間の方々は自己負担がございまして、その分について十分準備が整ったら対応はできますよということについては、基本的に理解していただいているというふうに思っていますので、また、もしかしてそのことについて何らかの御相談があれば、対応はして、文字どおり施設の改良については、早いうちに全施設が改良されたまちというふうにもっていきたいというふうには思っているところであります。

○13番（小野広嗣君） 今市長の答弁はよく理解をできるわけです。そして、この安心子ども基金総合対策事業というものが、仮に年々伸びてきているわけですが、年度年度で区切っていますから、なかなか当初で予算を計上できないといった問題も毎年含んでいますね。そういった意味では、今のところ安心かもしれないけれども、少し将来的にはどうなのかなと、予算的にですね。それでもなおかつ、この事業がなくなっても要請があれば市として市長の英断ですよ、こ

ういった改築、建て替え等にもしっかり助成をしていくというのはこの本会議場で答弁をいただいていますので、それはそれでいいんですが、できればこの事業があるうちに、少しでも市の負担も抑えた方がいいわけですので、そういった中で、やはり少し元気のあるところはどんどん手を挙げられるわけですが、そうでないところで、少し今言われたように自己資金の問題、こういった部分でちゅうちょされているところがあるとすれば、そこに働き掛けを市としても今後もしっかりやっていきますけれども、ここ数年の間にどうかよろしく願いますというような働き掛けをしっかりとやってほしいという思いで質疑をしておりますので、御理解をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員のお話になった内容につきましては、十分参酌いたしまして、事業者の方々とも十分内容を詰めながら、このことについて対応してまいりたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○20番（福重彰史君） 所管外について、2点だけお伺いをいたしておきます。

まず、安楽分団詰所整備事業でございますけれども、今回用地取得ということであるようでございますが、まずこの用地につきましては、地目は何であるのか。そして、取得面積、合わせて平米単価、坪単価でもよろしゅうございますけれども、その点について伺いたいと思います。

次に、学校施設維持管理事業でございますけれども、泰野小学校プールろ過器の設置工事でございますが、この説明の中では、ここ数年基準値を超える細菌等の検出があったというふうに出ておりますけれども、この間の対応というものはどのように行われていたのか伺いたいと思います。

○志布志支所長（川野賢二君） ただいまの安楽分団詰所予定地について御説明いたします。

場所が安楽の安楽字外園807番の1でございます。地目は畑となっております。予定の買収価格としましては、（1㎡当たり）6,600円程度を考えているわけなんですけれども、地積で1,389㎡でございます。

○教育総務課長（溝口 猛君） 学校施設維持管理事業の泰野小学校のプールろ過装置の設置工事についてでございます。

泰野小学校におきましては、上水道をプールで使っているわけでございますが、先ほど御質問のここ数年基準値を超える細菌等の検出がありということで、学校からの報告によりますと、一昨年1回基準値を上回る水質検査の結果が報告されています。そして、本年7月にも1回基準値を超えている数値が報告されているという結果になっております。これを受けまして、教育委員会でもどう対応するかということでございましたが、一般水道をひいておりますので、もし水の入れ替えをすれば、夜間しか導入ができないということで、三、四日かかるということがございまして、プールの授業にも影響があるということで、今回プールのろ過装置の設置についてお願いしているところでございます。

○20番（福重彰史君） まず安楽分団の用地取得の関係でございますけれども、いわゆる価格、

いわゆる坪単価、これにつきましては、いわゆる周辺地との地価との比較からしたときに、どのような状況であるのか、その点と。

学校施設につきましては、ここ数年基準値を超えていたということでございますので、その間も利用はされていたということで、そういう中で、いわゆる子供たちに対する、児童に対するそういう健康被害等々につきましては、どのような対応がなされていたのか、あるいはまた、影響はなかったのか、その点について伺いたしたいと思います。

○教育総務課長（溝口 猛君） 先ほど説明しましたとおり、一昨年1回、そして本年1回検出されたところでございます。

具体的にどういう対応をしたかということでございますが、学校の方では担当の職員が細菌等を抑えるために塩素等の管理をしているわけでございますが、水質検査の結果、プールが使えないというような状況になったときには、即プールの授業を中止して水を入れ替えるというような作業をしていたところでございます。

教育委員会の方で、どう対応したかということにつきましては、学校の方からそういう連絡があったときには、子供たちの健康上の影響を考慮して、当然水の入替えをお願いしているところでございます。

先ほど申しましたとおり、上水道の水道を利用している関係で、昼間水の入替えをしますと、一般家庭に非常に大きな影響が出るということで、現実的には水の入替えをするときは、夜10時から朝の4時まで限定しまして、プールの水の入替えをしていると、したがって、先ほど申しましたとおり、プールの入替えに三、四日、日にちを要するというので、今回どうしてもろ過装置の設置をして、来年度のプールの時期の授業に対応したいというふうに思っております。

○志布志支所長（川野賢二君） 単価設定でございますけれども、平成23年度の東九州自動車道の買収単価等を参考にしまして、市道安楽線の買収単価等がありましたので、それを参考に買収単価を設定したところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありますか。

○9番（丸山 一君） 所管外ですので、1点だけお伺いをいたします。

通山保育園の建て替え事業に関しまして、通山保育園と、すぐ下を通ってます市道の間には雑木が生えておりますけれども、その雑木は道路上に被さっておりますので、建設課においては、いずれは切ってほしいということをお願いをしとったわけですが、建て替えをするのに関して、そういうところと建設課と協議というのはあったんでしょうか。どういう対応になっているんでしょうか。

○福祉課長（福岡勇市君） 通山保育園の建て替えについては、建設課とは協議はしていないところでございます。

しかし、現在は通山保育所の建て替えにつきましては、同敷地内の屋外遊戯場となっている部分に新園舎を併設して、今現在は旧園舎を取り壊す予定としておりますので、今言われたことに

については認識がなかったところでございます。

○9番(丸山 一君) 今課長答弁にありました遊戯場の辺りは、市道との落差が10mぐらいになるわけですね、遊戯場前の一般家庭がありますけれども、そこと市道の間のがけが、こう、竹が生えているからまだいいんですけれども、10年ほど前はかなり開いてきた事実がありますので、そういうことを考慮されれば、治山事業なりをされて崩落防止という対策をしながら、上の施設の改築なり、新築なりということで、僕はしたほうがいいのではないかと考えておるので、建設課と協議をされているかということなんです。

先ほど言いました今現在の保育所の横の市道のがけに生えている木が、相当道路上にオーバーハングしてしまっていて、よそから来られた人たちの父兄の方たちが、あの木は道路上に被さっている、しかも歩道の上に被さっているから危ないというので、何とかしてほしいという要望があったので、建設課の方には、とりあえず切るだけでもいいんじゃないかという話はしていたんですけれども、その上で今度は保育所を建て替えをすると、やっぱりそういう対応も必要ではないかというので質疑をしておるわけです。

○建設課長(中迫哲郎君) 今御指摘の箇所につきましては、木が覆い被さっているということで、建設課の方にも何回か地元の方の要望はあったところでございます。

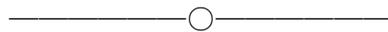
土地の所在が民地であったりとか、いろいろございまして、それと高さとかございまして、今後また現地の方を調査いたしまして、また地元の方にも相談をしていきたいと考えております。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



日程第18 議案第48号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(上村 環君) 日程第18、議案第48号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億388万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億3,468万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の療養給付費等交付金は、過年度分の退職者医療療養給付費等交付金を2,376万3,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。歳入の繰越金は、前年度繰越金を7,500万4,000円増額するものであります。

15ページをお開きください。歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、国庫補助等返還金を4,951万9,000円増額するものであります。

16ページをお開きください。歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を349万9,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

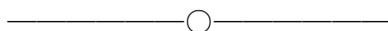
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第48号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第19 議案第49号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第19、議案第49号、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、委託料、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,120万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。歳入の繰入金は、一般会計繰入金を5万2,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を169万5,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第49号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第20 議案第50号 平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第20、議案第50号、平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,012万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億453万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。歳入の繰越金は、前年度繰越金を6,675万2,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、償還金を1,250万9,000円増額するものであります。

9ページをお開きください。歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を1,865万1,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第50号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第21号 議案第51号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第21号、議案第51号、平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号、平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。予算書の3ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を419万9,000円減額するものであります。

4ページをお開きください。繰越金は、前年度繰越金を419万9,000円増額するものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第22 議案第52号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第22、議案第52号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。繰入金は、一般会計繰入金を44万1,000円減額するものであります。

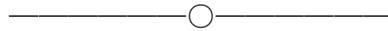
4ページをお開きください。繰越金は、前年度繰越金を44万1,000円増額するものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は、総務常任委員会へ付託いたします。



日程第23 議案第53号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第23、議案第53号、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。繰入金は、一般会計繰入金を10万7,000円減額するものであります。

4ページをお開きください。繰越金は、前年度繰越金を10万7,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

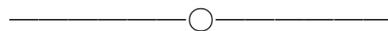
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第53号は、総務常任委員会へ付託いたします。



○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

8日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後3時53分 散会

平成26年第3回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成26年9月8日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

西江園 明

野村 広志

小野 広嗣

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（1名）

15 番 金 子 光 博

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長補佐 萩 迫 和 彦
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、8番、西江園明君の一般質問を許可します。

○8番（西江園 明君） おはようございます。

新しい議会構成になりまして、初めての一般質問になります。通告しておりましたので、市長をはじめ執行部の皆さんの誠意ある答弁を期待申し上げます。

私ども議員もですが、市長も今年は選挙の年でしたから、いろんな多くの人、市民の方と会ってお話をされたと思います。私ども議員も多くの皆さんと話をしましたけれども、その中で行政、すなわち市役所に対する意見が多いというふうに感じました。順次それに従って質問してまいりたいと思います。

まず、通告しておりました物品の購入や工事関係については、市内の業者を優先すべきではないかと通告しておりましたので、まずこの件についてお伺いします。

冒頭にまず市長に伺いますが、この件につきまして、市長は職員にどのような指示をまずしているのかお伺いします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

西江園議員の御質問にお答えします。

入札等に参加するものにつきましては、志布志市物品の購入等に係る入札及び見積参加資格審査要綱に基づきまして、2年ごとに参加資格審査を実施し、申請に基づき参加資格を認めているところであります。

また、入札となる場合には、参加資格のある相手方を本店、支店等の所在地により市内業者か市外業者かとみなし、指名競争入札で執行しているところであります。

受注内容が市内業者のみで履行可能な案件につきましては、市内業者のみの指名とします。また、物品購入等に際しましても、市内専門店が複数ある場合には、地域経済振興の観点から市内業者が受注者となるよう指示しているところであります。

建設工事の入札においては、志布志市建設工事入札参加資格格付業者を対象とした条件付一般競争入札として執行しております。市内業者及び市内に主たる営業所等を有し、市内住民を3名以上雇用している等の一定要件を満たした準市内業者を優先して指名しております。

○8番（西江園 明君） 今、役所らしい事務局が準備しました堅苦しい表現の答弁でしたけれども、市内を優先するというふうに理解をして安心いたしました。

要は、ただそういう規則とかうんぬん市長はそのように職員に対して指示しておりますけれども、要は職員がそれに基づいて行動しているかが問題です。私がなぜこういうことを今回質問するかと申しますと、あるお店の方から相談を受けました。市役所から見積りの依頼があったので見積書を提出しました。その後、何も連絡がないので、お店の方から連絡を試みたら、担当の人が「今回はネットが安かったので、そちらで購入しました」との回答だったようです。御存知のとおりネット販売の価格じゃとてもじゃないけど、このような地方の小さなお店では太刀打ちできません。今市長の答弁の中にはちょっと出てこなかったんですけども、私はちょっとそこでその人の答えを聞いたときに、市役所は先ほどうんぬんというふうに市長がおっしゃいましたけれども、物品購入の場合は債権者登録をしたところから購入するというふうに私は思っていたんですが、ネットからでも購入できるんですか、伺います。市長でも担当課長でもよろしいですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の物品購入につきましては、指名競争入札及び随意契約においても参加資格を有する業者から入札書や見積書を徴するなど、契約規則、服務規則に基づいた事務手続を経て購入させるため、インターネットを通じて、いわゆるネット販売による購入はできないものであります。

現在職員が職場のパソコンを使いまして、ネット購買をしよういたしますと、市のパソコンにおいてはブロックされて接続されない設定となっております。ということで、いわゆるネット販売につきましてははしないということになっております。できないというふうになっております。すみません、ネット購入でございます。

○8番（西江園 明君） じゃあネットでは市役所自体は購入できないというふうに理解してよろしいわけですね。では伺いますけど、市から補助している団体、補助団体が物品を購入する場合はどうなんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

補助団体につきましては、現在入札の状況を把握しておりませんが、おおむね市の契約規則に準じて執行しているというふうには認識しているところでございます。

○8番（西江園 明君） そこまでは関与していませんから、実態は把握されていないようですが、やっぱり同じ市民の税金を補助金として出しているわけですから、その辺のところについて、そういう小さなところは別ですよ、大きな補助団体に対して指導とか協議していくつもりはございませんか、伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように少額でない契約につきましては、特に今までもそうですが、市の契約規則に準じて行っていただきたいという要望は述べてきていたところでございます。今後このことの執行につきましては、改めて指導をしてまいりたいというふうに思います。

○8番（西江園 明君）　そういう補助団体が1円でも安く買いたいという気持ちは理解をしますけれども、やっぱり税金を納めている小さな店にとっては、その気持ちになって行動すべきだと思います。今市長の答弁にありましたように、事務的な話じゃなくて、議会でも出たがというようにあれを協議していただければと思います。

あとですね、個人的な買い物はやむを得ないとしても、役所が購入するものは市内の業者から購入すべき、そういうふうにするというふうに市長の答弁がありましたので、後からの質問の職員の研修についてもお尋ねしますが、これとも関係がありますけれども、ある自治体では物品の購入先をそれこそ鉛筆の1本までどこから幾らで買ったというふうに、それすらサイトで公表しているところもあるようです。すごい事務量大だと思いますので、そこまでしろとは言いませんが、疑いをもたれないような事務処理が行政不信の払拭につながると思いますのでお願いをいたします。

先ほど工事関係も含めて答弁をいただきましたので、よろしいですけれども、ちょっと通告しておりませんでしたけれども、業務委託について、耕地林務水産課の業務委託でしたけれども、もう入札も終わり成果品も出てきたでしょうから、今更とやかく言うつもりはございませんが、確か4月の3日に入札を執行しています。4月3日といえば、ここは課長も課長補佐も異動で、まだ着任もですよ、席にも座っていないような時期に、こんな慌ただしい時期にですよ、4月3日といえば、そして業務委託にしては珍しく非常に大きな物件で、それを市外の業者が受注しました。新しい課長も何が何やら分からんうちに、そんなに慌ただしく執行しなければならないわけがあったのか不信を持ってしまうんです。工期がなかったらなんていう理由にはなりません。新しい課長が着任してからでも1週間後に執行しても成果品には何ら影響はないと思います。先ほども言いましたように、行政不信を招かないような事務の執行をお願いします。これは通告しておりませんから、答弁は結構です。ですから、こういう本当は私から見れば3工区でも、大きくても2工区、3工区でも分割してできるような業務をこんな慌ただしく4月3日に執行しなければならなかったわけが分からないんです。

次にいきます。職員研修について伺います。

これは、そこに通告してありますように、資質向上のためということで、職員の研修を充実すべきではないかということでもあります。職員は、先進地はもちろん様々な研修体験をし、それが市民のためになるために、そして、市長の政策に反映させるべきと考えます。市長から出る政策だけでなくです。もっと職員からも政策として出してほしいと思います。今職員の研修の実情とどうか、実態はどういう状況なんですか、伺います。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

本市の職員研修につきましては、毎年度職員研修計画を策定しまして、その計画を基本として実施しております。

平成25年度におきましては、階層別研修、特別研修、派遣研修、市単独研修を実施しております。階層別研修は県の市町村振興協会自治研修センターが新規採用職員研修や新任課長研修など、

職位ごとに実施している研修でございまして、36名の職員が各階層の研修を受講しております。

特別研修は、職員の実務能力向上や自己啓発を目的に県市町村振興協会自治研修センターで実施している研修でありまして、簿記、財務諸表研修、法制実務研修、企画力・創造力開発研修など、20名の職員が受講を希望して研修しております。

派遣研修は、市町村職員中央研修所等が実施している研修でありまして、4名の職員が地域づくり、契約、行政管理研修を受講しております。

市の単独研修は、接遇向上のための窓口サービスステップアップ研修や、行政対象暴力対応研修、情報セキュリティー研修などを実施しまして、延べ594名の職員が研修しております。

また、定住自立圏における人材育成事業としまして、都城市との人事交流派遣のほか、特定課題解決型研修、政策立案の能力向上研修など圏域内の人事交流も含めた研修に延べ55名の職員が参加しております。

○教育長（和田幸一郎君） 今議会でも教育委員長の委任がございましたので、答弁をさせていただきます。

職員の資質向上のための研修の充実につきましては、教育委員会も市の執行機関の一つとして、市職員の人材育成基本方針及び研修計画に基づき、市長部局と同様の研修体制をとりながら職員の資質向上に努めているところでございます。

教育委員会の取り組みとしましては、毎週の職員朝礼で教育長の講話を行い、職員の意識の向上、情報の共有等を図るよう努めております。また、毎日の朝のあいさつ運動の後には、職員の1分間スピーチを行い、ふだん感じていることや気づいたこと、自分がやりたいことなどを全職員が交代で話をするることによって、コミュニケーション能力を少しでも高めることができると考えております。

このほか、本年度からの新たな取り組みとしまして、市職員及び市内小中学校の教職員を対象に、教育講演会を開催したところでございます。教育現場における課題は、学校の教職員だけで解決できるものばかりではありません。市長部局や様々な関係機関と一体となって取り組まなければならないことも多々ございますので、様々な課題解決や魅力ある学校づくりに取り組むことができるよう職員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○8番（西江園 明君） 今市長、教育長からいろいろ研修の内容について実態というか、実情を答弁いただきましたけれども、今特に市長部局の実施している分については、いろいろ中央とかそういうところから案内があった研修について参加をしているというふうに今の答弁で私は受け取りました。ですから、もうちょっと職員自らが、教育長ありましたけれども、自己啓発につながるような研修をする機会を与えてほしいというふうに思います。

私も昨年でしたか、一般質問で志布志にありますしおかぜ公園の芝の管理について一般質問しました。そして、同僚議員が先の委員会でしたかね、その中で、年間の管理委託料を払っているんだから1年中使用できるような状態に管理すべきではないかというふうに質問されました。それに対して、課長が芝の管理は難しい、今後市長とも冬芝の導入を含め協議していくと答弁され

ました。私が質問して、先ほどまた同僚議員も先般質問されましたけれども、担当としてどのような研修をどこに行ったのかお尋ねいたします。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 芝の管理についてのお尋ねでございます。

研修につきましては、他の市町村の公共施設、それから鹿屋体育大学等から情報収集等を行っているところでございますけれども、実際に現地に出向いての研修というのは、現在まだ実施できていないところでございます。サッカーフェスティバル、ドリームサッカー、それから国体の調整のための対応ということ、今やっていたところでございます。10月に芝の研修を計画しているところでございます。今後しっかり勉強してまいりたいと思っております。

○8番（西江園 明君） 現地を見れば、今の答弁を聞きまして残念だなと思います。やっぱりあの状況、状態を見て、現場を見ないで情報収集じゃなくて、やっぱり職員自らが現場を見て、そうでないと現場には指導できないですよ、ですから、職員が自ら指導できるように研修をしてほしいということを私は言っているわけです。私が一般質問した関係から教育委員会委員にお聞きしましたが、市長が掲げる子育てにやさしいまちづくりの一例に埼玉県のあるところでは、人口増を図るために子育てにやさしいまちづくりの一環として全てをバリアフリー化して、乳母車にやさしい街としてPRし、その結果、若い世代が増えたとの報道もありました。こんなところもぜひ案内があったからの研修じゃなくて、やっぱり職員が我が町にも導入したいというような研修をしてほしいと思いました。私も議員も研修に行きます。そして、今も言いましたように、我が町にも反映すべき一般質問で、その具現化についてただしていきます。当然予算を伴うことですが、職員が現場を見ているのと、見ていないのとでは全然違います。そういうことで、そのぐらいの旅費は十分市民に結果が出るのであればペイはできると思います。

そこで伺いますが、志布志市の核といえば志布志港だと思います。市長は、あちこちで挨拶をされる時も当然我が志布志港はうんぬんというふうに冒頭に挨拶されるはずですが。この志布志港を更に発展させるために、以前は海外にもポートセールスとか盛んに行っていたらしいやいますけれども、最近はこのを見てみますと、国内だけの負担金が協議会に計上されているようですけれども、今まで海外のポートセールスとか、そういう国内のポートセールスはどのような状況なんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ポートセールスにつきましては、定期的に計画的に開催をしているところでございまして、特にこの志布志港においては、県が管理者ということでございますので、県と合同してやっているところでございます。

そしてまた、以前は海外の方にもポートセールス活動をしておりましたが、3年ほど前に台湾、それからバンコクにタイに行って以来、海外のポートセールス活動はしていないところでございます。今回私どもが改めてそのことにつきまして、海外のポートセールスも必要でないかということのお願いやら指示やらしているところでございますので、今後そのことについては、計画がなされてポートセールス活動を展開していくというふうに考えるところでございます。

○8番（西江園 明君） 以前も3年前で止まったということですがけれども、今市長がやる気のある答弁、県の方にも働き掛けているということで期待をしていますけれども、それについては職員、3年前までも含めてですよ、職員は同行したんですか、それと、今市長が今後もまたそれを再開したいというようなことを県の方に伝えたということですがけれども、その件についても職員の同行についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

職員の同行、随行につきましては、当然考えるところでございます。直接担当者同士で話をしていくということは必要かというふうに思いますので、そのことについては、今お話ししたような形で展開してまいりたいと思います。

○8番（西江園 明君） そこでですよ、そういうふうにポートセールスというのは盛んに行っていると思いますが、なかなかそういう単発的な営業というか、ポートセールスというのは大行列になりがちで、名刺交換がメインになりがちで、その土地、海外の場合ですよ、その土地、文化に触れる機会はなかなかないように感じます。現在志布志港は、木材の輸出が日本一と言われていますが、主にこれはどこに輸出しているんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成23年度より木材輸出を開始しておりまして、主に韓国、中国に輸出しております。平成25年実績で中国に杉1万3,468㎡、ヒノキ618㎡、韓国に杉が1,329㎡、ヒノキが8,495㎡の輸出の合計が2万3,910㎡になっております。

○8番（西江園 明君） では伺いますが、今、中国、韓国がメインということで、木の質によってばらつきはありますけれども、ではそこに行き何に加工されているか、現場を研修したことはあるんですかね、森林組合は当然自分のことですから、営業、当然努力していますから、行政としては、このようなことには全然関与していないんですかね、併せてお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成24年11月20日から22日にかけて、韓国の光陽市、ダイヒョンウッド株式会社と釜山市の有限会社東洋特殊木材産業の2か所を森林組合と視察を行っております。その中で、日本産のヒノキが人気があると、そしてまた、そのことに基づきまして、志布志港から輸出材がB・C級の小径木で輸出されているということでございます。行政としましては、同行という形で視察研修を行政関与の形で行っております。

○8番（西江園 明君） その24年度11月に韓国へ行かれたということですがけれども、ここにいたのは行ったのは誰ですか、市長だけですか、それとも職員も同行したんですか。

○市長（本田修一君） この場合におきましては、担当課長が行っております。

○8番（西江園 明君） そうやって現場を見るだけでも大いに勉強になると思います。

私もある人から相談を受けまして、海外で製品化して日本で販売したいが、中国などにも個人で行ってみたが、なかなか個人では小規模なためルートは見つからないと相談を受けました。たまたま台湾の商社に数年前まで勤めておりました同級生がおりましたので、紹介をしたらト

ントン拍子に話が進んだようです。このように起業したくてもルートが分からない人がいるかもしれません。そこに手助けをするのが援助というか、補助するのが市役所だと思います。ですから、先ほど言いましたように、単発的なセールスでなく、現地に職員を駐在させ、市場の拡大や鹿児島県との仲介役など大いに活躍してほしいものです。東京には職員を派遣していますが、海外にも派遣して志布志市をPRすべきだと思います。部屋を別に構えるなんか必要はないんですよ、志布志港にある企業の一室を借りて机にそこを一つでも置けば済むことで、職員も志布志港にある企業と思えば安心するでしょう。

職員をこういう形で駐在をさせるというようなことを言いますと、すぐ財政的なことを理由に後退をしがちですけれども、このようなソフト的な事業は国に提案すれば何か支援はあるはずですよ。なかったら、ないから終わるんじゃなくて、そのような制度をつくる働き掛けを提案する。すべきだと思いますよ、そこが企画力、そして政治力です。市長どうですか、職員の海外派遣、駐在について考えてみる気はないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港においては、先ほども言いましたようにポートセールスを県と連携して行っていると、そしてまた、輸出に関しましても、積極的にそのような事案があれば民間の方々と協力しながら取り組みをしてきた実績があります。例えば、タイペイ（台北）フーズにおいては、経年取り組みをしてまいったところがございますが、実績が伸びないということで、去年はやっていないところがございます。また、民間の方からそのようなお申し出があれば取り組みはしてまいりたいというふうに思います。

専従の職員ということについてでございますが、総合的な取り組みをしていながら貿易量を増やしていく、取扱量を増やしていくということになるかと思えます。まだまだ、例えば、志布志港で最大の取扱量を誇るものは何といっても穀物でございます。その穀物について、もっと積極的に取り組みをしたいという思いはあるところがございますが、専門の業者の方々とお知恵をお借りしながらこの取扱高については増やしていくということでございます。

そして、木材についても専門の森林組合の方々が率先してこのことには取り組みをしていただきましたので、私どもとしまして、全面的にバックアップをする体制をとりながら、取扱高を増やしていくということにしております。

そのようなことで、民間の方々の要望がございましたら、積極的に対応してまいりたい。そして、できる限り関連する方々と一緒になって取扱高を増やしていきながら、志布志港全体の量を増やしていくということが、今後の更なる志布志港の発展につながっていくというふうに思いますので、そのような方向で今後も展開してまいりたいと思えます。

○8番（西江園 明君） そういう要望があれば検討したいというような非常に前向きな答弁でございました。要はその結果、成果じゃなくて、やはり市がそこまでやるんだというぐらいの姿勢を見せれば、やっぱり企業もそういう外から見た目も違ってくると思えます。

先日の新聞にも出ていましたけれども、国は地方の活性化とうたいながら、国へ自治体から提

案した事業はほとんどが却下されていきました。ハード事業が主だったせいもあり、国の権限を残したい特区的なものですよね、残したかったようです。

しかし、今述べましたようなソフト事業は国レベルで言えばほんの微々たる予算ですよ、提案する価値は十分あります。それが成果を生む、要は職員がそうやって出向く、現地の文化に触れるということが大いに将来の志布志市の糧になるというふうに思いますので、その志布志港の取引きうんぬんというだけではなく、資質向上のためにも、そういう国に予算獲得に向けて提案をしてほしいと思います。期待しております。市長の志布志港にかける気持ち次第です。

次に移ります。今の述べました職員研修に関連してですが、教育委員会では、青少年研修事業が3件ありますが、この研修事業への職員の随同行の状況をまず伺います。

○市長（本田修一君） シアトル研修でございます。市の職員研修につきましては、旧志布志町におきまして実施しておりましたが、合併後も引き続き平成20年度まで実施していたところであります。それまでは職員が同行して海外研修、そしてまた、これにつきましては、随行という形でしておりましたが、21年度当初予算編成におきまして、緊急経済対策実施に伴いまして、財源確保ということもございまして、既存事業の事務縮小の方針を示しまして、生涯学習課とも協議を行った上で、このシアトルへの職員派遣の事業につきましては中止しているところであります。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 担当課の方から三つの事業のことについて説明させていただきます。

教育委員会の方では高校生を対象としたシアトル研修、中学生を対象としたカリフォルニア研修、小中高生を対象とした山形研修の三つの大きな事業を行っているところでございます。

職員の随行状況ということでございますけれども、シアトル研修は、先ほど市長からもありましたように、平成20年度まで職員研修と位置付けて1名派遣されておりました。それからカリフォルニア研修につきましては、職員は派遣されておられません。山形相互研修につきましては、毎年教育委員会の職員2名が引率として随行しております。以上です。

○8番（西江園 明君） 今市長から答弁がありましたけれども、予算編成、残念ですね、お金の換算できないものを職員はそれ以上のものを職員は学んでくる思います。

この「明日へ」ですかね、青少年研修事業の成果を発表した冊子ですけれども、毎回楽しみにこれを読んでいきますけれども、これを読んでみますと、まず参加した生徒の感想文に海外の文化を学び志布志市の良さを知ってもらいたい、これが研修に参加したきっかけでしたとあります。また、結びには援助してくださった志布志市にもその恩が返せるように、志布志市で活躍できたらいいですというふうにあります。頼もしい高校生の意見です。

また、保護者の感想文に写真の娘はどれも笑顔で見たことのないような表情をしていました。もう一人の保護者は、たかが1か月、されど1か月、この1か月で体験し、感じ、見たもの、触ったものすべてが娘の糧となったと言っても過言ではありません。こんなすばらしい機会を与えてくださった関係者に感謝します。これからもどうかこの研修を継続していただき、すばらしい経験ができる機会を未来を支える子供たちに与え続けてほしいと心から思います。

参加した生徒も、その保護者もこの研修に参加して本当によかった。そして、すべての保護者から市の関係者、市教育委員会に感謝の言葉が列記してあります。まさにこれを見ますと公務員冥利に尽きると思いますが、ちょっとそれですけれども、教育長は今回こういう志布志市に新しく赴任されましたけれども、こういう事業についての思いというか、とまたこれを読まれての感想があったら、まずお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

青少年研修事業の中に、この海外研修が二つ組まれておりますが、出発式をした時に、私は子供たちにどういう目的でこの研修に行くのかと、そういうことをきちんと持っていくようにというところで話をしました。したがって、行く生徒は何のために自分はこの海外研修に行くんだという目的を持って出発しました。先日、カリフォルニア研修、シアトル研修を終えた子供たちが帰ってきました。行く前の子供たちと帰ってきた後の子供たちの表情、態度、それを見ていると本当に明らかに1か月、あるいは3週間の研修であるけれども、子供たち変わったなということを実感いたしました。聞いたことは忘れる、見たことは覚える。しかし、したことは理解するという言葉がありますけれども、そういう意味では、本当に貴重な体験をして帰ってきた子供たちに、私は本当に感動いたしました。今議員に紹介いただきましたけれども、「明日へ」というこの文集、この記録については、今後それぞれの行った生徒たちがまとめることとなりますけれども、私はこれを読みながら、やっぱり行って初めて学ぶことがいっぱいある。そして、改めてまた日本の良さ、志布志の良さというのもこの文集の中には書き込まれています。

そして、今議員言われたように、こうして自分が行けたのは、志布志の教育委員会を含めて、多くの方々がお金を出してくださっているおかげだという感謝の気持ちも触れています。

私は、帰国式の時に、この生徒たちに言ったのは、今度はその学んだことをあなた達はどんな形で返すのか、そのことが大事だよということを伝えました。したがって、この研修というのは、本当に貴重な体験で、子供たちを大きく膨らませておりますので、今度はその学んだことを学校で、地域で、いろんなところで還元できるように、そういうことをこれからも大事にしていきたいなど、そういうふうに考えております。以上です。

○8番（西江園 明君） そうやって子供たちは、目の色が変わって帰ってくると、そういう中には、せめて職員もその二つの研修には同行して、職員が随行してくれるかでは、また最近は参加者、応募者も減っている傾向があります。その一つに、そういう随行者がいらないのであればというのが一因にならないように思います。

ほんの二、三週間前でしたが、この人は高校を卒業してから1年間のワーホリに、現在外国に行っているんですけれども、ホームステイ先とトラブルが発生したので、どうしたらいいかというふうに、その行っている子供のお母さんから相談を受けました。こういうワーホリの場合は代理店が仲介に入りますから、でもそういうトラブルはその会社に傷がつくのかどうか分かりませんが、全く対応してくれなかったようです。このようにトラブルが発生したり、生徒の悩みを聞いてくれたりする人が身近にいるということは、精神的にもすごい励みになると思います。

この冊子の中にもあります。外国に、アメリカに行く前の不安や心配は何ですかというアンケートに対して、ホストファミリーとうまくやっけていけるか、そして、トラブルは起きないかという不安を持っているというふうにアンケートにもあります。こういうふうに、やっぱり子供も、あるいは保護者もやっぱり市の職員が随行してくれればという心強い気持ちはあります。とも思います。

市長、今後この研修に先ほど予算がうんぬんということでやめたということですが、今後職員の随行を復活させる気持ちはありませんか。市長と教育長にお尋ねします。まず市長から答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在海外研修ということでシアトル、カリフォルニアに行かれるお子さん方が最近応募者が少なくなっているということについて懸念しているところでございます。前教育長の時代も、そのことについて原因は何かということ、特に男性のですね、男の子の挑戦する子供が減ってきているというふうに聞いておまして、そういう時代の背景があるのかなというふうには思っていたところでございます。ということでございますので、その中でこうしていきたいというふうに手を挙げて参加してくださるお子さん方はかなり積極的な、前向きなお子さん方ではないかなというふうに思っているところでございます。そういった方々にしても、やはり不安感はあるかと思えますけれども、そのような方々というのは、むしろ自分で独力で解決を目指していける力が備わっている人たちではないかなというふうに思っています。もちろん事故等がないよう関係する会社の方には十分注意を促して、そのようなことが絶対発生しないようなことについては、契約等で結んでいくわけでございますので、今後はそちらの方に更に注意を深めていきたいと。

そして、職員の随行につきましては、職員につきましても実は様々な国内の研修、あるいは県内の研修において、私の方でも募集をするということを重ねながら職員を派遣している実情でございますが、その中でも、なかなか思うように募集ができないというような現実がございます。それは何かというと、取りも直さず現実的に今抱えている業務に追われているということもあるのではないかなと。そしてまた、そのことを本人は研修をしたいという意欲があったとしても、ほかの同僚に気兼ねするということがあったりして、なかなか手を挙げられない状況もあるのかなというふうには思うところであります。まずそういった環境をなくしていくことを努めながら、研修事業については取り組みをしていきたいというふうに思うところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） このシアトル研修の職員の随行については、先ほど答弁ありましたように、平成20年度まで行われていたわけですが、今行っておりませんのは、先ほど予算の関係もありますし、もう一つ専門の委託事業者がずっと担当をしておまして、そのノウハウもほとんどその方々がしてくださる。そして、向こうに行った時もほとんど委託業者の方が毎日のようにメールで今の状況というのを私どもに伝えてくれている。そういうことで、子供たちは本当に不安で出発しますが、その都度その都度委託業者から丁寧なメールが届くようにな

っております、そういう関係で、随行を今取りやめている状況がございます。一人の職員が行ってたくさんの方を学ぶ、これもまた私は大事なことだろうと思いますが、私は研修に対する基本的な考え方として、一人の人が百歩伸びるよりは、100人が一歩ずつ伸びた方がいいだろうと、そういう思いを持っておりまして、学校においても一人の研修担当がたくさんいろんなことを学んで、百歩伸びるよりは、全員の職員が1歩ずつ伸びた方が学校全体に与える影響は大きいだろうとそういうふうに思っております、一人の職員が行くことについては、かなりの予算がかかります。その予算というのを今度は多くの職員がまたそれを還元できるような形というのも考えていかなきゃいけないだろうと、そういうふうに思っています。

先ほど答弁いたしましたように、今年度初めて市の教育講演会を実施いたしました。本来の目的は、これは教員を対象にした研修で行う予定だったんですが、私の方としては、教育について市の職員もうんと関心を持ってもらいたいという意図があって、市の職員にも参加してほしいということで呼び掛けをいたしました。そういうことで、今回50名ほどの職員が参加いたしました。結局、教育委員会が主催するそういうものに市の職員も関心を持って、学力向上を含めて取り組みを進めてほしいという私の思いがありまして、そのような取り組みを進めたわけですが、一人一人の職員が確実に自分なりの資質を高めていく、そういうことがこれからは大事になってくるのかなと、そういうふうに思っているところでございます。以上です。

○8番（西江園 明君） 最初に市長に答弁を求めましたのは、市長の答弁次第で教育長も答弁を変えないかんもんですから、教育長は行きたくても、市長が言われるとということで、市長は、でも今の答弁、職員が周りの職員に気兼ねをして、手も挙げやならん、業務に追われる、そういう環境も変えていかなければならないという市長の答弁でしたので期待をいたします。職員の資質向上のためにもぜひ実現してほしいものです。今教育長が100人の一歩というふうにおっしゃいましたけれども、先ほど答弁にありました聞いたものと見るものというのと、全然やっぱり受け取り方というのは違ってくると思います。

次に入ります。嘱託職員の待遇改善についてであります。

職員の数は適正化でどんどん減ってまいりますけれども、そのため臨時職員や嘱託職員に頼る割合は逆にどんどん増えていきます。そういかざる得ないですね。

以前、一般質問でこういう嘱託職員の交通費の支給を提案しましたところ、即実現をしていただきました。しかし、賞与というか、ボーナスはありません。安倍政権は国民の所得の底上げをアベノミクスという形でうたっています。そして、消費の拡大を掲げています。数字では景気の向上は表れているといわれる一方、なかなか実感は伴わないというふうに言われています。役所というところは、民間ではございませんけれども、成果が見えません。その結果、パートとか嘱託職員については給与は上がりません。上げるのが厳しいのであれば少しでもいいんですよ、賞与という形で支給されれば、それはほとんどが消費に回ると思います。給与となりますと、どうしても生活給というふうに見がちでございまして、あてにしていなかったボーナスが支給されれば、よし今日は家族で食事に行こうとか、即消費活動につながると思います。その結果、お店

にはあてにできなかったお金が落ちるということになるんです。たとえ少額でも働く人にとっては、すごい励みになると思います。職員の皆さんの厳しい給与の引き下げもやっと止まり、元に戻りつつあります。臨時、嘱託職員にも少しでも賞与を支給することは検討されませんか、皆さんもやる気が出てくるとと思いますが、伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の市の嘱託・臨時職員制度につきましては、平成20年度から導入しているところでございます。導入後、そのことにつきましては、毎年見直しを行いまして、平成22年度からは嘱託・臨時職員に通勤費費用相当報酬等を支給するように改正しまして、また嘱託職員のみでございしますが、順次休暇制度の充実も図って、そして、平成26年度、本年度からでございしますが、夏季休暇も付与するように改正を重ねてきております。このような中で、嘱託職員に対する期末手当につきましては、本市を嘱託職員の任用根拠を地方公務員法第3条第3項第3号に基づく、非常勤の特別職の公務員として位置付けておりまして、したがいまして地方公務員法の規定により、期末手当の支給はできないことになっています。

議員がおっしゃいますように、一時金の支給が消費拡大に結びつく可能性はございますが、今後も嘱託職員等の待遇改善に向け、自治法改正や他市の導入状況を踏まえるとともに、社会情勢の変化に注視しつつ、本市の財政状況も勘案しながら検討してまいりたいと思います。

○8番（西江園 明君） 今日の西江園議員の一般質問な、お金がかかいかっぱいかいやちゅうふうに思っているかもしれないけれども、一、二年先の目先に結果を求めるだけでなく、長い目で将来の志布志市を見据え、投資すべきというふうには私は思っているわけです。パートの職員にしろ、圧倒的に女性です。まさに子育て世代の人が圧倒的に多いようです。市長が言う子育てにやさしいまちのまちづくりの一環ですよ、期待をしております。今の答弁は、非常勤職員の法によってはできんけれども、他市の状況とか財政状況を踏まえながら検討をしていきたいというふうに答弁がありましたので、期待をしております。

次に、ふるさと納税について伺います。

私は、これは6月議会で質問する予定でしたけれども、取り下げた関係で質問できませんでした。同僚議員が同じく質問されました。そして、南日本新聞の黒ジョカまで掲載されました。

まず冒頭に伺いますが、日本一を掲げる市長が、これほどお金がかからずマスコミが宣伝してくれる制度をなぜ飛びつかないのか不思議でならないです。この制度についての市長の思いがあるはずですが、中には景品というか、物で釣って寄附を募るようなことはすべきでないという意見の首長もいらっしゃいます。本田市長もそうなのかなというふうに思ってしまうんですが、どうですか、市長のふるさと納税に対しての思いというか、本音をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ふるさと納税制度が始まりまして、本市においても積極的にPRをいたしまして、このことに対応していただく方を求めているところでございます。その結果、本市においては県内でも有数の地位を占めるランクに位置しておりまして、私どものふるさと出身者の方々は、心温かい人々

が多いんだなというふうには有り難く思っているところでございます。そのふるさと納税をされる方々は、ふるさと志布志に対する温かい支援と激励というような形でされるのではないかなど、ということで、本来的にはお返しを求めるといようなお気持ちでされるのではないというふうには私自身は、このふるさと納税制度については考えておりました。

しかしながら、昨今目をむくばかりのお返しをされて、PRに努めておられる自治体があるということについては、私どももそのことについて少し考えなければならないと、そういった時期にきているというふうには思っているところでございます。

そのようなことで、今後、他市の状況等を参考にしながら、新しい制度にふるさと納税の在り方について、検討はしてまいりたいと思います。

○8番（西江園 明君） 市長がそういう思いであれば、でもやっと少し考え直す時期がきたのかなというような答弁でございますけれども、せっかくなつくたブランド推進室などから市長の提案がなかったのか、今までですね、残念だと思います。先ほども言いました。いろんな形で研修をすべきと言っているんです。

今年の5月でしたかね、菅官房長官がふるさと納税の控除額の上限を引き上げ、制度を拡充する方針が示されました。その頃からテレビなど、マスコミが盛んに取り上げるようになりました。先般のテレビでもある県が税収は日本でビリだが、ふるさと納税は日本一という報道がありました。黙っていてもマスコミが取り上げてくれるのです。曾於市のこと、霧島市、先般は伊佐市のことも報道されてました。市長は今の答弁を含め、先の議会の一般質問、そして黒ジョカ等の報道を見ますと、今後取り組んでいくというふうな答弁をされましたけれども、今後の計画がどのような、立てたのか、そのへんについてあればお示してください。

○市長（本田修一君） 現在来年度からの導入に向けまして、新規寄附者の掘り起こし、そしてまた、その結果の増収対策。そしてまた、そのことを生み出すための地元産品のPRによる地域活性化対策ということで、特産品の選定やら金額の設定、発送方法などにつきまして、今協議を行っているところでございます。基本的には、より多くの方々に志布志市を知ってもらおうと、そしてまた寄附者の方々が本当に志布志は頑張っているんだなというふうなことをうかがえるものにしていきたいということでございます。

そしてまた、そのものを受け取った方々が、その周りの方々に志布志ってこんなところだよと、こんな良いところだよということを宣伝していただけるような内容にしていければというふうには思っております。

今後、金額設定による収入見込額や特産品の購入経費という試算も行っているところでございます。今、具体的な体系づくりを行っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。先ほどふるさと納税の寄附につきまして、県内で平成24年度においては4番目に、平成25年度においては6番目に多いまちだったということでございます。

○8番（西江園 明君） これから検討していくという、具体的に詰めて行くということになりますという答弁でありました。ですから、せっかくな魅力ある仕組みをつくったとしても、それを

多くの皆さんに周知するかが課題です。いかにして多くの皆さんに周知するか、景品が目的の人は常に全国の自治体のホームページを見ていると思いますから、純粋に、先ほど市長にありました出身地である志布志市に寄附したいという人に、どのようにこの制度を知ってもらうかですが、その周知の方法は、どのように考えているのか伺います。

○市長（本田修一君） 周知につきましては、市のホームページや市報を通じまして、今の寄附の状況やら、そしてまた、その活用の状況をお知らせするというふうにしております。

そしてまた、関西、関東、中部のふるさと会におきまして、PR活動をしているということでございます。そしてまた、電話等でもお問合せがあった場合には、手続きの説明もしているということでございまして、ふるさと納税のパンフレット等を自宅まで御送付しております。

今後もこのことにつきましては、周知の方法につきましては、またこの方法以外にもあるとすれば、その方法も取り組みをしていきたいというふうに思いますので、御理解いただければと思います。

○8番（西江園 明君） ふるさと納税をするためにですよ、何人の人がパソコンを開くかです。ホームページということもありましたけれども、私が今回ふるさと納税について質問をする一つの理由であったんですけれども、今年の2月にプチ同窓会といいますか、県外を含め9人の同級生が集まり同窓会を開きました。その中の一人が、私が市会議員をしているという関係もあると思いますけれども、志布志市の市役所の職員はどんな教育をしているんだと怒って言いますから、ちょっと詳しく聞かせてくれと、私も尋ねたところですよ。そう言った彼は、ここにいる職員は誰もが知っているぐらいの会社の社長です。彼は自分のふるさとに少しでも貢献できればと思い、その一つの方法がふるさと納税だと考え、市役所に電話をしてみたところですよ。その対応に対して怒ったんです。少しでも役に立ち、喜んでもらえるかと思いきや、事務的に、最後には「インターネットで案内していますから」との回答だったようです。だから、今周知の仕方について質問したんです。今市長は、パンフレットとか、電話であった場合には、申込書というか、案内は紙ベースのものは準備していないんですかね。ホームページしか情報源はないんですか。その辺をお伺います。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話をしましたように、お問合せがあった場合には、御住所等を確認させていただきながら案内文書を送付しているということでございます。

○8番（西江園 明君） 今市長の答弁を聞きますと、なぜそれを送付しますからとか、そういう常識的なですよ、親切じゃないです。常識的な対応はできなかったのかと残念です。

ここに、これは7月の「ひろば」ですけれども、南日本新聞によく出ている「ひろば」ですけれども、ここに一人の霧島市です。投稿された方がありますけれども、「利他の心で市民が誇れる役所に」というふうに投稿されています。この人は4月から自治会長になり、市役所を訪れる機会が増えた。年度始めは自治会単位での納金や補助金申請が多いため、仕事をしながらの身としては会社休日の有効利用しかない。ある日役所の四つの関係の部署を訪れ手続きを行った。対応された職員の方々は市民目線で、やさしく丁寧に対応された。ちょっと抜きますけど、そして、

先日は道路の補修や倒木の処理など連絡した。迅速に各課の間で連携され対応された。一昔前の市役所のイメージはあまりよくなかったのが、対応の良さに驚きを覚え、そしてうれしくなった。あとずっと長くなりますけれども、マンションが続々と建ち、変貌を遂げる国分・隼人地区、市役所を訪れる市民は多い。市を代表するサービスマンとして一人一人利他の心を持ち、市民が誇れる市役所づくりにさらにまい進してほしいと思う。という投稿です。よっぽど自分が持っていたイメージと違ってうれしかったんでしょう。更にペンを取るという、更にうれしくてもなかなかペンまで取るということは勇気がいります。ですから、この方もよほどうれしかったんだと思います。こういうふうには先ほども冒頭に言いましたイメージを払拭するように職員も対応してほしいと、この人は一職員の立場の一市民としての霧島市の意見ですけれども、非常に私もこれを受けて感銘を受けました。先ほども言いましたように、ふるさとを出て恩返しをしようと思う人は、どうしても高齢者になりがちです。こういう人たちに向かって、パソコンで見てくださいなんで言えないでしょう、普通は。相手が何を望んでいるかぐらいは電話で察知して、そして、先ほど市長が言いましたよね、方法を記入した書類を送りますからと、親切というか、常識的な対応ができなかったのが残念です。

3月議会でしたかね、同僚議員が一般質問であいさつ日本一の役所を市長は掲げているが、その成果について質問されました。それに対して市長は成果は確実に上がっていると答弁されました。私はちょっと違ってですね、皆さん小学生じゃあるまいし、大の大人に向かってあいさつをしましょうなんていう標語を、それを市役所が掲げるのが不思議で残念です。難しい試験を合格した優秀な職員に基本中の基本を市長が掲げなければならない、市長に言わせることが残念です。

ちょっと話がそれてしまいましたが、ふるさと納税について、もっと知りたい人や、それを利用したい人にどのような方法を考えているんですかね。市長はこれからまた方法等について、いろいろ検討するということがありますけれども、じゃあ具体的にふるさと納税をしたい人がいた場合には、どうしたらできるんですかね。ちょっとその辺のところを具体的に答弁を願います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど納税の希望される方に電話でお話しされた方に対しましては、ふるさと納税のパンフレットをお送りすると、そしてまた、振込用紙も御自宅までお送りするというのを基本的にはしているところでございます。インターネットを見てくださいというようなふうにご答えたとしたら、その対応がまずかったのかなというふうには思うところでございますので、今後、このような申し出をわざわざしていただく方は、本当に心やさしい、そして、ふるさと思いの方であるということでございますので、最大限の対応をするように職員には指導してまいりたいと思います。

今後どのような形でふるさと納税制度について取り組みをするかということでございますが、先ほど申しましたように、具体的にはちょっと決めていないところでございます。ただ、これははじめに申しましたように、やはりほかの町で見えますと、200万円寄附された方に100万円のお返しをしようというような自治体もあるようでございます。私は、そのことについては、少し疑問に思うところでございまして、そのような多額の寄附をされる方は、本当にふるさと思いで、

自分は何も見返りは要らないよというようなお気持ちをお持ちの方ではないかなというふうに思っています。そのようなことでありますので、そういったこともおもんばかりながら、十分しん酌しながら、その制度については取り組みをしていきたい。それでありながらも、ほかの地域とは違った形でアピールできるものにしていきたいというふうに思っています。

○8番（西江園 明君） 具体的にはまだですね、今からということですが、でも海外を含め全国にいらっしゃいますけれども、そういうふるさと会とかに参加したい人は分かるかもしれませんが、それ以外の人も多いわけですから、そういう人たちにどうやって周知していくかが大きな課題だと思いますので、今市長の答弁、対応については、怠りない対応を期待いたします。

先の東北大震災の時も、我が志布志市からも多くの職員が応援に派遣されました。東北同様南海トラフを控えた我が志布志市でも同じような震災に遭うかもしれません。その時は東北に派遣された職員の経験が大いに役立つと私は確信をしております。これは研修ではありませんけれども、このように現場を見ると、見ないとでは大違いです。現場の人の気持ちになって考えれば、おのずと職員の対応も違ってくると確信をしています。自分たちが志布志市の将来を担うんだというぐらいの大きな気持ちで業務を遂行するためにも、外から志布志市を見つめることも大事だと思います。終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

ここで、約10分間休憩いたします。

○
午前11時16分 休憩

午前11時26分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、野村広志君の一般質問を許可します。

○3番（野村広志君） 皆さんこんにちは。早いもので9月に入りまして、めっきりと朝晩が涼しく感じられるようになりました。また反面、まだ日中はまだまだうだるような暑さで、秋の訪れが待ち遠しく感じている今日でございます。今年の夏は、例年にも増して全国的な異常気象が見受けられる夏でございました。特に皆さんも御存知のとおり、広島県北部で襲った集中豪雨は、広域にわたり大規模土石流が発生し、多くの犠牲者を出したことは記憶にも新しく痛恨の極みでございます。この場をお借りしまして、犠牲になられた方々に深い哀悼の意を表し、被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げたいと思います。

このような何十年、何百年に1回といわれるような災難を近ごろでは毎年のように耳にし、また目の当たりにするようになってまいりました。地球温暖化のもたらす大きなツケが、今まさに想定外の出来事を引き起こす結果となっていることに、不安とその責任の重さを痛感しているところでございます。我々現役世代は、その問題や原因を直視し、一刻も早い対策と、それに伴う

環境の整備に全世界的に取り組まなければならないと、強い責任を改めて考えさせられた夏でございました。

本市においても様々な現象を教訓にし、想定できうる最大限の対応を図っていかなければならないと、強くお願いを申し上げておきたいと思えます。

それでは、時間もございませんので、通告に従い、順次一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず、農業振興についてお伺いをいたします。農業農村を取り巻く環境は担い手の減少や高齢化が進み、また農畜産物の価格の不透明さ、肥料価格や燃料の高騰により、依然として厳しい状況に置かれているといえます。こうした中、政府においては農業者の所得の倍増を目指す成長戦略として、農林水産業地域活力創造プランを策定し、農地中間管理機構の創設など改革を進めております。このような関係制度改正等の農政改革は、現場の実情に即し、農業を成長産業として維持発展させることで、農業者の所得を増やし、農業農村を元気にすることが最大の使命であると考えられております。そのためには本市においても、地域の持つ活力やエネルギーを最大限に発揮させることが重要であり、その主役は地域の農業者でなければならないと考えられております。

そこでお伺いをいたします。まず、国の農政改革により進められている農地中間管理機構、いわゆる農地集積バンクは、耕作放棄地の解消や担い手の農地集積を進める上で、魅力的な政策であります。そこで本市の農業に与える影響について、当局の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

平成25年12月に農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法の一部を改正する等の法律が成立しまして、同年12月に公布されました。

国は、農業の構造改革を推進するため、農地利用の集積、集約化を行う農地中間管理機構を都道府県段階に創設するとともに、農地中間管理機構の設立にあわせ、遊休農地解消措置の改善、青年等の就農促進策の強化、農業法人に対する投資の円滑化等の措置を講じたところであります。国はこの20年間で耕作放棄地の総面積は40万haに倍増したことで、担い手の農地利用は全農地の5割にとどまっている現状から、担い手農家への農地集積、耕作放棄地の発生防止、解消の抜本的な強化を図るため、今後10年間で担い手の農地利用率が全農地の8割を占める農業構造の実現を目標に掲げております。国としましては、中間管理機構の活用を推進するため、農地を貸し付けた地域及び個人で要件を満たした場合、機構集積協力金の交付といった支援も行おうとしております。

県では、本年3月に策定しました農地中間管理事業の推進に関する基本方針に現在37%の担い手農家への農地集積率を平成32年度には50%、10年後の平成35年には、国からの要請目標の90%を目指すというふうにしております。そして、県では、公益財団法人、県の地域振興公社が農地中間管理機構に指定されまして、事業に取り組んでいるところでございます。県と県の地域振興公社は、今年度は初年度ということですので、県、地域、市町村段階の推進体制の整備を

行うため、市町村等との業務委託契約の締結、地域の関係者向けに、農地中間管理機構の活用方法等について、関係機関団体と連携しまして、周知・啓発を進めております。

本市への農業の影響につきましては、地区内に分散しました農地が集積・集約化されまして、担い手農家の経営面積の拡大や、耕作放棄地の発生防止解消が進むことが期待されると考えております。そしてまた、機構集積協力金が農村集落に交付されることによりまして、地域営農活動がより一層推進されるということも期待しているところでございます。

○3番（野村広志君） ただいま概要を回答いただきましたところですが、志布志市は中山間地域が非常に多く、農地も細かく分散しているところがあるようでございますので、こういった制度等が農地の集積が進み、経営規模の拡大など、農地利用の効率化が図られ、引いては耕作放棄地の抑制や減少につながるの見解を期待したいところでございますが、同時にいくつかの課題が見受けられ、問題点があるように思われます。まずは、貸し手が何らかの理由で農地を耕作できなくなり、貸し出すわけですが、中間管理機構へ申し込み後、すぐに借り手が見つかり、農地として活用されればよいのですが、農地にもいろいろな条件と申しますか、立地などの環境があるかどうかと思われます。そういった中、速やかに借り手が見つかり、農地利用されるのか、または仮にすぐに借り手が見つからずに、逆に貸し出し申し込みをしたがゆえに農地が耕作放棄地化しかねない懸念もあるのではないのでしょうか。機構は、貸し付けるまでの間、農地としておおむね3年間は管理をしておりますが、国がシミュレーションしている成長戦略の実現が、計画どおりに推移したとしても図上の論理だけではなく、地域の実情や環境などに大きく影響されるものではないかと心配がされますが、そこでお伺いをいたします。より具体的な事業の進め方、推進の方法についてお聞かせ願います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市は、農業再生協議会が業務委託先となりまして、7月1日付けで県の地域振興公社と業務委託契約を締結したところであります。この推進体制につきましては、本庁の農政課、各支所の産業建設課、市農業委員会、そしてまた、各分室に相談窓口を設置しまして、相談申し込みの受付対応ができるように体制を整えたところでございます。この制度の周知につきましては、市報の8月号に掲載しまして、市民の皆様へ農地中間管理事業のお知らせをしたところであります。今後は、地域に出向き制度の説明会を実施するなどして周知を図ってまいりたいと思っております。農地の中間管理機構に農地を貸し出す際は、できるだけ地区内での話し合い活動を通して貸出しを行ってもらおうよう、人・農地プランの推進も併せて図ってまいりたいと思っております。

そして、本市独自の取り組みとしまして、貸出し希望農地の掘り起こしを行うために、農業委員会と連携しまして、市内全農地の所有者を対象に、意向調査を実施する計画でありまして、今月中に調査票を発送する予定で準備を進めているところであります。

○3番（野村広志君） 今、答弁いただきましたとおり、地域の実情に十分に考慮していただきまして、人・農地プランの制度等を有効に活用しながら推進がなされることを期待いたしたいと思っております。

では、お聞きしますが、ここで言う農地とは、農業振興地域のことを指すと思われますが、農振地以外の農地については対象としておらず、まさにそういった農振地以外の農地が今後更にますます耕作放棄地化していく恐れがあるのではないかと心配されます。その点を踏まえて見解をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農業振興地域の農用区域内の耕作放棄地対策につきましては、平成21年度から国の耕作放棄地再生利用交付金を活用しまして、解消しているところであります。平成21年度からの実績としましては、33件で約10haの耕作放棄地を解消したところであります。この事業につきましては、現在も継続されていることから、今後も事業活用しまして耕作放棄地解消を進めていきたいと思っております。農業委員会でも行っている分につきましては、農業委員会の方で答弁をいたしますので、よろしく申し上げます。

○農業委員会事務局長（福岡保孝君） 農業委員会会長より委任を受けておりますので、事務局の方で答弁させていただきます。

農業委員会で行っております耕作放棄地解消事業につきましては、よみがえる農地復元対策事業という事業名で行っております。

ただいま国の事業につきまして説明がございましたが、この国の事業は、農振農用地内の農地が対象であるため、農業委員会のよみがえる農地復元対策事業はそれに該当しない農振農用地外の農地を対象としております。事業内容につきましては、耕作放棄地を利用権設定5年以上としまして、農地の借入れ手続きをしていただき、農地として復元し、規模拡大を図る市内の農業者及び市内の農業生産法人が補助対象者となっております。補助内容といたしましては、大型トラクター等で農地復元できる農地の場合は、事業費の2分の1以内で、10a当たり1万5,000円を上限としております。また、大型重機等で農地復元できる農地の場合は、事業費の2分の1以内で10a当たり5万円を上限としております。実績といたしましては、平成21年度から25年度までの5年間で申請件数17件、対象筆数30筆、面積4万1,808㎡で助成金額といたしまして106万3,547円の実績となっております。この事業は、対象農地が農振農用地外であるため、農道、水路の未整備や不整形地、区画が小さいなど、条件の厳しい面もありますが、耕作放棄地解消、農業者の規模拡大に向け、推進しております。なお、耕作放棄地解消事業の相談があった場合には、農振農用地内、外の確認を行い、国の事業に該当するか、農業委員会の事業か判断し、農政課と連携し対応しております。

○3番（野村広志君） 答弁いただきましたとおり、農振地以外のものは農業委員会の方で対応していただけるということでございます。分かりました。

まだ、事業として始まったばかりの制度でありますので、様々な不備や問題点等も出てくるかもしれませんが、当局としてもしっかりと現状を把握され、決して農業者や地権者に不利にならないように努めていただきたいと思いますようお願いを申し上げます。

では、あわせて質問をいたします。農地中間管理機構を設置して、農地の利用集積と耕作放棄

地対策を進めるわけですが、本来農地の貸し手と借り手のマッチングや農地や農業における様々な相談の機能を組織体系的に持っているのが農業委員会の役割ではなかろうかと思われます。地域の実情に詳しく、実際に農業に従事しておられる方々が多数いらっしゃる中で、意見を聞き、密接に連携を取ることが運用を成功させる鍵になるのではないかと考えますが、お聞きいたします。今後、農地中間管理機構と農業委員会との関係性について、当局のお考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。本市の事業推進にあたりましては、農業委員会とも連携を取りながら事業を進めているところであります。7月11日に貸し出し希望農地の把握のための意向調査について、8月4日に事業推進体制について協議を行いました。今後も農業委員会とともに農地中間管理事業の推進を行ってまいりたいと考えております。

○農業委員会事務局長（福岡保孝君） ただいま市長からもございましたが、この農地中間管理事業につきましては、農政課をはじめ関係各課、農業関係の機関、団体、そして農業委員会、連携しながら事業取り組みにつきまして協議を続けてまいりました。この中で、農業委員会につきましては、農地中間管理機構、市行政、農業関係機関団体とともに相談窓口として農地所有者等からの申し込みや相談に対応するということとなります。また、農地中間管理事業に伴います農地情報、農業者情報につきましては、農業委員会の農地台帳、及び農地地図を基にするとなっておりますので、現在農地台帳の整備、農地貸し付け等についての意向調査につきまして、農政課と連携し、準備作業を行っているところでございます。以上です。

○3番（野村広志君） 相談の窓口と、また今後さらに農業委員会の役割が重要になってくると思われますが、関係機関と農業委員会が十分に連携をして、事業が取り組まれ、地域農業が発展することを期待して、もう一つお伺いをいたします。

国は、農政改革の旗印の下、政策を次々と打ち出しておりますが、更に稲作農家に激震の走る報道がなされました。40年余り続いてきた米の生産調整、いわゆる減反の抜本的な見直し論が浮上し、不安と動揺が広がっているようでございます。生産調整減反は、平成30年に廃止され、それに伴い転作補助金の拡充と、後でも触れますが、日本型直接支払制度の新設など、転作促進を重視したこの制度の見直しをどのように捉えて、本市に与える影響についてお聞かせをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。米の直接支払交付金の交付対象面積の実績につきましては、平成23年度が470ha、平成24年度が462ha、平成25年度が465haであります。対しまして、水田活用の直接支払交付金、いわゆる水田転作の交付対象面積の実績は、平成23年度が877ha、平成24年度が883ha、平成25年度が984haとなっていることを踏まえすと、今後は主食用米中心の傾向から姿を変えて、飼料作物、加工用米、飼料用稲などを新たに需要が見込める作物の生産を振興して、意欲のある農業者が自らの経営判断で作物を選択していくという、国が示している政策の道筋へ着実に向かっているというふうに感じております。計画としましては、主食用米についても市場の需要に応じた生産が行われる環境が整備されるものと考えているところであります。

○3番（野村広志君） 国のこの制度、転作を促進する制度というのは、どうしても避けられないような状況にあるようでございますが、現段階では制度の詳細、要件等については、まだ未確

定なところも多くあるようでございますが、本市への直接的な影響として、米の直接支払交付金が半減することで、交付金額がどの程度減るのか。また、農業所得への影響が懸念されるところでございますが、新設される制度や拡充される飼料用米や加工用米への交付金を活用し、水田の有効活用を図り、農業所得の向上につながるのかが心配されますが、あわせて当局の見解をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

米の直接支払交付金は、これまで10 a 当たり 1 万5,000円を交付しておりましたが、26年産米から10 a 当たり7,500円に単価を削減した上で、平成29年産までの時限措置として、実施することになりました。平成25年度の実績では、米の直接支払い交付金が約7,000万円でありましたので、単価が半減しますと、約3,500万円が減額されることとなります。対しまして、26年産より飼料用米、米粉用米の作付け地について、収穫した数量に応じて10 a 当たり 5 万5,000円から10万5,000円の交付となる数量払いが新たに導入されました。

また、市町村が地域の実情に即しまして、水田での振興作物等の取り組みに対して支援する産地交付金においても、本市ではこれまで対象としてなかった2作目の野菜等も交付金の対象とするなど、水田の有効活用対策を実施しているところであります。

○3番（野村広志君） 拡充されるものと、また削減していくものとあるようでございますが、現在のところ政府の部内の方で制度設計の全体像が決定された段階のようでございますので、具体的な事業の内容等については、また国・県の動向を注視していかなければならないと思われませんが、この件についてもう一つお聞きいたします。

新たな生産調整制度が農家の所得向上及び食料自給率の向上と耕作放棄地の解消につながるとしてありますが、当局の方はこれをどの程度シミュレーションして、その効果について予測をしているのかお聞かせいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

米の直接支払交付金は、先ほど答弁しましたとおり、大幅な減額になることが予想されます。国は食料自給率向上のために飼料用米、米粉用米の支援を拡充しまして、飼料用稲に係る支援については据え置かれたところであります。本市としましては、飼料用稲については実績はございますが、飼料用米については実績はありませんでしたので、本年度早期、普通期とも実証圃を設けて試験を行っているところであります。今後は、これらの実証結果を検証しまして、農業所得の向上につながるのであれば、普及について関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） 変更事項が多数ございますので、農業者の方々が混乱をしないような形での制度移行ができればなと思っております。

T P Pなどをにらんだ国の農業政策転換は、いずれにおいても短期間で結論を出すような問題ではないなと思っております。本市の実証結果と地域の実情を踏まえた農業の振興と、農業を元気にして地域経済の牽引役として、活力へ結びつけていかなければならないと強く感じていると

ころでございます。

続きましてお聞きいたします。やはり農業者や今後新規就農されようとお考えの若い方々が地域に根付いて生き生きとやりがいを持って生活できる環境を考えたときに、経営所得の安定が非常に大きなウエイトを占めていくのではなかろうかなと思われまます。本市は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中で、農業が職業として選択しえる魅力と、やりがいのあるものになるように、将来ここではおおむね10年と書かれておりましたが、将来の農業経営の目標が示されており、その中で他の産業従事者と比較してそんな色のない年間農業所得420万円の水準を実現することを目指すと示されております。

そこでお伺いをいたします。農業従事者の所得の現状を踏まえ、畑地かんがい、畑かん事業の整備に伴う高収益な作物の産地化と、収量、品量の安定する新たな推進作物の導入によるもうかる農業産地づくりの取り組みについて、当局のお考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） 本市における1戸当たりの農業所得の動向を見てみますと、平成21年が278万4,000円、22年が315万8,000円、23年が255万6,000円、24年が301万4,000円、25年が321万3,000円というふうになっております。23年の落ち込みにつきましては、平成22年4月に口蹄疫が発生しておりますので、この影響があったということでございますが、全体としては微増の方向にきているということございまして、ただいまお話がありました年間の農業所得を420万円までの水準にするということにつきましては、今の流れでいくと、そのようなことが、結果が得られるのではないかなというふうに思っています。

そのような中で、特に畑かん施設を最大限利用するということが必要な取り組みになろうかと思ひます。そのために志布志市では、畑地かんがい営農ビジョンを策定してございまして、様々な重点推進品目を指定しているところでございます。

そしてまた、この品目によりまして、畑地かんがい推進作物生産拡大事業に取り組んでございまして、そのものを産地としまして関係機関とともに販路拡大をしているということでもあります。もうかる農業の実現のためには、良質な作物を一定の時期に一定の量を確実に出荷できることが重要になるということございまして、畑かんの水を活用しまして、安定した生産がなされ、しっかりと流通販売へつなげていくことが大切だということで、今後も生産はもとより、販売拡大へ向けた取り組みを関係機関ともども充実させてまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） 本地は畑かんの整備が非常に進んで豊かな大地に恵まれておりますので、ぜひとも営農ビジョンを設けられているようございまして、積極的に農業所得の向上に向けて努力していただきたいなと思ひているところでございます。

先般の新聞の中に、昨年度の九州農業白書が載っております。その中で農業所得を増す新たな方法として、6次産業化や海外の輸出といった取り組みや、販路開拓とブランド化の推進が提唱されておりました。前回の一般質問の中で、ブランド化については質問をさせていただきましたので、答弁をいただいたところでございましたので、その件についてはお聞きいたしません、先ほど同僚議員の中からも質問がありましたとおり、ポートセールスなど、積極的な海外への目

を向けること含め、志布志は海外の航路を持つ国際重要港湾として、非常に環境としては整っていると思われま。この海外輸出についてと、6次産業化については、どのようなお考えの中で取り組みがなされているのか、当局のお考えをお聞かせいただきたいと思いま。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成22年度に国の政策としまして、6次産業化法が制定されまして、本格的にこのことは始まったところでございます。1次産業、2次産業をしまして、3次産業、つまり生産、加工、販売という取り組みをすることが、一貫して取り組むことが6次産業化ということでございまして、本市におきましては、まさしく茶業部門でこのことはされているということになろうかと思いま。生葉の生産、荒茶の加工、そして販売ということが、既に6次産業化として代表的な事例で取り組みがされているところでございます。志布志市では、この6次産業化につきましては、県全体では62件が6次産業化が認定になっているところでございますが、市では2件がただいま認定になっておりまして、この推進が図られているところでございます。

今後とも本市としましては、県と連携を取りながら、その事業については図っていききたいということで、相談がまだ1件あるところでございます。

輸出につきましては、志布志港の活用と並行して進めなければならないというふうに考えております。現在、農作物の輸出につきましては、お茶において、県の茶業会議所が中心となって輸出が取り組まれようとしております。そして、この実績で言いますと志布志港活用で、畜産の方で7,310tございまして、畜産業において具体的にもう現に輸出が始まっているということでございま。

ということで、更に高付加価値型農業を実現するためには、この県が進めております大隅加工技術拠点施設を鹿屋の方に整備されますので、ここで新たな加工、流通技術の研究、開発を行うこと、そしてまた加工品の施策研究開発を行うことになろうかと思いまので、このことについてもネットワーク会員を登録することによりまして、推進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（上村 環君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。



午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（野村広志君） 中断が入りまして、非常にやりづらいものですが、引き続き質問をさせていただきますと思いま。

先ほど、海外輸出についてと6次産業化について、質問させていただいたところでございますが、大隅加工技術拠点施設等が、すばらしい施設が今できていると、県の施設でございますが、

それを運用されることにより、志布志の地の利を生かした農業経営ができてくることに非常に期待をいたすところでございますが、あわせて質問をさせていただきたいと思っております。様々な施策を通しまして、所得の経営の安定が図られる見通しが立ったとして、過疎化や兼業化、高齢化の進行は現在とめるところの術は見つかっていないのが現状でございます。このまま高齢化が進めば、農業従事者の減少のみならず、地域全体の影響が懸念されてきています。今まさに農業の担い手を育成、確保に向け、大きく舵（かじ）を切らなければならない時にきていると感じております。

そこでお伺いをいたします。国は、農林水産業地域活性化創成プランの中で、10年後に40代以下の農業従事者を現在の20万人から倍増の40万人に増やすと計画を立てております。本市においては、新規就農者の過去5年間の平均就農者数が18名ということで、目標値を20名に設定をし、確保に向け努力するとしておりますが、具体的な施策について当局のお考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の新規就農者は、平成21年が21人、22年から24年が19人、25年は11人となっておりまして、5か年の平均は18人となっております。市では、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を策定しておりまして、その中で目標を毎年20人としていく予定でございます。

具体的には、就農希望者に対しまして、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術経営については県や農協、農業公社等が指導を行うなど、地域の総力を挙げて中心的な経営体育成しまして、将来的には認定農業者として誘導してまいりたいと思っております。また、新規就農者の支援事業としまして、青年就農給付金事業、市単独事業であります新規就農支援金事業、農業公社によります研修事業及び農業法人と就業希望者を新たに雇用して、生産技術や経営ノウハウを習得させ、研修経費の一部を助成する農の雇用事業など、有効活用しながら進めてまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） 農政改革の拡充など、魅力ある制度や本市独自の研修制度、助成事業など十分に周知されまして、若い世代の方々がやりがいを持って就農できる取り組みになることを大いに期待をいたしたいところでございます。

制度拡充について、もう一つお伺いをしておきたいと思っております。

青年就農給付金の準備型と経営開始型がございまして、少し詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

青年就農給付金は、平成24年度から始まった国の制度でございます。農業経営者になることについて、強い意志のある、原則45歳未満の青年等のうち、一定の要件を満たす方に給付金が交付される制度であります。この青年就農給付金は、農業技術及び経営ノウハウの取得のための研修に専念する就農希望者を支援する準備型と経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援する経営開始型の2種類でございます。

準備型には、主に農業大学生や農業公社研修生、先進農家で研修した方などが対象になります。

一人当たりの給付額は年間約150万円で、給付期間は最長準備型で2年、経営開始型で5年の給付が受けられますが、前年の農業所得が250万円以上であった場合は、その年の給付金は停止となります。

本市の実績としましては、準備型が平成24年度に5人、平成25年で一人、経営開始型につきましては24年で20人、25年で7人、本年は先月の審査会にて新たに5人を認定したところでございます。

○3番（野村広志君） 本市でも周知がなされまして、活用がされているようでございますが、まさに素晴らしい制度であると思います。国の農政改革の本気度が感じ得るものではないかなと思っております。この制度は新規就農者だけにしか対象になっていないのでしょうか。農業後継者の方も毎年数名就農されているようでございますが、この制度の対象に当たらないようでございます。家業が専業農家で、両親が高齢化や、また規模拡大に伴い、就農してもこの制度では認められないのが現状にあるようでございます。確かに新規就農者と同じハードルではないと思いますが、国の制度として無理なのであれば、市単独として何かの制度を持っているのか。また、更に拡充する考えがないのか、当局の考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） ただいまお話のとおり、国の青年就農給付金は、事業開始から2年が経過しまして、今年度見直すということになっております。親御さん等が農家出身である方から、親御さんから一部または全部を継承しまして就農、農家子弟の方々の場合、この方々に新規作物や新技術の導入など、新規参入者と同様な経営リスクを負うということの要件が本年度から加わっているというふうに聞いております。基本的には自立、自営就農された新規就農者が対象となっているということで、農業後継者の方は新規参入者と同等の経営リスクはないというような判断でございます。従いまして、本市では青年就農給付金に該当しない方に対しましては、新規就農支援金の対象としているところでございます。この支援金につきましては、24年度からしました市単独事業でありまして、一人当たり1回50万円で給付しているところでございます。実績としましては、平成25年度で6人交付しまして、26年度が3人の交付予定となっております。

今後、さらに拡充する考えはないかという御質問ですが、現在は現行の事業を活用してまいりたいと、新たな課題が発生したときには検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○3番（野村広志君） 国の制度にはなかなか追いつかないようでございますが、市としても何らかの手当てをしていただいているということでございます。なかなかすべての方々に行き渡る制度としてはほど遠いかもしれませんが、国の根幹に関わる大切な事業でございますので、ものごとを注意深く探求する虫の目と、未来に向かって進むべき方向性を見つけようとする鳥の目を持って事業の推進に当たっていただきたいとお願いをしておきたいと思っております。

それでは、先ほど少し触れましたけれども、日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金）について、少し伺いをいたします。

農林水産省の事業として、農地・水保全管理支払交付金による地域で行う農地や農業用水路な

どの保全管理と、農村環境を向上させる取り組みに対して、支援されてきた制度が本年度より日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金）として、より一層制度が拡充され、新たに実施されることとなったとお聞きしております。まずは、この制度の概要についてと、旧制度農地・水保全管理支払交付金との違いについてお聞かせをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

日本型直接支払制度についてでございますが、農業農村というのは、いろんな意味でこの国土の保全、それから水資源のかん養と、自然環境の保全ということの良好な景観の形成を多面的に機能を有しているということで、このことについてはきちり国民全体が支援していかなければならない。また、享受している内容でございますので、このことについては維持していかなければならないという前提で、このような流れになってるところでございますが、現実的には農家が非常に厳しい状況にあるということございまして、制度としてこのことを担保しようというふうになろうというふうになったところでございます。

多面的機能支払交付金は、このような状況に鑑みまして、農業農村の有する多面的機能が適切に今後も維持、発揮できるように、担い手農家への農地集積という構造改革を後押ししようとするものでございまして、旧制度の農地・水保全管理支払交付金との違いは、農地維持支払交付金が新たに新設され、旧制度の共同活動支援交付金が資源支払向上交付金、地域資源の質向上を図る共同活動というものでありましたが、向上活動支援交付金が資源支払向上交付金へと名称が変わったということでございます。

○3番（野村広志君） これも今回の農政改革の一つあろうかと思われまじけれども、集落地域の方々から非常にすばらしい制度ということは以前から分かっておったということでございますけれども、なかなか難しいと、分かりづらいついこととて、取組みづらかつたということがあったようでございます。農家の方はもちろんとして、関係機関、関係部署なども翻弄され、混乱が生じないか心配されるところではございますが、では、いくつかお伺いささせていただきますと思います。まず保全管理に対する支払いが、先ほど今、市長からもありましたけれども、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金の二つのメニューに分かれているようでございますが、その違いについてもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思ひます。

○市長（本田修一君） 農地維持支払交付金と資源支払向上交付金、ちょっと非常に同じような名前て分かりづらいついんですが、旧制度では農家及び非農家による活動でなければならなかつたということてござひますが、今回の制度変更に伴ひ、新設された農地維持支払交付金では、農家のみで活動が可能ということてござひます。内容としましては、水路・農道の点検、研修、法面・ため池の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等を行つてもらふということてござひます。

農家及び非農家で活動を行う資源支払向上交付金、地域資源の資質向上を図る共同活動ということでは、施設の軽微な補修、植栽活動、環境保全活動を行ひまして、資源支払向上交付金、施設の長寿命化のための活動では、農地周りの施設の長寿命化のための補修、更新等の活動を行つてもらふということてなつてひるところてござひます。

○3番（野村広志君） 答弁いただきましたけれども、やはり非常に分かりづらいというか、ずっと入ってこないものなのかなと、今感じたところでございます。リーフレット等もあるようでございますので、広報等をしっかりしていかなければならないのかなと感じたところでございます。

では、多面的機能支払いの活動組織、受け皿になる団体ですけれども、どのような構成組織を考えているのか、なるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） 活動団体の組織の構成といたしましては、農地維持支払交付金だけを取り組むのであれば、特定区域内の農家の方々に組織の構成を行ってまいります。

資源支払向上交付金を合わせて取り組む場合には、設定区域内で、農家の方々の自治会の方々、子ども会の方々などの任意団体である非農家の方にも組織に入って活動してもらおうということになっているところでございます。

○3番（野村広志君） 今の答弁にもありましたように、なかなかやはり分かりづらいと、もう少し分かりやすい説明はないのかなといつも感じるところでございますけれども、では、続けてでございますけれども、農地維持支払交付金の対象となる農用地ですけれども、市が農地維持の観点から必要と認める農用地はどのようなものと考えているのか、お示しをあわせていただきたいなと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

担い手農家への負担軽減及び農地集積という構造改革を後押しするという観点から基盤整備完了地区を考えているということでございます。

○3番（野村広志君） 分かりました。ではもう一つ、現在、この農地・水保全管理支払いに取り組んでいる活動組織ですね、先ほど組織母体の説明がございましたけれども、5年間の協定期間の途中であると思われませんが、現協定の残期間の取り扱いについてと、新しい制度へ移行についてですけれども、スムーズに行えるのか。またあわせて農地・水保全管理支払いの交付金をいただいておりますけれども、その残額については、一度返金をしなければならないのか。または、繰り越してそのまま使用できるのかについてお聞かせください。

○市長（本田修一君） 現在、市内では10の組織が活動中でございます。新たに26年度から30年度までの協定期間に移行されるのが6組織、28年度までの協定期間で完了されるのが4組織となっております。10組織とも継続年数に違いはございますが、新制度の交付額で支払われることとなります。新制度への移行につきましては、所定の申込書に記入していただくこととなります。

そしてまた、交付金の残額につきましては、繰り越しして使用できますが、協定期間の最終年度には使い切っていただくということになるかと思えます。

○3番（野村広志君） いずれにおいても、混乱が発生しないように取り扱っていただければなと思っております。この件について、最後にもう一つお聞きしたいと思います。

先般の議会の時の産業建設常任委員会の中でも説明がございましたけれども、農地・水保全管理支払交付金から多面的機能支払交付金へと制度の移行に伴う交付金の増額及び会計監査の指摘

による交付金の返還が発生したとの報告がございました。交付金の返還は済んでおるのか、またそれと今後会計監査指摘による返還請求等が発生した場合の対応について、当局のお考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） ただいまの交付金の返還につきましては、平成26年7月17日に返還が済んでおります。

今後に発生しました案件につきましては、その都度協議を重ねながら返還に対応してまいりたいというふうに思います。

○3番（野村広志君） 状況に応じてその都度対応されるということでございますが、また、返還しなければならなかった交付金については、適切に処理されているという答弁でございますので、今後においても指導、管理については、十分に御配慮いただきまして運営していただければなど申し送りをおきたいなと思っております。いろいろとお聞きをいたしますけれども、新しい制度は現行の農地・水保全管理支払いに比べ、制度としては非常に拡充されたものになっているようでございます。農業者をはじめ関係団体など十分な周知と、先ほども申し上げましたけれども、推進と広報活動を行っていただき、円滑な組織運営が図られることを大いに期待を申し上げます。

それでは農業振興について、最後の質問をさせていただきます。

畜産振興対策についてでございます。さて、農業・畜産を取り巻く環境は、配合肥料の価格の高騰、高止まりや、今後の展開が非常に心配をされます。TPPについても予断を許さない状況でございます。加えて、畜産農家の高齢化による廃業が相次ぎ、戸数の減少はもとより、肉用牛の頭数減など厳しい現状に突き付けられております。このような厳しい現状に対応するため、本市においても様々な施策を講じているわけでございますが、まずは取り巻く環境と現状について、当局の見解をお聞かせください。

○市長（本田修一君） 畜産を取り巻く環境でございますが、子牛相場と豚肉の枝肉相場につきましては、現在高値で推移しているということでございます。しかしながら、一方で肉牛の枝肉相場につきましては、相場が低迷している状況でありまして、全畜種につきまして共通して配合飼料価格や燃費の高止まりから、生産費用は高騰しているということでございます。そのようなことから、収益性の悪化が懸念されているということでございます。

TPPの問題につきましては、先般の豪州とのEPAが妥結されたことによりまして、これからまた進展があると思うところでございますが、関税などの国境措置が撤廃された場合、地域経済に深刻な影響を与えることが明白でございます。引き続きまして、TPPにつきましては、反対の立場で国に要請してまいります。

肉用牛繁殖農家の現状であります飼育農家戸数と頭数の推移を見ますと、まず最近の5か年間の戸数でございますが、22年から26年にかけて、22年が828戸、23年が770戸、24年が702戸、25年651戸、26年が607戸と約8%ずつ減少しております。

また、頭数につきましては、22年が8,259頭でございましたが、23年が8,062、24年が7,524、25

年が7,116、26年が6,907と、約4.5%ずつ減少しております。また、経営主の年齢構成につきましても、平成26年で40歳未満の農家が10戸、40から49が32戸、50から59が92戸、60歳から69歳で134戸、70歳から79歳で266戸、81歳以上で71戸という構成でありまして、70歳以上の農家が全体の55.5%となっております。平成22年度は70歳以上の割合が45.6%からすると高齢化が確実に進行しているということでございます。

○3番（野村広志君） 非常に深刻な状況であるようでございます。今答弁をもらいました飼育農家数が22年度で828戸から26年度に607戸と、5年間で8%、221戸の農家が廃業されているようでございます。

また、頭数においても22年度が8,259頭から26年度6,907頭、4.5%の減で1,352頭の減少のようであります。私も何度となく曾於の家畜市場の方にお邪魔させていただいておりますが、皆様御存知のとおり、この地区は全国でも有数の肉用牛の産地であります。和牛・子牛の供給基地であります。様々な要因による繁殖雌牛の頭数の減少は、毎月の競り市への出場頭数の減少につながっているようでございます。

そこでお伺いをいたします。今後の対策として、繁殖雌牛生産肉用牛の産地を守るため、増頭を図る対策として具体的な施策について、お考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） ただいまお話にありましたように、毎年毎年子牛の上場頭数が減っているということございまして、平成22年度から25年につきまして、毎年2%ずつ減少しているようでございます。本市の上場頭数につきましては、22年度が5,963頭、23年度が5,852頭、24年度が5,886頭、25年度が5,612頭と、曾於地区全体と同じように2%ずつ減少しております。このようなことから、市では現在繁殖素牛助成策につきまして、高品質生産対策事業により導入助成をしております。この内容につきましては、毎月開催されます子牛展示品評会において、最優秀賞となった子牛を自家保留、購入された場合には、市内最優秀牛に10万円、市外最優秀牛に7万円、優秀牛に4万円の導入支援をしております。

また、6月議会において、各月子牛市場の平均価格以上で保留導入された場合に3万円の支援措置を追加して、繁殖素牛の維持拡大に努めております。

導入に関わります貸し付け制度としましては、市が半額、農協が半額を拠出しまして、肉用繁殖雌牛導入事業を行っております支援に努めています。この制度は子牛導入に60万円、妊娠牛に80万円を限度に5年ないし3年間無利子で貸し付けをするものでございます。貸付枠としまして、これまで1年間に3頭で5年間に15頭までとしておりましたが、25年度より1年間に5頭まで、5年間に20頭まで貸付枠を拡大しているということでございます。

そしてまた、県の肉用牛振興協議会としまして、本年度より肉用牛生産基盤強化推進本部を設立いたしまして、増頭対策を着手したということでございます。

○3番（野村広志君） 本市としても様々な有効的な対策を講じていただいていると感じておりますが、なかなか業界として増頭への機運が上がってこないのも実情のようでございます。

また、先ほど答弁の中にもございましたけれども、高齢者70歳以上の方が非常に業界全体を占

める割合が大きいということで、非常に高いと認識をしておりますが、しかし、これらの長年の経験と高い飼育管理技術を持ったこれらの畜産農家の方々により、本市の肉用牛の生産基盤が支えられてきたことも、また現実でございます。これらの高齢者の皆さんが一日でも長く経営を続け、また若い担い手へ技術の継承を図っていただけることが非常に重要ではなかろうかと考えております。高齢者は生きがい就農を、若い担い手はやりがいの就農を見いだせる政策の実現に大いに期待いたすところでございます。

そのような中で、畜産施設整備支援事業について少しお伺いいたします。規模拡大対策と省力化等対策、それに環境防疫対策の支援事業が設けられているようでございますが、いずれにおいても設備導入はそれぞれ1回に限り要件が示されているようでございます。この事業は、チャレンジをするために背中を押してくれる政策のはずですが、1回の支援補助金活用後、さらに数年後でも多頭飼育や規模拡大など営農意欲のある農業者がやりがいを持って営農できるよう後押しをする支援策であり、再チャレンジできる支援事業の環境が整備されるべきであると考えております。確かに限りある財政の中での支援策でございますので、多くの畜産農家の方に活用していただきたいとの考えは十分に理解するところでありますが、営農意欲に高い若い方々には、再チャレンジの支援策を増設するなど、本支援事業の見直し等も視野に入れ、協議をしていく考えがないのかお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

畜産を取り巻く最近の現状にあわせて考えますと、高齢化が進行していると、そしてまた、若い後継者の参入が少ないということがございますので、このことについては特に配慮しながら取り組みをしなければならないというふうに思っています。高齢者の方々につきましては、生きがいづくりと、そして、若い方につきましてはやりがいと、議員がお話になられたとおりでございます。

ということで、そのような政策をとっていくことが基盤の維持強化にもつながっていくということでございますので、このことについては取り組みをしてみたいというふうに思っています。ということで、今後も意欲のある方に対しましては、従来のような事業の導入につきましては、複数回実施ということは考えておらなかったところでございますが、今申しましたような理由から、今後につきましては、このことにつきまして前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。

○3番（野村広志君） 市長の方から前向きに検討していただけるという、配慮をいただけるという回答をいただきましたので、答弁をいただきましたので、ぜひとも実現に向けて、やりがいとチャレンジしたくなるような体制づくりに尽力していただきたいなとお願いを申し上げておきたいと思っております。

続けて質問をいたします。本市において第1次産業を基幹産業として、畜産振興は特にこれまでも質問してきましたとおり、重要な取り組みではなかろうかと認識をしております。本市でも様々な振興対策や振興事業が今後も重点的に実施していただきたいと願っておりますが、そのよ

うな中で、市内一円を回ってみて気づいたことがございました。先程来話に出ておりますとおり、高齢者による離農が原因かと思われませんが、実に空き牛舎が多くなっているということを実感いたしました。恐らく後継者もなく、4、5頭飼いの牛舎が、今はもうその面影をなくしているという姿を見ると、何とかして活用できないものかと考えをめぐらしたところでございました。このことは危険家屋の問題や防犯や火災、生活環境の悪化などにつながります。そこで管理不十分のこの空き牛舎対策にも何らかの対応を図っていかなければならないのかなと強く感じているところでございますが、その件について、当局のお考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） 空き牛舎の活用につきましては、年々農家数が減少しております。そしてまた同時に空き牛舎が発生しているということでございます。廃業に伴います畜産規模としましては、小規模の畜舎が大多数かというふうに思われますが、ある程度の規模で開始したい場合には既存の空き牛舎、分娩牛舎、あるいは子牛用牛舎に活用して、併設してパドック式牛舎を整備するなどの対応が必要かというふうに思います。ある程度大規模な空き牛舎につきましては、規模拡大農家や新規農家の方が利用され、規模拡大につながっているというふうに考えます。この空き牛舎につきまして、毎年1月1日現在の統計調査によりまして、廃業者を把握しておりますので、情報としては手持ちにありますので、活用してまいりたいというように考えます。

○3番（野村広志君） 情報は得てるということでございますので、さらにこの得られた情報を整理していただきまして、当局として何らかの対応ができないかということをも十分にまた検討していただきまして、対応していただければなおお願いをしておきたいと思っております。ハード面からソフト面に至るまで、多岐にわたる振興策が効果的に実施されることを期待しているわけですが、最後に、この家畜伝染病、防疫対策について、お聞かせいただきたいと思っております。

2010年に発生した口蹄疫においては、畜産業界のみならず、地域全体を巻き込んだ非常事態と発展をし、多大なる被害が発生をいたしました。また風評被害等の社会現象も引き起こしたことは、いまだ記憶に新しいことです。このような惨事が二度と起こらないように、本市でも万全の防疫体制をとるべく対策が講じられていると思っておりますが、豚流行性下痢（PED）や鳥インフルエンザ等、あらゆる可能性の対応策としてお聞きしますが、本市の防疫体制における考え方について、お聞かせを願いたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

家畜伝染病の防疫対策につきましては、平成22年4月に宮崎県で口蹄疫が発生しまして、大きな被害が発生し、11月には高病原性鳥インフルエンザが発生しまして、このような状況を踏まえまして、家畜伝染病予防法の改正が行われ、家畜の飼養者が遵守すべき基準として、飼養衛生管理基準が定められ、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならないというふうに定められ、家畜の種類や飼養頭数の規模に応じて、それぞれ基準が定められたところでございます。この基準に基づきまして、家畜の所有者は毎年飼養頭数、それから衛生管理状況等を報告することになっております。

また、県は衛生管理が適正に行われることを確保するため、必要があるときは、その家畜の飼養者に対しまして、必要な措置を指示できるものとなっております。

市としましては、この基準の周知や基準に定められております農場記録簿の配布、それから、農場出入り口の看板の配布、年1回啓発用消毒資材の配布、消毒ゲートの設置補助等を行いまして、侵入防止に努めております。

また、海外での口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ発生状況の情報提供と併せまして、注意喚起を行っているということでございます。今後も状況を注視しながら侵入防止に努めてまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） あらゆる可能性の対応を考えなければならないことですが、発生から対策、防疫に入るまではスピードが勝負と思われれます。危機管理の在り方も含め、関係機関と十分な協議がなされ、対応していただけるものと御期待を申し上げておきます。

農業振興として、いくつか質問をさせていただきましたが、本市は豊かな大地と輝く太陽に恵まれ、豊富な水の恩恵を受けながら農業ができるすばらしい環境に恵まれております。今後、一大農業生産拠点として生産から加工、物流に至るまで、あらゆる可能性を模索しながら未来志向の農業を本市から発信していただきたいと希望を持ってお願いを申し上げ、次の質問に入らせていただきたいと思っております。

引き続き保健・福祉行政についてお伺いいたします。

まずはその中で制度改正される介護保険制度についてお伺いをいたします。平成12年4月に介護保険制度がスタートし、13年が経過しました。想像を超える高齢化のスピードが財政負担増を受け、制度疲労を起ししかねない深刻な問題となっております。国は、4度目の介護保険制度の改定を平成27年に予定しており、安定的かつ持続可能な制度の構築を目指すもので必要な見直しであると理解するところであります。介護保険制度は、市町村が保険者となり、主体的な役割を背負って運営されており、定着してまいりました。そこでお聞きいたします。本市において、高齢者人口の推移並びに医療、介護給付費の推移についてと、介護保険制度の現状と課題についてお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市においては、総人口が8月末現在で3万3,197人でございます。今後も減少は続きまして、平成37年、2025年には約5,000人減少しまして、2万8,000人になるという見込みになっております。

また、高齢者人口は8月末現在1万376人で高齢化率は31.3%となっております。10年後には400人ほど増加しまして、高齢者人口は約1万800人になり、高齢化率は36%台になるという見込みでございます。高齢者数の自然増に伴いまして、要介護認定者数も増加傾向にあります。要支援も同じでございます。ここ2年ほどで70人増でございます。増加率で言いますと、4%の増になっています。介護給付費につきましては、第4期事業計画で見ますと、平成22年度が前年度比で4.8%増、23年度が7.6%増と推移してございましたが、24年度では1.6%増、平成25年度では

1.9%増ととどまっている、微増ということをございまして、現在のところは、ほぼ大枠見込みどおりに給付費を出しているということをございます。

また、今年度は第5期の最終年度でありまして、27年度から実施する第6期事業計画の策定作業を地域における関係者と進めているところであります。今回の制度改正は、平成18年度改正を上回る大きな改正となっております。これまでの実施状況や地域の課題の整理等を計画、策定にかかる委員や地域関係者と十分検討しながら、具体的に取り組んでいく必要があるかと思ひます。

保険料の算定につきましては、高齢者の人口推計や給付費の見込み等を勘案しながら、今回の改正の内容を市としてどのように捉え、どのように取り組んでいくかということの影響がまだまだ不透明なところもあります。今後、策定委員会等での意見を踏まえながら慎重に進めていくとしております。

○3番（野村広志君） いずれにおいても深刻な問題であると考えておりますが、本市においても少子高齢化の現象は顕著に表れており、それに伴う保険料の負担増は必然的であると考えられます。新聞等でも保険料が現在の全国平均額5,000円から8,200円に上がると見通しを示し、負担と給付の見直しは避けては通れない問題であると考えられております。

今回の改定は、あくまで制度の存続が目的であり、利用者の立場からの見直しではないような気がして、どうも感じられません。また、今回の改定で予防給付の見直しについて、要支援者向けの訪問介護と通所介護、これは予防給付から切り離され、市町村の裁量に任せるとなっておりますが、これまでは国が定めた一定の基準で運営がなされ、全国どこでも同じサービスが受けられていましたが、地域により料金や内容によって差が出るとの懸念が心配されております。

また、市町村の判断で、介護保険事業者だけではなくて、ボランティアであるとかNPO、民間企業などの担い手からのサービスの提供が可能になるとのことをございます。こういったことで、利用者の負担の増やサービスの質の維持について、当局はどのように考えているのか、シミュレーションされているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

次期の保険料におきましては、所得段階等軽減の見直しが行われまして、これまでよりも軽減が拡大されるということになります。それに伴いまして、負担能力が低いと思われる所得の方に対する軽減が図られると同時に、負担能力のあると思われる所得の高い方との調整が図られるよう保険料段階等を設定していくことが可能となります。

次期介護保険事業計画では、要支援者に対する予防給付の在り方が大きく見直されることとなりますが、これまで既にサービスを利用されており、継続したサービスを必要とされる方には、適正なケアマネジメントに基づきまして、現行の訪問介護と通所介護に相当するサービスを提供することになります。また、新しく要支援者等になられた方については、状態や置かれている環境等を踏まえながら自らの潜在能力を最大限活用しつつ、ボランティアや任意の団体など、住民

主体による支援等の多様なサービスの利用を促し、本人が自立した生活を送ることができるようサービス体系を整備する必要があるというふうになっております。

○3番（野村広志君） 答弁いただきましたけれども、まだ見えてない部分等が多少あるようがございますが、今回の制度改正については、国からのガイドラインが示されると聞いておりますので、詳細な取り扱いについては、早期にお示しをいただき、円滑に制度改正の実施ができるようお願いを申し上げます。

それと、制度実施の必要な財源についてでございますが、改定前と同様に介護保険財政の中より、確保されるべきであります。このことでサービスの低下につながらないよう、利用者の保護やバックアップ等をしていただきたくお願いを申し上げます。

次に、介護施設特別養護老人ホームについてお聞きいたします。このことも介護制度改正に伴う影響が大きく、関連してお聞きいたしますが、本市でも多数の入所待機者がいると聞いておりますが、まずはその現状と抱える課題についてお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

要介護認定者が年々増加している中で、特別養護老人ホームでも入所待機者数につきましては、平成23年8月では279人でしたが、本年の4月では158人に減少しております。また、地域密着型サービスでの入所待機者数につきましても、23年8月では83人でしたが、本年4月には51人に減少していると、ここ数年一貫して減少傾向にあるということでもあります。

本市におきましては、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の7施設や、グループホーム等の地域密着型サービス施設の13施設があります。この特別養護老人ホームの施設定員数を要介護認定者数で割った場合の施設の整備率につきましては、離島を含めると県平均並みであります。その中で19都市の平均で施設の整備率を比較してみますと、0.6ポイント高く、特に定員数が不足している状況とはなっていないのが現状でございます。

○3番（野村広志君） 入所待機者数が多数いる中で、更に入所が困難になるようございますが、要介護1、2の軽度の状態で入所できないまま、適切なケアを受けられずに、中、重度化することもあるようでございます。独居や老夫婦世帯など介護の必要度だけではなくて、計りづらいうことで、自宅で暮らしが難しいお年寄りがいる。こうした人たちの行き場を失うことになりかねないかと心配されるところでございます。

そこでお伺いをいたします。本市における施設介護事業の抱える課題についてと、求められている方向性について、少しお聞かせいただければなと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

第5期の事業計画では、新規開設及び増床等の施設整備の予定がなかったため、これまで増加傾向にありました介護保険施設サービス給付費は落ち着いてきており、平成24年度と25年度ともに前年度と比較しますと減少しております。こうした現状の中で、特別養護老人ホームに入所できる方は次期制度改正によりまして、要介護3以上の方に限定されることとなりますが、本市では要介護1及び2の入所が現在12名おられます。ただし、平成27年4月移行については、要介護

1及び2の入所が全く認められなくなるわけではなくて、認知症高齢者で常時適切な見守り介護が必要である方や家族による支援が期待できず、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないなど、認められれば特別養護老人ホームへの入所は特例的に認められることとなります。

また、通常の入所をはじめ、特例的な入所の判定につきましては、施設主催の入所検討委員会において行うこととなりますが、地域包括ケアの構築に向けた住宅サービス等の供給体制や、今後の方向性等を検討する観点から保険者である市も今後密着に関与していくこととしております。

○3番（野村広志君） 答弁いただきました要介護1、2の方も守るということでございますので、安心をしたところでございますけれども、なかなか制度として決まってしまうと、市単独でということなかなか不可能かとは思いますが、できる限り実情に合わせて対処していただければなと感じているところでございます。

また、一方で労働白書のまとめで健康に日常生活が送れる健康寿命は、平均寿命に比べて男性で約9年、女性で約13年短いそうです。健康寿命を延ばし、平均寿命との差を少なくすることは医療と介護の費用の軽減につながるとの見解でありました。本市においても数多くの健康推進対策を更に充実させ、健康長寿社会の実現に向けて努力することが更に求められているのかもしれない。

そこでお伺いいたします。本市が今、積極的に取り組んでおられます健康推進対策について、現状をお聞かせください。

○市長（本田修一君） 本市では疾病の早期発見、早期治療だけでなく、生活習慣病の予防に重点を置いた対策を強力に推進しまして、健康で自立して暮らすことのできる健康寿命の延伸等を図っていくことを重要と考えまして、自助・共助・公助の観点で策定しました「健康しぶし21」、健康増進計画に従いまして活動を実施しております。健康増進事業としまして、疾病の早期発見治療に加えまして、メタボ対策、生活習慣病の予防を目的としまして、特定健診につきましては、平成24年度23.5%から平成25年度51.2%と2倍の伸びを示しております。また、健診受診者から慢性腎臓病のリスクの高い方への受診勧奨や保健指導を実施しまして、疾病予防に努めております。

介護予防につきましても、要介護状態の軽減や悪化の防止を目的としまして、それを推進する健康づくり推進員の養成や転倒予防教室を実施しています。健康づくり推進員は、平成25年度23名の養成をしまして、現在130名の方が活動しておられます。転倒予防教室におきましては、5か所で延べ427名の参加をいただいているところでございます。

また、二次予防事業対象者に要介護状態にならないように、通所型介護予防事業を実施しております。平成25年度は市内11か所で実施しまして、延べ1,829名の参加をいただいているところでございます。

○3番（野村広志君） このことにつきましては、市長も特別に力を入れておられまして、様々な取り組みがなされ、健康寿命を延ばし、健康で明るい老後が迎えることにつながれば、ひいて

は医療費の軽減につながっていくということは、非常に重要であると考えておられるようでございます。課題を丁寧に解決をしていただきまして、利用者や高齢者の声が反映される、安心して老後が過ごせるような市としても最大限の努力をしていただきたいと思いますようお願いを申し上げます。

福祉行政について、もう一つお聞きいたします。認知症対策について、お聞きいたします。

認知症は医学的に知能が後天的に低下した状態とされており、もともと健康であったのが脳血管疾患やアルツハイマー病といった病気が原因でその働きが悪くなり、忘れ物や妄想、幻覚、人格障害といった症状を引き起こす状態であると言われております。単に老化による物覚えが悪くなったという現象は、認知症に含まれないとのことであります。そこで、昨今社会問題化になっております認知症の徘徊（はいかい）の問題も含め、本市の現状と課題についてお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

65歳以上1万230人のうちから要介護、要支援者の認定を受けている方は2,299人おられます。その中で、日常生活に何らかの支障を来すような症状や意思疎通の困難さがあると言われる認知症高齢者の自立度判定基準Ⅱ以上の方が1,462人おられます。割合では、65歳以上の14%であります。認知症は年齢が高くなるほど発生割合が上がりまして、85歳以上90歳未満では41%、90歳以上95歳未満では80%の方が認知症であると言われております。志布志市の人口に当てはめると、1,831人でありまして、65歳以上の17%の方が認知症であると推計されます。これらの方々への認知症早期発見や早期の介護支援につなげていくというのが課題であります。

○3番（野村広志君） 潜在的な予備群まで含めると、本市においても予断を許さない状況にあるように言えます。実際に行方不明になった方が、昨年度、これは鹿児島県下でございますけれども、1,185件発生をし、そのうち認知症として徘徊（はいかい）が疑われるケースは65人に上っているという報告がございます。認知症高齢者は年々増加し、県内で約6万8,000人に上り、早期発見に向けた見守りが課題となっているようでございます。そこでお聞きしますが、自助・共助・公助の観点により、当局が考える見守りについて、方向性についてどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

認知症の理解と予防、そしてまた、高齢者の見守りにつきましては、認知症サポーター養成講座を実施しております。この講座で認知症の理解と対応について学んでき、地域の中で気になる人がいれば、相談につなげる役割を担っていただいております。

認知症が悪化し、徘徊（はいかい）により対応が困難な場合にはケアマネジャーをはじめ、関係者間でのケア会議を開催しまして対応しております。また、行方不明者や服装の気になる方がおられましたら、警察や市などに連絡はしますが、市では包括支援センターに連絡がきますので、外回りをする事業所につなぎ、早期の発見に努めてまいります。

○3番（野村広志君） やはり地域全体で見守る体制づくりは不可欠であろうと考えております。

今、認知サポーターということも出てまいりましたけれども、そういったものを含めながら、先進地の事例等も多く報告されておりますので、ぜひとも早急に見守りのネットワークの構築に向け、対策を講じていただきたいと考えておりますが、この見守りネットワークの構築についての当局の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） 見守りネットワークの構築でございますが、現在市内21の地区社協によりまして、近隣福祉ネットワーク活動で見守り声掛けに取り組んでいただいております。認知症や徘徊（はいかい）だけに限らず、一人暮らしや病気や障がいを持っている方などを対象としまして、共に支え合える地域社会を目指しております。

昨年度は、410名の要援護者を対象に210名の協力員の見守り活動が実施されたところであります。

○3番（野村広志君） 本市の方でもその対策に向けて考えていただけると思っておりますが、最後にお聞きいたしますが、この早期発見・保護には関係団体並びに多くの市民の協力がですね、今も協力者のお話がございますけれども、必要であろうと考えられますが、協議会の立ちあげや、また広域連携の観点からも近隣市町村と協働、協力をして事業の推進を図っていくことで、より実効性の高いネットワークの構築につながると考えますが、当局にこのことについての見解をお聞かせ願います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

近隣福祉ネットワークでは、住民だけでなく、地域の商店などと協定を結び、気になる高齢者を見かけましたら情報をいただくというよう連絡を取っていただく予定でございます。現在、87か所と協定を結んでおります。徘徊（はいかい）を主にしたネットワークとしましては、警察署が実施している徘徊（はいかい）老人SOSネットワークに参加しておりますので、関係機関と連絡を取り合うこととしております。

○3番（野村広志君） 非常に重要な大切な問題でございますので、市としても真剣に考えて取り組んでいただければなと思っております。また、この問題につきましては、広く情報の提供等を求めることが個人情報保護の問題等で公開ができない、してない自治体もあるようでございますので、関係機関と十分な協議がなされ、適切な制度の運営が図られることを大いに期待をいたしまして、すべてこれで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（上村 環君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、2時15分まで休憩いたします。

○
午後2時03分 休憩

午後2時16分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） それでは皆様こんにちは。3番目ということで、皆様方もだいぶお疲れのようだと思いますけれども、元気が出るように大きな声で述べてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速質問通告に従いまして、順次質問をしてまいります。

はじめに防災対策の観点から質問をいたします。今夏はゲリラ豪雨、また経験のない大雨、そして大型台風と、まさに災害列島そのものの夏でありました。特に8月20日、死者72名、行方不明者2名という土砂災害が発生しました。広島市の甚大な被害には大変に心が痛みました。被害に遭われました皆様には、心からのお見舞いと一日も早い復興を願うものでございます。私は、これまでも防災対策の観点からは、度々質問を行ってまいりましたが、近年はとみに異常気象が全国的に頻発をしており、その度にこれまでの防災対策では対応しきれないような状況に見舞われているのが現状ではないかと思っております。

そこで、このような異常気象の時代にどのようにして災害から我が町の住民の生命と財産を守っていくのか、その対策について伺いたいと思います。

次に、福祉保健行政の観点から3点にわたって質問をいたします。昨年12月に生活困窮者自立支援法が成立をいたしました。この法律に基づき、いよいよ来年4月1日から生活保護に至る前の第二のセーフティーネットとして、生活困窮者自立支援制度がスタートをいたします。この制度は、収入の減少や失業などの様々な理由から日常生活に困難を抱えている方の支援の中核を担う制度として期待をされており、本年はその準備期間になるかと思いますが、本市ではこの法律の趣旨をどのように受け止めて、今後取り組んでいかれるのか伺いたいと思います。

次に、障害を理由とする差別の対象の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が昨年6月に成立をいたしました。法律では障がい者への差別をなくすため、国が地方自治体に対し、必要な施策を実施することを義務付けているほか、国民に対しても障がいを理由とした差別の解消が進むよう努めることを求めています。法律の本格施行は、平成28年4月となりますが、残すところ1年半であり、市としても法律施行までにこの法律の趣旨を実効性のあるものにするための取り組みをスタートさせておくべきではないかと思いますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、昨年12月には、アルコール健康障害対策基本法が成立をし、本年6月に施行をされました。しかし、本市においては、このアルコールと健康についての総合的な施策はなく、市長の所信表明、施政方針にも指数の制約もあるのか、具体的には言及はされておられません。今回のこの法律では、不適切な飲酒は、健康被害とともに、家族や社会に深刻な問題をもたらすとして、被害防止を計画的に進めるための国、自治体、事業者、国民などの責務を定めています。この法律を実効あるものにするための具体化はこれからだと思っておりますが、本市の現状について、まず伺っておきたいと思えます。

次に、教育行政の観点から、青少年のインターネット依存対策について質問をいたします。インターネット依存症とは、インターネットのメールやチャットといったコミュニケーションツ-

ルに極度にはまり込んでしまう症状のことで、テクノ依存症と呼ばれるストレスの一種でもあります。総務省の青少年のインターネット利用と依存傾向に関する調査の結果を見ると、インターネット依存は、睡眠時間や勉強の時間を犠牲にしている状況が見られ、それにより健康面だけではなく、学習面にも影響が出ていることが明らかになっております。そこで、本市の現状及び今後の予防と対策について伺っておきたいと思っております。

執行部の誠意ある答弁を求めるものでございます。

○市長（本田修一君） 小野議員の御質問にお答えします。

まず始めに答弁に当たりまして、8月20日に広島市において発生しました大規模な土砂災害により、犠牲になられた方々お見舞いを申し上げます。

市の防災対策についてでございますが、基本となる地域防災計画を定めており、東日本大震災を機に、特に地震・津波災害、大規模災害対応等について、予防方策や応急対策の見直しを行ったところでございます。それにあわせ一般災害と言われる土砂・豪雨等の災害についても同様に見直しを行っております。また、近年、気候の変化によりまして、局地的な豪雨により、平成24年に九州北部を中心とした豪雨の土砂崩れ、平成25年には台風26号により伊豆大島で発生した土石流、また、今年2月には関東地方で発生した大雪による被害、そして、先日の広島市での土石流など、毎年のように多くの人的被害や物的被害を伴う様々な災害が発生しております。

これらに対応するため、災害対策の基準となる各種警報を発表する気象庁においても、特別警報の運用や新たなシステムを導入するなどの対策が講じられております。また、このような多くの災害発生により、各法律や地域防災計画等の見直しも検討されているようであります。それらの状況を確認しながら、更に本市の防災対策の充実を図ってまいりたいと思っております。

次に、生活困窮者に対します生活困窮者自立支援法に対する取り組みでございます。お答えします。

この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給、その他生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講じることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としたものでございます。生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえまして、生活保護に至る前の自立支援策の強化と生活保護から脱却した人、その方々が再び生活保護に頼ることのないよう、生活保護制度の見直しと、生活困窮者対策の一時的な取り組みが重要視されております。本事業は、その対象者となる方々の把握、対象者への支援内容及び支援方法が困難となることが予想されるために、本年度は福祉課内会議、先進地研修及び関係課との政策調整会議を実施しています。また、困窮者支援を通じて働く場の地域ネットワークづくりと関係機関との連携も図り、進めていきます。

次に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律についての取り組みでございます。お答えします。

この法律は、平成25年6月に成立しまして、28年4月から施行されることになっております。施行までの3年間、基本方針等の作成や市民への周知期間、準備として準備期間が設けられてお

ります。また、県では本年10月に障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例が施行される所であり、関係者や市民への周知に取り組んでいる所でもあります。

本市におきましては、平成28年度の施行に向かって広報誌や市ホームページ、行政告知放送などを活用しまして、広く市民や事業者への理解と周知を図るとともに、関係機関との研修会を実施しまして、障がい理由とする差別をなくし、障がいに対する理解を深めていただくよう取り組んでまいりたいと思います。

次に、アルコール健康障害対策基本法の施行に伴います本市の現状でございます。お答えいたします。

アルコール健康障がいは、本人の問題だけでなく、その家族への深刻な影響が重大な社会問題を生じさせる危険性が高いと考えます。今回施行されましたアルコール健康障害対策基本法は、国、自治体、事業者、本人等の責務を明確にしまして、基本理念に基づき施策を定めた重要なものと考えます。本市では、健康増進法に基づく健康しぶし21の中で、アルコールについて適正な飲酒をしよう、未成年者の飲酒をなくそうを目標に定め、自助・共助・公助の観点から、平成22年度から26年度まで活動を展開しております。しかし、適正な飲酒量の理解度の調査では、平成26年度で男性25.9%、女性27.1%と低い状況となっております。小中学生の飲酒経験の調査では、小学4年生で13.8%、中学3年生11.1%と、未成年者にも飲酒経験がある現状であります。適正な飲酒理解を高め、未成年者の飲酒の健康被害についての意識を高めることが重要であると考えます。アルコール依存症につきましては、本人の自覚がないことが多く、表に出にくいという特性があり、現状把握が難しい状況であります。

健康しぶし21は、本年度終了となっており、現在第2次の健康しぶし21を策定中でございます。今回施行される基本法の理念、施策を取り込みながら、志布志市としてできることを検討してまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） まず最初に生活困窮者自立支援法に関わる質問でございます。本法案の狙いの一つに貧困の連鎖を防止して、本人の状況に応じた学習支援を行い、すべての子供に学力を保障することの重要性が明記されております。

本市におきましては、児童生徒の置かれている状況を的確に把握するために、各中学校区に配置しておりますスクールソーシャルワーカーの活動を推進し、家庭状況の把握に努めるとともに、民生委員、福祉課等との連携を進めております。また、家庭環境や住んでる地域に左右されることなく児童生徒の学力が保証されるよう授業中の少人数習熟度別指導や放課後補充指導、夏休み学習教室による学習サポート、学校応援団の活用を図るなどの取り組みを更に充実させてまいりたいと考えております。今後本市の児童生徒の学力や生活実態を検討する場を設けるなどして、実態に応じた取り組みを推進してまいります。

次に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関わる質問でございますが、この法律は、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して制定されたものであります。

学校においては、障がいの程度に応じ、特別な場で指導を行う特殊教育から、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換が図られました。教育委員会においては、障がいのある子供が、ほかの子供と平等に教育を受けられるように環境整備に努めております。例えば、施設設備の整備や個別の指導計画の作成等による指導、支援員等の人的配置、交流及び共同学習の推進等です。

また、人権教育の立場からも各学校において、人権教育についての職員研修を年3回以上実施し、教職員の人権感覚を磨くとともに、障がい者そのものに関する理解と認識を深めています。今後、本法律が施行されますが、障がいのあるなしにかかわらず、すべての子供たちが自分の能力を最大限に伸ばし、自立し、社会参加することを目指して更に取り組んでまいります。

アルコール健康障害対策基本法についての御質問にお答えします。

青少年期は、たばこ、アルコール、さらには依存性薬物を使用するきっかけが起りやすい時期であり、また心身の発育、発達段階から、ひとたび依存状態に陥ると、人格の形成が妨げられるなど薬物の影響が深刻な形で現れる時期であります。本年6月には、アルコール健康障害対策基本法について、各小中学校に通知したところです。各学校の飲酒防止教育については、薬物乱用防止教室を開催したり、保健体育、特別活動の中に位置付けたりし、飲酒等の行為は健康や自己形成に影響を及ぼす原因となることを児童生徒に理解させております。また、このような行為は、個人の心理状態や人間関係、社会環境によるところが大きいことから、養護教諭の授業への参画や調べ学習、友達との意見の交換等を取り入れて適切に対応するための方法を指導しております。未成年の飲酒は薬物乱用への入り口となりやすいことから、学校と家庭、地域社会との連携を更に深め、警察職員、学校医等の専門家の協力をいただきながら取り組みを進めてまいります。

最後のインターネット利用と依存健康に関する御質問でございます。情報機器の発達は、私たちの生活に豊かさと便利さを与えてくれた半面、ネット上のいじめやトラブル、ネット依存等様々な社会問題を生み出したことが懸念されております。本市におきましては、平成25年度9月の調査で、インターネット端末所持者が小学生の49.9%、中学生の66.5%となっております。また、本年度実施しました全国学力学習状況調査の中で、平日2時間以上携帯電話、スマートフォン等でメールやインターネットをする小学6年生児童が6.6%、中学3年の生徒が25%と回答しております。同調査において、4時間以上ゲームをする児童生徒の学力は、1時間未満の生徒の学力に対しまして、10ポイント近く下回るという結果が出ております。このような状況を考えますと、本市においても情報機器が子供たちの健全な生活リズムを奪っていることが十分予想されます。教育委員会としましては、これまでノーメディアの運動やe-ネットキャラバン等の携帯電話教室、親子情報モラル教室を推進してまいりました。今後、市PTA連合会とも連携を図りながら、本市の児童生徒の実態を具体的に把握し、子供たちが置かれている危険な状況を理解していただくとともに、学校においては情報モラル教育などを通して、子供たち自身の判断力の育成を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○13番（小野広嗣君） 防災対策の観点から一問一答で質問を行ってまいります。冒頭市長の方から地域防災計画の見直しを随時図ってまいったということ、そして、今回のこういった豪雨であるとか、土砂災害に関する取り組みに対してもその都度見直しを図っていく、そして今度は、ここ最近、昨年、そして本年と続いているこういった異常気象現象の中での災害対策として国の指針、動向を見据えながら、しっかりと取り組んでいきたいと、そういった答弁であったと理解をいたしておりますが、今回のですよ、広島市の土砂災害、こういった状況を毎日のようにテレビで報道され、そして新聞でまた報道されていく、そして最近になって様々な角度からの検証が行われている。こういった状況に鑑みて、本市の市民の生命・財産を預かる市長として、今回の広島の状況をどのように率直に受け止めたのか、簡潔に答弁をしていただければと思います。

○市長（本田修一君） 今回の広島の大災害につきましては、当初報道されたときも大きな災害だなというふうには思ったところですが、時間が経つにつれて、その全容が明らかにするにつれて、被災された方が、犠牲者が増えてきている。そしてまた多地区にわたって範囲が広がっているというようなことを受けまして、相当な被害だったんだなというふうに思ったところでございます。そしてまた、発生した時間帯が真夜中ということもあって、避難指示が、出すタイミングが非常に判断が難しかった状況だというふうに思ったところでございまして、それが結果的にあのような大被害になったというふうには思っております。そのようなことを見まして、それでは本市としてはどうなのかということ考えたときに、私どもの地域では合併以来何回かこのような災害が発生している状況でございますので、そのことにつきましては、対応につきまして、いかにすべきかということは常々訓練されているというふうには思っているところでございます。今回の今年の夏におきましても、台風等が襲来する予想がされた時には、事前に課長会等でもいつ招集するか分からない状況だということをお知らせしてございまして、そして、いついかなる時にも現場に駆けつける態勢ができるように、そしてまた、災害等につきましては、すぐさま状況を把握するよということの訓練、そしてまた、指導はできているというふうに考えております。

改めて広島の災害を見ながら、その本市での対応については更に注意をしなければならないということを職員全員に戒めたのではないかなというふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） 率直に市長の答弁をいただいたわけですが、市長、今回の広島の災害、15年前にも実はこの広島では32名の方が豪雨で亡くなるという大変な事故が起こって、国としてはこれを受けて、いわゆる土砂災害防止法というの実はつくったんですね。その教訓が結果的には何ら生かされてない、そういう状況になった、まずそれがあります。そういった中で、広島市、今様々な検証が行われていく中で、広島市の職員ですよ、結局希望的観測として、雨が今後小やみになっていくんじゃないかというふうに思ったという発言もあるんですね。これ、とんでもない判断違いですよ。それでまた、もう1点、いわゆる70ミリ以上の雨が1時間に降りますよというファックスが予報として通知されている。そのファックスの内容の見落としも今明らかになっていますね。そして今度は、いわゆる市民に避難指示、勧告を行うための緊急メール、こ

れが一斉送信ができる体制に広島市はあったにもかかわらず、これがなされてない。これ、緊急メールの対象者というのは、携帯を持っている方はほとんどが対象になるんです。こちらから手続きをしなくてもいいんです。携帯にその機能が持たされていればですね。ところが、今回の広島は、それよりも地域を限定した防災メール、この発信を行っているんですよ。ところがこの防災メールに市民が関与しているパーセントは4%ですよ、その中のあの区域ですよ、何ら意味をなさない。こういったことも出ている、ある意味で本当に大変な豪雨、ゲリラ豪雨、集中的な豪雨であったかもしれませんが、人的なものがかかなり関与しているなという思いがしてなりません。

そして、もう一つは、市長が今言われましたけれども、いわゆる昨年の伊豆大島もそうでしたけれども、今年も未明に起こった大雨、そのことによって、いわゆる夜間であるがゆえに避難指示がなかなかなされてないということ。こういったことに対しては、いわゆる雨はずっと降り続けていって、堆積していつているわけですね。そして、その言えば堆積といいますか、累積していつている、この積み重ねを見ていつたときには、もう前日からでも避難場をしっかりと設けて、そこに対する避難勧告を行うべきであると、先手先手の手が打たれていなかったと、こういったことがあります。そういったことを考えたときに、かなり人災的なものも大きいというふうに思います。その辺どうお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは、これまで本市で起きました災害等の経験、そしてまた、他地区で発生しております大災害等を参考にさせていただきながら、本市での災害に対しての体制づくりについて検証を行いながら進めてきているところでございます。これらのものを受けまして、今回先ほども申しましたように、今年二つの台風が接近したところでございますが、私どもの地域では、明るい時間に早めに避難の態勢をとりまして、避難所の開設を実施して、その対策をとってきたところでございます。さらにもその内容については、警戒本部も設置するというレベルのものになったところでございますが、今後も事前にこのことについては対応していきたいというふうには考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 特に本市は、この防災対策については、市長もしっかりと力を入れていらっしゃるしね、本年5月にも県を挙げて、そして、知事まで見えて防災訓練、避難訓練等が行われて、少しずつ市民の中にもそういった市の取り組みが浸透しつつあるなということは理解をするわけですが、現実的に現場で避難勧告が早め早めになされて、そして早い時点から避難所が開設をされていると、ところがそこに行かれない方々も当然いらっしゃるわけで、そういった中で夜間にあいつた災害が起きる、そういったことに対しては、日常的に防災教育をしっかりとやっていかなければ難しいと。

昨年の伊豆大島等も含めて、国も方針を変えまして、いわゆる早め早めの避難が大事だということで、いわゆるフレーミングを恐れない指示と言いますかね、いわゆる結果的にはそういった被害、あるいは厳しい状況には至らなかったかもしれないけれども、どこよりも早く避難を進めた

ということが大事、早期予防的な避難対策、これ、熊本でもやっておりますが、こういったことが効果があるということを言われています。今後としては、やはりこういった厳しい現状を突きつけられた時にこそ、市民にこういったものがスッと入っていくチャンスですので、いわゆる早め早めの避難対策がとれるような日常的ないわゆる防災教育、こういったものを展開を今後更にしていただきたいと思いますと思いますがどうでしょうか。

○市長（本田修一君） 今回の広島の大災害については、1週間経ってもなかなか現場が回復しないという状況。それは、雨が途中で降りまして、その災害に対する救助活動や、それから復旧活動が止まってしまっているというようなことがありまして長期にわたっていたようでございます。

ということで、市民の方々もそのことについては随分と関心が高まってきた内容になったのではないのかなというふうに思っております。私どももそのことにつきましては、ゲリラ的集中豪雨が発生しましたならば、極めて土砂災害が発生しやすい地域だということについて、改めて市民の皆様方にお知らせしまして、市が提供します情報等の入手については、積極的に対応していただきたいと。そしてまた、市が発します避難勧告、避難指示については速やかに対応していただきたいということの広報・告知につきましては、重ねてまいりたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひそのようにお願いをしたいと思います。市長、今回はまだ検証の途中ですけれどもね、現段階で国交省が行った状況、先ほど72名の方が亡くなって2名が行方不明、44の方が負傷なさってるという状況、そういった現状を生んだのは何なのかというのを三つ挙げてるんですね。その中の一つが被害拡大の主な原因についてということで、一つ目が被害現場の多くが警戒区域や特別警戒区域に指定されていなかったと、御存知のとおりであります。そのことによって危険性が住民に伝わっていなかったということですね、一つはですね。もう一つは、土砂災害警報情報の発表が、いわゆる市としての避難勧告につながっていなかったと、これはもう完璧にミスですね。そして、避難場所や避難経路が適切でなかった場所があったと、この三つが今のところ検証の中で大きな3点として国交省が出しているところですね。そういったことを考えたときに、いわゆるこの土砂災害の危険箇所、これ、本市でも様々に指定されているわけですが、いわゆる実態に即した指定というものを今後しっかり見ていかなきゃいけない。そういった見直しを今本当に迫られている時だなというふうに思っていた仕方がないわけですが、そこ辺については市長どのようにお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） 本市におきます指定状況でございます。平成22年度から市内各地で県による調査がされまして、25年度までに松山、有明の全域と志布志地区の一部でございます。志布志の帖地区でございます。このうちの急傾斜291か所、土石流60か所の警戒区域の指定がされているところでございます。平成26年度以降、残る志布志の帖区の一部、田之浦、内之倉、安楽、夏井の指定に向けまして、県が調査や区域の指定の業務を行っているところでございます。このことにつきまして、速やかに調査をしてもらうよう、再度要望してまいりたいと考えております。

○13番（小野広嗣君） 市民の生命・財産を守っていくために、市長としてやらなければいけな

い仕事というのはいっぱいあるわけですが、そういった中に、こういった悲惨な事故があった時に、しっかりと市民の方に様々な施策の展開を集中していくということも当然大事ですが、今おっしゃっていただいたように、しっかりと県とも連携を取りながら実態に即した対応ということが迫られていくと思います。そういった意味では、県もそうですが、市職員がしっかりと、この市内、海であるとか、川であるとか、山であるとか様々ですね、そういったところをしっかりと歩いて回って、状況把握をするということが大事だろうというふうに思いますので、そこらはしっかりとお願いしたいと思いますが、これまでのここ数年の災害状況を見ましても、いろんなことが報告をされているわけでありますけれども、そういった中で、いざという時に自分がどこに避難をしなければならないのかが分からなかったとか。あるいは避難指示と、ここ大事なところなんですね、避難指示と避難勧告の違いが分からなかったということがあるんですよ。ということは、いわゆる本市が行っているああいった防災訓練、避難訓練は当然大事であるけれども、もっともっと日常的な防災教育をすべての市民に伝えておかなければいざという時に市民の命は守れないということなんですよ、そこについて市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

3・11が、23年に発生しまして、その時以来3回津波避難訓練を該当地区においてしているところでございますが、対象地域におられる方々がすべて参加していただけるということではないということについては、本当に苦慮しているところでございます。ということで、いかにしてその該当する地域にいるかどうかと、そしてまた、その避難する内容についてどのような形であるのが自らの命の安全を守るかということについて、私どもは、どのような形でお伝えすればいいのかということについては回を重ねながら、そしてまた、いろんな手段を使いながらするしかないのかなというふうには今思っているところでございます。周知につきましては、とにかく情報伝達を早めにするんだということ、そして、その意識付けにつきましては、高揚を図るための意識付けのために自主防災組織の強化とか、自主防災組織による危険箇所自らの点検とか、その自主防災組織による避難訓練の実施とか、その地域地域の方々で取り組みをしていただくやり方もあるのではないかなというふうには考えておりますので、これらのものを強化していきたいというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今市長がいみじくも言われましたけれども、様々な対策の中で、優先順位を付けていったときは何なのかと、当然人命救助というのが一番なんです、それ以前の問題としてですよ、防災・減災という観点から見たときに、今市長が言われたように情報伝達体制の強化というのが大事なんですね。そういう意味から見ると、本市はかなり成熟はしつつあるなど、まずもって全所帯に戸別受信機が付いているというのが大きいわけですね。でも、これもやはり音を全くおとされているところの家庭とかいっぱいいらっしゃるんですね、回っていくと、これはいざというときにちょっと大変かなと、ただ緊急警報は鳴りますよ、鳴りますけれどもね。そういった中で、消防庁が出している情報伝達体制の強化についての通知というのが、これ今年の12月10日付けでなされているんですが、もう細々とはやりませんが、例えばですよ、こち

ら側からの情報の発信だけではなくて、今は携帯の時代、スマホの時代ですよ。そうするとSNSがありますね、そういうものを利用して市民からの情報、即座の情報、ここがこういうふうに水がここから漏れてるよとか、様々な情報を写真添付で送ってもらう方法とか、すごく役立つんだというふうに言われているんです。市民への協力方ということも今後必要になってくると思います。情報伝達の方法については、総務課長、こういった通知がきていますのでね。そして、これを完成させるためのチェックシート一覧みたいなのもあります。それに従ってやっていくと完成していくというか、1年、2年でできないんですよ、長期的に必要なものですから、そういった情報。そして、消防庁ではそういったことに取り組む流れもつくり上げていますので、県には落ちてるんです。市には多分落ちてないから消防庁のホームページか、県からしかもらえないんだろうというふうに思っていますけれども、どうですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） そういう災害時への情報伝達手段につきましては、市長がいろいろ申し上げたとおり、いろんな手段を持っているところでございますけれども、今いただきましたような、そういう消防庁のそういったもの等につきまして、市民からの逆に情報をいただいて対応するということにつきましては、資料等を参考にさせていただきながら、また市で参考になるような形での形づくりを進めさせていただきたいと思っております。

○13番（小野広嗣君） 情報発信ということでは、こちら側からの発信ではなく、今申し上げたような、市民の側に協力を求めていくと、それが市と市民が一体となって防災意識を高めていくと、そういう契機にもなりますので、是非ともちょっとアンテナを張って学んでいただければというふうに思うところでございます。先ほど市長、少し答弁が外れていたかなと思うんですけども、いわゆるフライングを恐れない避難勧告、予防的な避難を進めていく、こういった観点というのは大事だと思われませんか、思われますね。その上で確認をしましたが、いわゆる市民というのは今回の広島もそうですね、そういった声が挙がっていました。記事でも読みました。昨年の伊豆大島でもそうですね、こういったことが自分たちの身に起こることは思わなかったとか、そういった声がいっぱいです。他人ごとに、ニュースとかテレビでも様々な災害を見ていても思っていた。ところが我が身にくるとは思わなかったという声がほとんどであると、そういったことを考えた時に、先ほどの予防的な訓練とかを繰り返す中で、本市はどこよりもフライングかもしれないけれども、そこで避難した人たちは、じゃあ怒りますか、僕は怒られないと思います。市が我々たちの命をしっかりと考えて、ぎりぎりの判断でやってくれたというふうに僕は思うと思うんですね。そういったことを繰り返す中で、いわゆるいつ我が身に起こってくるか分からないという意識を高めていく、このことが大事だというふうに思うんですね。ですから、そういった取り組みをお願いしたいと思いますけどどうでしょうか。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えしましたように、本市におきましては、本年台風接近によりまして、あらかじめ避難所を設置しまして、市民に対しまして警戒を呼び掛けたところでございました。このような形で、本当はあの状況でも避難所開設する必要はなかったところでございますが、そのような災害が発生しているということでございまして、事前に早めに避難所開設

をしたところでございます。そして、今後もそのような形で早めにしていきたいと、そしてまた、実質的にそのような結果が空振りになったとしても、そのことを恐れることなく、地域指定についても災害危険箇所を中心に、その情報については伝達しまして取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、今市長答弁されましたように、本市でもハザードマップとか、地域防災計画とか、しっかりうたっているわけですね、ところがこれまでの災害を見ると、何回も繰り返すようですけども、そういったものが結果として結びついていない、紙切れみたいになっちゃうんですね、紙くずですよ、そうなってしまえば。ですから、作ったのはいい、先ほどの自主防災組織もそうですけれども、自主防災組織率がいくら100%であっても実効性、実質性がなければ何もならんわけですね、いざという時に。ですから、そういったところまで細やかに見ていかないと、今後のこういった異常気象現象の中で、市民の生命・財産を守ることはできないんだという認識をですね、これは執行部だけじゃなくて、我々議会人もしっかりかみしめながらやっていかなきゃならない、そういうふうに思うんですが、いわゆる総務課長と前話をしたこともございますが、以前。いわゆる、議員というのは様々な情報をキャッチしなきゃいけないと。そういった中で、例えば火災があります。火災があっても今流れてくるのは志布志町は志布志町域、松山地域、有明地域と、新聞に載った場合は分かることがありますけれども、逆にエリアが違くと後日知ってしまって慌てて知っているところだったりして、飛んでいかなきゃいけないとかいうことが、これまでも僕もありましたよ。そういった意味では、今の流れがどうなのかなということも一つあります。

もう一つは、そういった火災にかかわらず、こういった災害等に関する緊急メールを即座に議員の携帯に配信するシステム、これは簡単にできますからね、これをまず早くやってほしい、どうなんですかね。

○総務課長（萩本昌一郎君） 現在もそういったいわゆる火災であるとか、こういった災害等の連絡につきましては、メール配信をさせていただいているところでございます。これは広報等で市民にも流しているんですが、登録していただくことで火災の状況、それから災害の状況等をですね、火災の状況は消防署から発信しますが、災害等の情報につきましては、私ども総務課の方から、消防防災の方から発信をさせていただいているところでございます。したがって、今相当数の方に登録をいただいておりますが、今御質問でございました、ぜひ議員の皆さんからでも御希望等がありましたら登録をしていただければ、今も御質問のありました火災でありますとか、防災等の情報につきましては、皆さんの方に配信できるかというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） これまで緊急メールといいますか、防災メールとしては、火災がこうありましたと、消防管轄で何件ありましたとか、そういったメールは届いていますよ、だけれども、いわゆる即時性のある緊急メールを議員に発信してほしいという意味で質問しているんですよ。

○総務課長（萩本昌一郎君） そのような発生した際に、緊急にお知らせするシステムについては、消防署の方も登録していただければ可能だということでございますので、ぜひ御希望の場合

は、私どもの方に御相談していただければ登録可能かというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○13番（小野広嗣君） 特に議員の場合は様々な市民ニーズに応えていかなければいけないわけですよ、そういった中で、いわゆる緊急を要する中身ですよ、市民とは別個に精査しなければいけない部分が僕はあると思って質問しているんですよ。そういった部分をまとめて管轄して一斉に送っていただければ有り難いなという思いが強いんです。いろんな事情に精通してなければいけないわけじゃないですか、議員は。それが2日、3日遅れるようなことがあってはならないから言っているんです。だから、その配信するくくりもですよ、総務課でしっかり整理しながらまとめ上げたものを出してほしいと思っています。どうですか、市長。

○市長（本田修一君） ただいま課長が答弁しましたように申し込みがあればということでございますので、ぜひその体制を私の方でつくりたいと思います。

そしてまた、お知らせしなければならない内容というものについては、事務局の方とも相談させていただきながら取り組みをさせていただければというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。ぜひそういった方向でお願いをしておきたいと思います。一緒になって考えていきたいという角度から言わせていただいております。

今回、広島のと砂災害の検証を見ていくと、とにかく雨の降り方が局地的、そして集中的、激甚化しているということがあって、50ミリ以上の雨が降った場合は、車のワイパーを高度に振っても前が全然見えない。そして、マンホールのふたが跳び上がるというような状況、そういった状況が1時間であったということです。それが、いつ今後我が町にないとも限らないわけですね。それは今後9月だって台風シーズンですよ、まだ10月までは油断がなかなかできない。そういった中で、先ほどの急傾斜地の問題、危険地域の問題も含めて、いわゆるこういったタイミングですべてを網羅して調査することはできませんよ、短期間では。でもそういった中でも、かなり厳しいところがあるとすれば、そういったところには、県は県ですけれども、市の方でも耕地林務水産課、そして建設課等々も含めてしっかり足運んで、そういった地域のやはり見張り役となっていかなければいけないというふうに思うんですね、それは大きなくくりでの流れです。

ただ、先ほど市長が言われましたこの自主防災組織というものが、うちも充実しているといいますけれども、その中身を見ていくとなかなか厳しいですね、自助・共助・公助と言われるけれども、その共助と言われる範囲、どこまでなのかと。これが例えば自治会組織の中で助け合っていきなさいよということになってくると、そこに自治会長さんに要援護者名簿を渡して、こういった中でいざ災害になったときの避難、こうですよということを、誰が誰を担当するんですよといったときに、その余力が実際あるのかという問題、こういった観点についてはどう考えていらっしゃるでしょうかね、地域によっては、その余力さえ全然ないところもありますよ。

○総務課長（萩本昌一郎君） 御指摘の自主防災組織につきましては、私どもの市でもかなりの組織率でございますが、御指摘いただきましたように、その実態と言いますか、実際のそういった緊急時の活動というか、そういったものにつきましては、今少しそういった意識付けというか、

そういったのが少し不足しているのかなというふうに私どもも感じているところでございます。そういった点も考慮しまして、今年度から新たにそういう自主防災組織による、そういう講演であるとか、それからいろんな諸道具の備品をはじめとして、そういったものの調達等につきましては、補助事業等も準備をしながら、そういう自主防災組織の活動を更に強力なものにしようというふうに考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） ぜひ課長、今そういう答弁をされましたので、そのことを本年度中にできることから進めていってくださいね。

市長、本当に最終的に自分の身は自分で守らなきゃいけないというところから、自助から始まるわけですね。そういった中に、今先ほど自助、共助、公助と言われた。しかし、今回の広島、例えば、昨年、ここ数年来の動きを見ていて、そして今回の広島を見て、国交大臣が言っていましたけれども、いわゆるこの身近なところでの助け合いですね、いわゆる近所の方同士で我が地域はどういった地形にあるのかと、いろんな災害があったとき、どういう状況に陥るのかと、そういうことを日頃から語りあえるような間柄でありたいなという話も出ていました。そういった中では、近い所の近所での支え合いを言葉を換えて、近いところ同士での助け合いという近助、この近いところでの助け合いの近助というものをこの自助、共助、公助の中に入れていかなければいけないなど、国としてこれをしっかり取り組んでいきたいというようなことも言われていました。そういった意味では、先ほど自治会組織が厳しい中で、そういったことが取り組める近所付き合いというものも、できるところ、できないところありますけれども、市がしっかり市の中に足を踏み込んで語り合いながら、膝詰めで、やっていくとこのことはすごい実効性のあるものにつながっていくし、先ほどの要援護者支援にもしっかりとかみ込んでいくことができる。そのように思うんですが、市長どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話になられました件につきましては、いわゆる自治活動というような形で、それぞれの地域が今まで育ててきたものではないかなというふうに思っています。高齢化によりまして、そしてまた、自治会自体のニーズが減ってきて、そのことがなかなか昔のような機能性を発揮できないということにつきましては、十分認識しているところでございます。そのような流れの中で、自主防災組織というものが、共助というような観点から私どもはその育成をしているところでございますが、その自主防災組織を通じながらお互いが近隣同士が助け合うということは、もともととっていたことなんだよねというような意識をもう1回を起すような取り組みというものにしていきたいなというふうに考えたところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長がふだん申されている志あふれるまちづくりですからね、そういったことから考えたときに、隣近所のつき合い、そして、つき合いがもっと先んじて助け合うという、そういったものを醸成していくパワーを与えるのは、やはり市当局でないといけないと思うんですよ。ですから、この近くで助け合う近助という精神ですね、そして、これはそのまま志あふれるまちづくりにつながるわけですね、そこをぐっと押し進めていく市政の在り方、これをや

っていついていただきたいというふうに思っております。この防災に関しては、いろいろと後段でまた同僚議員もお話がありますので、大きなくくりとしてはここで一旦止めておきますが、もう少し今度は我が足元に照らしての質問に移らせていただきたいというふうに思っています。

今回、8月1日、2日、3日、ずっと台風の影響で雨が降り続いておりましたね、そういった中で8月3日、日曜日でしたが、夕方5時半過ぎぐらいに平川内科の奥さんの方から連絡があって、土砂が崩れてきていて、いわゆる側溝のふたを押し上げて大変な状況であるということがありました。そして、うちの家族しかその近くにいませんでしたので、行ったらうちの店の方まで、シラスを混じえた土砂が流れ込んできている状況でありました。それから慌ててとにかく上の方を見に行き、そして、側溝のふたをなんとか上げて、男手でなければ上がらないような状態でしたけど、いったん上がったものがまた落ちてるんですよ、いったんものが流し込んでまた落ちてるんですね。それで、その後にいわゆる、うちの母、そして、うちの家内とか3人で一生懸命出しようとしたんですね、それでもなかなか進まない。そうすると、用事があった背広を着ていた、それこそ近所ですよ、近くの下野司法書士さんも背広のままで手伝いに来てくれて、それでも追いつかないもんだから、とにかく応急手当でやっていたんですけど、即課長級の人たちに電話を入れたんですけど、つながらなかったんですね。それで、近くに職員もいましたけれども、そことも連携がまだ取れていないということで、その後も一生懸命上げていたんです。1時間半ぐらいした時に、近くのいわゆる産業建設課の係長が、同集落のですね、来てくれて一緒になって上げ始めたんですけども、もうやっぱり雨が小やみになってきているので、もうこれ以上やっても人的な力では難しいということで、朝一番に来させまして、そして、上の方が県の所管にもなってきますので、耕地林務水産課と連携を取って県の方につないで対応をしてもらいますというような流れがあったわけですね。そして、翌日、朝の6時半頃でしたが、本庁の方から耕地林務水産課の職員がみえてて状況を確認し、そこでちょっと語ったんですが、その後、実際作業に当たられる方がその日からみえて、その日だけではなかなか終わらない、ずっと続いていますね。続いてても今も完璧に終わってないんですよ。土砂だけでものけることができました。そういった中で、後日、副市長と産業建設課長がみえて、そして一緒に、またいろいろと語りながら上の大地まで、また上がって一緒に見たわけです。そういった中に、県との連携ということで言えば、県の職員が見えてないはずはないんだろうけれども、見えてしっかり話ができたとというふうに聞いたら、「いや見えてないんじゃないですかね」って、産業建設課長は言われたわけですね、じゃあおかしいねということで、再度県議の方にも電話を入れまして、県の動きちょっと鈍いじゃないということで、やったわけですよ。そうすると、3時間、4時間してまた県議からも連絡があって、実はその翌々に県としては行って現場を見てきましたと、これまで応急手当で状況は分かっていたから、実は200万円ほどの予算で取り組みをすところだったけれども、今回は大きく崩れているので、新たに製図設計もせないかんというようなことまでしっかり伝わってきたんですね。僕はその時に思ったのは、実際は志布志支所の方から耕地林務水産課の方に上がって、そして、県の方に上がった。そして、県の方の動きというのは、実は県が見えたときに耕地林務

水産課の方も一人本庁の方からは対応をしているわけですよ。そのことが、いわゆる支所の方の産業建設課、ここは耕地林務も兼ねていますからね、この方に情報を発信したところに戻らないということがありました。やはりこういうことが、やはり縦割りでよくないなど、だからこちらから問われたときに答えられないんですね、どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、現場において速やかな対応が取られなかったということについては、誠に申し訳なく思ったところでございます。

そしてまた、担当が私どもの方で支所、あるいは建設課、あるいは耕地林務水産課というふうに渡っておりまして、そちらの方の連携というものが取られなかったということにつきましては、ただいま御指摘のとおり、縦割りの弊害が出ているというふうには思ったところでございます。そのようなものを含めまして、副市長の方で総合的に対応をしていたということでございますので、今回の件につきましては、今の段階では県の方で全面的な復旧工事をするということが始まっておりますので、そのことでもって、まずもってお詫びを申し上げ、今後そのようなことがないように、関係する部局がまたがった場合には、直ちにその指揮については、副市長ないしは私の方ですのような体制に努めてまいりたいというふうに思うところでございますので、御理解お願いしたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 別段そんなにやかましく言おうということではなくて、そういった連携、縦割りをなくしていこうということがあると思います。なぜかといったら、こういった大きな災害の質問をしている時に、我が足元でそれだけのことでなかなか進まなかったりするんですよ、大きな災害があったときはどうなるんだろうかと、やっぱり思いますよね。ですから、ちょっと言わせていただきましたけれども。

もう1点、先ほど冒頭で言いましたように、前日土砂を上げながら、いわゆる関係課の関係する課長に電話を入れたところがつながらない、つながらないのはいいんですよ、日曜日だったり、まあ言えば5時半以降だったりしてつながらないと、だけれども携帯の時代、ましては我々の場合は名前が入ってますね、職員の方の中にも、それが掛かってきているというのはよほどなことですよ、時間外に電話したり、日曜日に電話しているというのは。だから、それを見落としていたということで、それ以上は、もういいよということによってありますけれども、過去にも他にあったんですよ、そういったことが、急ぐ時に、こちらとしては。一日経ってのんびりした形で9時か10時ぐらいに電話があるとかあるんですね。それでは、まさきにあわないねって言ったこともあったんですが、我々も24時間市民の負託に応えなきゃいけない、職員の皆様も24時間にわたってどんな時だって対応しなきゃいけない、福祉課の職員の皆さん、生活保護の職員の皆さん、これまで夜9時、10時に電話をして飛んで来てくださったこと何回もありますよ。本当有り難いなと思いますけれども、一方でそういうことがある。こういったことのやはり統一をしっかりと市長してほしいんです。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、直接、その措置を怠った職員につきましては、指導をしたところでございます。私どもは、今お話がありますように、特に私自身は365日24時間営業ということを感じておまして、それらのことに様々な要望・要求等があれば直ちに対応するということを感じているところでございます。そのことにつきましては、本市の職員についても基本的には同じではないかなというふうなふうに思っております。そのようなことで、今後とも何らかの形で市民の方々から情報、要望等がありましたら、直ちに対応するということは、改めて指導を申し上げたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 人間のやることですから、ついうっかりということもあるわけですね、僕らも完璧にないかとは言えませんが、自分自身を、僕自身もやっぱりしっかりそういったことに対しては、対応していかなくちゃいけないと思いながら質問をさせていただいていますが、今回このことに関しては、今、県の方で取り組んでいくと、その一連の流れも全部県の動きも全部分かっていますが、それはそれとして、その平川内科の水路、そしてこちら側ですね、うちの家がありますけれども、この急傾斜地、ここは市長も当然御存知であると思いますが、急傾斜地の危険箇所であるということが、平川さん所の上がった所にも杭が打ってあります。旧志布志町の名前のままですよ、古い杭になりますね。そして、もっと古いのは、うちの駐車場の前、いわゆる志布志市のお買物駐車場、下野さんのところがある真横に白くいが立ってますよ、その白くいにも、この場所は急傾斜地危険箇所です。危険時の避難先は町文化会館へと書いてありますよ、もう古いままです。だから、そういう認識が今の市にもあってしかるべきだと僕は思うんですよ。町であっても引き継がれて今もあるべきだと思いますね。そういった意味から見たら、今回の広島土砂災害を見たときに、この地域に住んでいらっしゃる方のいわゆる保有林ではありますけれども、そこに対する危惧というのは相当あって、ここに対して行政は何もしないのかねという話はあるわけですよ。地権者との絡みもありますので、あまり詳しくは述べませんが、そこに対して行政が何もしない、知らぬ振りをしているという在り方だけはあってはならないなと思っていますので、ひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この区域につきましては、今御指摘のとおり、急傾斜地でございます、土砂災害が発生する可能性があるということでございます。ということで、志布志町の時代から事業の導入というものは考えていたようでございます。しかし、地権者との中で、そのことが整ってないということでございます。今回の災害を契機としまして、改めて地権者ともお話をさせていただきながら、同時にこの地域の方々については極めて危険な地域ですので、その時には市の情報等の入手について努めていただき、そしてまた、市の指導がございましたら、そのような対応をお願いしたいということについて、告知・周知をしてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） デリケートな問題でもありますので、これ以上申し上げませんが、やはりそういったことに対して、市がやはりそれなりの努力を払っていくという姿勢だけは崩さないでいていただきたい。こういった広島市のような、あのような土砂災害が起こった時に、

このことにしっかり目を向けていかなければ、またなおざりになっていくということは、もう分かりきったことですので、そこは市長の方に求めておきたいと、答弁は結構ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移りたいと思ひます。先ほど市長の方から答弁をいただきました。先進地研修を行ったり、あるいは庁内で会議をしていると、今後のには関係機関との連携を図っていくんだということですが、本市において、こういった法律が定まっていく、そして、それがもうそこに見えていると、その施行がですね、そういった時に早期把握というか、早期発見に努めてなければいけないわけですが、こういった生活困難者に当たるような方々の把握状況というのは、本市では今どのような状況になっているのかお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現時点では生活保護の相談にこられた方々、生活保護申請に至らない方々及び庁舎内関係部署からの情報提供、そしてまた、社会福祉協議会の貸付制度を利用された方という方々を中心に実態の把握をしているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長、実態の把握をしたというよりも、努めている最中なんですか、どうなんですか。大体の数が出てませんよね、その合計数が。

○福祉課長（福岡勇市君） この制度の実態調査、ニーズ調査をということで、先進地にモデルをしている日置と大分の臼杵市を研修に行ったところでございます。福祉課内で協議をしたところではありますが、対象者等については、先進地もだったんですけども、把握できないところがございます。数字等もちよっと上がってないところでございます。それについては個人情報等もあり、なかなか生活保護に至る前の方については、把握ができていないところでございます。

それと、県内の方でもいろいろ事情を聞いたんですけども、県内でもこれについては、なかなか難しいところです。以上です。

○13番（小野広嗣君） そうですかね、僕はそうは思わないんだけども、先進事例がありますよね、いっぱい、そういったことをしっかり把握している町村等が、それが示されていますよ、データで、僕は持っていますよ。それを今までできていなかったことがどうだというのは言っていないですよ。今後として、そのことに取り組んでいかなきゃいけないわけでしょう。早期発見、早期把握ですよ。そして、手を打っていかなきゃいけないですよ、そして、窓口につないでいかなんのですよ。だから、そのことを言っているんですが、例えば市長、9月1日月曜日のその日に一般質問を通告するその日の朝の南日本新聞ですよ、これに載ってますね、読まれたかどうか分かりませんが、この「困難者支援準備遅れ」って載ってます。市区町村3割が担当部署でさえ未定ということですね。そして、厚労省がこのままでは十分な支援ができなくなる恐れがあるとして準備を急ぐよう、都道府県を通じ市町村にも通達をするということがあります。このことに対して、いわゆる就職などの相談窓口設置や仕事と住居を失った人に家賃相当の給付金を支給すること。例えば、この二つが自治体に義務付けられたんですよ。このことをいわゆる施行される前に準備をしていかなきゃいけないということが一つあります。もう一つは、この厚

労省の調査では、福祉事務所がある全国の856市区町村のうち、29%が担当部署を決めておらず、また60%が市区町村長に制度の説明をしていなかったと、これ、一般質問の通告はしておりますけれども、これ以前に、この制度の詳しい中身を市長お聞きになっていますか。

○市長（本田修一君） 生活困窮者自立支援法につきましては、6月補正の段階で説明を受けているところでございます。

○13番（小野広嗣君） うちがそうやって説明を受けていた自治体ということで、であれば、この各市町村長に宛てた市町村長の皆様という文書ですからね、この文書も見られていますか。これですよ、厚労省が出している。これは市町村長に向けての文書になっているんですよ、その冒頭にうたってるんですいろいろと、多分読まれてないでしょう。だから、このことに関して、うちがいいんですよ、市長がしっかり取り組もうとされていますからね。ただ、各自治体において、包括的で分野横断的な取り組みがこのことに関しては絶対に必要だと、いわゆる庁内横断的な取り組みということですね。地域において大いに活用できるよう施行に向けた準備について、市町村長に特段の御配慮をお願い申し上げます。という文書がちゃんときているんですよ、中身はいっぱいありますけど、申し上げませんけれども、そういったことを含んで、いよいよ近づいてくるんですけども、この今回のこの支援法の中で準備しなければいけないメニューに対して、いわゆる、先ほど言われました先進地視察はされました。庁内的にこの趣旨を少し皆さんのもとにお披露目があったと、ただ今後は関係機関団体との連携、それはそうでしょう、ハローワークであるとか社協であるとか、様々な機関との連携が必要になってきます。これは僕はもうとっくに取られているんだと思っていました。だけれども、これからだということであれば、すごくスピードアップをしていかなきゃいけない、そう思うんですよ。市長どうですかね、もう近づいてきているんですよ、様々なメニューですよ、これ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の一般質問を受けまして、改めてこの事業、そして法律というものにつきまして認識を深めたところでございます。そのようなことで、今後スピードを上げてこのことがしっかりと対応できるようにしたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 先ほど課長が言われた答弁、全然理解していないわけじゃないですからね。例えば、ここにもありますけれども、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退者、障がい疑われる者、矯正施設出所者、様々な人たちが困難者として考えられるんですよ。こうした複合的な課題を抱え、これまでの制度のはざまにあった人を第2のセーフティーネットとして救おうというのが、この法の趣旨ですね、そういったものを受ける以前に、実はこのことに関しては、もう25年度と26年度でモデル事業に取り組みませんか、国の方からの呼び掛けがあった、分かっていますね。だけれどもなかなか手を挙げられるところまでは、うちのシステムといいますかね、うちとしてはできなかつたと、それはいいです。だけれども色々取り組んでいる流れの中で、この中にもありますよ、例えば、秋田県の藤里町というのは人口3,600、小さい町ですが、この中でも小規模な自治体ですけれども、平成20年からですよ、これは。町の

社会福祉協議会が徹底した戸別訪問調査を行った結果、18歳から55歳未満の不就労の引きこもりだけでも、113人の確認が取れたというわけですよ。小さな自治体でもこのような地域に参加できないでいる人たちが大勢いるということが分かれば、おして知るべしですよ、本市では。そして、ここでは、こういった引きこもりの人などを一般就労に結びつける取り組みを推進し、効果を上げてきて、既に先ほど113人と言いましたけれども、既に60人以上がこの状態から脱却し、35人以上が一般就労を果たしているんですよ。こういった取り組みも含めてやっていかなければいけないんです、今後本市でも。それで、窓口として当然福祉課サイド、ここが中心になっていくわけですが、この自立相談支援事業と住居確保給付金の支給というのが必須事業になっていますね、この一番大事な自立相談支援事業、ここは窓口としては福祉課になるんですか、どうなるんですか。

○市長（本田修一君） 担当としましては、福祉課で行うということにしております。

○13番（小野広嗣君） 担当としては福祉課がやっていくと、そして、それを様々なメニューをどこが実施していくのかということ、今後社協とか、あるいは様々な関係団体と協議をしていくということも当然出てくるかもしれません。ここで確認をしておきたいのは、ここはワンストップ窓口になりますね、今「福祉課」って言われましたね、ここがこのいわゆる生活困難者の相談の窓口、ここにくると、いわゆる他へたらい回しのされることがないように状況をつくり上げられる窓口だということです。法の趣旨は、それをやると、今市長が言われたわけですね。そうすると、ここを通して今回国が示している必須事業と任意事業がありますね。こういったことに対して、必須はやるわけですが、任意に対しては、本市では今どのように考えているんですか。

○福祉課長（福岡勇市君） 必須事業といたしましては議員おっしゃるとおり、自立支援相談事業、それと住宅確保給付金、任意事業で五つほどあるんですけども、27年度につきましては、今協議している段階ですけども、必須事業は県下どこでもしなければいけないということで、任意事業については、鹿児島県では日置は就労準備支援事業ということで、モデル事業としてはしているんですけども、他の自治体については、必須事業を主にして27年度は1年間は必須事業ということのように聞いています。うちも現在のところ27年度については必須事業で、一応進んで、あと任意事業については、様子を見ながらということではしていきたいと思えます。当然自立支援相談事業なんですけれども、これについては、相談を受けて就労につなげなければいけないんですけども、これについては関係機関、ハローワーク等については、こちらの方でつないでいきたいと考えているところでございます。以上です。

○13番（小野広嗣君） 法の趣旨をよく考えてほしいんですよ、なぜ生活困難者自立支援法とうたっているのか、じゃあこの必須事業の自立相談支援事業の窓口、ここが一つあって、そして、ここで相談を受けていた方々をもう一つの必須事業ですね、住宅の関係、色々ありますよ、今言われたように、学習支援の関係だとか、いわゆる家賃の関係だとか色々ありますね。そして、いわゆるこのワンストップである窓口なのに、必須である二つの事業だけで取り組んでいたらワンストップにならないんですよ。答えがそこだけで出ないから、結果的には国として望んでいる

ことは、国も財政的に大変、地方も財政的に大変、だからお互いが寄り合って落とし所を決めたのがこの法律ですよ、欠点もありますよ。ありますけれども、今のところこれでやっていこうという流れ、そういったときに相談支援はします、だけれども、それを受けての手助けとなる事業のメニューは全然取り組めないということであれば、ワンストップにも何にもなりませんよ、どこをどう考えているんですかね、そこは。これは市長に答えてほしい。

○市長（本田修一君） 正直私自身まだこの内容につきまして把握がされていないところでございます。課長等から十分ヒアリングを受け、そしてまた、先進事例を検証しながら、このことについては実施に間に合うようにしてまいりたいというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） もう時間がないのであまり言えませんが、市長、ここに自立相談支援事業、これは必須事業ですよ。それを受けて本人の状況に応じた支援というのをこうやってやっていかないかんわけですよ。それに対して市がやはり市長がしっかりこの実情に鑑みて、こういった事業に取り組んでいくことが大事なんです。そのために今回質問しているようなことです。ここはよく理解をしてくださいね。もういいですよ、そういう状況であれば。

教育長、こういった中から、いわゆる任意事業なんですよ、そういった意味では。いわゆる必須は4分の3国が出しますね。そして、ほかに二つ3分の2の補助、学習支援は2分の1なんです。だから市長部局も教育委員会の方にしっかりと支援をしていかないと、この事業をできないんですよ、そこはどうですか。今までの先ほど答弁があったとおりのことしかできない。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

今回の生活困窮者自立支援法につきましては、子供の貧困率と言いますか、それが6人に1人というような数字が出されておりますが、18歳未満の子供で平均収入半分以下の家庭の子供が6人に1人ということですので、単純にクラスで言いますと、30人のクラスに5人ほどいると、そういう厳しい状況があるということを感じながら、改めてこの厳しい状況の家庭の子供がたくさんいるんだなということを感じています。

先ほど議員が横断的にこのことは取り組んでほしいということの一つとして、今回の学習支援というのがあるんだろうと思っています。この学習支援、先ほど私は学校でどのような取り組みをしているのかという立場で話しましたが、実際はこういう子供たちに経済的な支援をどうするのかという視点、これは例えば就学援助、これは今検討されている未就学児の無料化とか高校生の奨学金の給付制度とか、そういうことの経済的な支援をする立場と、私ども学校で何ができるのかということで、先ほどスクールソーシャルワーカーの活用とか、あるいは学校で子供たち一人一人の支援をするための習熟度別指導とか、そういうことを申し上げました。今回のこの法律を機に、例えばスクールソーシャルワーカーの方々というのは、この法律というのはほとんど御存知ないと思います。そういう意味では、今回のこの法律を機に、もう1回こういう方々への支援をきちんとしていくということ認識させる。学校に対しても、この法律については再度管理職研修会等を通じて、こういう子供たちが増えつつある状況をきちんと受け止めて、とにかく一人一人の子供に対する支援をこれまで以上に、今やっているのが十分ではありません。そ

ういうことで、これまで以上にやっぱり十分な一人一人の子供への支援をしていく必要があるだろうと、そういうことをまた管理職研修会等できちんと指導してまいりたいと、そういうふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） いわゆる就学援助の児童が年々増加する中で、本市でも、この場でも同僚議員からもいろんなやり取りがありましたね、実際そういうことでしょうか、状況としてはですね。そういった中で、こういった生活困窮者自立支援法を受けて、国の補助も2分の1を付けて、今までの経過は経過として、そこに新たに予算措置もして、そこを充実させていくという流れがあるわけですね、学習支援法の中で、その具体的な中身をいっぱい持っていますけれども、言いませんけれども、しっかりそのことに対しては、法の施行に合わせて結構ですので、市長ともしっかり語り合いながら、そういった任意事業に鋭意取り組んでいただきたいと思います。どうですか。

○教育長（和田幸一郎君） この法律の趣旨というのが多分私は憲法の中の法のもとの平等、経済的な理由によって差別されないとか、あるいは教育基本法の中にも教育の機会均等というのがありますので、経済的な事情で教育が受けられない状況等があってはならないという、そういうことに基づいての、更にこの具体的な今回の法律だと思っておりますので、ちょうど、またいい機会でもありますので、この法律の趣旨を生かしながら、今後積極的にまた進めていきたいなど、そういうふうに思っております。以上です。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。よろしく願いをしておきたいと思います。

次へ移りたいと思いますが、障がい者の関係で市長の方からは県の条例の話も出ていました。そういった周知への取り組み、そして、今後また更に市民の皆さんにそういった状況を周知徹底をしていく、そういう努力を払うという答弁でありましたので、大きなくくりとしては理解をするわけですが、先ほど市長が冒頭に言われましたね、障害のある人もない人もともに生きる鹿児島づくり条例、これ全国の中でどちらかという早い段階で県が今回のこの国の条例を受けて、取り込もうとして、3月に決めまして、この10月1日から施行されるわけですね。これの肉付けというのは昨年ぐらいからいろいろあったわけですが、県も様々な機会を通じてやってきたわけですが、9月1日の段階で鹿屋のいわゆる医療センター、あそこの健康増進センターで午前と夜にわたって県の職員が来て、このことについて、この条例のこと、そしてこの障がい特性について2時間ほど勉強会がありました。そして、質疑応答等もありました。この会にうちの職員は見えていますかね。呼び掛けられているんですよ、一応県としては。

○福祉課長（福岡勇市君） 会議として大隅振興局の方であったと思うんですけども、その会に担当職員が出席しております。それと障がいの相談員としても出席を要求いたしまして、相談員の方も出席されております。以上です。

○13番（小野広嗣君） 9月1日の日に鹿屋の医療センターありますでしょう、あそこの健康増進センターであったんですよ。それは、県としてはいわゆる事業の実施者、そして、地方自治体の職員、そしてもろもろの方々にといいことで呼び掛けたんです。そこに参加されていたのかな

ということ。

○福祉課長（福岡勇市君） 議員のおっしゃるその会ではなくて、もう一つの地域振興局で行われた分で、県の方が説明されて、その時に出席した分でございます。内容については同じことだと考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） それは時期はいつなんですかね。

○福祉課長（福岡勇市君） すみません、8月25日でありました。以上です。

○13番（小野広嗣君） ということは、いいんですよ、ということはそのことを受けて、いわゆるこの担当の方、そして福祉課内に対して、その中身というのは理解をされているというふうに思っているんですね。僕が言いたいのは、そのことを受けて、いわゆるこれは全庁的に職員の皆様が理解をしていかなければいけないことなんです。市民には周知をしますと言われるものの、いわゆる市職員が一番ある意味じゃ関わっていかなきゃいけない、我々市民、国民もそうですが、そこらはどうなんですか。そこに対しての理解というのはいつているんですか。

○福祉課長（福岡勇市君） 県の方の県の条例の説明がありまして、パンフレットについても国のパンフレット、県のパンフレットをいただいております、そのことに対して今後周知活動、ホームページとか広報とかでしなければならぬことと今協議をしているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 職員の方々に対しては。

○福祉課長（福岡勇市君） 職員に対しては、今まだ周知はしていないところでございますけれども、福祉課の課内では協議をいたしまして、今までもですけども、障がいを持つ方に対して、はいろんな方面で、しゃべれない人であれば筆談とかに応じていろいろ施策をしているところでございます。

○13番（小野広嗣君） これまでもいろいろと福祉課を中心にしているいろいろ取り組んでいただいていると思いますがね、現場対応ということで、今筆談の話も出ましたけれども、様々に職員は対応を迫られるんですね、そういったことによる差別ということがあってはならないということがありますね。今回この合意的配慮を求めるといものがあって、その提供を拒否したら差別なんですね、そのことの勉強がしっかりあったと思いますが、僕も改めて勉強はさせていただいたところなんですけれども、こういったことが県としては先駆けて国の法律を受けて、10月1日からやっている、全国で7番目ぐらいだったとかお聞きしたんですが、それを受けて10月1日施行、このことを懸命に周知徹底をしていかなきゃいけないという県の責務、市の責務がありますね、そういった中で一番大事になってくるのは、このことを市の職員が周知して、全庁職員が意識改革をしてこのことに取り組んでいかないと、こういった条例は実効性のあるものにはならないということなんですね。そこをどう当局は考えているのかという質問ですよ、市長。

○市長（本田修一君） ただいま担当課長のほうで回答がありましたように、まだ課内での段階ということであるようでございます。

国が配布しましたパンフレットによりますと、例えば、役所等でこのようなことで障がい者差別になっているんだよということが具体的な事例としても示されていますので、こういったもの

を私どもは、速やかに認識を高めなければならないと。そしてまた、一般市民に対しましても具体的事例が示されておりますので、このことを市の職員として共通認識とし、今後始まっていくであろう施行時に合わせてしっかりと職員全体が勉強しなければならないというふうに考えましたので、担当課を通じまして速やかにこのことについては実施してまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 法の趣旨は多分お持ちでしょうから、もういちいちここでは申し上げませんけれども、やはりこうあるんですね、今回この社会的障壁という新しい概念ですね、これを入れたと、いわゆる障がいを単なる個人の持つ要因として捉えるのではなくて、社会側の不備との相互作用によって生まれるという、ある意味で画期的とも言える考え方のもとに法を整備されたということなんですね。障がいを理由とした大きなポイントとしては、障がいを理由とした差別的な取り扱いと、障がい者に必要な配慮や措置を講じない、この合意的配慮の不提供の禁止ということになっているんですね。さっきの県のこれにも分かりやすく書いてありますよ、このことに今後更に更に注意を払って役所は仕事をしていかなきゃいけないと。そして、そのことに対して市民もしっかりと理解をしていかなければいけないということがあります。その上で本市でも一生懸命取り組んでこられていますが、公共施設にあっては障がい者に対してどうなのか、そういったこと、学校施設ではどうなのか、そういった配慮が本当になされているのか、バリアフリー等も含めてですね、耐震工事なんかをする時に、そのバリアフリーの観点が入って耐震工事を進めていっているのか、計画的に、そういったこと、様々あるんですよ。だから、そこらはどうですか、公共施設に関する取り組みの観点で、この法律に鑑みてどうなのかということ。

○市長（本田修一君） 民間の方々につきましては、ただいまお話がされましたように合理的配慮をしなければならないという努力規定になっておりますが、役所等につきましては、しなければならないという強制規定になっております。このことにつきまして、様々な分野でこの障がい者に対しての今までの感覚と、考えと違う考えで取り組まなければならないというふうに認識するところでございますので、全職員このことについては共通としたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 社会的障壁の除去ということにつきまして、学校の状況で言いますと、例えば、足の不自由な子供がいる時に、階段昇降機を香月小学校とか松山小学校に付けたり、現在はもう卒業しているわけですが、そのほか身障者用トイレの設置とか、あるいはスロープ、車椅子で生活をしている子供が香月小におります。そういう子供たちに対してはスロープを設置する、そのような対応をしているわけです。今、私はこの法律を見ながら考えたことは、その子供がいるから、その施設を改善するという視点ではなくて、あらかじめ今言われましたように大規模改善のときには、そういう子供が今後入ってくるだろうと、そういうことも想定しながらスロープとか、そういうものも観点に入れながらやっぱり工事というのをしていくことも大事なのかなと、そういうことを感じることでした。現段階で今いる子供たちに対しては、そのような観点で、今、施設整備、社会的障壁の除去ということで努めてますけれども、今後より以上そういうことについては、きちんと対応していかなきゃいけないなということを思っております。以上です。

○13番（小野広嗣君） 教育長が答弁されたのが大体僕の趣旨に対する答弁であります。同じような観点で、いわゆる公共施設の今後整備、改修等を行うときに抱き合わせでもいいですから、そういったことをにらんで整備をしていていただきたいというふうに思います。

あと1点、このことで本市においても様々な障がいを持たれた方がいる。例えば、そういった中で、例えば牧之原の養護学校がありますね、そこに行かれるスクールバスに乗せたいけれども、その子供がいわゆる途中で痰（たん）の吸引をしたり、医療的な介護が必要であると、そうなる親御さんが送り迎えをしていかなきゃいけないと、ずっとすることはなかなか難しいと、そういう意味では週1回でも2回でも何らかの手助けがいただけないだろうかとか、様々な相談があるわけですよね。現実、我が町の子がそういうふうになっているという状況、こういった解決はないのかなというふうに見ていくと、なかなか少ないんです。少ないんだけど、いわゆる、例えば兵庫県では2か所ぐらいありましたけれども、その養護学校に通う4人の子供のために、看護師を乗せて輪番制でタクシーやらバスを使っているというところ、そして、兵庫県の川西市でしたかね、そこは一人の子供のためにやはり看護師を乗せてタクシー、専用ですよ、450万円の予算を使って取り組んでいる。これは県が動かないから市が動いたところなんです。すごいなと思うんですが、こういった配慮というものも、今後だんだんだんだんハードルが高くなっていきますけれども、求められているんです。現に、本市においても、そのことで悩んでいらっしゃる保護者がいらっしゃる。そのことに対して、今後こういった法律のもとに、少しハードルが高いと理解されるのか、そこまでやはり手当てをするという自治体もあるわけですから、どうするのかというのは市長であったり教育長の判断。そして、ある意味で本市だけでできなければ、県を動かすぞと、そして、国も動かすぞと、国の負担、県の負担、そして市の負担、そして保護者負担等で何とか対応できないのかと、本当に心を砕いていかなければいけない事案だなというふうに思っています。このことはもっともっとやりたいんですが、今日は基本的にその1点に関して、例として挙げてますけれども、どう受け止められますか、市長、教育長。

○市長（本田修一君） 障がい者に対しますそういった障壁の解消ということについては、今後は更に取り組む必要があるかというふうに思います。しかしながら、現状の市の財政等を考えますと、かなりレベルが高くなるなというふう実感するところでございます。しかし、理念としましては、そのことは深く受け止めまして少しでも、一歩でもそのようなことに解消については、取り組みは高めていきたいというふうに思います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

重複の障がいを抱えた子供たちというのが本当に毎年毎年増えている状況がございます。そういう子供たちに対しては、教育委員会の方としては、就学相談をしながら、今できることとしてどういうことがあるのかということ、例えば、牧之原養護学校の先生方に相談をしたり、あるいは福祉の方と相談したりということで、いろんな対応をしてみたいと思っています。今回のこの法律を機に、先ほど議員が言われたように、かなりハードルが高くなる部分がありますけれども、その子にとってどんな方法があるのかということについては、教育委員会も一生懸命知

恵を出しながら保護者のニーズに応えていけたらと、そういうふうに思っております。以上です。

○13番（小野広嗣君） 先ほど申し上げましたように、全国的に取り組んでいる例というのは、まだ数少ない状況ではありますけれども、実際県が動かなければ、市で動こうという思いに至って取り組んでいる自治体が二つほどあるということをしっかり受け止めていただいて、そういった保護者の声にも真摯に耳を傾けて、今後の方向性を見いだしていくということに傾注していただきたいというふうに、これは要請をしておきたいと思います。

次に移ります。アルコールの関係です。市長、当然このことに全く本市が取り組んでいないと思いませんよ、健診の際、例えば問診であるとか、そういった中でも掌握できる部分があるんですが、それこそ今回市長が議会に説明がありましたね、この保健課の方と一緒に市長が説明にみえました、この国民健康保険の現状ということで、ジェネリックの取り組みであるとか、多重受診の解消であるとか、がん検診をどれだけ受けてもらうかとか、そういった背景の根底の部分に、このアルコール中毒というか、依存症の問題というのはすごいですよ。60を超える病気とつながっていると言われてます。腎臓、肝臓、様々ですよ、そういった病気にも。これで日本のアルコール依存と予備群を合わせて約440万、その中で治療を要する人が80万、ところが現に治療を受けている人はたったの5万ですよ。そして、経済的損失というのは、4.1兆円と言われてます。それから見たときに、そのことも含めて国保の関係で議論されてしかるべきだろうなというふうに僕は思って仕方がなかったんですよ、どうですか、こういう話を聞かれて。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

健康しぶし21策定のための生活習慣調査で、毎日飲酒する人は平成21年18.4%、26年度で14.9%ということでございまして、飲酒者の1割の方が毎日多量に飲酒していると。これは一日3合というふうに数字が示されておりまして、あれ、ひょっとして自分も引かかるのかなというふうに思ったりしたところでございますが、そういう意味で、今議員がおっしゃったように自分自身の認識が低いというようなことは、どなたも思われるんじゃないかなというふうに思ったところでもあります。ということで、それがまた病気につながるということについては、また再認識させられるところでございますが、そのことが医療費にそのような膨大な形で関わってくるということについては、私どもも、もう少し場内でも調査をさせていただきまして、その健康増進について、このアルコールの摂取についても、このような影響があるということについては数字を把握しながら市民の方にお話を申し上げたいというふうに思ったところでございます。

○13番（小野広嗣君） 当局としてですよ、今市長も申し上げられて、改めてびっくりしたということですが、本市のアルコール依存症、いろんな検査方法があるわけですが、そういった中で掌握はできてないんですかね。

○保健課長（津曲満也君） 議員のおっしゃるとおり、掌握はできていないところでございます。

○13番（小野広嗣君） 健康診断等を行う際に、問診等で「あなたの酒量は何本ですか」とか聞いてきますね。そういった部分だけでも、ある程度の掌握というのはできるんですが、その辺どうなんですかね。

そういったものが、掌握をまずされていなければ、いなければですよ、ここで言う、昨年4月に国から示された標準的な健診、保健指導プログラム、これは改訂版ですが、これがあって、その中では飲酒量の多い対象者には可能であれば、飲酒状況の評価を行った上で減酒支援を行う方法が一つですね。そして、評価の際にアルコール使用者障がいスクリーニングを取り入れることで取り組めるんだと、この2点をここで去年4月にうたってるんですよ。ところが、これをやるための前段階での掌握ができていなければ全然進まないじゃないですか、どうですか。

○保健課長（津曲満也君） あともって回答をいたしますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 今質問中には難しいのかもしれないので、後でくださいね。

市長、今の状況分かりますね、僕の質問の趣旨はね、それができてないと手だてができないということですからね。

あと市長、今回の法律の中で、やはりそういったアルコール依存症の方には指導とか助言とか、いろいろできるとなっているんですよ、当然市民にもそうですが、職員に対するこの取り組みはどうなっているのか伺っておきたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいま御指摘の点については、取り組みをしていないところでございます。

○13番（小野広嗣君） 法律の趣旨は国民に対してもうたっていますけれども、そういった市職員に対しての取り組みもそのままつながる法の趣旨ですので、そこをしっかりと取り組んでいってくださいね。ここからそういう問題を出すと大変ですからね。

あと、こういったことを周知する期間というのが毎年11月10日から16日、この間にこういった依存症の啓発をするということが大事ですので、今年はしっかりとこのことの特集を組んでですよ、周知啓発をやっていただきたいと思いますがどうですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、職員の健康診断が10月に行われる予定となっておりますので、その時に徹底してまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） はい、分かりました。

ぜひそのように取り組んでいっていただきたいと、学校関係はしっかり先ほど述べられた趣旨に沿って教育をやっていただきたい。ただ、こういった法律が、あえて本年6月に施行されたわけですので、改めて様々な情報がおってきますので、これまで以上に力を入れて取り組んでいっていただきたい。薬物乱用防止、こういったことも含めてそうです。これまでもキャラバンカーをだいぶ前ですけれども、入れてくれということで入れていただいたりして取り組んでいただいていますので、今後とも知恵を絞ってこのことに取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

あと、インターネットの関係であります。

教育長、いろいろと述べていただいて、実態はある程度把握をされかかっていると思いますが、この携帯電話、スマートフォンの本市の小学校、中学校の所有率というか、こういったものはど

うなんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほどちょっと答弁の中でお話ししましたけれども、県独自の調査がありまして、これによりますと、インターネットの端末機の所持者、小学生は49.9%、約50%と。それから中学生が66.5%、こういう数字になっておりまして、毎年増えている状況がございます。以上です。

○13番（小野広嗣君） 禁止されているけれども、中学校にも持ってきたりすると、そして、筆箱に携帯を入れとってLineを授業中にもやっているとかいっぱいありますよ、現状は。こういったことに対する取り組みが弱いんじゃないかと思いますが、どうですか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

学校には原則持ち込み禁止ということになっております。もし持ち込んで、その携帯電話を持ち込んでいることが分かりましたら、学校の方は一応預かって、そして保護者に来てもらって返すと、そういう対応をしております。これは学校だけではなかなかできないことですので、保護者の方々にもそういうことはきちんと啓発をしていく、そういう対応が必要かなと思っております。

○13番（小野広嗣君） まさしく、そうなんです。現実にあってるんですね。いわゆる、今度は携帯を持ってる子と持っていない子の差別化みたいなのがあって、持っていないの、うちは持たせてもらってるよ、みたいなことが子供間で出てるわけですよ。こういったことに対しての注意の喚起もお願いします。

○教育長（和田幸一郎君） 確かに先ほど中学生で言うと、持っている子供が66.5%ということは、持っていない子供もいると、そういうことなんだろうと思います。このことにつきましては、やはり親が与える以上は、きちんと責任を持って与える、そういうことも親はきちんと考えて、子供に与えなきゃいけないだろうと、そういうふうに思っております。

今後この携帯電話のインターネットのこのことについては、学校も家庭も連携して取り組まないと、インターネット依存ということは、ますます大きな問題として出てくるだろうと思いますので、どうしても学校だけではできない。だから、先ほど申しあげましたように市P連とか、そういう方々とも協力をもらいながらネット依存の子供が出ないように、実態ははっきり把握はできてないんですけども、ネット依存の子供が出ないように対応していかなくちゃいけないと、改めて今日感じるころでした。以上です。

○13番（小野広嗣君） まさしくですね、家庭で様々なルールをつくる、そういったルールづくりさえできていないわけですよ。そして、フィルタリングをかけるとか、そういったことも親御さんがなかなか取り組んでくれない、なぜか、あるいはある意味でメディアリテラシー教育を今の若い世代は受けてないからですよ。そして、こういったメディアに関する教育ができる親たちじゃないんです、自分たちが。だから、なかなかこういった問題が解決しないということがあるわけですね。そのことに関しても学校、地域、そして家庭が連携を取って、そのことをお互いに考えていく、それが今市P連の問題にもなってくると思うんですが、力を入れてほしいと

思うんですね、ここに関しては。

○教育長（和田幸一郎君） 学校には様々な教育課題が次から次に入ってきます。この情報モラル教育もそうですけれども、例えば性教育とか環境教育とか法教育とか、様々な教育課題が入ってくるわけですが、この情報モラル教育は、ほかの教育と若干違うところがあります。それは何かと言いますと、子供たちの方が、むしろ親や教師よりも使い方とかに慣れている。そういう中で、子供たちに指導していかなきゃいけない、その難しさがあると思います。教師があまり具体的に知らないまま、使い方とか、そういうのを知らないままどうしても指導せざるを得ない状況がありますので、そこも一つのこの情報モラル教育を進めていく上の課題かなと思っております。

先ほど言いましたように、でもこれは子供たちの心身に与える影響というのが非常に大きい、これは総務省の結果にも出ておりますので、今後本市でもそのことについては、先ほど言いましたように、学校、家庭、市P連、そういうことを含めて取り組みを進めていきたいなど、そういうふうを考えております。以上です。

○13番（小野広嗣君） 本当に今教育長が言われたように、脳であるとか、いわゆる目であるとか、精神に障害を起こすとか、そのことによって発達が遅れるとか、様々な問題がこのことで起されていますね。そういうことをしっかり家庭にも浸透させていくということも、仕事であろうと思います。多岐にわたっていますけどね、子供のいわゆる身体、精神に関わる問題ですから、ぜひその取り組み。そして、もう1点は、いわゆるこのことによってネットトラブルに巻き込まれないように防波堤になってあげることが大事だと思いますが、その点ちょっと答弁を求めておきたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） これまでも、保護者に対しては、各学校単位でこの情報モラルのネットのことについての教室等を開いております。ただ、それはまだまだ保護者の方々の理解が十分にいてないと思いますので、このインターネットのもたらす心身ともに与える影響というものもきちんと保護者の方々にも理解してもらって、こんなに深刻な問題なんだよと、今与えているけれども、本当に自分の子供たちのことを考えて与えているんですかと、そういう自己啓発を保護者の方々にもこれから積極的に図っていききたいなと思います。あわせて子供たちには、やはり自分で、このインターネットを使う以上は、自分なりの主体的な判断力と言いますか、そういう部分の道徳性の向上、そういうのも子供たちにはきちんと今後指導していかなきゃいけないのかなと、そういうふう考えております。以上です。

○13番（小野広嗣君） この観点から、これまで、もう五、六回取り上げてきたんです。ますます深刻になってきているから、今回もまた御相談もありましてね、質問をさせていただきました。だから最終的にこのメディアリテラシー教育の充実ということも、これまでずっと言っていました。そのこともそれなりに取り組んでいただいているとは思いますが、やはりこのことを学校現場で、あらゆる機会に情報発信する側は、何かの意図をもって発信しているわけですね、そのことをしっかりと読み解く能力をつけさせていくということが大事ですね。そこについて、これまでも先代の教育長等にも議論をしてきましたけれども、やってはいただいているん

だけれども、やはりますます状況は厳しくなって解決に至っていない、だから更に更に力を入れていていただきたいんですが、どうでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 情報リテラシーの教育というのを本当にこれからますます求められると思います。それは学校だけではなくて、家庭にもその情報リテラシー、そういう機器を正しく使いこなす能力、そういうものをきちんと身につけていくことは大事であろうと思っておりますので、重ねての答弁になりますけれども、本当に深刻な問題として、私たち大人が受け止めてやっていくと、そういうことだろうと思います。以上です。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、子供たちが、このメディアの情報の海の中に、無防備でさらされているような状態ですから、ここに家庭も救済の手を伸べなければいけないけれども、まず身近に学校現場で接している、そういった教育の立場から、しっかりそれを守りきっていただきたいなと思いますので、これはぜひとも取り組みをよろしくお願いを申し上げます。答弁は結構です。終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日はこれで延会します。

御苦労さまでした。

午後4時14分 延会

平成26年第3回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成26年9月9日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

八 代 誠

平 野 栄 作

丸 山 一

持 留 忠 義

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（1名）

15 番 金 子 光 博

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長補佐 萩 迫 和 彦
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、4番、八代誠君の一般質問を許可します。

○4番（八代 誠君） 改めまして、皆さんおはようございます。

さて、朝夕大分涼しくなったとはいえ、まだまだ日中は日差しの強い日が続いております。

また、早期米の刈り入れ時期には、大雨や台風接近によりまして、大変御苦労された農家があるやにお聞きしております。普通米においても稲穂が顔をのぞかせ、発育の良い場所では、まだまだ色づきはありませんが、稲穂が首をかしげるような風景が見られるようになりました。全国各地の小学校に多く立てられた薪（まき）を背負いながら、本を読んで歩く姿の像で有名な江戸時代後期の農政家であり、思想家であった二宮金次郎の言葉に「今日も田の草取りをしている、昨日もそうであった、明日もまた同じことの繰り返しだろう」ということを言っております。「将来のことは誰にも予測できない、だから今できることを精一杯やるんだ、秋の多い実りを信じて」と金次郎は言っています。すべてに共通することではないかなというふうに思います。まさしく行政においても同じであります。様々な課題、問題が山積しておりますが、今できることを精一杯やっていく、そのことが小をもって大をなすことだと強い意志をもって取り組んでいきたいというふうに思っております。

それでは、通告書に基づきまして、一問一答方式により質問してまいります。

まず、うそ電話詐欺撲滅について質問いたします。

施政方針では、安全で安心なまちづくりを推進するために引き続き市民の生命・身体、または財産に危害を及ぼす犯罪防止の未然防止に向けた取り組みを進めるとあります。また、昨年12月の定例議会においても振り込め詐欺撲滅に関する決議が議決された経緯があります。うそ電話詐欺撲滅について、鹿児島県内及び志布志警察署管内における被害の結果を受けて、本市の現在の取り組みをお示しくください。

○市長（本田修一君） おはようございます。

八代議員の御質問にお答えいたします。

平成26年2月に鹿児島県では、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺について、手口等を理解していただき、被害を防止するため、「うそ電話詐欺」と分かりやすい新たな名称に変更になったと

ころであります。最近では、ますます巧妙な手口によりまして、特に高齢者を中心に被害が拡大しており、大きな問題となっております。現在、その対策につきましては、志布志地区防犯協会を中心に地域の安全活動を志布志警察署、市と連携し、犯罪の未然防止を図っております。なお、市の具体的な取り組みにつきましては、事案発生時には、警察署からの情報提供をもとに散らし配布、市報への掲載、行政告知端末による放送、登録型のメールで配信を行っております。ほかにも安心・安全まちづくり指導員や消費生活相談員を配置しまして、特に被害に遭いやすいとされる高齢者につきましては、相談対応及び交通安全教室や高齢者サロン等の際に状況を尋ねるとともに、事例を分かりやすく説明し、被害を未然に防ぐ啓発活動を行っております。被害は、拡大傾向にありますので、更に情報発信や担当職員の資質向上を図り、うそ電話詐欺の撲滅に向けて取り組んでまいります。

○4番（八代 誠君） 今、答弁いただきましたが、散らしあるいは市報への記載、行政告知端末による放送など、取り組んでおられるということでもあります。そのことについては分かりました。

それでは、次に鹿児島県及び志布志警察署管内、これは大崎町も含むことになるわけですが、最新の被害状況をお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

発生状況につきましては、昨年は平成25年度は県内で17件、被害額は約8,500万円でありましたが、本年は7月末現在で27件、被害額は9,600万円と、約半年で昨年の1年分を超える被害が発生しております。これまでは、被害の報告はなかったところではありますが、今年に入り志布志警察署管内において数軒の事案が発生しているとのことではありますが、詳細については調査中ということでございます。

○4番（八代 誠君） 昨年度は、鹿児島県内で17件、被害金額は8,500万円、今年度は7月現在、つまり、まだ4か月しか経ってないわけですが、27件、被害額が9,600万円ということで、今年度はもう既に被害額においても被害件数においても7月現在で昨年度を大きく上回っているという状況だということでもあります。実際には相談したくても、そのこと自体が恥ずかしくて相談できない。事実いまだに、そういった詐欺被害に遭われてもだまされているということ自体分かっておられないなど、統計上、表面上に出てこない被害金額及びその件数は、今示された数字では決してないんじゃないかなというふうに思われるわけなんです。こういう被害が増加傾向にある中、啓発についてどうしても少しもの足りないなということを感じます。

また、最近では高齢者だけではなく、若者を中心に普及しているスマートフォンにおいて、利用者が増加している無料通信アプリを活用というか、悪用した詐欺も発生していると聞いております。このように多様化、また巧妙化するこのうそ電話詐欺について、今後どのような対策をとっていくのかお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今年に入り志布志警察署管内でも事案が発生しているところではありますが、今後高齢化が進む

中で、更に被害が発生する恐れも予想されることから、更に安心・安全まちづくり指導員や消費生活相談員の資質向上を図りながら、また若者に対しましてもホームページや散らし、メール配信、学校や各関係機関との連携及び情報共有、情報発信を行いまして、被害に遭われる方が出ないよう他自治体等の事例等も調査、参考にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○4番（八代 誠君） 私は、もっとこのうそ電話詐欺撲滅に向けての活動ということで、ほかの方策はないものかなというふうに思っております。

本市のある駐在所で、高齢者の方々が集うサロンにおいて、次に上げる事項を展開されています。市長もこれは御存知かと思うんですが、まず一つ目に、そのサロンの中で、志布志警察署の交通課の方が見えられて、交通安全教室を行われると。その次に、うそ電話詐欺にだまされないための寸劇をやられていると、これはサロンが行われる各地区の参加者自らが役者となって行われておりまして、ストーリーは駐在さんがつくられるわけです。鹿児島弁まじりの実にユニークな劇になっていると聞いております。また、その地区の方が役を演じることにより、終始そのサロンの場が笑いが絶えないと、終わってからも参加された皆さんが「交通事故には気をつけないかんね、詐欺にだまされるっといかんね」というようなことで、多くの意見が出されるというように感じます。

先ほど、若い世代がだまされる詐欺事件を少し取り上げましたが、やはり依然として対象となる被害者層については、高齢者が多いということです。先ほど市長が言われた目だけ、あるいは耳だけという啓発ではなくて、目と耳が一体となった啓発活動が大事だというふうに思われます。しかし、この現在行われている活動も駐在さんが転勤されてしまうと、音頭をとる中心的人物というのが不在になるわけです。どうしても私個人の意見なんですが、その活動というのは継続していかないんじゃないかなというふうに思います。こういう啓発活動が横展開、つまり市全体の各地域において継続的なものとなるためには、やはり、担当課において定期的なサポートなどが必要ではないかなというふうに思うところであります。このことについて、市長の考えをお示しくください。

○市長（本田修一君） ある駐在所の方で、サロンにおいて、そのような活動をされているということについては聞いております。

本当に受けられた方が本当に喜んで良かった良かったというふうに感想を述べられてるということについても、私自身も聞いているところでございます。

そのようなことで、警察の方が駐在所を中心として、うそ電話詐欺についての取り組みをされていることについては、本当にその方が異動になった場合には、ちょっと中心人物がいなくなるから継続は難しいのかなというふうに思っているんですが、ひょっとすると、それを引き継いでくださる方が地域にも、あるいはまた新しく来られた駐在さんもおられるというような、ちょっと希望的な思いもしているところであります。そのように目だけでなく、もしくは耳だけでなく、体験によって、そのうそ電話詐欺撲滅については取り組みがなされるということですので、このような有効的な取り組みというものを私どもも、もっともっと考えていかなければならない

ということですが、そのことにつきましては、防犯協会を中心に警察署、そしてまた、市、連携して取り組み検討してまいりたいというふうに思うところであります。

○4番（八代 誠君） 今防犯協会という言葉が出てまいりましたが、市長は、この防犯協会の会長でもあられるわけですが、例えば、市の消防団においては、市担当職員が出席して定期的な幹部会が実施されているというふうに認識しております。志布志警察署の交通課、生活安全課など関連する部署と防犯ボランティア団体との意見交換会などの開催はできないか。その際、希望に応じて地区別に実施するなど、ちょっと工夫が必要になってくると思いますが、まずは地域で起こっている事件、事案、情報の共有及び、どうしても各地区でどんな活動をしているのかという情報交換の場というのが、なかなか私も伊崎田駐在所管内で地域安全モニターをやっているんですが、私も今回この質問をするということで、初めてそんな寸劇があることを実際知ったわけです。そういったことですので、できれば市の方でそういう音頭をとっていただいて、情報交換の場を市担当課を交えて開催できないかなというふうに思っているところですが、市長の考えをお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

御指摘のとおり、私は防犯協会の会長という立場でございまして、それぞれのいろんな団体に赴きまして、総会等に御案内がありますので行きまして、このことにつきましては、署長と私と御挨拶の中で話をさせていただいているところでございます。御指摘のとおり、その団体の横の連携ということについては、特段とってなかったということでございます。また、このことにつきましては、署長さんとも相談しながら、横のつながりがどんな形で持てるかということを協議してまいりたいと思います。

○4番（八代 誠君） そういったことで、ぜひ横の連携がとれるような方策をとっていただきたいと思えます。

最後になるわけなんですけど、ごみのポイ捨てについては、立て看板やのぼり旗などが、かなり目に付くようになったわけです。このうそ電話詐欺撲滅についても、本所あるいは松山支所、志布志支所周辺だけでも、そういった目で訴えるようなことについても対策はできないかなというふうに思っているところです。そのためには若干の予算が必要になってくるかと思いますが、そういったことについても市長ぜひお願いしたいんですが、市長の考え方をお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

被害額が年々増加しているということですので、警察署の方も、また私どもにとっても深刻な問題ということに捉えているところでございます。看板等の設置につきましては、また警察と協議をしてみたいと思います。

○4番（八代 誠君） まずは、看板はお金がかかるでしょうから、のぼり旗でもですね、そういった形でやっていただければ、非常に私たち、先ほど言いました地域安全モニターをやっていますので、今市長が言われたように被害額に比べると本当に少ない金額でできると思っていますので、ぜひそういった形で、先ほど言いましたように情報交換の場も総務課さんの方をお願いして、で

できれば年に2回あるいは3回程度、そういった会ができればなというふうに思っておりますので、ぜひいい形で検討をよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。ごみの減量化とリサイクルの推進について質問をさせていただきます。

6月の施政方針によりますと、平成17年から8年連続資源ごみリサイクル日本一を達成している。平成21年に作成された志布志市環境基本計画に沿って、引き続き市民の方々の御協力をいただきながら「混ぜればごみ、分ければ資源」を合い言葉に市民の方々と行政の共生・協働により確立された廃棄物管理は、国内外から高い評価を受け、今や志布志モデルが確立したとあります。

私も埋立て処分場、つまり最終処分場の延命化に始まったこの現在の分別方法は、すばらしい取り組みだと思っています。ところが、2月に実施されました市長選挙、あるいは議会の中でも話題になって、ごみの分別について志布志モデルが大変であるから焼却炉建設も一つの方法ではないと言われる市民の方々がおられます。

そこで、改めて近隣自治体との共同処理を念頭に置いた広域的焼却施設設置についての考え方について質問していきたいと思えます。

まず本市に最も近い大隅肝属広域事務組合が管理運営される焼却施設について、以下の事項についてお示し願いたいと思えます。

まず一つ目です。事業の概要及び対象となる地域とその人口について。二つ目に事務組合設立から施設が供用開始までに要した期間。三つ目に事業費及び事業の発注体系、その受注者について。この事業費については、国からの補助率及びその金額、さらにその起債ですね、これは何年で償還していったのか。残りの金額については、組合を構成する市町村が単年度で処理したのか、複数年度で処理したのか。四つ目に施設の耐用年数について。最後に五つ目ですが、世界及び日本国内の焼却施設の現時点での総数について。また、その施設数は今後どんな傾向になっていくのか、そのこと五つについてお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大隅・肝属広域事務組合で運営されております焼却施設につきましては、流動床式ガス化溶解炉となっております。24時間128tの処理能力となっております。供用開始までに要した期間ですが、平成11年度に広域による施設建設が承認されまして、14年度に設置場所の決定、環境影響調査、見積仕様書の作成、測量調査、用地購入等を経まして、平成17年度から19年度を工期としまして、平成20年4月1日から供用開始されているようでございますので、施設の構想がされましてから9年ほどでできているようでございます。

3番目にお尋ねの件でございますが、発注形態、受注者でございますが、事業費につきましては焼却炉にかかる費用が79億3,000万円をはじめ、周辺環境整備等を含めまして、総事業費95億4,000万円となっております。発注は一括発注とされておまして、受注業者は日立造船株式会社となっております。補助率は24%で金額で19億円、自己負担分につきましては、64%を起債としまして、残りの18%については構成市町で負担しているということでございます。起債の償

還につきましては、3年据え置きで15年償還、負担金につきましては、建設期間に合わせた3か年で処理されておりまして、基本割20%、実績割40%、人口割40%となっているようでございます。この立ち上げのほかに、ランニングコストにつきましては年間8億円程度となっております。

施設の耐用年数につきましては、30年でございます。

そしてまた、世界及び日本国内の焼却施設の現時点の総数でございますが、焼却施設の総数につきましては、世界中で1,700か所以上あるというふうにされております。国内においては、平成21年度で1,243か所で世界の焼却施設の70%が日本において設置されているようでございます。国内において設置数につきましては、ただいま申しましたとおりでございますが、現在市町村の広域化の進展に伴いまして、減少傾向にあるということでございます。そしてまた、世界的には焼却施設から肺炎による大気汚染に対する懸念等により脱焼却炉、それからリサイクル化の流れもあるということで、世界的にも減少傾向にあるということでございます。海外が少ないというのは、海外においては埋め立て処理が一般的であるということであるようでございます。

それからはじめに人口のことにつきまして述べていませんでしたが、人口につきましては、この圏域で16万4,000人ということでございます。

○4番(八代 誠君) 事業の規模については、24時間フル活動して128tの処理能力があるということでした。これについては、1炉ですか2炉ですか。それと、いいですかね、24時間稼働し128tの処理能力があるということでしたが、これは1炉なのか2炉なのかということですね。それと、結局作りましようという計画から足掛け9年を要したということなんですが、平成11年から14年、4年かけてやっと候補地が決まったという、なぜそんなにかかったのかということ。

それから、焼却炉施設が79億3,000万円、私もお話を伺いに行ったんですが、隣に温泉施設がありまして、総事業費は95億円だということでした。今市長からもありましたように、発注が一括なわけですから、もちろん受注も一括ということになるわけです。このことに対して、地元の建設業者というのは一次下請けなり、二次下請けなり入れたのかなというふうに思っているところですね。その一括発注したことに対して、地元の業者の反応はどうだったのかなというふうに思っています。

それから、ランニングコストなんですが、年間8億円もかかるんだなというふうに今分かったところなんですが、私も行ってさっきお話を聞いたということだったんですが、そのうち8億円の中で、日立造船さんが携わってるわけですから、そのうちの委託費というのがどれぐらいあるのかなと。24時間稼働し、128t処理能力があるということでしたが、それは1炉ですか2炉ですかということですね。

それから、今の焼却炉ができたその施設の土地、決定するのに4年かかっています。その根拠は何だったのかなということですね。

それから、95億円、あるいは79億円、ばく大な工事費が投入されて造られたそういう施設が、国内大手が一括で受注して、そのことについて地元の建設業者というのは、一次なり二次なり下請けさんに入れたのかなということですね。それとランニングコストについて、年間8億円とあ

りましたが、委託費というのが絡んでくると思うんですが、そのことについてお示してください。

○市民環境課長（西川順一君） 私の方からお答えさせていただきます。

炉については二つ、2基です。その土地の取得について4年ということですがけれども、その詳細については確認しておりませんが、やはり自分の庭には造りたくないなというような、そういうみんな一般的な感情があって、なかなかそういう処分場は自分の庭には造れないのかなということで、選定に時間を要したのかなと考えております。

そして、この委託費がどのぐらいあるかということについても、申し訳ありませんが、把握しておりません。ただ、この廃棄物関係者の行政マンと担当者間において、いろんな声が出ます。やはり焼却炉の管理というのは、私たち一般のこういう行政マンにはとても手の届かない技術であって、こういうメンテナンス会社の、何と言うかですね、メンテナンス会社しかそういう技術がないものですから、彼らのこの工事だったらこのぐらいかかりますよというような、本当ですね、そういうジレンマを抱えているというのが実情でございます。

そしてまた、最後の下請けについて、そのあたりについては、ちょっと私答えられませんけれども、やはりそういう地元業者のジレンマもあるのかなというふうには思っているところであります。以上です。

○4番（八代 誠君） 私、行って、責任者の方に話を聞いてきました。何でそんな4年もかかったんですかという話を聞いたら、今、まさしく課長が言われたように、結局3転したと、3候補地目でやっと今のここにできたんですよということでした。1候補、2候補、そんな施設ができたなら、うちの農作物が風評被害を受けてとんでもないということで、4年かけてやっと今の位置に建設することができたということでありました。

ランニングコストについては、年間8億円ということですが、そのうちの委託費が7億2,000万円でした。1年間7億2,000万円、その日立造船さんをお願いしていると、建設費で95億円かけて造った品物を1年間7億2,000万、また日立造船さんに持っていかれるというようなことであります。一次下請け、二次下請けなり入れたんですかという話を聞いたら、地元の業者さんから大分ブーイングがあったということで、パイプラインとか、かなり複雑な構造になっているので、地元の業者については全然もう手が付けられないというようなことで、はね返されたというようなことでした。

それでは、さらにこのことを本市に置き換えて考えた場合であります。大崎町は本市と同様に町のリサイクル日本一であり、大崎町担当課に出向いて話を伺ったところ、大崎町は焼却施設なんかとんでもない、造る気は一切ありませんよということでお答えいただきました。

また、曾於市においては、もう単独で焼却施設をうちは管理運営していますということでありました。ただ、今ちょっと調子が悪くて、どうしようかなというふうに今考えているということで、やはり曾於市さんは、その調子が悪い分を新設でということで、焼却炉をうちは造りますよということでありました。となった場合に、さっき広域的なという話をしたんですが、もし焼却炉を造るということになれば単独で造らなければならないというような、そういう話になってい

くわけなんです、このことに関しては、現在大崎町と構成している南部厚生事務組合があるわけですから、そういったところの存在についても配慮をしなければならぬわけですね。ここでは、あくまでも仮にということで質問を進めてまいります、先ほどありましたように大隅肝属広域事務組合の場合、2市4町の人口が約16万人、16万2,000人でしたかね、ということでありましたが、本市は約3万3,200人です。大隅肝属広域事務組合が管理運営する焼却施設の場合、さっき言いましたように、温泉施設があるわけなんです、この焼却炉を建設費用だけは79億3,000万円かかっているわけですね。この額には、もちろん敷地購入費等は含まれておりませんので、建設費だけで考えていった場合に、単純にさっき1炉ですか、2炉ですかという話をしましたけれども、あくまでもメーカーはそういう規模、焼却炉の規模を指定してくると思いますので、確実に合致しないわけですが、人口比率だけで考えたときに大隅肝属に比べて本市は約20%になっていくわけですね。それでも、建設するということになると16億円というばく大な費用を要することになっていきます。先ほどもあったように耐用年数が30年ですから、また二十四、五年経ったら候補地を決めて、同じ施設を造っていかねばならないというわけですね。あくまでも市長ではなくて、本田市長ということでお聞きますが、本田市長の意に反しての質問になってしまうと思いますが、このことに関して、率直な意見をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

一般廃棄物につきましては、焼却や埋め立て、リサイクル、堆肥化等が主な処理方法でありまして、国内におきましては焼却による処理が一般的であるということでありまして、先程来お話がありますように、肝属地区の事務組合においては、広域的に平成11年から取り組まれたということがございます。先ほど課長の中で答弁がなかったところですが、この時に曾於地区においても一緒にやらないかという話があったわけでございます。しかし、私どもの地域においては、将来的にこのランニングコストと、また建設費用がその当時事前に示されている金額は200億円という金額を示されておりましたので、そのこと、それから以降のランニングコストについても、はるかに10億円を超す金額が示されておりましたので、負担が大きいということでもございました。しからば、その一般ごみの廃棄処分については、どうするかということに検討を加えまして、今の最終処分場の延命化を図っていくというような基本的な方針がされたわけでございます。延命化を図っていくためには、ごみの分別収集をして、その中から資源化できるものを資源化していきながら、減量化に努めていくという方向をとっていくということでありまして、その結果、資源ごみのリサイクル率が高位に進みまして、大崎町においては日本で一番の自治体では資源化率の町、そして、本市においては、市の単位では一番の資源化リサイクル率の町となっております。焼却炉を造らず分別して埋め立てごみを減らすという、いわゆる志布志モデルというものが確立されているということでもございまして、これこそまさしく「志布志ブランド」というふうに誇れるものではないかなというふうに思うところでございます。このことにつきましては、本当に私自身は、当時の職員の方々、そしてまた、市民の方々がすばらしい選択をしていただいております。

○4番（八代 誠君） 市長は、あくまでも焼却炉を造らずに、このめんどくさいと言われる方がおられるわけなんです、分別をして埋め立てごみを減らしていくんだよということによろしいですね、市長に。

○市長（本田修一君） お答えします。

現在の段階で75%ほどの資源化率となっているところでございます。この資源化率については、また更に高めてまいりたいと思う中で、市民の皆さん方の負担ができるだけ軽減されるようなやり方というものは模索してまいりたいというふうには思っているところでございます。

○4番（八代 誠君） それでは、次に一般廃棄物処理実態調査に伴う調査結果についてであります。

本市における一部事務組合経費を含んだ市民一人当たりの経費、また鹿児島県及び全国の平均金額が分かればお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市における平成24年度の廃棄物処理経費は、収集運搬、中間処理にかかる委託費をはじめ、清掃センター負担金等を含め、その総額は2億9,821万7,000円となっております。それらの経費を市民一人当たりのごみ処理費は、平成24年度の実績で9,027円となっております。また、県の平均では1万4,149円、国全体でいきますと、一人当たりで1万6,079円となっております。本市の一人当たりの処理費用につきましては、県平均より5,122円、全国平均より7,052円安く処理されているということでございます。

○4番（八代 誠君） 県の平均、国の平均、お示しいただきましたが、本市は9,027円ということで、そうやってリサイクルを推進している自治体があるからこそ、この平均値もその額で止まっているのかなという気もするわけなんです、リサイクルを推進している自治体ほどその経費額は低い、つまり焼却施設などを管理運営している自治体ほどこの経費は高いのではないのかなというふうに推測されるわけです。本市の場合、国の平均額から、今言われた一人当たりの経費をそのまま現在の人口に掛けていった場合に、約2億3,000万円から4,000万円ぐらいが本市としては節約できて、その金額を福祉や教育費に活用できているのかなというふうに思っているところです。さらに今市長から示された金額には、実際には平成25年度の実績で示せばよかったです、25年度の本市の一般会計の決算については、まだ認定されておりませんので、平成24年度の本市の一般会計決算書のうち、歳入に記載されている、まず一つ目です。再商品化合理化拠出金、二つ目に資源ごみなど売払金、3番目に指定ごみ袋及びエコ商品などの益金、今あげましたこの三つの項目についての金額を示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

再商品化合理化拠出金、資源ごみ等売払金、指定ごみ袋及びエコ商品などの益金につきましては、加味されているところでございまして、再商品化合理化拠出金につきましては、127万5,924円、資源ごみ等売払金は、1,433万9,019円、指定ごみ袋及びエコ商品などの益金が1,364万5,010円、総額2,925万9,949円の収入となっております。

○4番（八代 誠君） 今の収入が合計額2,900万円あったということなんですが、これは市民一人当たりの処理費用というのは、更に軽減されているということではないんですかね。それであれば、市民の方々がもう少し励みとなるような情報提供が私は必要なんじゃないかなと、この数字についても、私、議員の図書室に行ってこの項目を探し出して調べたところなんですが、一般市民の方がもう少し、今のきついと言われるリサイクルされているわけですから、皆さん方のおかげでこんなに利益が出たんですよという情報提供が私は乏しいんじゃないかなという気がするんですが、市長どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま2,900万円というふうにお話しましたが、これは一人当たりになると約900円というふうになるかと思えます。このことにつきましては、年60回程度開催しています環境学習会等で処理に要した費用や収入のあった費用について説明させてもらってるところであります。

また、別途移動市長室等でもグラフを使いまして、このこと、そして先ほど述べました本市が国の平均からすると7,052円、処理費用が安くなっているということも含めまして、年間約、この売却による金額と、そして一人当たり節約できている金額と合わせて3億円近く市民の皆さん方の御努力によって、こういった益金が出ているんですよということのお話はしているところでございます。まだまだそういう意味で言えば、市民の皆さん方の汗がこういった形になっているということについては、認識が深まっていないというふうには思うところでございますので、いろんな機会を捉えて、このことについてはお知らせしまして、そしてまた、御礼を申し上げたいと思います。

○4番（八代 誠君） ぜひですね、私もこの質問をするまでに、ああこんな仕組みになっているんだというのをはっきり分からないところがありましたので、ぜひ皆さんが汗をかいて、こういった取り組みをされているわけですので、できれば市報とかを使って大きな文字を使って、皆さんにアピールをしていただきたいなというふうに思います。

次に移っていきます。平成26年、今年の3月開催された水資源シンポジウムというものに参加させていただきました。その資料の後ろのページだったと思うんですが、志布志ブランド確立の仕組みということで掲載されてありました。

一つ目に水保全が大事なんだよ。二つ目に環境保全型農業が大事なんだよ。三つ目に共生・協働の取り組み。この3項目めが今話しております混ぜればごみ、分ければ資源の取り組みであります。先ほど言いました水保全環境保全型農業、そして共生・協働の取り組み、これらの三つが合体したときに初めて、完成したときに初めて志布志ブランドというものが構築されるんだという構図になっておりました。この志布志ブランド確立のための本市の取り組み状況についてお示してください。

○市長（本田修一君） 水保全につきましては、市民環境課におきまして、過去4回のシンポジウムを開催しまして、水の保全はもとより、その取り組みを促進できるような内面的な機運醸成が図れるような趣向を凝らした基調講演を行うとともに、地元の事業者などの参加をいただきま

して、環境に配慮した事業展開を意識づけるような構成で取り組んできているところであります。

環境保全型農業につきましては、茶業部門によって減農薬や土着天敵を活用しました営農技術の実践による環境への影響を考慮した営農推進が進められているところでございます。このような取り組みにつきましては、市民がそれぞれの立場で取り組んでいただくことが、新たな志布志ブランドとして確立されていくということでございます。このように、環境または共生・協働というような取り組みが、一体となってされるということで、私自身はこのような取り組みが確立されていくと、ここに産出される産物が、いわゆる安心・安全、それから健康、本物、うまいというようなものになっていくと、そしてまた、そのような意識でもって、特に農産物については作っていただきたいということのお話をしているところでございまして、そのベースにあるのが、このような環境に対する取り組みが必要ということであろうかと思えます。

○4番（八代 誠君） ぜひ志布志ブランドが確立できる仕組みというのが、その三つがそれぞれ完成して一つになっていくということですので、ぜひブランド確立に対する様々な工夫や取り組みを進めていっていただきたいというふうに思います。

私、この質問をする際に、本市のホームページを開いて各課の情報を引き出そうとすると、これは残念なことなんですが、「ただいま特定の記事は掲載されておられません」と表示される部署もあります。更新するだけではなくて、タイムリーな新しい記事をどんどん掲載してほしいなというふうに感じました。確認していただいて、各課長さん方、ぜひ記事掲載についても検討していただきたいなというふうに思います。

それでは、次に移ります。分別困難者及びごみ出し困難者に対する支援についてであります。3月議会では、このことについて、原点に返って課内及び関係者により検討会を開催していくとありますが、その後、どの程度の進展があったのかお示してください。

○市長（本田修一君） 検討会を開催しております。開催につきましては、福祉課、保健課、市民環境課、シルバー人材センター、社会福祉協議会等が集まりまして、5月、8月に開催しております。5月の検討会では、高齢化が進展する中では、ごみ出しのみならず、買い物や電球交換等々、高齢者が生活される中で、自ら対応することが困難な事案を総合的に支援できるサービスを提供できる仕組みづくりが必要であるのではないかということ認識が一致したところでございます。あわせて具体的な取り組みとしまして、それらのサービスに関するアンケート調査を実施しまして、130名からの回答を集約したところでございます。そのアンケートでは、性別、年齢、家族構成をはじめ、ふだんの生活の中での困りごとや、サービスを利用する際の費用負担等について調査をいたしました。8月の検討会ではアンケート結果等を踏まえた具体的な取り組みとしまして、モデル地区での事業実施に向けた検討や地域における協力員の育成に関する計画等について検討をしているところでございます。

今後も定期的な検討会の開催に努めるとともに、高齢者が利用しやすい仕組みづくりやサービスの在り方について、協議を重ねてまいりたいと思えます。

○4番（八代 誠君） 福祉課、保健課、さらに市民環境課をはじめ、シルバー人材センター、

社会福祉協議会で検討会をやっているということでありましたが、共助というボランティアということになっていくわけなんです、例えば、一つの手法として、ひまわり券が今実際存在するわけなんです、そういったものをもう少し工夫して、ある程度の通貨としての価値を付加させるような方法をとっていただいて、そういう仕事に、作業に携わった方へのお礼というようなことも考えていけないのかなというふうに、あくまでこれは私個人の意見なんです、今市長が言われたようにモデル地区を定めてということでありましたので、まず早い段階でモデル地区を定めて、なんだったらとにかくやってみて、そして、いろんな問題等が出てきた時にそれを検討していくという方法もあるかと思しますので、できれば、速度をもって検討会だけではなくて、モデル地区を決めてやってみるというのも必要なのではないのかなというふうに思うんですが、市長どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今申しました事業につきましては、地域における強力な育成というものが重要な課題になるかどうかと思います。そういったものにつきまして、実際にどのような形で取り組みをするかということについて、モデル地区を設けながらやっていきたいということで検討会ではされているようでございます。このことにつきましては、今お話がありましたように、スピードアップをして取り組むようには指示してまいりたいと思います。

○4番（八代 誠君） 市長は、焼却炉建設なんかとんでもない、今の方針でいくんだということですので、問題はやはり、分別困難者、あるいはごみ出し困難者の方にどうやって対応していくかということですので、今市長から言われたように、モデル地区を早い段階で決めて、早い段階でまずやってみる。そのことで問題があった時には新たに考えていくということで、スピードをもって取り組んでいただきたいと思います。

最後に、8月に発行されました議会だよりと、8月1日に掲載されました新聞記事について、少しだけ紹介したいと思います。まず議会だよりからであります、「チームの成績は予選リーグで終わってしまったが、応援していたサポーターが試合終了後、スタンドのごみ拾いを始め、ゴールの後ろは俺たちの聖地だと感謝し、日本人のすばらしさと、その思いを全世界に発信した」とあります。

また、8月1日の新聞記事ですが、「7月28日早朝、志布志のしおかぜ公園に大勢の市民が集まってきた。ラジオ体操ではない1万発の打ち上げ花火に10万人以上が沸いた前夜の志布志みなとまつりの興奮も冷めやらぬ中、ごみ拾いに来たボランティアである。過去最多の48団体、500人、実行委員会の構成団体だけではなく、港湾企業や志布志中学校の生徒も多数参加、朝練があるため、集合時間の1時間以上前からごみ拾いを始める生徒もいた」、8月1日の記事ですので、「今日から開幕する志布志港サッカーフェスティバルでピッチに竹串やガラス片が落ちていたらけがにつながる。西日本を中心に114校の高校生が集まる大会に成長した陰にはこうした努力があることを知った。広大な芝生を中心に、人海戦術でごみを拾うだけではない。一般廃棄物リサイクル率が市レベルで日本一の志布志らしく、缶やペットボトル、竹串、プラスチック製品等再利用で

きるものは水洗いして分別、市長や教育長も中学生と一緒に空缶の中に入ったばこの吸い殻を苦勞しながら取り出しておられたということです。ブラジルワールドカップの日本人サポーターは世界から喝采を浴びたが祭り会場のごみまで洗って分別する官民ボランティアは、それ以上の評価に値するのではないだろうか、市民力、地域力の高さを感じた」とありました。私は、この日は地元で朝6時から伐採作業があったんですが、このボランティア活動に参加することができませんでした。でも、やはりこの新聞記事を読みながら、一市民として恥ずかしいな、自分も参加できればよかったなというふうに思ったところでした。

以上で、私の一般質問を終了します。

○議長（上村 環君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

次に、7番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○7番（平野栄作君） 皆さんこんにちは。2日目、2番手です。よろしくお願いします。

まず、質問に入ります前に、もう皆様方も御存知だと思っておりますが、9月6日から7日にかけて、大阪府堺市で開催されました第27回全国グラウンドゴルフ大会、交歓大阪府大会におきまして、当地区の原田校区に居住されております小野四郎さんが個人の部で優勝をし、文部科学大臣杯を受賞されたということでありました。校区におきましては、ささやかな祝宴を開催したいというふうに考えておりますが、本日はこの偉大な先輩の功績をたたえつつ、一般質問を行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に基づきまして、質問を行っていきたいと思います。今回3項目につきまして、質問を準備しておりますが、いずれも移住定住関係、要は人がいれば解決する問題ではないのかなと思っております。非常に難しい問題ではありますが、ここをどういうふうに今後我々は解決をしていくのか、そこを横断的な形で検討していかなければいけないのではないかなというふうに、この質問をつくりながら考えたところでした。

まず1番目に、畜産振興策につきまして質問いたします。

地方におきましては、歯止めをかけることができない少子化、高齢化の進展が第一次産業の人口の減少、あるいは農畜産物の出荷量低下を招き、地方自治体の税収入の減少、自治会組織の弱体化などの悪循環を招いている状況にあります。今後さらにこの問題については深刻化を深めていくのではないかと非常に危惧されるところでございます。

今回、肉用牛繁殖農家への振興策について、御質問をいたしますが、これまで畜産経営に携わってこられました方々は、BSEとか口蹄疫といった大きな家畜伝染病の発症や飼料資材、燃料の価格高騰といった外的要因により、経営を大きく左右される時代に見舞われながらも、今日まで一生懸命頑張ってきていらっしゃいます。昨年からは子牛競り市価格が好転してきており、繁殖農家にとりましては、少し明るい兆しが現れてきたように見えますが、実際には景気高騰の波を受け、極端な増益にはつながっていない現状にあります。また、肥育農家にとりましては導入経費高騰に加え、管理経費の高騰により、非常に厳しい状況下にあります。数年前までは畜産業界で豚肉サイクルとか、牛肉サイクルというものがあり、波が交差しながらある程度進んでおり

ました。そういうおかげで次の波の予想というものがある程度見えていた側面もございましたが、現在では外的要因等によりまして、そのサイクルさえも分からない、明日が見えないような状況になってきております。畜産に携わる方々につきましては、T P Pの問題も踏まえてですけれども、非常に先行きが厳しい状況になっております。

そして、この繁殖農家につきましては、この南九州を支える大きな産業基盤の一角を形成しております。これまで、農政分野におきましては、国、県、市などが様々な補助を多面的に実施されてきたことから、今日の基盤が形成されたと思っております。広域的にも、個々に対しても、ある一定規模を有するところには、助成や補助が行われ、事業の充実と活性化が図られました。そして、ひいては税収の増ということにつながってきたと思っております。昨日は同僚議員の質問で、飼養頭数や戸数の減少については数値を用いて市長が答弁されておりますので、今回は割愛させていただきますが、このことについては、市長も深く認識を深めていらっしゃると思いません。

私の危惧する点といたしましては、昨日ちょっと出ておりませんでしたので、後継者の有無なんです。確かに繁殖農家で今後継者の有無を調べてみますと、志布志市全体では後継者がいらっしゃるどころ15.5%、後継者なしが84.5%、これは繁殖農家ということです。ちなみに22年度と比較すると戸数がマイナス221戸です。そのうち後継者がいる戸数がマイナス43戸、そして、26年度現在では605戸の戸数農家中、後継者がいる農家が94戸という形になっております。地区別に見ますと、有明町が317戸のうち、後継者がいらっしゃるところが63戸、19.9%、ないところが254戸、80.1%。松山町が177戸、うち後継者がいらっしゃるところは8戸、4.5%、いらっしゃらないところが169戸、95.5%。志布志町111戸、後継者のいらっしゃるところが23戸、20.7%、いらっしゃらないところが88戸、79.3%という数字になります。以上のような数字に今現在が置かれているわけですが、市長も昨日の同僚議員の質問の中で、今後検討するというようなことも答弁されていらっしゃいますけれども、今この数値を聞かれてですよ、今後この後継者問題、この南九州を支える繁殖農家の基盤を減少させて、今でも減少しているんですが、今後さらに減少に拍車がかかると私は思っています。それをどういう形で止めていくのか、そこを具体的に、どういう形で施策を持っていくか。そこをお示しいただければ有り難いと思いません。

○市長（本田修一君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま議員の方からのお話があったところでございますが、新規参入とか、それから後継者対策につきましては、非常に厳しい状況であると、それ以前に、畜産を取り巻く環境が厳しい状況にあるということは間違いないということで、そのことについては、本市でも様々な対応策をとらなければならないということであろうかと思えます。その第一の原因は、やはり何と言っても、肥育畜産経営農家が高齢化しているということが、この畜産の経営基盤が脆弱になっている第一の原因である。そして、その原因たるものが経営基盤が確立するための要素が非常に厳しい状況になっているということであろうかと思えます。病気の発生があり、そしてまた、T P Pの問題があり、そして飼料高の問題がありということで、経営を取り巻く環境については、昔から

すると非常に厳しい環境になっているということで、現在、経営を維持されている方々が維持できなくなっているということで、そのまま高齢化が進んでいる。そしてまた、そこに後継者が居着かないという状況にあらうかというふうには思うところでございます。

しかしながら、本市においては、この畜産業ということにつきましては、農業の中でも主幹産業でございます、作物でございます。ということで、しっかりこのことについては対策をとっていかなければならないということになろうかと思えます。

現在、市内の肉用牛繁殖農家の中で15.5%の後継者の方がおられるということでございますが、これらの方々がしっかりと後継者として、経営が確立できるような形の措置を私どもはとっていくということでございます。現状としましては、県の農業大学校や企業等の研修を経て、経営継承等により、経営者として規模拡大や国の事業の活用の新規参入を目指していただくということであります。

それから、畑地かんがい農業センターや農協、市が連携しまして、若手農家に対しましては、研修会などを実施しまして、経営開始のための研修と、あるいは規模拡大に資するための各種制度の紹介、そしてまた個別相談などを行って、この後継者がしっかりと私どもの畜産を今後とも担っていく存在になっていくための方策をとってまいりたいと考えているところであります。

○7番（平野栄作君） 各機関と連携を取りながら、新規就農者の掘り起こし等を行うというようなこと。それと、増頭対策を行っていくということの答弁でしたが、今ですね、年齢で今度は区分けをしてみましょう。40歳から59歳、ここは志布志市全体で133戸とあります。そのうちに後継者のいるところは13戸です。60歳から80歳以上472戸のうち82戸が後継者がいると。よく考えてみてください。この後継者がいらっしゃるところは、規模拡大をしたときに、果たしてその規模拡大だけでこの総体の減少を埋められるのかどうか。私は、そこが非常にキーワードだと思うんですよ。どうしても、今見てみますと、1頭から19頭のところ、飼ってらっしゃるところが94.1%あります。大きなところはほとんど後継者がいらっしゃるところが多いです。弱小なところほど、頭数の少ないところほど後継者はいらっしゃらない。それと、当地区を見てみましても、御両親が繁殖農家なんですけれども、子供さん方は別に職を持って、その方は手を引くというような形のスタイルが、我々の農村でも広がってきています。ですから、昔兼業で行っていた方は結構地域にはいらっしゃいましたが、そういう方も今はもう離れていっていらっしゃいます。というのは、畜産関係については目を離せない、休みが取れないという、そういうネックもあるのかと思います。ですから、この部分をどういうふうに減った分を埋めていくかということ、ここであと本当5年したときには、ものすごい数字になると思いますよ。頭数にしても倍近くで減っていくんじゃないかなと、この数字を見るとびっくりするような形になるんじゃないかなと、個人的には思っております。ですから、市としてもやはり新規に参入される方々について、早めに対策を打たないと、後手に回ると、この曾於市にしても始良にしてもですけれども、本当畜産が基盤のところ、やはり規模拡大をするところもあるでしょうけれども、やはり中小でも、そういう農家を育成する。あるいはまた、兼業農家を育成していく、そういうアシストを市がやは

り牽引していかなければいけないと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、現在飼養戸数も減っている中でございます。そしてまた、お話がありましたように、50頭以上の規模の農家でありまして、その50頭以上の規模の農家が24戸あるということでございますが、この方々が全体で頭数の30%近くを占めておられるということでございます。この方々については、しっかり後継者が居着いて、このようなこの部門について経営を維持していただけるというふうに思っています。生産牛60頭規模で420万円の所得目標を本市では、認定農業者の目標数値として定めております。試算によりますと、生産牛1頭当たり7万円ということで、月30万円程度の所得で、50頭規模の生産牛を飼養するということが必要になるということございまして、これらの規模を維持拡大して、維持していただくような施策を様々な機関とともに取り組みをしていきたいというふうに、先ほども述べたところでございます。

○7番（平野栄作君） 新規参入につきましては、補助事業もありますよね、新規参入円滑化対策事業というのがあります。これは農協と一緒にやっていく事業ですけれども、ただし、これはものすごいリスクを持っていますよね。それとゼロからの出発、私も知ってる方がやっていらっしゃいますけれども、そこは御両親なんかは実際やっていて、新規就農をして、この事業を活用して新たにやっている。そこはそのバックがあったから多分進められたと思います。一挙に50頭の牛舎を造って50頭の繁殖雌牛を導入して、そして、飼料畑を確保する。これって農協にしても、ものすごいリスクですし、今現在はそういう土地というものもありませんよね。ですから、新規就農者がなかなか入り込めないと思うんですよ。志布志だけじゃなくて、ほかの地区においてもですよ、ですから私は小さい形、今、空き牛舎というのがあって、今後パドックとか、昨日答弁されていましたが、今ある空き牛舎を使って新規の方を育成できないのかな。そして、そこに対しての補助、例えばピーマン農家なんかは今検証事業等をやりながらやっていらっしゃいます。そういうような形で、新規就農者に向けてそういう空き牛舎を活用する。そしてまた、空き牛舎の所有者というのは、ベテランですので、そういう方々を指導者として、ものすごく身近にいらっしゃる指導者ですよ。そしてまた、研修先としてはJA等と協力をしながら繁殖センターなんかを活用していくと、そういう中で1年ないし2年間の研修成果を踏まえて、そこからまた新しく規模拡大をしたければ、そういう土地を市の方でも、あらかじめ選定しておいて、そういうところに移って拡大をしていくと、そういう形での取り組みをしていかないと、これなかなかですね、畜産関係というのは本当生き物相手ですので、よっぽど好きな人でないといけないのと、やはりある程度の技術がないとなかなか増頭というのはできないと思います。一挙にたくさんものを最初から始めるというのは、ものすごいリスクを背負うと思います。そしてまた、そこに詳しい人がいるかということなんですよね。

ですから、昨日も3番議員の方が質問しましたが、その中で空き牛舎の活用というのがありました。そこらあたりをうまく活用しながら、そして、市単独でもいいですので、補助事業つくって、そこに新規で入ってもらおう。そして、その延長上で、今度は多角経営をしてもらおう

と、そういう構想をやはり持つておかないと、なかなか難しいんじゃないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、空き牛舎につきましては、全体で270件というふうに把握しております。ただ、規模がございまして、4頭以下のところが241、5から9が20件、10頭以上が9件となっております。10頭以上につきましては、3戸の農場が使用中、あるいは使用に向けてもう準備中ということになっております。

ということで、私どもとしましても、この空き牛舎の活用というものについては、内部では協議を進めているところでございます。そしてまた、新規参入の方につきましても、このような空き牛舎については、対応をするということは、基本的に行っているところでございます。ただ、空き牛舎といいましても、例えば、畜舎と人家が隣接していたりすると、御本人のそういった感情的なものもあるかと思っておりますので、そういったことについても十分配慮をしながら対応していきたいというふうに思っております。

○7番（平野栄作君） なかなか立地面で、貸してもいいところ、駄目なところというのは分かれてくると思います。ただ、私思うのが、自分が始めるにあたって指導できる人が近くにいらっしゃって、そして、自分がもし研修で出ていっても、その近くの人がサポートをしてくれる。そういう体制があると非常に私は心強いと思うんですよ。そして、自分の研修というものに身が入ると思っております。そして、一つその輪っかをもうちょっと大きくすると、集落単位の中に持っていくと、その集落の中に居住をしてもらおう。そして、その中で畜産をしていらっしゃる方々が様々な飼料とかいろいろ作っていらっしゃいます。新規に入って、新しく機械を買って飼料を作るとなると相当なコストがかかります。ですから、そこらあたりをそういう小さな枠の中で負担をしてあげていく、そしてサポートをしていく。堆肥にしても堆肥舎を最初から造るとなると経費です。そういうところを堆肥なんかも処理を共同でしていくようなシステム、そうすることによって、また地域コミュニティの広がりも出てくると思うんですよ。ですから、そういうことは個人に持っていてもなかなか厳しい面があると思います。ただ、こういう現状が我々の背景にはあるということをお理解をいただきながら、やはりそこは理解をもらいながら、これを市民と一緒に解決をしていく、その糸口をやはり市が担っていかなければいけないんじゃないかなと。そうでないと、結局はさびれていく一方なんです。だから、そこらあたり、地域のコミュニティが、本当、今は昔からすると、さびれてくるという言葉が悪いんでしょうけれども、昔ほどはありません、今は。ですから、そこをよそからというか、新しく入ってきた人を軸にしながら、またそれをもう一回形成していく、その足掛かりにもなるような気がするんです。ですから、そこについては導入については、やはり個人ではなくて市なんかが率先してやっていただきたいと思っております。

今後の畜産については、結局は辞めていかれる方がたくさんいらっしゃいます。ですけれども、まず一つは今の現状をいかに維持をしていくか。高齢飼養農家への意欲向上対策を今補助金があ

りますが、あれは1頭出荷ごとに3,000円ですか、それだけでいいのか。それからあと1点は、後継者等のいる大きな農家への増頭対策を同時に図っていく。

そして、もう一つが、新規参入者対策を並行して実施していく。この中で一番時間がかかるのが、この新規参入者問題だと思っております。これには地域の理解を得、そして、そういう施設の整備、そして周りの協力、サポート体制を構築していかなければいけません。ですから、やろうと思ってすぐ始まるというわけにはいかないと思います。そういう中で、やはり今あるものをいかに持続、高齢者の方々のやっというところをいかにもうちょっと頑張ってもらえるか、それに対してのサポートをいかに高めていくか。そして、それとあわせて意欲のある農家の増頭対策を図っていく。そして、新規参入者対策も並行して実施をしていくということが求められていくと思うんですが、やはりそういうことについては、市長の考えはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の経営維持あるいは規模拡大につきましては、ただいま議員がおっしゃられましたその3点に尽きるというふうに思っているところでございます。

高齢者対策につきましては、とにかく高齢者が辞めないような、そういった措置というのは、何かあるんじゃないかということで、畜産の関係者の方にはいつもいつも意見を聞いて、できるだけ生きがい対策のためにも辞めないでいるためには、どうしたことが手助けとして必要かということを探れということをお願いしているところでございます。

そのような中で、小規模なパドック牛舎みたいなものはどうなのかということも、あるいは畜ふんの集荷について一体的に取り組むとか、そういったものも案として出ているようでございますので、そういったものを今後また事業化していければというふうに思っています。

増頭対策につきましては、意欲ある方々については、様々な助成措置を備えながら、そしてまた、優良基畜導入事業を更に強化しながらまいりたいと。

そしてまた、新規参入者につきましては、例えば、農業公社事業がございしますが、あの農業公社事業については、本当にしっかりと根付いて、ピーマン事業が規模拡大して、今や本市においても非常に有目な作物となっているということでございます。あの事業については、大いに参考にすべき内容になるんじゃないかなというふうに思っています。ただ、畜産の場合は、また金額が高額になってくると、それから期間がかかるという面が非常に大きな制約があるんじゃないかなというふうに思っています。そのこともあわせて解決できるような方策を関係者で協議してまいりたいと思います。

○7番（平野栄作君） 今言われるように、畜産については、投資をしてすぐ元が取れるというものではありません。2年、3年というスパンがかかって、その中で少しずつ回収していくという形になりますので、なかなか難しい側面はあります。ただ、我々は難しいと言ってほっておいたら、絶対もう減少には歯止めはかけられないんですよ。そこに一つでもいいから歯止めをかけるには、何かをやらないといけない。そして、知恵を絞っていかないといけないと思うんですよ。この知恵は、ここで知恵を絞るのも一手、市民全体の中で知恵を絞っていくのも一つの方法だと

思います。ですから、そこらあたりはですよ、市民力をやはり巻き込みながら、志布志の現状はこうですよ、人口の減少傾向はこうですよと。そして、畜産の今の飼養頭数がこういう形で減っております。飼養戸数がこんな形で減っています。どうかしてこれを活性化する方向に向けていきたいという市長の強いそういう熱意があればですね、市民の方々も協力をしてもらえると思うですよ。そして、今畜産農家のこれ以外の方々も高齢化をしてくれていらっしやいますよ。本当60歳以上が78%を占めているわけですから、もう本当10年先には、この方々もリタイヤされていく。その中でいかに生きがい対策事業でやっていくか。そこにもやはり若い人なんかを、兼業農家でもいいです。1人集落に入れてもらう。そしてそこで研修をして、その空き家を使ってもらう。その中でそこにいる地域住民、集落住民が一緒になって盛り立てていってあげる。そういうことをすることで、畜産の一翼をまた若干は復活させられるし、私は地域コミュニティという部分も大きな活性化につながっていく。そういう気持ちがある。そして今、人・農地プランなんかも進んでおりますが、そういう中に位置付けてですよ、人材の育成を図っていく。それと、あとJAなんかとも、また、これは協議が必要なのかもしれませんが、繁殖センターなんかでの研修等を行いながら、その人・農地プランの経費等を活用しながら、あるいはまた、自分のところの導入牛については、また市の方である程度の助成をしながらやっていくと。やはり、市だけで丸投げというのはもうできないと思います。市民の方々にもやはり納得をしてもらわないといけない。先ほども質問がありましたが、やはり情報をどっと出していかないといけないんじゃないかな、畜産が畜産だけで済む問題じゃないと思うんですよ。畜産農家が売り上げが上がるのが商業の方にもつながっていくと思うんですよ。ですから、すべてが私は関連していると思います。だから、そこでもう難しいからと、やめればもうそれで終わりでしょう。ただ難しいけれども、何とかして、どうかしようよと、環境問題もですがね、町だけでできた問題ではなかったですよ。市民を巻き込んだからこういう取り組みができていますよ。ただ、この南九州全域を見ても、今本当に頭数も戸数も減少しているんですよ。その中で、やはり我々は志布志港も持っていますがね、志布志港にパナマ船が来たころには牛はいないという状況になりますよ。地元にも牛がない、そういう光景は見たくありません。そういう意味合いからも、やはりこの志布志市では、そういう基盤をもうちょっと強固なものにしていっていただきたい。どうでしょうか。

○市長（本田修一君） 私は、冗談で畜産の担当職員には言うんですが、牛がいなくなったらあんたたちの仕事はないんだよと言うんですよ、まさしくそうだと思います。だから、私どもは今の経営を維持させてあげなきゃならない。そしてまた、できれば拡大すると、地域になっけいかなきゃいけないということで、私自身としましては、本当にもともと養豚をやっていましたので、畜産については、それなりに理解して、気持ちまで共有できる存在だというふうには思っています。だから、担当の者にも真剣に話をするし、そしてまた、関係者の方々にもまだまだこの地域は畜産については、本市の主幹産業であるので、みんなで一生懸命盛り立てていきましょうねという話を申し上げているところでございます。

ということで、議員と気持ちは同じでございます。要は具体的な方策について、本当に進展で

きる内容について取りまとめをして対応していくと、現在も様々な事業を実施しているところがございます。その内容を更に高めていきたいということでありますので、よろしくお願ひします。

○7番（平野栄作君） 思いは同じということですね、ぜひ私期待をしたいと思っております。というのが、本当、畜産離れというんですか、そういう形でどんどん減っていておりますが、ただこの先危惧されるのは、構築連携の中でですよ、やはり地元にあったそういう牛ふんなんかを活用しながら周りと一緒に潤っていった良いものをつくって、そして、周りの耕種のところでも活用してもらって、そういう流れもまたなくなっていくんですよね。そうしたときには、今度は化学肥料が使われるようになってくる、そういう恐れも出てくるんじゃないかなと思うんですよ。やはり今まであった流れというものを変えないためにも、やはり畜産関係の育成というのは、ぜひともやっぱり進めていかなければいけないし、各、今は本当昔は1軒に牛がいたり、豚がいたり、馬がいたりというふうな中からどんどんどんどん専門化されてきております。そして、今作物は畑作は畑作だけ、畜産であれば畜産だけというような形になっておりますが、その中でやはりそういう連携のサイクルもやっぱり維持していかなければいけない。そういう部分でも、やはり畜産関係については、もうちょっと力を込めて進めていただきたいなと思っておりますので、ぜひこの先もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今回共通しているのが移住定住が3点とも絡んでいるものですから、ちょっと次に移らせていただきます。

2点目です。移住定住促進についてなんですが、これまでも数回取り上げておりますので、それだけ思いがあるということで、御勘弁をいただきたいと思っております。

志布志市では、昨年から取り組みを始められて1年が経過しております。ホームページで移住定住の空き地、空き家バンクの状況を時々見させていただいておりますが、提供物件が増えない、アップしていたのが完結したよというのもありましたけれども、移住を希望する方々から見たときに、どう思うのかなというのを非常に危惧しております。非常に少ない物件の中で、よく移住定住を進めているなどと思われるんじゃないかなと、そういう形でちょっと疑問に思う節があります。まず、これまで1年間、1年半ぐらいやってこられたんですが、どのような反応があつて、成果としてはどうだったのか、そこをまずお示しをいただきたいと思ひます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

移住定住施策としまして、昨年4月から移住定住促進補助金の創設と、空き家バンク制度を導入したところがございます。なかでも空き家バンク制度につきましては、現在までに4件の空き家と、6件の空き地の登録がございまして、2件の空き家が賃貸であります契約に至っております。

市といたしましても、空き家バンクの活用を更に推進するため、ホームページや各地区公民館の総会や定例会等に出向いて、自治会長に説明を行っているところでありますが、なかなか登録物件が増えないという状況でございます。原因としましては、家財道具が入っているとか、遠方におられる親戚等がお盆や正月に帰省の際に利用するとか、それから、先祖代々の財産であると

か、理由はいろいろありまして、登録をしていただけないのではないかと考えております。しかしながら、空き家は使わないと傷みも早くなりますし、空き地についても家を造りたい方等への情報提供という意味では、有効な施策であります。議員御指摘のとおり、基礎調査は必要であると考えておりますので、今後とも地域づくり事業等を活用しながら、シルバー人材センターへの委託や、総務省集落支援員制度の活用等、先進地の取り組み事例を参考にしながら、本市にあった施策を進めてまいりたいと思います。

○7番（平野栄作君） 6月の定例会で小野議員から人口減少対策プロジェクトチーム設置の質問に対して、認識が深まったので、今後全庁的に取り組むべきであると思う。そのためには危機感を共有し、目標をしっかりと設定することになると捉えているので、協議の場を今後前向きにつくると答弁されました。その後なんですけれども、7月17日付けの読売新聞に、「地方に若者定着を中核都市圏9モデル」という見出しが出ております。政府がモデル的に打ち出したやつなんです、人口減少社会の政策として、位置づける地方中枢拠点構想のモデル事業を実施するため、9都市を選んだというものでありました。日本創成会議が896市町村がこのままでは消滅するという調査結果を踏まえて、地方主要都市に雇用の場を増やし、東京圏への人口流出を止めることが根底にあるようです。圏域全体の経済成長の先導、高度の都市機能の集積、圏域全体の生活関連サービス分野で、先行的事業を行う都市を募り選定したとありました。九州では北九州市、北九州都市圏、熊本市、宮崎市が選定をされているようです。5月に成立した改正地方自治法で、自治体同士が連携協約を結ぶことができる規定が設けられ、これを使って中核都市が周辺市町村と協働し、圏域全体の生活を支える公共サービスを実施するものであるようです。今後政府によって交付税措置が行われ、様々な取り組みが各地で行われていくと思いますが、この中にも賛否両論がありました。圏域、その中核地以外のところはさびれていくのではないかなというようなコメントも載っておりましたが、モデル的に取り組まれて、またこの成果というものが今後報告があるのではないかなと思っております。

そしてまた、今度は7月22日付けです。これもやはり読売なんです、我が町で暮らしませんか、定住促進自治体が専従部署、人口減社会というので、これも読売に出ておりました。ちょうど質問の後だったものですから、ちょっと切り抜きを取っておりましたが、「人口減社会、我が町で暮らしませんか、定住促進自治体が専従部署という見出しで、本格的な人口減社会を迎える中、ユニークな部署を設ける自治体が増えている。インパクトのある名称に自治体の本気度が現れている」という記事が読売新聞に記載されております。佐賀県武雄市のお住もう課、武雄市でお住もう課というんですが、今年の4月に市長提案で設置されたそうです。武雄に住もうよというイメージが込められておまして、課員は5名で住宅の補助金制度の案内や不動産業者の紹介を行っているという記事が記載されております。課設置前の5倍の問い合わせがきているということが記載されているようです。

また、2009年に農村回帰宣言を行った大分県竹田市は、企画情報課に農村回帰推進室を設け、空き家バンクや新規就農といった移住に関わる相談窓口を一本化し、移住を支援するNPOとも

連携をとっております。10年度からの4年間で80世帯、153人が移住、転入者から転出者を引いた社会増減は09年マイナス258名から、13年のマイナス9人まで大幅に改善したというふうに記載しておりました。また、縁結びで知られる出雲大社のある島根県出雲市は、今年4月、縁結び定住課を新設し、婚活セミナーや出会いの場づくり、定住促進などを担当する10数部署の一本化で対策を強化しているというふうに書かれております。従来型の部署名は、分かったようで分からない。ユニークな名称は自治体が住民ニーズに必死に応えようとしている表れだ。分かりやすいネーミングで担当業務を鮮明にし、施策に目を向けてもらう手法は評価できるという龍谷大教授のコメントも掲載されました。こういう記事も目を通していらっしゃると思いますが、読まれてどうだったでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市におきましても、先ほどお話になられました6月定例議会以降、直ちに少子化対策について全庁的なプロジェクトチームを発足させたところがございます。特に、若い職員に参加を求めまして、将来的に本市が更にこの現況を維持するために取り組みはどのようなべきかと、そしてまた、人口減少についてはどんな対応をすべきかということの協議を始めさせているところがございます。そのような中でございまして、今、各先進地の事例をお話していただいたところがございますが、竹田市につきまして、移住定住が進んだという記事については見たところがございます。ただ、その中で少し気になったのは、じゃあそこに来られた方々はこういったお仕事に就かれたのかなということが気になったところがございます。何はさておいても、やはり雇用というものがあるからこそ、新たにそこに住まわれる方が発生してくるということがあろうかと思えます。そのような意味合いから、雇用についてもしっかりと取り組みをしながら、この移住定住については取り組みが必要だというふうには考えているところがございます。

○7番（平野栄作君） このネーミングです。今はもうプロジェクトチームを立ち上げられているということでしたが、こういうネーミングでどう思われますか、率直に聞かれますか。

○市長（本田修一君） 私自身は、おもしろいと、いいなというふうに思います。ただ、今までそういった観点から組織づくりというものをしておりませんでしたので、そのことについては、多方面に理解を求める取り組みをしなければならぬというふうには思うところがございます。

○7番（平野栄作君） インターネットで移住定住等を引くと、いろんな自治体が手を挙げておりますよ。その中で、やはりぱっと見たときに、こういうのが目に飛び込んでくると、やっぱり興味をそそられますよね、やはりそういうことからやっぱり窓口がちょっとずつ開いていくのかなと思っております。

先ほど市長も雇用の問題を言われました。移住定住をするのに、雇用がないと移住定住できないよという、だったら雇用の場をつくるという発想に、先ほど私が畜産関係で言いたかったのはそこなんです。だから、この3点が、今回質問するこの3点というのは、すべてこの移住定住促進にも引っかけがあるのかなと思っております。要は、その雇用の場を新規参入の雇用の場がないから入ってこない、じゃなくて、この豊かな自然のあるこの志布志市にぜひおいでください。

そして、収入は多くはないかもしれませんが。しかし、人情豊かなこの地域で一緒にみんなと協働の生活を送ってみませんかというようなキャッチフレーズも一つは有りじゃないのかなと思うんですよ。それは多分、来られる方々の認識ですからあとは、私はそれも一つの方法じゃないかと。そして、この中で牛を飼いたかったという願望のある方に牛小屋を提供して、そういうノウハウを提供すると、そしてまた、若手であればそれをもとにしながら、大規模化を目指していく後押しをしていくと、そういうこともできると思うんですよ。ですから、今移住定住という形で一つなんですけれども、そうじゃなくて、そういう産業までも入り込んでいけると思うんですよ。また、あとで言う道路行政、そういうところも私はありなのかなと思ってます。

それと、非常に私この頃ニュースを見ていますと、小学生とか、自殺の報道があるんですよ、結構、目に飛び込んでくる。何なのかなと思うんですよ。都会へ都会へといって、我々から見れば非常に暮らしやすい所で育っている子供たちが、周りが気づかないうちに、ある日自殺をしていたというような突拍子もない記事が飛び込んでくる。何かやはり、暮らしたことがないから分かりませんが、やはりそういうところ、ギスギスした社会の中で暮らしていると、やはりストレスというのは過剰にやはりなっていくのかなと。こういう田舎で、自然の中で暮らすと、ストレスは受けるけれども、それはやはり緩和される部分も大きいのかなというものも一つあるんじゃないかなというのを、私は個人的に何のあれもないですけども、勝手に考えていて、できればそういう方々というんですかね、やはり田舎に来て、この田舎暮らしを体験してみて、そして、よければ定住してくださいよと、伊佐市がやっていますよね、試験的な定住施設をつくって、そこで仮に定住経験をしてもらって、そして、よければ定住をしてくださいというのをやっておりますが、そういうものも一つありかなと。だから、雇用がないからじゃなくて、それを逆にとって雇用をつくるという発想に転換すれば、結局はそういう施設はある。あとは考え方ですよ、確かに持ち出しはあるかもしれませんが。そして、個人からも幾らかも負担をいただくこともあるかもしれませんが。ただし、メリットがありますよ、それは我々が来てくれと強引にもってくるわけじゃないですから、そこを整備して来る方がいるとなればプラスです。私はその発想も今後は必要じゃないか、だから、ないないじゃなくて、ないものをあるふうに変えていく、ないからつくる、そういう形に変えていかないといけないんじゃないか、このままではどんどんどんどん過疎化は進展していくと思います。

そして、自治体間の中で、この移住定住の人たちの奪い合いじゃないですけども、そういうものが始まる。そうしてくると、手を先に出したものが、やはりそういうメリットというのは、多く享受できていくのかなと思っているんですよ。ですから、後からどんなに良い施策を出しても、もう多分そこには乗ってくれないというようなことになりかねないんじゃないかなと思っています。こういう発想、私個人的なものなんですけれども、やはりそういうことを今後は展開していかないといけない時代になっているのかなと、そして、逆に言うと、そういうところを待っている人もいるんじゃないかなと考えますがいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市内においても、東京辺りからたくさんの方が、30名から40名ですね、来られている団体というか、何とかのグループがごぞいます。その方々にお話を聞くと、「志布志はすばらしい」とおっしゃるんですね。何がいいんですかと、環境が良いと、人が良いと、私どもはそのことについては、特段当たり前というふうに思っていますので、そうですか、ありがとうございます。という程度に終わるわけですが、その方々に言わせれば、志布志というところはすばらしいところなんだというふうにおっしゃいます。私自身まちづくりの基本はそこだというふうに思っているところでごぞいます。ということで、志あふれるまちをつくろうよと、そして日本一自分たちが住んでるまちはいいまちなんだと、そして、このまちに住んでもらえるために様々な取り組みをしていくんだということをいつもお話を申し上げているところでごぞいます。所得でいくと、この志布志の地は、とても鹿児島市とはかなわないと、そしてまた、東京都とはもう比較にならないぐらいの低所得となるわけでごぞいますが、それでもこの地は一番住みやすいまちなんですよ、そういうまちをつくっていかうということをしているところでごぞいます。そういう意味合いからしまして、移住定住につきましても、それから雇用の場の確保につきましても、取り組みをしているというつもりでごぞいます。更に更に志布志ブランドを高める取り組みを市民こぞってやるということが、今申しました道につながっていくんじゃないかなというふうに思ったところでごぞいます。

○7番(平野栄作君) やはり、我々はたくさんの方々の要望を持っている方がいらっしやると思うんですよ、この移住定住に関しても、思ったのが、そこに仕事があるから行くのかなと、よく今テレビ番組なんかで田舎に、ある程度定年の方々ですけれども住居を移されて、そこで農耕生活をしながら、その地域の方々とわいわい言いながら過ごしているというのがよく報道をされています。ですから、我々が考えていることじゃなくてですよ、雇用があるなしじゃなくて、やはりそういうところを紹介することによって、そこにあこがれを持っていただいて来ていただける方も私はいると思うんですよ。ただ、そうした時に今のうちのホームページの中で移住定住のところを見て、そのイメージが湧くか、そこなんですね。そして、我々のところは、そこである程度うちの概要というものが把握できて、ああ良いまちなんだなと、詳しく知りたければ、ほかのところに移ればいいわけです。ただ、今のところを見たら空き家バンクとかですよ、そこがあるだけであって、文面でば一っち書いてあるだけですよ。例えば映像なんかで、空撮でもいいです志布志市、そして、こういうまちなんだよというのをちょっと細かくして、自然と空気のおいしいまちですよ、海の幸、山の幸ありますよと、そういうものなんかを健康にいい、そして、畜産なんかもある、第一次基幹産業でも農耕が主のまちなんですよと、そういうところでもおいでになりませんかというようなことをですよ、やはりもうちょっとアピールをしていかなければ、この事業というのはですよ、ほかのところがどんどん進めていますので、置いてきぼりをくっていくような気がしてならないんですよ。ですから、やはり外部から見たときには、アクセスしてあうというものがないことには、この記事でも一緒ですよ、こういうインパクトのあるものをまずつかまえたら、多分私なんかもうそっから離れないと思うんですよ、ほかがいくらあっても。だ

から、そういう大きなインパクトをいかにつかまえるかということ。そして、うそじゃあ駄目です、やはり、このあるがまを短時間の中に凝縮した形でPRをしていく、そういうことをどういう形でやっていくのか、こういう課名でやっていくのか、それともそういうホームページの中身を変えることでやっていくのか、そこらあたりをもうちょっと研究をしていただきたいと思うんですが、そこあたりはどうでしょうか。

○市長（本田修一君） 先ほど佐賀県の武雄市のお話がありまして、住もう課とかいう課をつくられたと、確か武雄市においては、今の市長さんが就任された直後にいのしし課というのをつくられたんですね。そういったネーミングによりまして、非常に世間の注目を浴びて、その事業が推進されたということであろうかと思えます。そういった観点からのまちづくりということについて、事業推進というのは必要かというふうに思ったところでございます。私どものまちで、何か推進するとき、そういった体制に取り組んでいくかといったときに、限られた人間の中でどこまでの業務分担になっていくのかということを図っていきながら取り組む必要があるかと思えますので、その方向については、私も賛成でございますので、また十分考えさせていただきたいというふうには思っています。

○7番（平野栄作君） ぜひそうしていただきたいと思えます。島根県の海士町では、ないものはないというキャッチフレーズで、前研修した時にありましたけれども、本当何でもあるというような感じですね、ないものはない、けど、ないものはないんですよと、二つの意味合いがありますけれども、そういう何かメリハリのあるそういうものをですね、キャッチフレーズだけではいけませんけれども、ここにあるものをやはりそのまま素直に紹介して、そしてここを気に入っていただく方に来てもらうというようなことをぜひ進めていただきたいなと思っております。

先ほどもありましたけれども、昨年から取り組んでいるわけですけれども、公民館と連携をしてというような答弁がありましたが、私が感じているのは、なかなか総会の席で説明はされるんですが、3課も4課も来られて、短時間のうちにとんとんとんと説明をされて、そして我々は総会にするんですが、その中で移住定住を本当に伝えきっていらっしゃるのかなというのが非常に危惧されるんですよ。ですからそこらあたり、していらっしゃると、市の方では、そういうつもりなんだろうけれども、我々から見ると、ただ来て何か資料を渡されて、何か言っていたよなというぐらいの認識でしかないのかなと思うんですよ。ですから、先ほどもあったように、家はあるんだけど、いろいろ理由があって貸せないとかという形になっていくのかな、そこあたりの情報というのが、もうちょっと市民にも的確に伝わって行って、市としては、こういう施策を大きく打ち出しているんですよ。そして、いけば自分の子供さん方でも帰ってくればプラスになるわけですから、そういう形で、なら帰ってくればと、今こういう施策があるよ、ということばみんながUターンでもIターンでも勧めていってもらえれば、またそれでも得策になるわけですから、そこらあたりがもうちょっと周知が足りないなと思うんですが、その点はいかがですか。

○市長（本田修一君） 公民館、あるいは集落自治会に赴きまして、様々な事業を説明するとこ

るでございます。その中で、多項目にわたって説明する場もあろうかというふうに思いますが、その時にはちょっと飛ばしながらする面もあるのかなというふうには思うところでございます。今後、ポイントを絞って、ここと、ここと、ここの課題については、この事業については、ここと、ここと、ここですよ、ということポイントを絞って力説するような説明の仕方というのが必要かなというふうに思っています。私どもは、限られた時間の中で、そしてまた、そのような形で出てきていただくということについては、本当にいつもいつも心苦しい思いで集まっていたということにしておりますので、つついなるべく早く済まそうとか、そういったふうな感じになるんじゃないかなというふうに思っています。改めて、説明の仕方に工夫をするように申しつきたいと思えます。

○7番（平野栄作君） 確かに担当としては、十分話したいと思うんですよ。ただし、時間の制約があるし、ほかとの、何人も来ていらしたら、思うように話せないというのがあると思うんですね。それは十分理解しています。ただ、それをもとになんですけども、そういう状況なんですよ、今、職員が出向いて行って本当100%伝えたいことを伝えようと思ったら、相当な労力を今度は逆にかけてしまうこととなりますよね。ですから、なかなかそれは厳しい問題になるのかなと。

そういう中で、今回出しておりますが、シルバー人材センターの活用ということ。これをちょっと考えたのは、湧水町が空き家管理という形で取り組みをしているということと、費用については428万円で、県の地域人づくり事業を活用するというのがちょうど新聞に出ていたものから、私も前シルバーにお世話になっていた関係で、市内全域を網羅する会員さん方が登録をしていらっしゃるセンターです。そして、その各地域地域にある程度根付いていらっしゃる方々も多数いらっしゃいます。そういう方々というのは、各地域の状況、そして、そういう家屋なり、空き地なり、そういう点についても、ある程度熟知をしていらっしゃるのかなと、そして、そういう方々を活用をして、この事業の趣旨等を理解してもらおう。そして、その所有者等に対して、ぜひ協力を求めていく。そういうことをできないかなと、この新聞記事を見て考えたところだったんですが、今後検討するというのを先にいただきましたが、本当に今職員の方々が一生懸命走り回っても、伝えられる部分というのは非常に少ないと思うんですよ、それよりは、やはりある程度別な方向性の中で、そういう組織を使って実施した方がいいのかなと思っています。竹田市もNPOと連携をしておりました。このNPOは会員になれば、うちの市も加入できるんでしょうけれども、それよりもまずは地域の足元の情報をどんだけ的確に持つかということが必要だろうと思っておりますので、この質問をしたんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

湧水町での事業については、私どもも把握しているところでございます。この事業の伸展内容につきまして勉強しながら対応を進めてまいりたいと思えます。

○7番（平野栄作君） ぜひ検討をしていただきたいと思います。ただ、私がこのシルバーを出したのは、職員の方々も結構地域にいらっしゃるわけなんだろうけれども、仕事は持っていら

っしやいます。そして、シルバーの方々は大体定年された方々で臨時的、短期的な雇用で就業していらっしゃる方々です。そして、ある程度地域の実情にも詳しい方々が、たくさん見たところいらっしゃるようです。そういう方々が地域の状況をつぶさに見ながら、そしてまた、その地域の方々と話しながら、そして、この事業趣旨等を説明して、納得をしてもらって、そして、今その空き家の状況がどうなのか、そして、こういうふうに、言えば空き家の中に荷物があるよと、だから貸せないよと今市長は言われましたけれども、だったらそこにその荷物を搬出する部分が誰かが負担してくれれば貸してもいいよという話になっていくケースもあるかもしれないですよ。ただ、全く知らない人が来て、「家を貸してください」と言われても、なかなかそこは抵抗があると思います。ですから、そこはやはり地域で顔なじみの方々をお願いに行く、そして事業の趣旨を説明をしていく。そうすることで、やはり信頼関係がありますから納得をしていただく、そして、その中でやはり問題点がある。そういうのをばチェックリストを作っとって、ここについてはこういう建物があるけれども、こういう課題があると。そして、この課題を解決するには、これぐらいの予算がかかるよというようなものをどんどんデータベースを蓄積していって、その中で対応できるところをまずとっかかりを対応していくということを進めていかないと、なかなか情報を待っているだけではちょっと厳しいんじゃないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市でも空き家等の実態を調査しているところがございます。そしてまた、先ほども言いましたように、今後居住可能、あるいは貸すことが可能な住宅についても把握しているところがございます。今、お話がありましたように、湧水町での事例で、例えば家屋の中にある家財道具を何らかの形で処理することについて費用が捻出されるというような事業がとられているということであれば、大いに参考になるものではないかなというふうに思ったところがございます。今後とも調査を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

○

午後0時01分 休憩

午後1時10分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（平野栄作君） 調査を進めていただけるという前向きな答弁をいただきました。ぜひ前進することを期待しております。また、みんなで知恵を絞り合う、そして問題を解決していく、そういう機運をぜひ市が率先して高めていっていただきたいと思っております。

今本市におきましては、ふるさとづくり委員会も各地に組織されております。そういう各地区でふるさとづくりを推進している皆様方にとっても、こういう問題は大きな課題ではないかと思

っております。そういうところでも、ぜひ課題の一環として統一したテーマを設けて、これに対してどういう形で取り組んでいくのか、そういうことをですね、今も本当に現にやっっているわけですので、そういう統一課題をテーマとした取り組みも今後必要ではないかなと思っております。

次に移ります。次に、道路行政についてお尋ねをいたします。

自治会によります市道等の伐採作業が高齢化等の理由により実施ができなくなるケースが今後増えていくのではないかなと非常に危惧をするところでございます。これまでも道路行政については、維持管理面について、いろいろ質問をさせていただいてきておりますが、質問後の対応については、非常に早急にさせていただいておりますが、その後、ある一定期間というか、経ちますと効果がだんだん薄れてくるのか、また前の状況に戻っていくというようなのがちょっと見受けられるのかなというふうに私個人は感じているところです。やはり、継続して、ある程度の期間の中で定期的な維持管理がなされるべきではないかと思うんですが、なかなかそうはいっていないのかなと、確かに天候の状況にもよりますし、作業員の人数にも限りがあります。予算の枠もあります。それは十分に分かってはおりますが、今の状況でもそういう状態が垣間見られるところでございます。その中で、自治会が手を挙げていって、もう道路伐採はしないよというようなふうになったときがですね、果たして維持管理ができていくのかなというのを非常に危惧するものですから、この問題を取り上げてみました。

まずは、自治会で伐採等の維持管理をしている道路の総延長と経費。それと、建設課の作業員の皆さんが管理をしていらっしゃる総延長距離と経費。それと、業者に委託をしていらっしゃると思いますが、その延長の委託額が分かればお示しをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市内の自治会による市道等の伐採作業につきましては、昨年度市が管理する4割を超える351kmを232自治会におきまして、市道の管理を行っていただいているところであります。ただいま御質問のとおり、平成23年度より11の自治会が実施できなくなったということで、前回6月議会で高齢化に伴う作業困難な自治会は、市が行う伐採作業で対応したいというふうに答弁したところでございます。御指摘のとおり、今後、市道の維持管理に対する経費増加が危惧されるところであります。平成25年度市道伐採の管理状況としましては、全長783kmのうち、351kmを自治会の伐採としていただいております、1,600万円の事業費でございます。残りの432kmにつきましては、業者委託となっております2,200万円と市が雇用する作業班で管理している状況であります。さらに市内の高所伐採が700万円、合わせて4,500万円となっているところでございます。

○7番（平野栄作君） 今、自治会が管理をしてもらっている中で4,500万円の経費が発生しているということになるようですが、私がこれをなぜ今回出したかということ、以前、自分のところの集落がちょっと交通量が多い所はできないんじゃないかというのがありまして、ちょっと見直そうかと、それで市に相談をしたらいいですよ、ということだったらいいです。それを聞いていいですよと、簡単にしなくていいですよ、言っていたら非常にうれしいんですが、反面、こ

れがどんどん普及していたときに、どうなるんだろうというのをちょっと危惧したんですよ。ただでさえできなくなるところは多くなっていく中で、できてももういいですよと、もう返しますよと言われる自治会が増えてきたとき、市は本当予算的にはどうなのかなというのを本当痛切に感じました。我々も、また地域の方々にもお願いをしないといけないんですが、総体的な予算というのは限りがあるわけです。その中で自助とか、共助の精神の中で、地域の皆様方にもお手伝いをいただくことで相当経費額が抑えられてきているわけですので、それを考えますと、ただ、本当市がもうやめるんだったらいいですよ、どんどん市でやりますよというような、ちょっとそういうニュアンスの小組合長の話だったもんですから、そういう形でもしほかの自治会も捉えられたら大変なことになるんじゃないかなと思ったもんですから、この件を今回質問をしたところです。それについてはどうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、自助・共助・公助という言葉のとおり、基本的には自らが自らの環境を維持していただくということは、原則ではなからうかと思えます。その中で、力が足りない不足する部分について共助、公助というものがとられていくということにならうかと思えます。ということで、簡単にいいですよ、ということをお返事したかどうかについては、ちょっと分からないところでございますが、基本的には自治会の方で引き続いてやってもらえませんかというようなことのお願いはあったのではないかなと。そしてまた、どうしてもできないということだったら市の方でお受けしますということの話がされたのではないかなというふうに思ったところでございます。

○7番（平野栄作君） そのやり取りは、ちょっと私も確認しておりませんが、ただ、小組合長から聞いたときがですね、そういうニュアンスに受け止めたもんですから、先ほど言ったわけですが。これまでインフラについては、道路についても橋りょう等についても保守や維持に費やす経費というのは減りはしないわけですよ、増えていく方向にあります。こういう状況の中で、自治会による共同、共助の精神での伐採作業、これを年1回ないし2回を実施をしてもらっておりますが、それを知っているから、全体的な維持の均一化というのが図られてきていると思うんですよ。それでもまだ目に付くところは、今の現状でもあるわけです。ただ、その中で自治会の協力が得られなくなってくる今後において、大きな影響を及ぼしてくるのではないかなと思っております。

今後、自治会での作業がもしできなくなったと想定した場合、すべての管理作業を委託しなければなりません。それか、部分的に建設課等の作業員によって伐採をしなければならなくなると思いますが、財政的な負担というのはものすごく増してくると思っておりますが、維持管理面の影響も相当なものになってくると思えます。このあたりをどのように想定をしたらいいのか、シミュレーション等があればお示しをいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） 先ほども答弁いたしましたように、市道の維持管理につきましては、現在高所伐採も含めて4,500万円かかっているということでございまして、今後高齢化により自治会管理が難しくなってくるということにつきましては、業者委託が増えていくというふうにはなる

うかと思えます。そして、問題は高所伐採の方ではないかなというふうに思っています。今までも何回も、この議会の中でも議論がされております。高所伐採については、ますます状況的に難しい、悪くなっていく環境になってくるんじゃないかなということで、こちらの方の予算は年次的に増やしていかざるを得ないというふうには考えているところでございます。そうすると、それでは建設事業全体の予算の中で、どのような形で割り振っていくかということになるかと思えますので、その時にはまた皆さん方にも御相談を申し上げながら、執り行っていくということになるかと思えます。

○7番（平野栄作君） 大変な経費が発生してくるなどは思っております。本当、高齢化が進んでおりますが、どうかできる範囲で自治会の皆様方の協力を得る、そういう方向性もある程度は示しつつ、距離の問題、伐採場所の問題、そういうところをもう一回洗いなおして、各集落、その地域で見直しを図る、そういう打合せというか、そういうものも今後はまた必要になるのかなと思っております。高所伐採については、また自治会とはまた別枠にはなるかと思えますけれども、自治会について高齢化が進展する中で、今まで従来割り振られた路線をやってもらうのではなくて、やはりできる場所をその自治会で選定してもらって、できる所を自分たちでやってもらうということをまずは根底におきながら、そして、できない所を市が行っていく、そういうことも今後は必要になってくると思うんです。ですから、担当の方に聞きますと、毎年やるかやらないかということについては、回答をもらっているということですが、その実施場所を含めて、本当に集落で使っているだけけれども、今まで道路伐採ではやっていない、そういう市道もあるわけですよね。だから、そういうところに振り向けて、共同の精神を生かしてもらおう。そして、高齢者では危ないよねというところについては、引き上げて市の方で管理をしていく。そういうことも今後は必要になるかと思えますが、その点については、いかがお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

高齢化が進む中で、維持管理が難しくなってくる自治会の市道については、その道路自体につきまして、例えば、張りコンクリートをしまして、メンテフリーの対策も進めてきて、管理作業をしなくていい路線を増やしているところでございます。そしてまた、機械作業の労力軽減というのもございますので、こちらの導入をした場合についての必要な予算措置ということについても検討を進めてまいりたいというふうに考えるところであります。

○7番（平野栄作君） 今後、確かに自治会から手放される路線というのは増えてくると思っております。ですから、そこあたりについては重機力でカバーできるものは、そういうものでカバーしていく。できないものについては、また何かの考え方を示していかなければなりません、私は根本的に自分たちのできることは自分たちでやるというスタンスは変えてほしくはないんですよ、ですから安易に、極端なところは別として、安易に、この路線だったらできますよというところをば逆に探してもらって、そういうところをやってもらうような形での維持管理の進め方というのものありではないかなと思うんです。

ですから、一方的にこの路線、今までがこれだったからこれというのではなくて、どっかをか

やはり見直しをしなければならない時がくるんじゃないかと思うんです。その時に、だったらここはできないけど、この路線は今までやってないけど、この路線はできますよというようなことを逆にもらって、そして、維持管理の方に努めてもらう。そうでないと集落なんかもなかなか一堂に会する機会もないし、昔ほどですね。ですから、そういうコミュニケーションの場も本当少なくなってきております。ですから、そういう場は維持しつつも、やはり市がやるところはやっぱりやっていかなければいけなくなると。その中で維持管理費が高騰になると、また新規の路線をまた新しくするというのもできなくなりますので、そこらあたりメリハリをうまく分担しながら進めていただきたいと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） おとといの日曜日、朝市内の各自治会の皆さん方が、9月には道路清掃月間となっておりますので、たくさん地域で取り組みをしていただいております。その光景を見まして、本当に今年も順調にやっていただいているな、有り難いなというふうに思ったところでございます。ということで、その状況を見ていますと、先ほども言いましたように、昔からすると、随分と、ほとんどの方々が刈払い機を背負っていらっしゃると、そしてまた、ショベルローダーが入っているというようなことでございまして、機械化が進んできているなというふうには思ったところであります。

そういうことで、そのようなものについて何らかの予算措置が必要な時期になってるんじゃないかなと、そして、そのこと自体が集落の自治会の運営費の一部になっているというふうにも聞いておりますので、そのことについて、私どもの方で対応があれば、この自治機能というのは更に維持されていくというふうには思うところでございます。そういった面からも基本的にはおっしゃりますように、自治機能を更に高めていただくために、この道路の清掃作業についても、どうして取り組みしていただけるのかということについて、そういった観点から見直しをしてまいりたいと思います。

○7番（平野栄作君） ぜひ、そういう形で取り組んでいただきたいと思います。本当、我々が自治会に入ったのが35の時でしたけれども、その時代は60になると隠居ということで、結構地域おこしを活性化していたんですが、その後どんどんどん疲弊してきた経緯がございます。

経済的なものなんでしょうか、仕事の方に邁進される方々が多くなって、一緒に地域おこしをする方々が非常に少なくなってきたと。そしてまた、その背景には、集落の構成員も高齢化をし、若者が少なくなっているというような背景もございます。

今回3点について、質問をいたしました。この3項目について共通することというのは、若者が少ないということに尽きるのではないかなと思っております。後継者というか、各自治会の中にも、若い方、うちのところにももう20代という方はいらっしゃらないですけれども、そういう方々がたくさんいた頃は、わいわいと和気あいあいにコミュニケーションをとり、酒も飲み交わしながら、いろんなことがやってきたと思いますが、今はそれすらもなかなかできない。そしてコミュニケーション自体も縮小を迫られているというような現状にあります。

ですから、我々議員というのは市政に対していろいろな要望を申しますが、私個人といたしま

しては、要望を言う代わりには、やはり我々がやるべきことは、我々でやっていかないといけない。そこは、やはり一線を引いた中でやり取りをしていきたいというふうに考えております。ですから、自分たちがやること、そして、やってもらうこと、そこあたりをメリハリをつけながら、今後も自分自身もやっていきたいと思っております。

今回3点質問させていただきましたが、ますます志布志市が発展して、また定住促進等が働いて、若者の住みやすい活性化できるような市になっていくことを祈念して質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

次に、9番、丸山一君の一般質問を許可します。

○9番（丸山 一君） 昼からの眠い時間ではありますけれども、改めましてこんにちは。

先ほどの平野議員の少子高齢化の問題をいろいろ言われましたけれども、私も同様な問題を抱えておりますので、通告に従い質問をいたします。誠意ある答弁を求めます。

まず、農業行政についてであります。市内の土地改良区、水利組合についてであります。管理運営する施設の保全等に対する市の対応について質問をいたします。

現在市内には、土地改良区、水利組合はどのくらいあって、その現状についてどのように市の方で認識されているか、答弁を願います。

○市長（本田修一君） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

現在市内には土地改良区及び水利組合でございますが、土地改良区につきましては、8土地改良区ございます。松山土地改良区、曾於大野原土地改良区、志布志町牧野土地改良区、志布志町安楽土地改良区、蓬原土地改良区、野井倉土地改良区、有明町土地改良区、有明町上水流土地改良区でございます。それぞれ組合数があるところでございますが、どの土地改良区においても高齢化が進み維持作業が困難になっているのではないかなというふうには考えているところでございます。

水利組合につきましては、現在のところ把握はしてないところでございます。

○9番（丸山 一君） 今答弁にありましたけれども、土地改良区が八つ、水利組合については、把握はしてないということであります。

私は、野井倉土地改良区、安楽土地改良区の理事をしております。野井倉土地改良区は総面積401ha、組合員数は766名。安楽土地改良区は総面積78ha、組合員数366名で構成をされております。今までは、組合員の協力によりなんとか施設運営や維持につきましてはできてはおります。ただ、私が知ってる水利組合は、関係者が少ないということと、少子高齢化によりまして、僕よりちょっと下の連中が3人ほどで何kmかの水路整備をしなくちゃいけないということで、もうできないというので、その水利組合は四、五年前にやめました。残されたじいちゃん、ばあちゃんたちはどうするかということになりましたけれども、水路整備がされてないんであれば水がこないということで、そこは作付けは全部やめております。

それと、ある別の水利組合では、一応、総会を開きまして、その中で水利の保全とか反土とかそういうことはどうしますかという話をしまして、その中で組合の人たちから1反歩当たり1,000

円をいただいて、それを作業員の人を募りまして、そちらの費用に充てようということで、去年からそこは対応をしております。

それと、私が理事をしております野井倉土地改良区は、そういうのが話題になりまして、今アンケート調査をしております。多分、ここ1週間か10日ぐらいの間には、そういうことに関するアンケート調査が返ってくるかと思えます。ですから、野井倉土地改良区に関しましては、まだ数字的なものは把握はしておりません。ただ、野井倉土地改良区で喜ばれておるのは、7年ほど始まりました農地・水環境保全向上対策事業によりまして、農道の整備、これは今までわだちができてまして、軽トラも腹をこするような農道であった所を我々が作業員をやりまして、削って採石を入れて転圧をしてということをやらずとやってまいりました。ほとんどの区域が農道整備ができてまして、今は乗用車も通れるような状況になっております。

それと、田んぼの中の小さな交差点でありますけれども、そこは場所によりましては2か所、3か所、4か所にトラフを入れまして、機械2t車等が旋回できるというか、迂回できるような形になるように農地・水の方でやってきておりますので、何とか維持できておるのかという印象はもっております。ただ、反土につきましては、私も現在66になりますけれども、還暦を過ぎた連中が大体反土の場合の構成員の中心メンバーです。ですから、あと五、六年したら、私も70になりますので、もうその時になったら、もうビーバーはかたげんどという意識でおるんですけども、もうそういう時代になってきておる。皆さんが認識しておるのが、みんなで話をするのがあと五、六年かなという話はしております。しかし、水路とか、いろんな施設に関しましては、もう待たなしの状態であります。というのは、戦後につくられました水路は、松山町はきれいですから、あそこは多分三面張り水路できれいにされておるとは思うんですけども、野井倉土地改良区、安楽土地改良区は土水路が非常に多い。ですから、梅雨時になりますとよく決壊をします。私らの地域は末端にありますから、また水がこんどという話になりまして、いろいろ調べてみると途中が決壊をしておると、もう梅雨時がしょっちゅうあります。三、四日、長い時は1週間ぐらい水がこないという状況が続いております。それと、水路も見た目はコンクリート張りになっているようでありますけれども、戦後の現場打ちでありますので、玉砂利で生コンを打っております。ですから、活着が悪いというか、穴が多くて漏水がすごく多いのが現実であります。

それと、もう1点ですけれども、30年ほど前から行われました県営シラス対策事業におきまして施工されました転倒ゲートにつきましては、老朽化と腐食で機能停止になったり、またそれを応急処置をすることによりまして、かろうじて機能している箇所が非常に多いというのは現実であります。市の方は、このような現実をどのように認識をされ、対応されていくつもりか。調査されておるのであれば何か所ぐらいあるのかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

野井倉土地改良区の水路につきましては、旧有明町の時代から国営の基盤整備事業というものを導入しようということで、事業が始まったところでございますが、同意が得られなくて断念せざるを得なくなったということについては、議員も十分御承知かと思えます。そのことで、あの

水路についても十分使用に耐えうる水路に改変しようというような計画はあったところですが、私自身も非常に残念に思っているところがございます。ということで、現状としましては、緊急性を要するところから水利組合の方で補修をしているという状況になっているというふうに思っているところがございます。

さらに市内各水利組合においては、基本的にはそれぞれの地域で自助でやっていただくということで、従来から取り組みをさせていただいているところがございます。維持管理につきまして、自己管理をしていただくということでございます。しかしながら、これらのことにつきましても補修等については市の事業で対応をさせていただいているという現況でございます。現在そのようなことで、特別に何らかの改修等、手当て等が必要なところということについては、特段調査はしてないところがございます。

○9番(丸山 一君) 今までも小規模な災害等につきましては、市の方で、合併する前は町の方で対応されてきておりますので、すごくそこは感謝はしております。ただ、全体的に見たときに、先ほど転倒ゲートの話もしましたけれども、これも伊崎田の同僚議員に聞きますと、下からつかえ棒をして何とか機能されておるのが実情であるというのを先日聞きまして、ああやっぱりそういうもんなんだなと。有明町内におきまして、転倒ゲートは壊れて、もうそこから水を導入できないというところも実際あるわけですね。ですから、そういうところにつきまして、市の方でも調査をされまして、どういうふうに対応すればいいのかということ、できれば、それぐらいはすべきであろうという認識するんですけども、市長どうですか。

○耕地林務水産課長(立山憲一君) 市としましては、市の単独事業としまして、用水施設の整備を50%の補助で各団体の方へ補助している状況であります。

○市長(本田修一君) 調査につきましては、ただいまのところ取り組んでおりませんので、今後アンケート等を取りながら調査を進めてまいりたいと思います。

○9番(丸山 一君) 今、課長答弁にありましたけれども、多分これだと思うんですけども、市の単独事業によって、用水施設の設備及び改修につきましては、10分の5と書いてあります。ですから、これで対応できるということでもありますけれども、今まで我々がいろんな要望をしましても、ここは用水路であるから対応できませんというのが、ほとんどがそうだったですね。排水につきましては、対応できますよと、用水につきましては、対応できませんよというのが実際我々は今まで認識しておるわけですけども、どっちが正しいんですかね。課長もう1回お願いします。

○耕地林務水産課長(立山憲一君) この単独事業の要綱どおり、用水につきましては、50%の補助で実施しております。

○9番(丸山 一君) 10分の5で対応しているということでもありますけれども、私の記憶違いなのか、今までは全部用水関係は断られたのが実情であります。これからは2分の1補助ということで対応できるということで改良区を通じまして、また様々な要望等はしていきたいと思いません。ただ、この2分の1負担というのが非常に改良区にとりましては、ちょっと重荷といいます

か、なかなかできないなというのが実情であります。田んぼに関しましては、いくら頑張っても田んぼをつくったところで赤字であります。

それと、経常賦課金ですけれども、経常賦課金が大体1反当たり3,700円から4,000円ぐらいを今まで課しております。ただ、田んぼは早期米に関しましては赤字でありますので、なかなか値上げができないというのが現実であります。そのために改良区はどうするかといいますと、理事の数を減らしたり、相談員の数を減らしたりして何かとかやってくるのが現実でありますけれども、将来に対する明るい未来とかビジョンがぜんぜん見えてこないというのが現実であります。そこで市長にお伺いしたいんですけれども、農業振興に関しまして、市はどういうふうにやっていくのか、所信表明の中を私も何回も見ましたけれども、農業振興に関しましては記述がぜんぜんないんですけれども、市長の見解を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農業振興の中でも特に水田農業振興ということだろうかというふうに思いますが、現在国の方で農業振興について、稲作については方針が転換されるところでございます。従来の形から変わります。転作奨励金がなくなり、その中で新しい水田農業というものが求められるという中で農業振興ということでございますので、本市としましても基本的には、国の政策に沿った形での水田振興、稲作振興というふうになるかと思っております。

○9番（丸山 一君） 市長は、所信表明の中で本市の基幹産業である農畜林水産業の振興に積極的に取り組んでまいりますと言われておりますが、先ほど言いましたとおり、何回読んでみたところで農業振興に関する記述がないわけですね。我々は、所信表明を聞いた我々市民といたしますれば、どういうふうに今から市長はこの4年間をやっていくつもりなのかということをもう一度お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市においては、農業振興においては水田農業振興もあるわけです。畑作振興もございまして。そしてまた、畜産振興もあるということでございまして、総合的な観点から振興を図っていきながら基幹産業を維持していくということになります。ただ、その中で今申しましたように、稲作については、極めて厳しい状況にあるということでございまして。それは、国がこの稲作については、大方針転換をしておりますので、そのことについては、現在以上に稲作振興を図っていくという政策というものについては、極めて難しい状況になっているということについては、議員も御理解いただけるんじゃないかなと思っております。

そのような中で、それでは水田作物の振興について、どのような形でしていこうかということについては、先ほども申しましたように、稲作転換が図られる中での他作物への振興作物等がございまして、そういったものを取り入れながら、総合的に所得向上が図れるような取り組みをしていくということでございまして。

○9番（丸山 一君） 今までも農林水産省がいろいろ施策を変更してまいりまして、なかなかそのビジョンが見えないというのがありまして、なかなか役所の方たちも対応は今までも難しか

ったであろうと思うんですね。昔は、転作奨励金というのがありまして、一反歩当たり8万いくらかから、あれで植え付けを減らして補助金で何とかというのがありましたけれども、それもだんだんなくなってきて、様々な政策変更がありましての現状になっているわけです。今は、米離れというのがありまして、なかなか作っても採算がとれない、先ほども言いましたとおり赤字なんですよね。しかも、去年に比べて今年の早期米はまた1,000円近く安い、しかもいろいろ流通業者等に問い合わせをしてみますと、昨年の米をまだ1,000t持っている業者等もおられるということでもありますので、なかなか今年の早期米につきましては、値段は付けられないというのが現実でありましたし、今市長答弁にありましたとおり、なかなかビジョンというのが見えてこないというのが現実であります。

市長答弁にありましたけれども、畑に関しましては南部畑かん、東部畑かんというのがある、配管がある、それで作付け等が進んでおるようでございますので、いいかと思うんですけれども、この南部の土地改良区に関しましては、なかなか自分たちの予算の中で執行というのができないというのが現実であります。そこで、お尋ねしますけれども、起債は起こせないのかというのをちょっと提案してみたいと思います。なにしろ水路の距離というのは非常に長い、しかも水路も山間の崩れかかったような感じのシラスのトンネルをつくったりとか、木が生い茂っているような所に水路があります。施工に関してもなかなか大変であるというのがあります。建設課が今度自治会長宛てに送ってきた書類の中に集落道整備事業というのが出てまいりました。去年頃から入ってきたのかな、その中では起債を起こしてできるという話を聞きましたので、私が言っております改良区の整備施設に関しましても起債が起こせないのだろうかというので、ひとつ答弁を求めます。

○財務課長（野村不二生君） ただいまありました集落道の整備につきましては、今年度から起債適債事業ということで、県の方と協議をいたしまして、対応しているところでございます。この点につきましては、合併特例債を充当するわけですが、地域の環境が良くなるということで合併自治体にのみ適債ということで、今年から対応したところでございます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 起債ということですが、現在一定要件農道につきましては、起債の補正係数という形で採用していただいております。

○9番（丸山 一君） 財務課長が答弁しますけれども、今までは集落内の整備事業に関しまして、いろいろ自治会長という立場で要望をいたしましたけれども、今までぜんぜん駄目だったんですよ。ただ、今年からはこれで起債を起こしたので何とか対応できますよという話を聞きまして、その延長で私が今言っております改良区の施設等に関しましても起債が起こせないのかなというので提案をしたらとを考えて今言っておるわけですが、財務課長もう一度、もうちょっとぶっつけですので、答弁は難しいかと思うんですけれども、もうちょっと詳しく。

○財務課長（野村不二生君） 今、国の方が国土強靱化ということで施設等の長寿命化を図るといような施策をしておりますけれども、その関係から集落道等についても、集落道の長寿命化という面から今年度県との協議をいたしました結果、その方面で該当をするという話で申請を

したところでございます。

ただいまあります水路等については、現在のところ調べておりませんし、そういったことについては、まだ協議もしておりませんので、現在のところ、ここで、できるできないということの答弁はできないところでございます。また時間をいただかないと、ちょっと、県との協議等もございまして、国の方針等もございまして、そこははっきりと申せないところでございます。

○9番（丸山 一君） 今、財務課長の答弁にありましたとおり、前から起債を起こせないのかなと思っておりましたので、質問をしたわけでありましてけれども、今答弁の中でありました施設の長寿命化ということになりますと、シラス対策事業でやってきた水路、もしくは施設に関しましても、これも長寿命化に直結する問題でありますので、市長にお願いをしますけれども、これも集落道整備事業に続いて県の方と協議をしていただきまして、なるべくこちらの方にも予算執行という形をとるようにしていただければ、我々土地改良区の人たちも、すごく明るいビジョンが見えてくるんですけれども、市長どうですか。

○市長（本田修一君） 県との協議が必要ということでございますので、その協議の場において地元の意見として、そのことにつきましては、具申してまいりたいと思います。

○9番（丸山 一君） それでは、次のブランド推進について質問をいたします。

日本ミツバチを本市のブランドとして取り組む考えはないかということについて、質問をいたします。

市長は、所信表明の中で行政と市民が一体となった日本一づくりの取り組みは、地域ブランド、志ブランドを確立する重要な取り組みです。これまでスポーツの分野のみならず産業、教育、福祉において日本一、鹿児島県一が誕生してきていますとあります。市のブランド推進室にも職員がいるかと思えます。確か3人ぐらいいるかと思うんですけれども、推進室ができてから、多分4年は経つんじゃないかと思うんですけれども、何か形あるものになったのでしょうか。それとも何かしらめどが立っておるのでしょうか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志ブランドの取り組み、確立の取り組みにつきましては、地域の活性化はもとより、市民所得の向上、そして、何よりも志布志に住んで良かったと、そのことでもって地域への愛着と誇りを持っていただくために、地域づくり、日本一づくりに取り組んでいるところでございます。

志ブランドを確立するためには、まず志布志市を知ってもらうということが大切ではないかということで、そのために多くの日本一を目指す取り組みを行いまして、日本一、鹿児島県一をつくり出し、それらをつくり出して、全国から注目されるまちというものを達成したいというふうを考えているところでございます。

現在、ブランド推進協議会で、健康づくり、環境政策、ツーリズム等、八つのグループでそれぞれ日本一を目指す取り組みをしております。関係課と調整いたしまして、進捗管理を行いながら、市の認知度向上のために日本一づくりの取り組みをホームページや市報、動画等で周知し、配信し、積極的な情報発信に努めているところでございます。

課題といたしましては、この志ブランドの確立の取り組みは、ものが豊富にあり様々な地域や自治体、企業等でブランド化に取り組んでいる現状の中で、志ブランドということでは確立するということは、なかなか容易ではないということをごさいます。一朝一夕にできない、成果が現れるというものではないということをごさいます。しかしながら、この今まで取り組みをしまして、具体的に見えてきたものとしましては、日本一早い志布志の夏そばというものが6次産業化の取り組みとして形になっております。

そしてまた、志布志の花木生産組合で取り組んでいるサカキ、シキミの作付面積も今年度中には日本一を達成できる見込みになっております。

また、和牛の取り組みにつきましても志布志市肥育牛ブランド協議会におきまして、牛肉のうまみ成分の一つであるオレイン酸を測定し、数値表示しました志布志和牛肉のブランド化に向けて取り組みが進んでいるところをごさいます。

健康づくりにつきましては、県の本土で医療費が一番安い状態を保っているということをごさいます。このことにつきましては、今後、特定健診の受診率の向上対策や9月から取り組んでおります鹿児島大学の協力を得まして、茶機能実証事業、一日お茶プラス6杯運動の取り組みをスタートさせまして、まさしくお茶を飲むことが健康に寄与するということを疫学的に証明しようとしているところをごさいます。

そしてまた、この日本一づくりの一番基になっているものとしましては、JICAの草の根技術交流事業で、ごみ分別志布志モデルが海外へ渡っているということをごさいます。先ほど別の議員との質疑の中にもごさいましたように、志布志はまさしく、このごみの分別収集が市の単位で日本一だということはこの志布志モデルが確立されているということをごさいます。

そしてまた、スポーツ合宿につきましてもグリーンツーリズム等、取り組みを盛んに高めまして、現在平成25年度のスポーツ合宿においては、県内で第3位となっております。いよいよ1位を目指せる地位にきているということをごさいます。このように他方面にわたりまして、それぞれの取り組みが活性化をされてきて、それぞれの分野で1位になれると、目指せる地位にきているというふうに思っているところをごさいます。

○9番（丸山 一君） 今、市長が語るいろんなことを述べられましたけれども、なかなか平凡な一市民である私にとりましては、なかなか理解しづらい面があります。その中で、市長がいつも大風呂敷を広げておりますけれども、日本一になるんだ、世界一になるんだというような言葉をよく言われますけれども、私が言っている日本ミツバチを市のブランドとしてできないかという、これも注目度ナンバーワンであります。今まで全国市町村の中で、日本ミツバチを市のブランドとしてということは、どこもやってないわけですね。しかも、日本ミツバチはすごく今全国的に減っておる。地球規模的にいいますと、西洋ミツバチも一番減少が激しいというのが現実であります。もう細かいことは言うときりがありませんけれども、野菜とか果物とかいうことを考えますと、これは欠かせない存在なんですね。あんな小さな昆虫ですけれども、いちごとか、メロンとか、すいか、かぼちゃ、きゅうり、なすとかいう果物にとりましては、かなり大きなウエ

イトを占めております。ただ、いろいろ本を読みますと、減ることによりまして、奇形化というんですかね、いちごなんかもきれいな形にならずにいびつな形になるというのがあります。ということは、商品価値がないということになりますよね、だったら今度は逆にコスト高ということになる。

私の友人が、十数年前から飼っておるといふのを話だけは聞いておったんですけれども、昨年3月に1群分けていただきまして、10月に採蜜をいたしましたところ、その味の芳純さというか、ああこれが本物の蜜の味だということで、それから私も狂っております。私の周りにも日本ミツバチを飼いたいという人たちがいっぱい出てまいりまして、その人たちも日長暇なのか、ミツバチの巣箱の前で、ずっと視察をしておるといふのが現実であります。ただ彼らは朝早く、夜が白々する頃から出て行って帰ってきている。夕方は薄暗くなる頃までに帰ってくる、働いております。やっぱり人間はこうなくちゃいかんというのが、私がいつも皆さんに言っておるわけですが、これぐらい一生懸命働けば、日本も住みやすいまちになるんじゃないかというので言っております。ただ、その一生懸命さがすごくかわいいんですよ。それから同じような感触を持った人たちが私の周りには、今はいっぱいいます。今までは趣味の域を出ないというか、あちこち趣味で飼っておられた人はいっぱいおったんですけれども、それがこれをやることによりまして、いろんなところでいろんな人がやっている。お前もやっているのか、お前もやっているのかという感じになってきておりました、分けていただきたい、蜜をいただきたいというのが、皆さんからよく言われますけれども、ただではあげません。

蜜の効能につきまして、ここに資料がありますけれども、疲労回復、高血圧の予防、整腸作用に効果があるとあります。特に非常に栄養価の高い健康食品でもありますので、私自身去年から食味しておりますけれども、風邪もひかずすごくいたって健康であります。

昨年採りました蜜をインターネット販売したところ10分で売り切れしました。買った人たちより、蓋を取ったところ「蘭（らん）の花の香りがいたしました」というコメントをいただきまして、ああ出して良かったなという印象があります。税務課長の目がピカッと光ったような気がしますけれども、ちゃんと売上げは計上をいたしまして、確定申告をしておりますので申し述べておきます。ただ、インターネットで販売したところ、その反応の早さとか、広がり方を考慮した結果、もう少し規模拡大をすることによりまして、市のブランドとして、PRできるんじゃないかと考えておるわけですが、市長どうですか。

○市長（本田修一君） 私も議員からこの日本ミツバチのことにつきましては、何度かお話を聞いたところでした。その度に、ハチミツを持ってきてくださいよというお話を申し上げているところ、いまだ届いてないところで、そのことについては少し残念に思うところがございます。

しかし、改めて今回こうして志布志のブランドとして取り組んではどうかという御提案でございます。私、これはすごいことだというふうに私自身は思ったところがございます。それはなぜかという、この日本ミツバチの生態につきまして、壱岐とか隠岐とか対馬の方で従来生息が盛んであったミツバチの生産が盛んであったところがございますが、その地域が生産がされなくな

ってきていると。そしてまた、これは日本古来のミツバチであるということでございまして、また、このことについて、私自身はまだ勉強していないところですが、そのことに積極的に取り組む方々が本市におられると。そしてまた、普及を図っていきたい、そしてまた、それでもって健康増進に役立てていきたいということお考えになっておられるということは、まさしく私がブランド推進で取り組もうとしているものの一つに該当するというふうに私は思っているところがございます。なぜならば、それらの取り組みを本格的に組み、まさしく日本一にできるものであるというふうに考えるからでございます。日本一になれるというものであるならば取り組みたい。そして、その大前提としまして、そのことに取り組もうとする意欲的な方々がおられる、市民の方々がおられるということが大前提でございますので、それらのものに合致するものだというふうには思うところでございます。

○9番（丸山 一君） 市長が、今うちに届いてないということでありましてけれども、昨年私は採蜜をいたしまして奥方に届けております。奥方は、市長に出さずに自分でひそかに自分の健康増進のために使っているんじゃないかと考えております。

市長が今、本格的に取り組むと言われましたけれども、日本ミツバチの場合は、例えば1群持っておりまして、それが1年経った来年の3月になりますと大体3回分封をいたします。3回しますと、例えば、1群が3回分封するわけで、うまく取り組みますと、それが4群になるわけで、4群がまた来年その3倍していくわけですから、大体毎年毎年3倍増えていくわけですよ。であれば、今あちこちひそかに飼っている人たちがいっぱいいらっしゃいますので、そういう人たちのネットをつくって、お互いのやり取りをしながら、群れを増やしていったら、今、日本全国で非常に減っている。日本ミツバチは世界に九つあるミツバチの中の一種、東洋ミツバチにというのがおりますけれども、東洋ミツバチの中に4種亜種というのがいます。その4種の中の亜種の一つが日本ミツバチだということ、すごくミツバチの中でも一番寒冷地に強いミツバチということで、すごく世界から注目されている種であります。それが日本全国で減っているのであれば、南九州のこちに相当しますので、特にこの志布志市は植林化が進んでなくて、針葉樹が意外と少ないんですよ。だから、杉、ヒノキ林がどこでも植林されていっぱいありますけれども、ここ志布志市内はあまり植林がされていない。なぜかといいますと、平地だから山間部が多い所は杉、ヒノキの植林がありますけれども、こういう平地の場合はあまりされないんですよ、植林をしても真ん中が洞になって商品価値がなかったりするの昔からありますので、なかなか植林化されてないで雑木林が多いというのが一番この日本ミツバチがいるという現実なんですよ。ですから、みんなひそかに自分たちの楽しみで飼っている人たちを、今度はネットでつないでいったら、皆さんで総体的に増やしていったら、それを志布志市のPRに使ったら、しかも私が、ただ蜜を売るだけではなくて、今度は日本全国減っているわけですから、そこに今度はこちら側から群れを送る手段もいろいろ考えております。蜜が出てきたときには、もう蜜の名前も私はひそかに考えております。ギリシャの方では、エーゲ海の真珠なんていう名前がつけてありますハチミツがありますけれども、それに劣らないような名前をひそかに私も考えておるわけですが、市長が真剣に、

本格的に取り組むということですので、できれば我々もそれには協力をしていきたいと。先ほど言いましたとおり、ただ蜜を売るんじゃないくて、巣箱も作って、実際対馬の話が出ましたけれども、対馬から1,000箱の箱の注文がきております。全国から私の友人でありますA氏からのブログを見ている人たちがいっぱいいますので、その人たちがいろんな所から、今ハチの蜜の注文と巣箱の注文と、あと育て方のノウハウ、いろいろ病気もあります。サックブルード病という病気もありまして、それとダニの病気というのがあります。そういうのがなかなか我々の仲間では何とか対応できるようになりましたので、そういう技術的なノウハウというのを今度はこちらから送っていかうじゃないかというので、市のブランドとしてこれを確立しようということになります。

市長、もう一度答弁をお願いしたいんですけども、本格的に取り組む気持ちはありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員の方から私のところにハチミツが届いていたということにつきましては、帰ってから確認してみたいと思います。申し訳ございませんでした。

市でブランドとして取り組むかどうかということにつきましては、先ほどもお話し申し上げましたように、一生懸命取り組もうとする方が、まずいることが前提なんです。そのものが、本当に日本一になっていくかどうかというものを見極めて、私どもは、行政として一緒になってやっとうというのが私の基本的なスタイルであります。今まで取り組みましたサカキ、シキミもそうです。そして、日本一早い夏そばもそうでした。ということで、今どんぶり選手権も取り組んでいるわけですが、どんぶり選手権も新しいどんぶりをつくって鹿児島一にしよう、日本一にしようという方がおられるから、私どもはそのことについて一緒になって作り上げていこうというふうにしているわけでありまして。行政の方で何かをしようということでも、なかなか現場の方々がついてこないということは多々あることございますので、そのようなことではなく、まずもって一緒に、一生懸命このことについて取り組みをしていきたいと、そして一緒にやってもらえないだろうかというような形でされるものについて、一緒になってやっていきたいということが前提でございます。

今、お話を聞いた限りでは、本当にこの日本ミツバチのハチミツというものが、健康に大きく寄与されるんだ、そしてまた、極めて日本的な味わいのあるものだということで、喧伝される内容のものということになれば、私どもはそのことについては一緒になって、日本一づくりについて取り組みを始めたいということでございます。

○9番（丸山 一君） 市長が今、一緒に取り組むと言われましたけれども、私も去年まではど素人でありまして、ただ私のグループの中では私が一応首相という形になっております。ある程度勉強をいたしましたので、蜜も採りまして蜜の販売までも手掛けるようになりまして、丸山一ブランドという名前が出ておりますので、御購入の際はインターネットを開きますと、私の名前が出てまいります。少々高こうございます。ただ、今まで飼っている人たちも、なかなかお山の大将と言いますか、自分のスタイルが一番だという人たちがいっぱいいらっしゃる。箱の形も様々

です。ただ、私が言えるのは、この南九州の我がこの志布志の辺りは群れが分封していく、巢分かれしていくときの巢分かれしていく群れの取り組み方は、ここ辺りが、この地域に住んでいる人たちがナンバーワンですね、本当にうまい。ほかの人たちは山の中に箱を置いて、待ち箱といますけれども、ただ置いて自然に入ってくるのを待つだけというのが多いんですけれども、我々の仲間は取り込む技術を相当、日本一じゃないかと思っております。そういう人たちと一緒に組んで群れを増やして行って、できれば日本一という形で取り組んでいきたいと。ただ心配していることがあります。ハチが減ってしまったということが、農薬散布に理由があるような気がする。農薬は作業の軽減とか、生産性を高めるという資材として使われて、時代とともに変遷して使われてはおりますが、蜜の多い時期3月、4月、それと早期米の航空防除ですから、6月の末から7月になるかと思うんですけれども、その頃にハチがすごく多く死亡をいたします。下手をすると全滅することもあります。養蜂家にとっては、何も日本ミツバチばかりじゃない、西洋ミツバチだってそうですね。その頃はもうレンゲがありませんので、西洋ミツバチの養蜂家の方たちは多分本州あたりに行っておられる、長野辺りに入っておられるかと思うんですけれども、養蜂家にとっては死活問題なんです。そこで、いちばん農薬の中で使われておりますネオニコチノイド系農薬というのがありますけれども、それを代替品にする考えはないかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ネオニコチノイド系の殺虫剤ということで、これによるミツバチの被害の事例があるようでございます。ということで、このネオニコチノイド系の農薬につきましては、現在本市でも水稻航空防除で使用しているところでございます。

そしてまた、この航空防除をしておりますが、養蜂業者につきましては、文書、散らしで航空防除をする地図を送付しまして、周知を図っているところでございます。

このネオニコチノイド農薬につきましては、水稻の開花期におけるカメムシのための殺虫剤として有効であるということでございますので、今後志布志市の水稻航空防除連絡協議会において、農薬の選定について、検討が必要かというふうには思うところでございます。

○9番（丸山 一君） 今市長答弁にありましたとおり、航空防除につきましては、残念ながら我がこの志布志市はネオニコチノイド系の農薬を使っておるのが現実であります。多分ダントツかスタークルじゃないかと思うんですけれども、これが残留農薬としての効果がずっと長続きするわけです。であれば植物の多様性にも影響があるであろう、一番響いてくるのが小さな甲殻類であったりとか、小さなエビ、カニ類とか、どじょうとか、めだか類とか、ああいう小さな小動物に一番影響があるわけです。それと、トンボのヤゴ等も死んでしまうというのが、私が持っている資料の中にいっぱい出てまいります。ですから、今防除組合の話が出ましたけれども、その中でできれば真剣に来年度からはもうネオニコチノイド系はやめますよという形をとっていただきたいと思っております。その先進地事例といたしまして、新潟県のJA佐渡ですけれども、これは今まで使っておったわけです。ただ、皆さんが御存知のトキを放鳥するにあわせてまして、人と

トキと共生する鳥を目指す農業を掲げて代替剤に変えたいということをやったわけですね。変えたところ、ぜんぜん問題はなかったということでもあります。また、長崎県や兵庫県等も県を挙げまして、農協と養蜂農家が連絡協議会というのを立ち上げて対応をしたというのが、私が持っているこの本の中に出てまいりました。近年、やっぱり農薬の環境への影響が問題視されるようになっておりますので、やっぱり生物の多様性というのを考慮いたしますと、これは絶対にやっぱり対応すべきではないかということをおは常々思っておりましたところ、こういう記事が出てまいりましたので、ああこれは先進地もあるんだと、何もトキが放鳥するにあたって、トキのためにやるのではなくて、やっぱりそれにあわせて、理由はそうでしょうけれども、やっぱり先ほど言いましたように生物の多様性ということをおは考慮すれば、やっぱり農薬もいろいろ変化をしてきております。有機塩素系、有機リン系、カーバメート系とか、いろいろ出てまいりまして、今はネオニコチノイド系ということで、時代とともに変化をしておりますけれども、何回も言いますが、生物多様性を考慮して対応すべきということをおは感じておりますので、先ほど市長が言いましたとおり、もう一度お尋ねしますけれども、航空防除に関しましては、来年度からはもう絶対使わないという形にとっていきますか。

それと、あと松林の航空防除も関係するかと思うんですよ。これは、私も対策協議会のメンバーでありますので、県との協議になるかと思うんですけれども、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農薬の選定については、検討が必要かというふうに思いますが、その協議会において、じゃあその対象とするミツバチを飼養している人たちは、どういった人たちなのよというような話になるかと思えます。ということで、皆さん方におかれましては、早速ミツバチの関係の方々で協会等、グループをつくっていただきまして、その中で、この協議会の方に申し出していただくというような形をとっていただければ、私どもとしましても、このことについては、農薬の選定についての協議が前に進むのではないかなというふうにおは思うところでございます。

○9番（丸山 一君） 市長、日本ミツバチのためだけに農薬を変更しろと言っているわけじゃないんですよ。ただ、日本ミツバチが減ってきたのは、日本全国的に農薬の影響が大きいということでもありますけれども、あとサックブルード病とか、アカリンドニとか、いろんな病気も実際あるわけです。ただ、それを農薬変更を日本ミツバチのためだけにということではなくて、やっぱり将来性、先ほど言いましたけれども、動植物の多様性ということをおは考えてきたときには、あまりにも後世に影響があるであろうニコチノイド系はもうやめようというのをうっていただきたいというのがあります。ただ、我々が飼っている日本ミツバチが死んでいくから、そのためにやめてくれということをおは言うとおは、あまりいい印象をおはもたれないと思うんですよね。ですから、理由づけはそういうんじゃないかと、植物の多様性ということをおは前面に押していただいて、やっぱり環境に配慮した農薬使用という形でおは出していただければいいかなと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、様々な形で生態系、そして人体に影響があるかと思えます。農薬自体がそういったものであろうかと思えます。

しかしながら、現にこうして長年ネオニコチノイド系の農薬につきましては、使用してきているということで、そこでまた新しく方向を変えるということになれば、それなりの理由が必要ということをございます。皆さん方のグループがそのような形で、私どもの日本ミツバチに対してのみならず、ほかの生態系にも、そしてまた、人体にも大いに影響があるんだということを発言していただくということになれば、また全体的に私どもにとっても、その見直しについての後押しになろうかというふうに思うところでございます。

[丸山一君「終わります」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

ここで、2時45分まで休憩いたします。

○

午後2時26分 休憩

午後2時45分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、持留忠義君の一般質問を許可します。

○6番（持留忠義君） 皆さんこんにちは。

今回初めて一般質問ということで、非常に今の時間は眠気が差したりして、非常にあるわけですが、それどころではございません。非常に緊張でいっぱいですが、地元の支援の方々の声を届けるために誠意を持って質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に基づき順次質問させていただきます。

まずはじめに、茶業振興についてのお尋ねをいたします。皆様御承知のとおり、志布志市は全国でも有数のお茶産地として有名でございます。去年は全国茶サミットもここ有明で開催され、更に注目が集まったのではないのでしょうか。

しかし、ここ3年、価格の低迷が続き、経営を圧迫し、廃業に追い込まれる農家も少なくありません。そこで市として、価格補填などの対策はできないか、お伺いいたします。

また、施政方針の中で生産農家の経営安定と所得向上を目指すとありましたが、その具体策をよろしくお願いいたします。

○市長（本田修一君） 持留議員の御質問にお答えいたします。

茶業振興についてでございます。荒茶価格は、平成20年を境に年々下がってきているところがあります。平成20年度の本市の一番茶から秋冬番茶を含めて荒茶の平均価格は、1,103円だったものが平成25年度は987円で、本市合併以降一番低い価格となっております。

主な原因としましては、一番茶時期の霜害と強風などの影響による減収、品質低下によるものが考えられます。また、消費面において、一人当たりの消費量が減になっているということが原

因かと思われます。そしてまた、原油価格高騰によりまして、生産資材及び燃油価格の上昇で生産コストが高くなり、厳しい茶業経営になっているということでございます。

茶の価格補填につきましては、現在は創設されていないところです。価格安定制度の創設となると、多額の財源が必要となり、基金の積み立てや制度の設計等に時間が必要であります。茶の価格安定制度を国が主体となり創設し、国・県をはじめ関係機関や国会議員に現在要望しているところでございます。

そして、施政方針の中で述べたことについてでございます。生産農家の経営安定としましては、生産基盤整備の強化策などをはじめ、国や県の各種補助事業等の導入に取り組み、活動火山周辺地域防災営農対策事業や茶改植等支援事業に取り組んでおります。

また、市の単独事業では、茶生産基盤強化対策事業、茶品質向上対策事業で一番茶の生産安定と、茶品質向上に取り組んでいます。更にお茶の消費拡大のためには、お茶の持つ機能性を生かすことも大事だと考えております。お茶の持つ健康増進機能に着目し、その機能性を検証することで、新たな需要を喚起することができ、将来へ向けた消費拡大につなげていけるものと考えます。そのために、茶機能実証事業及び茶レンジ風邪なし運動事業に取り組んでいるところであります。

また、安心・安全なお茶の生産にはIPMの拡充は必要であります。このことにつきましても、今後とも積極的に取り組んでまいります。

○6番（持留忠義君） ただいま非常に丁寧な御回答をいただきましたけれども、今、ちょうど19年からの数字とか言われましたけれども、現在の志布志市の農家戸数、茶工場の数字は分かれば教えてください。

○農政課長（今井善文君） ただいま、ちょっと数字を持っていませんので、追ってまた御回答させていただきます。

○6番（持留忠義君） 私が調べたところでは、大体平成19年から25年の7年間なんですけれども、志布志市で大体ですね、面積は1,115㎡で、25年度は約100㎡ぐらい伸びておりますけれども、ただ、茶工場については、19年度が74あったのが、現在は63だと。それと生産農家が275、平成19年度が、25年度が197と、75の農家が減っております。工場についても11ということで、非常にこれは厳しい問題だと。ただ、先ほども言われたように、私が質問したやはり価格の問題というのは、今後非常に左右されるわけです。既に11戸の茶工場が経営をできないということで閉鎖しておりますけれども、今後、やはり全国でも有数な志布志市でございますので、今後その歯止めをするためにも、まず今よく言われる従来はリーフ茶がよく出ていたんですが、今は家庭でお茶を飲むのが少ないわけです。それを今後ボトルに変わりました関係で、分かっているらっしゃるんですけれども、消費が非常に伸びていないと、今後リーフ茶についてもPRのいろんな方法はないのか、それを聞きたいです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

緑茶の消費につきましては、一人当たりでございますが、昭和50年には1,002gあったというこ

とでございますが、その後、他の飲料との競合や若年層の緑茶離れが反映されまして、平成24年度には677gと、68%まで減少しているということでございます。このことにつきましては、茶業界全体としまして、この茶離れを止めるための様々な取り組みをしているところでございます。

現在の流れとしましては、ペット飲料の消費を増やしていくというような流れにはなっているところでございます。

○6番（持留忠義君） そのようなことで、今後いろんな市の農政課についても、いろんな努力をしていただければ有り難いと思ってるんですけども、今後、やはりいろんな各関係を通じて、いろんな農家の方の要望もあるわけですが、その中で、やはり今後意見・要望としては、補助事業を増やしてほしいとか、それから、重油が非常に先ほど言われたように、重油でも100円以上しております。大体10何年前の場合40円ぐらいだったのが、今は100円を超えていますので、非常にこういう事業でも大変ではないかということでございます。

次は、抜根作業についても、今後補助をしていただきたいと、それとやはり販売に努力をしていただきたいと、それと各3町のJAとのタイアップをして取り組んでほしいということがありますので、これを要望しておきたいと思えます。以上でございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

補助事業につきましては、先ほどお話しましたように、国、そして市単独ということで、国や県で活動火山周辺地域防災営農対策事業、茶の改植支援事業、そして市では、茶生産基盤強化対策事業、茶の品質向上対策事業で取り組んでいると。それから、茶の商品につきましては、茶機能実証事業、茶レンジ風邪なし運動に取り組んでいるということでございます。本年度の茶業に関わる予算でいきますと、今回の補正予算を含め、総額2億5,200万円になるところでございます。

ということで、私どもとしましては、精一杯茶業経営が今年にわたって価格が低いということで要望がきておりますので、何とかその経営につきましては、維持していただくということで、このような取り組みをしているところでございます。販売につきましても、全面的に協力をJAと協力を申し上げてやっていきたいと思えます。

○農政課長（今井善文君） 先ほど議員おっしゃいましたように、現時点での農家戸数については、197、茶工場数については63ということでございます。

○6番（持留忠義君） いろんな御回答をいただきました。今後、非常に何といても志布志市はお茶、畜産、園芸が一番盛んな地でございますので、今後農政の方と、いろいろ手を取りながら一生懸命頑張りたいと思えますので、よろしく願います。

次に、畜産振興について、お尋ねをします。

本市は、肉用牛をはじめ、養豚、酪農、ブロイラー、採卵鶏など、いろいろな形態の畜産が営まれております。昨今の畜産をめぐる環境は、配合飼料をはじめとする生産資材のめぐる環境は、配合飼料をはじめとする生産資材の高騰や、高齢化の波により、規模が縮小している状況にあります。特に肉用牛生産経営は、農家戸数も多く、また農地の保全という面から振興を図らなければ

ばならない作物であります。そこで、肉用牛繁殖経営について質問をさせていただきます。

まず、現状をどのように捉えておられるかお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

肉用牛繁殖経営にかかります現状と、そしてまた、今後の対策でございます。子牛生産の現状につきましても、全国的な頭数の減少によりまして、子牛の引き合いが強くなりまして、高値で取り引きされている状況であります。一方、配合飼料価格は高止まりで推移しており、また燃油についても高止まりの状況でございます。

本市の状況としましては、飼養戸数が5年前の平成22年には828戸であったものが、平成26年1月では607戸、6,907頭と戸数で26%減、頭数で16%減となっております。曾於地区でも同じ傾向にあるということでございます。また、年齢構成も平成22年では70歳以上が45%でありましたが、平成26年には55.5%というふうに高齢化が進んでおります。肉用牛の繁殖経営は、若い世代から高齢の方まで広く携わっておられ、特に高齢農家の方々につきましても、所得控除はもちろんでございますが、健康づくりという面からも今後も継続していただきたいというふうに考えているところでございます。

○6番（持留忠義君） それでは、質問を2点ほどしたいと思っております。戸数、頭数ともに減少をしているしないに限らず、曾於郡、県、国においても同様の傾向と考えるところでございます。今後、どうしても基準を維持するためには、やはり新規参入者の確保や頭数の拡大というものが課題になるところでございます。

そこで、既存農家の方にいかに長く経営を続けてもらうか。また頭数を維持、拡大してもらうかが基盤の維持につながるの最初の課題と思っております。そこで、現在の市が行っている繁殖素牛の導入に関わる助成策などについてお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、市が行っております繁殖雌牛の助成事業でございますが、高品質生産対策事業によりまず助成をしているところであります。これは、毎月開催されます子牛展示品評会において、最優秀賞、優秀賞となった子牛を自家保留、あるいは購入された場合に、最優秀牛に10万円、市外の最優秀牛に7万円、優秀牛に4万円の導入を支援しております。

また、6月議会において、各月の子牛市場の平均価格以上で保留導入された場合には、3万円の支援措置を追加し、繁殖雌牛の維持拡大に努めているところでございます。また、導入にかかります貸付制度としましては、市と農協が半額ずつ拠出しまして、肉用繁殖雌牛導入事業を行っております。この制度は、子牛導入に60万円、妊娠牛に80万円を限度としまして、5年ないし3年間無利子で貸し付けをするものであります。

○6番（持留忠義君） 今後、やはり経営の基盤というのをやはりしていかなければなりませんので、今度の課題となっている先ほど言われたような基盤の維持につながるような政策をしていただきたいというふうに思います。

次に、2番目の質問でございます。先の6月の議会で行われた雌の平均価格以上を対象に

した助成策が打ち出されており、農家の方も喜ばれているところでありますが、それぞれの農家が頭数維持や改良のため自家保留となり、導入する中で、当然平均価格を下回る牛もいるわけがございます。頭数の減少が続く中で、緊急的な対応として保留導入した繁殖素牛の全頭を対象に支援できないか、市長からの考えをお願いいたします。

○市長（本田修一君） 導入保留を行った子牛に、すべて対象をしてもらいたいというお話でございますが、議員の趣旨も理解するところでございます。しかしながら、現在実施している事業につきましても、高品質生産、いわゆる付加価値の高い子牛を生産するための支援でございます。支援の対象としまして、最低限平均価格以上の牛を保留導入された子牛というふうに追加したところでございます。今後、価格が低迷することも視野に入れた対策も講じる必要があることから、全頭を対象とするということは、事業目的にそぐわないというふうに思われますので、これ以上の対象子牛の拡大は考えてないところでございます。

○6番（持留忠義君） ただいま回答をしていただきましたけれども、やはり私も生産農家をやっていますけれども、やはり牛というのは、先ほど言われたように、郡の子牛展示でも限られた頭数しかないわけですね。大体50頭、60頭ぐらいの牛がきても最優秀、優秀については全部はなかなかないかと、やはり経営する以上1頭の牛についても優秀な牛、最優秀、優秀にならなくても、やはり経費は一緒でございますので、やはり今後増頭を維持するためにも生産農家のためにも、ぜひこの継続を、今年ちょっと無理でしょうけれども、いずれ来年度、次年度についても十分に検討していただきたいということを要望しておきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、お気持ちは十分わかるところでございますが、本市では、やはり高品質の肉牛の生産、そして、いわゆる付加価値の高い子牛の生産を続けていかなければならないということでございますので、平均価格以上というようなことで、今回事業を導入しているところでございます。このことの趣旨を十分御理解いただいて取り組みをしていただければというふうに思います。

今後につきましては、また価格等の変動がございますので、それらのことも考慮させていただければというふうに思います。

○6番（持留忠義君） 先ほど言われたように、やはり非常に高騰が続いておりますけれども、これはいろんな肥育との関係もあると思います。今後、非常に8月も高値で推移されて、話によりますと、宮崎県の方が市場の方が2か所なかったということで、大体毎月3日あるところは曾於郡だけでございますので、今後頭数は確かに減っていきますけれども、そういうことで、今後市長も現状を認識されまして、必要な支援についても検討をいただき、回答できることをよろしく今後ともお願いしたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、思っていない高価格で取り引きされている状況が、長く続いているところでございます。本当に現在の段階はいいわけでございますが、必ず価格が下がってくる時がくるというふうに思

っております。そのような時に、それではどういった形で対応していけばいいかということにつきましては、また皆さん方の御意見等を賜りながら進めてまいりたいというふうに思います。

○6番（持留忠義君） この政策については、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、道路行政についてお尋ねいたします。

市内には、有数の県道が存在しておりますが、整備が非常に遅れている、されていないものがあります。地域にとっては市道はもちろんです、県道の整備も多く声があります。ゆうべも宮原大崎線の説明会がございましたけれども、私たちの県道も非常に整備が遅れておりますけれども、その点まず、私が今回質問するのは県道の東原大崎線についてお伺ひします。

有明町野神から原田付近で未改良の部分があり、1車線で通行に支障をしていますが、この路線において、具体的な改良計画はないかお伺ひいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この路線は、有明町野神の東原集落から市道グリーンロード志布志線を経て、大崎町の国道220号までの本市の西側から南側に走る主要な幹線道路でございます。しかしながら、東原集落から約1.5km区間は未改良のため1車線で大型車の離合が困難であると、そしてまた、路肩も狭い状況にあります。この状況を踏まえまして、10月に行う予定であります曾於地区土木協会の要望活動や県単独事業要望書などをお願いをいたしまして、その中で事業の必要性、緊急性を十分認識してもらおう、実施していただくよう努力していく所存でございます。

○6番（持留忠義君） そういうことで、今後先ほども言われましたけれども、私が市長の答弁を今聞いて分かったんですが、県道の整備方針、どのような考えで事業推進を行っているか伺ひ、申し上げましたけれども、先ほど10月に話し合いがあるということで、今後それを了解したいと思います。今後とも、あの線はいろんな、実際私も見てみますと、大型がきた場合には、とにかく、高井田のあそこまでは広くなってるんですけども、非常に危ないんですよ。だから、いろんな受益者の問題もありますけれども、そういうことで、ひとつ早急にできるだけ早くお願ひしたいというふうに思います。

次、この路線についてはもう1件ございます。

市の方から県にいろいろあるわけですが、先ほど言われたように県の方に強く要望していきたいというふうに思います。

次が、路線が県道志布志有明、最近説明会があったということで事業が開けたということで聞いておりますが、その進捗状況をお伺ひしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県道志布志有明線でございます。この路線は、志布志市街地市役所本庁から鹿屋方面や岩川、都城方面へ向い、志布志市を横断する縦断幹線道路でございます。その中で、今お話がありました野神小学校から山重方面に向かう、約2kmの区間につきましては、1車線であるため大型車の離合が困難で、また歩行者や通学する児童生徒がおりますが、歩道がない状況にあります。

しかしながら、平成25年度に地方特定道路整備事業の野神工区として新たに事業採択され、測

量設計や用地買収に着手したところでございます。

今後のスケジュールとしましては、平成26年度から27年度にかけて用地買収を行い、28年度から本格的な工事に入る予定であるというふうに聞いております。

○6番（持留忠義君） この線は、私もいろんな立哨なんかをしてるんですけども、詳しく言えば、ちょうど福田受信から沢津峰のあそこまで、約2kmあると聞いておりますけれども、山重の子供たちが、確かな数字は分かっておりませんが、20名程度ぐらいの子供たちが毎日通っているんですよね、見ていますと非常に歩道のないところは狭いもんですから、どうしてもその外側を自転車が走るんですよね。何回か今までひっかけとかいろいろあって、警察沙汰まではなりませんでしたが、けがをした子供もいますので、できるだけ早くこの線については、事業の完了ができればいいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えします。

この区間につきましては、今議員がお話がありますように通学路でもあると、そしてまた、私自身も町長になった時代から、この路線の整備についての要望はあったところございまして、整備推進に向けて取り組みをしたところでございますが、なかなか用地の買収がうまくいかなかったということがございます。それが、このたび用地の交渉が調いまして、事業着手ができる状況になったということで、先程来お話しするようなスケジュールになっているということをお話ししたところでございます。今後もこのことにつきましては、確実に進捗が図られるよう要望は続けてまいりたいと思います。

○6番（持留忠義君） 分かりました。多くの予算を要するわけでございますので、1年でも早く全通が、歩道付き道路になるようお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

最後でございますけれども、最後に消防行政について、お尋ねをいたします。

現在、消防団員に属している消防団員の皆様は、ふだん本業の仕事を持ちながら火災発生時における消防活動、近年ではよく発生している地震や風水害と一緒に大規模災害発生時における救助活動を行うなど、地元になくはない存在でございます。

しかしながら、若者の地元離れ、高齢化など、様々な理由で消防団員の減少が進んでいるようです。そこで、定数に達していない分団の定数確保の具体的な対策はできないかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、市の消防団につきましては、定数495名に対しまして、8月1日現在で472名任命しております。合併後の団員数の充足率につきましては、約95%前後ということでございます。全国的にも消防団員数は減少傾向にあり、その原因としましては、常備消防の強化や人口の過疎化、少子高齢化社会や産業就業構造の変化などが考えられます。そのような状況の中、消防団員の加入については、幹部会や各分団、消防後援会等により加入促進を行っているところであります。ほかにも加入促進のポスターを市内随所に掲示しまして、また従業員の消防団加入についても積極的に協力していただいている事業者等につきましても消防団協力事業所表示証を交付など、事業

所へも協力依頼を行っているところでございます。

しかしながら、現状の消防団活動には大きな影響は見られないものの、団員数に限りますと定数に達してない状況でございますので、さらに幹部会等で協議しながら団員確保については、促進を図ってまいりたいと思います。

○6番（持留忠義君） ありがとうございます。質問なんですけれども、私も昔は消防団員として、地域の防災に参加していた時代がありました。頻繁に出動することはなかったんですが、それ以外にも訓練、施設の点検など、年間を通じてそれなりの時間を費やしたことを記憶しております。この前も消防団の操法大会もありました。総会にも行きましたけれども、招待を受けまして、何ととっても、やはり今はどこの地区も我が分団にもいろいろ聞いてみますと、団員の加入が非常に厳しくて、職員の方が二、三名は加入しているということでございます。ただ、それもどうなのかなと、やはり職員というのは公務もございまして、やはりそれが公務の方が次になるようなことでは、またいけませんので、今後そうするためには、今後どのようなことを、昔はまだ退職金制度もありました。今現在の待遇とか退職金などの見直しが少しでも検討できないかということをお願いしたいと思います。

○総務課長（萩本昌一郎君） お尋ねの消防団につきましては、今御質問でありましたように、なかなか定足数に満たしていないところでございます。ただ、今職員の話が出ましたが、現在職員は全部で51名の消防団員が合併してからいるところでございまして、これにつきましては、我が市だけではなくて全国的にも消防団員が、少子高齢化というか、あるいは職場は広域に広がったりとかということで、地元で確保がなかなかできないと、いざという有事のためには、やはり職員とか、あるいは企業等に協力していただいて、地元の方々が消防団員となって消火活動を等に従事していただきたいという、そういう国の法律等もございまして、志布志市につきましても51名というような加入をいただいて、職員ですから必ず庁舎内に、出張でもない限りおりますので、いざ有事の際にはすぐに駆けつけられるというようなそういう利点もございまして、そういう関係で職員にもできるだけ加入してもらっておりますし、それからまた、事業所の従業員、そういった方々にも協力をいただいているところでございます。

それから、そういった加入に向けてのいろんな、今退職金とかいろいろなお話もございましたけれども、そういったものにつきましても、合併後それぞれの町でいろいろございましたけれども、それを統一しながら、今もそういった制度もありまして、更に共済制度とか、そういったものも整っておりますので、ただ、今おっしゃったように、私どものPRとか、そういった消防団員の方々の周知というのは、まだ徹底していないようなこともあるかと思っておりますので、また幹部会等を通じまして、そこら辺につきましては、十分周知して消防団加入を促進してまいりたいというふうに思っております。

○6番（持留忠義君） 分かりましたけれども、いろんな団員の方の意見を聞きますと、非常にいろんな不平不満が多くて、もう少しどげんかならんとやということで、我々も仕事をする以上は、やはり勤めもあります。その中でやはり出るとなれば、非常に仕事も犠牲があることが多い

ということでございますので、やはり今後そういう、合併して、非常に全国的にいろんな条件があるみたいですが、今後やっぱり団員加入をするにも、やはり今から恐らく団員加入が厳しくなるんじゃないかというふうに思っておりますので、今後課題としてこういうことを十分に検討しまして、来年についても少しは検討していただければ有り難いというふうに思います。

そのようなことで、短い時間の質問でございましたけれども、いろんな三つほどの問題を出しましたけれども、今後また各執行部の方と協議しながら、十分にまた地元の方の意見を配慮しながらしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（上村 環君） 以上で、持留忠義君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3 時20分 散会

平成26年第3回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成26年9月10日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

福 重 彰 史

小 辻 一 海

岩 根 賢 二

青 山 浩 二

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（1名）

15 番 金 子 光 博

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長補佐 萩 迫 和 彦
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず20番、福重彰史君の一般質問を許可します。

失礼いたしました。本日の会議に金子議員から欠席届、毛野議員から遅参届が出ております。

○20番（福重彰史君） 一般質問3日目でございます。明日までということでございますので、ひとつ気力を振り絞って頑張っていたいただきたいというふうに思います。

質問に入ります前に、ちょっとお願いがございます。実は、私はちょっと最近では耳の調子が悪くて、耳鳴りがしております。そういうことで若干聞き取りにくい部分もあろうかというふうに思っておりますので、重複してお尋ねすることもあるかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。できれば若干太めの御答弁をいただければ有り難いというふうに思っております。何もひねおらびをしなくても結構ですので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

まず1点目の道路改良についてでございます。県道塗木大隅線、松山支所前の改良について、その考え方と交差する市道松山小学校方面への改良の見通しを問うということでございます。この市役所、松山支所前の危険解消、あるいはあるいは安全の確保のために、これまでも一般質問の中で改良整備の要請を行ってきたところでございます。今回、その関連の予算も計上されているようでございますので、この区間の改良整備に対する考え方と見通しを、まずお示しをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） おはようございます。福重議員の御質問にお答えいたします。

議員御質問の県道塗木大隅線の松山支所前につきましては、現在、歩道は設置されているものの幅員が狭く、特に朝の通勤、通学の時には時間帯には、歩行者や自転車、また通行車両が混在している状況にあります。この歩道の拡幅整備につきましては、これまでも議員から御質問いただき、事業採択に向けた継続的な要望活動を行ってまいりたいと答弁したところでございます。

このような中、鹿児島県の担当部署から、今年度中に拡幅整備の実施を検討しているという連絡があったところでございます。しかしながら、県としては非常に予算が厳しくて、用地の取得や植栽及び構造物の補償については対応できないということでもございました。市としましても、県と連携を取りながら、整備を進めていく必要があると判断いたしまして、今回、用地を無償提

供としまして、また補償等に関わる部分につきまして、市で対応するというところで、その経費を今回の補正予算でお願いしているところでもあります。

以上のように、歩道拡幅の整備を進めるべく準備を行っておりますので、御理解のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○20番（福重彰史君） ただいま答弁がございましたけれども、今年度中の着手というような見通しのごとでございますけれども、県の財政事情から見まして、市の負担も大きくなったというようなことでございますけれども、やはり、ここを改良する上におきましては、今後はさらに財政状況等を考えたときには、やはり市の負担等もしながら整備を進めていくという考え方もあってしかるべきじゃないかなというふうに思うところでございます。

この路線は、今市長の方からもございましたとおり、この松山地域の中心地でございます、この役所はもちろんでございますけれども、保育所やあるいは病院、また郵便局などの金融機関やあるいはJA、そしてまた商店等々、この路線に続きます道路につきましては、このような施設がいっぱいあるわけでございます、その通行車両、あるいは通行人、相当多くの方が通られております。またあわせて生徒児童の通学路でもあるというようなことございまして、そのような箇所であるわけでございますけれども、これまで死亡事故をはじめといたしまして、重大な事故等々が多発いたしている箇所ございました。今回、歩道が整備されるというような状況でございますけれども、これによりまして危険性の解消、あるいは安全の確保がなされるということであればですね、非常に有り難いことだというふうに思っているところでございます。

そこで、もう少し具体的にお尋ねを申し上げたいというふうに思います。歩道の整備ということでございますけれども、まずその区間の距離、どこからどこまでという形になるのか、そしてまた、その歩道の幅員は何メートルなのか、そしてまた、今年度中に着手ではないかというような話でございましたけれども、着工予定はという形でございますけれども、大体着工の予定は何月頃になるのか伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

幅員につきましては3mということで、拡幅整備をする予定としているところでございます。そしてまた、着工につきましては、本市の準備が整い次第、着工ということになるところでございますが、完成の見込みを来年の3月ぐらいに考えているということでございます。

○建設課長（中迫哲郎君） 距離でございますが、松山支所の区間ということで、約120mほどを予定しているところでございます。

幅員でございますが、歩道3mとなります。

○20番（福重彰史君） 幅員は3mということで、完成を来年の3月にというふうに考えているというようなことでございますけど、この今回の幅員3mということでございますので、指定許可が出れば通行可能な歩道幅員になるのではないかなというふうに思いますけれども、この区間につきましても自転車通行につきましては、指定へ向けて取り組まれるという考え方でいらっしゃるわけですか。

○市長（本田修一君） 幅員が3mということになりますと、自転車、歩行者道として要件を満たすということになります。ということで、自転車も通行可能です。しかし、自転車が通行するためには、通行するための道路交通法によります自転車歩道通行可の指定が、今後必要になるということでございます。

○20番（福重彰史君） この区間につきましては、特に歩行者もそうですけども、自転車通行者、通学者に危険が一番見られるところではございましたので、ぜひ3mという幅員を取られるわけではございますので、その指定さえ受ければですね、とることができれば自転車通行可能になるわけではございますので、ぜひ自転車通行可能になるように努力をしていただきたいと思います。そうでないと危機解消にはなかなかつながらないという部分もございまして、これについては強く要請をいたしておきたいと思っております。ちょっとそのことにつきまして、再度答弁をいただきたいと。

○市長（本田修一君） ただいまお話がありましたように、この区間につきましては通学路でございます。また自転車通学の子供もたくさんいるということでございます。ということで、通行可に向けての申請等については手続きを進めてまいりたいと思っております。

○20番（福重彰史君） この区間につきましては、役所側を一方的に用地を提供するというところでございますけれども、その役所側の用地を提供するということになると、現在の駐車場でございますけれども、この駐車場についての影響というものはどのようにお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の駐車場の敷地までは、拡幅部分にあたらぬということで、駐車場には影響ないということではございます。

○20番（福重彰史君） 駐車場スペースまでは至らないということで、影響はないのじゃないかというふうな答弁であったかと思っておりますけれども、現在しっかりと測量等がなされまして、そしてその中での御答弁ということでございますでしょうか。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

今回、県の方から歩道ということで、市役所の方の用地の協力ということでございましたので、賃金等で測量をちょっと入れておきまして、正確な測量を行っておりますので、そのもとで計画しております。したがって、市長がお答えしたとおり、法面の中で収まるということでございます。ただ法面の木等については撤去しなければならないということになります。

○20番（福重彰史君） それでは、ぜひ県も非常に前向きに検討していただきまして、そしてまた、地元の県議も一生懸命やってくれました。このことにも、この場を持ちまして感謝を申し上げたいというふうに思っているところでございます。ぜひ一日も早い歩道整備がなされまして、ここの安全が確保されますことを期待いたしますところではございます。

次に、この路線と交差する市道上松段・馬場線の支所前、それから松山小学校へ向かう橋までの間の歩道が設置されていない区間があるわけではございますけれども、この区間の改良についてのお考え方を伺いたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市道上松段・馬場線につきましては、こちらも通学路になっているということでありまして、松山支所から松山小学校の区間につきましては、側溝の車道側にガードパイプを設置しまして、簡易歩道として整備しているところでもあります。しかしながら、簡易歩道でありますので、幅員が狭く、通行には少なからず不便をかけているのであると考えているところでございますが、歩道の整備を含めて改良となりますと、市道に隣接する大きな斜面もあるということで、多くの費用が必要になるというふうに考えております。ということで、全体的な計画を立てた上で、その整備方針について考えなければならない内容かというふうに思っております。

○20番（福重彰史君） これも、区間につきましても御承知のとおりでございます。松山小学校への通学路でございます。幅員が非常に狭い区間でございます。これまでも今ございましたように、対症療法的に青線を引いたりしながら対応しておりますけれども、危険の解消には依然としてつながっていないという状況がございます。ここを整備するには、今全体的な中で、総合的に検討しなければいけない箇所ではあるかというふうに思いますけれども、一つの案としまして、恐らくこちらと同じ考え方で対応を考えていらっしゃるというふうに思いますけれども、いわゆる川側に面した用地でございますけれども、現在、地権者の方々がお住まいになられておりませんが、その箇所の、やはり相談をしながら、用地の相談をしながら、そして整備をしていくというような考え方に立っていないことには、この区間の整備というものはなかなか難しい部分があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この区間の整備については、なかなか進まなかったというのは、今お話がありましたように、松山支所の隣の旧川上医院跡地の問題があったということでございます。今回、この川上医院跡地につきまして、市の方に寄附の申し出があったところがございます。ということで、先ほど申しましたように、全体的な線形等の測量等について着手できる段階になったんじゃないかなというふうに思っております。

○20番（福重彰史君） 今市長が申されましたとおり、旧川上医院の跡でございますけれども、そこから寄附の申し出があったということでございますが、非常に有り難いことだなというふうに思っております。ここは建屋もございますので、今後建屋の撤去等々を行う中において、整備をしなければならない箇所であろうかと思っておりますけれども、歩道の拡幅でございますけれども、また併せて今の松山支所の駐車場、農業委員会やいろいろな会合がございます。そういうときには非常にこの駐車場が混雑しまして、駐車スペースがないというような状況も見られるようでございます。ここは総合的に考えた場合には、歩道の拡幅とあわせて駐車場の確保と、駐車場にも充てるというような考え方で臨まれることも大事ではないかなというふうに思うところがございますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、今回の跡地の寄附に基づきまして、手続きを進めて、そして道路の改良についての全体的な測量設計をしていくということでございます。その中で、今お話があるように、駐車場の用地の確保ができれば、そのことについても検討を進めてまいりたいと思います。

○20番（福重彰史君） 今市長の方からございましたけれども、県道の方の整備の見通しがついていようございますので、やはり、それとあわせて、並行した中での、この市道の整備がどうあればいいのかということを経営的に勘案しながら計画していくということが、非常に効率的な事業の進め方になっていくのではないかとこのように私も思うところでございます。ぜひそのような観点から、この道路の整備についても精一杯頑張りたいというふうに思います。そしてあわせて、御寄附をいただきました川上さんのところにも御礼を申し上げたいというふうに思うところでございます。

それでは、次に入らせていただきたいと思います。

次は、県道柿之木志布志線、弓場ヶ尾地区の改良の見通しを示せということでございますけれども、この区間につきましては、合併後何回となく質問をいたしております。それはなぜかと申しますと、合併前は松山町側は整備が既になされておりました。ところが志布志町側が全く手つかずでひどい状況であったかというふうに思っております。それが合併することによりまして、同じ町の課題として捉えることができて、これまでおかげさまで1工区は整備がされてきているところでございます。まさに合併効果の一つと言えるのではないかなというふうに思うところでございます。しかし、残り区間につきましては、いまだ着工の動きが見られないということでございまして、私はこの区間が完了することによりまして、この松山地域にとりましては、合併効果が立証される一つの事業であるというふうに思っております。そこで、これまでの経緯も踏まえまして、改良の見通しについてお考えをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話になられました路線につきましては、志布志港から志布志市市街地を経て、松山の中心地へ通ずる幹線道路であると、志布志市の重要路線としまして、1期工事の延長1.4kmについては、県の交付金事業で合併直後から着手しまして、完成をしたところでございます。しかしながら、志布志港からアクセスしている市道昭和・弓場ヶ尾線までの700mの区間につきましては、いまだ1車線で大型車の離合に支障を来しております。この区間につきましては住宅地でございます。歩道も無いため、住民の日常生活も支障を来しているということでございまして、このような状況を早期に解消するために、2期整備の事業採択については、曾於地区土木協会の要望活動や県単独事業要望書などをお願いしているところでございます。

今後につきましても、10月に大隅地域振興局と県庁への土木事業要望活動を計画しております。その中で事業の必要性、緊急性を十分認識していただき、早期採択、実施されるよう要望活動を続けてまいりたいと思います。

○20番（福重彰史君） 市長、これまで何回もこの区間については、路線につきましては質問を

いたしておりますけれども、何ら状況は変わっていないというふうに受け止めざるを得ないということでございますよね。この1工区完了以来、もう3年が経過しております。もう4年目に今入っておりますよね。今市長の方からもございましたとおり、この路線は松山からすると志布志の市街地を結ぶ唯一の幹線道路であるということにつきましては、市長も、もちろん県も認識されているというふうに思うところでございます。これまでの質問の中でも、この都城志布志道路の並行路線という位置付けで、高規格道路を優先して整備を進めているということでもございましたけれども、そういうような御答弁が市長なり、あるいは建設課長からもございましたけれども、それは現在も変わっていないということでもありますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県も限られた予算の中で優先的に進捗を高める路線と、そしてまた、生活の基盤の維持のために整備する路線というような位置付けで分けておりまして、その中で高規格道路については、特に、都城志布志道路については優先的に予算を付けていただいている状況でございます。

一方、生活道路、関連道路につきましても、市では何本か道路整備の要望を挙げてきていますところでございますが、ただいまお話になっている路線についても優先順位を上げて、特に、整備に要望を重ねているところでございます。

この区間につきましては、いろいろと長い間、非常に関係者が苦勞している地域路線でございますので、そのことを解消しながら、整備ができるような環境整備というのを整えていかなければならないというふうには思っているところでございます。

○20番（福重彰史君） 市長、この高規格道路を優先していかなければならないということは、これは重々分かっているんですよ。ただ、以前までの質問の中では、この高規格道路の並行路線であると、そういう観点から、そちらを優先しているんだというような答弁があったところでもございます。ここに私はそのときの資料を持ってきたんですけどね。しかし、この高規格道路以外の道路につきましては、いわゆる地域密着型事業ということで、県は市町村の意見を聞きながら、優先順位をつけて、高い方から進めていく方針をとっている。いわゆる市がこの路線についてどのような考え方を持っているのかということの方が、非常に重要な点になってくるんじゃないかなというふうに思っております。市長の方から、優先順位のこともございましたけれども、優先してお願いをしているということであったわけでもございますけれども、実際にこれまでの答弁からいきますと、その優先順位については、市町村の意見を聞きながらやっていくんだということ、これは建設課長がちゃんと答弁されているわけですからですね。そういうこと等を考えたときに、この路線について優先順位と申されますけれども、市として優先順位の何番目に挙げられているんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

何番目ということについては、なかなか言いにくいところではございますが、私どもは先ほど申しましたように、曾於の土木の要望の場合の協会での要望活動、それから、県へ要望活動をするときに、五つから六つの路線について同時に要望の活動をしているところでございます。それら

の路線については、それぞれ地域で要望が高いと、そしてまた私どもが見ましても、その整備については緊急度が必要だと、そしてまた危険度も高いということを認識して同時にしているところがございます。その中で、事業採択がスムーズにいくのかどうかというものも採択の要件になるのではないかなというふうに私どもは思っています。そのような意味合いから、先ほど申しましたように、地元の市といたしましても、環境が整うような状況というものを早く作り出していきたいというふうには思うところがございます。

○20番（福重彰史君） 市長、市内にはいろいろな県道がございます。それぞれの箇所から、あるいはそれぞれの地域から要望が出ているだろうというふうに思います。またあわせて、市内においても高規格道路以外でも県道の整備はそれぞれ行われているわけですね。そういう中で、市長はこれまでの中でも、この道路については最優先、最重点というような、最ということを常に使われながらですね、この点につきましていつも御答弁をされておられました。やはり、そういうふうにして最も重要な、重点的な道路なんだと、そういうような考え方であるのであれば、それぞれの地域から県道に対する要望は強いわけでございますけれども、やはり、しっかりと優先順位、それを市としてのですよ、優先順位をつけながら県にしっかりと要望していくと、そういう形をとった方が、県としても動きやすいと。というのは、それについては、市町村の意見を聞きながら優先順位をつけている。高い方から進めていくという方針だということであるわけでございますので、ぜひですね。ただ優先的に考えているんだということだけじゃなく、しっかりと優先順位、市としての、どこが一番最初にやらなくてはいけないんだというような、そういう優先順位をしっかりとやはりつけながら今後取り組んでいくと、そういう考え方はないですか。

それと、建設課長にもちょっとお伺いしますけれども、あなたは今まで並行路線ということで、高規格道路の並行路線ということで、なかなか事業導入が図られないということをおっしゃってまいりましたが、やはり、そういう現状も現在もあるということでございますか。

○市長（本田修一君） 道路の整備の要望をするときに、同時に何路線か一緒にする中で、最重要路線という気持ちはあるんですよ。しかし、先ほどからお話しますように、整備する環境が整ったところから優先的に整備が始まっていくということですので、どうぞその点を御理解いただきたいと、私どもはそのことについては一生懸命やっているということでございます。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

並行路線かということでございますが、基本的には松山インターと志布志インターを結ぶ並行路線という考え方は、県の方では持っているんじゃないかとはいえませんが、考えるところがございます。

それから、市長が優先順位ということで、優先順位ということは、今市長の方から説明があったところですが、昨年の土木協会の要望活動の中では、市内8路線の県道の要望を行っております。その中で、有明志布志線、日南志布志線、柿ノ木志布志線のここを重点的に説明をいたしております。

以上です。

○20番（福重彰史君） 今市長の方から、「整備する環境が整ったところから」。その整備された環境というのはどういうものなんですか。

○市長（本田修一君） まずもって、地主の方々の同意が必要ということになります。今まで整備が進んでいなかったこの路線については、ほとんどが地主の方と協議が整っていなかったところが、このような形で残されているというようなことになっているのではないかなというふうには思っています。

○20番（福重彰史君） 今市長が申されたその言葉はですよ、採択へ向けてのいわゆる要件と重なるわけですか。

○市長（本田修一君） 当然、事業化に向けては予算を付けてするわけですので、その事業完成年度に向けて完了可能かということが前提になろうかというふうに思います。そういう意味で環境が整って、地元の方々の同意が得られるという見込みが立つとなれば、事業化が進むんではないかなというふうに思っています。

○20番（福重彰史君） 今の市長の答弁を聞いていますと、あの区間については、そういう地主とのいわゆる交渉がなかなかうまくいっていないと、いかないというような、そういう環境があると、そういうふうに認識してよろしいですか。

○市長（本田修一君） そのとおりであります。

○20番（福重彰史君） そのことは、私は初めて聞きましたけれども、今まで何回もやっておりますけれども。ということは、実際、県が用地交渉に入っているということでございますよね。そうじゃないと地権者と接触しないことにはそういうことが言えないわけですから。そういう動きがあったと。そういう中でなかなか同意が得られないと。したがって、そういう状況だから採択ができないと、そういうことですよ。

○市長（本田修一君） この路線については、まだ事業化が決定されていないので、現実的には交渉は始まっていないところでございますが、そのことで、かなり厳しい状況だということが予想されるということになろうかというふうに思っているところでございます。

○20番（福重彰史君） 市長、本当に先の見えない話ですよ。実際に交渉がなされた、交渉がなされる上において、「そういう状況であるということであるんだよ」と、であればですね、これは、やはり市としても相当理解をいただくための努力をしなければならぬ。ただ県といわゆる地権者任せじゃなくて、当然、県道の用地交渉につきましては、過去の例からいきましても、市の担当課が入って交渉をされるわけでございますけれども、この区間については建設課としても実際用地の相談に入って、そしてなかなか厳しい状況であるという、そういうような今のところの結論に至っているということによろしゅうございますか。課長。

○建設課長（中迫哲郎君） 今市長が答弁されたとおり、この区間については、県の方からも人家も連帯しておりますし、補償費もたくさんかかるというようなことも事業の採択へのネックになっているというようなことも聞いております。そのことも市長には話しておりますので、市長の方も、何とかそういうのがないような形での新しいバイパスとか、そういうものも検討できな

いのかという指示は受けておりますので、そのほうも検討しながらですね、県の方も用地アセスというのを最近始めておりますので、地権者がうまくいかないと事業が進まないということでもありますので、そういうのも含めまして、いろんな提案をしながら県に提案していきたいと考えております。

○20番（福重彰史君） 今課長の方からございましたけれども、やはり前に進まないんであればいろいろな案をやっぱり考えながらやっていかないとですね。確かに人家が密集しているところもございます。そういうところにつきましては、非常に移住費がかかるわけでございますので、そういう点を踏まえたときに、なかなか県としても予算付けが難しいというような、そういう状況があってもそれはおかしくないですよ、それは。ただ、今申されたように、このいわゆる今の県道の線形で市道までつなぐという考え方をずっといくんであれば、なかなかこれは難しい部分があると思うんですよ。ただ現在においても、人家のない、いわゆる1工区から、いわゆるあそこは四差路、四差路になっているところの変形の四差路ですよ。そこまでについては人家もそうないわけですよ。人家にかけないというような方法をとれば、それもとれるような区間でもあるわけですよ。だから事業採択ということでございますので、何も今回は残りの700m、800mを一括して採択という形じゃなくてもですね、できる区間の採択ですよ。いわゆる変形の四差路、それまでの採択を要望するというような方法論もあると思うんですよ。あわせて今申されましたように、できるだけお金のかかることを避けて、あるいは用地交渉が難しいというような部分を避けて線形を考えていくというような方法論もあると思うんですよ。今後、課長の方からも、そういう答弁でございましたけれども、そういうような考え方を持って、この区間には臨まれるということによろしゅうございますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この区間につきましては、全体が今まで完成したところが2工区ということでございまして、1工区が残ったということでございます。私は、全体が1工区になっているかと思ったら、そうじゃなかったということについてびっくりしたんですが、結果的には1工区がそのまま置き去りにされているという状況でございます。

それで、先程来お話しているような、かなり厳しい状況にあるということでございますので、私としましては、新たに事業を設定し直して、計画をし直して、バイパス的なものを考えたらどうかということで指示はしているところでございます。そのことでもってまた県との交渉をしていくということになろうかと思えます。

○20番（福重彰史君） まず、どうしても高規格道路、これをとにかく整備しなければならないということが、これは最優先でございます。今回、通告書には出しておりませんが、いわゆる関係課の方にはちゃんと話をしておりますので、その点についてお答えをいただきたいというふうに思いますが。今回、県が、県事業評価監視委員会の第1回の会合ですね、この中で有明と伊崎田の4.3kmですよ、ここに13億円。そして有明志布志道路、伊崎田と安楽間3.6km、ここに11億円、これを増額、いわゆる上乗せするということですよ。13億円、11億円を上乗せすると

というようなことで、この会合の中で、県の方が報告をされたということでございますけれども。今回のこの上乘せが実施された場合、この区間の完成まで、大体どれぐらいあとかかるのか、これは先ほど申し上げました。とにかく高規格道路が優先されるということですから、なかなかこちらの方に予算がずっととられると、一方のほうにはなかなか予算がつかないという現実もありますので、この点について伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この高規格道路、都城志布志道路の今まで供用された区間が、供用されますよというようなことの見込みをお示しされるのは、大体2年ぐらい前ということでございます。現段階では、まだそのことが明確に示されておりませんので、少なくともまだ2年以上はかかるということにはなろうかと思えます。ということで、工事自体は進捗はどんどんされているところでございますが、難工事もございますので、それらを含めて今後もさらに予算を付けながら工事が進められるというふうに思っているところでございます。

○20番（福重彰史君） それでは、また元に戻りますけれども、前回、私は市長に、この区間が事業が3年ストップしている。その現状を踏まえて、23年から25年までの施政方針の中でも全くこの区間、地区区間に触れられていないということで、市長の早期解決に向けた熱意、姿勢が見られない。そして、県に強く要望していくためにも、施政方針の中にも盛り込んで要望することは更に県に対してインパクトがあるのではないかというふうにただしております。それに対して、市長は、この路線の早期整備は、特に大きな課題として捉えており、施政方針の中に盛られていないことが、市民に対しアピール度が弱まっているとの御指摘がございますので、次回においては、しっかり盛り込んで、早期整備につき要望を重ねてまいりたいというふうに答弁をされています。これはここに、そのままのおりですよ。市長が答弁されたとおりですね。これはそのときの議事録を写して持ってきておりますけれども。ところが26年度の施政方針はどうですかね。これは市長ですね、ここに持ってきております。施政方針、所信表明。全くうたわれておりません。はい、もう見なくていいです。もう私もちゃんとあれして、全くうたわれておりません。市長ですね、この本会議の答弁というものには、責任と重みを持ってもらいたいというふうに思いますよ。ですね。やはり、こういうことに盛り込むことによって、事業の計画も何もないんだけど、こういうことを盛り込むことによって、県へのいわゆる市からのそういう要望というものが伝わっていくというふうに私は思うんですよ。だから、市長は前はこういうふうにして、何ページに言っているということを教えましょうか、いいですか。ちゃんとこれは出ていますから、そのとおりですから。そういうことで、盛り込むと、しっかりと盛り込むと。しかも、しっかりと盛り込むということを言われているわけなんですよ。やはり本会議で言われることについては、やはり重みを感じていただきたいというふうに思います。いかがですか。

○市長（本田修一君） 施政方針等で述べる内容につきましては、その年度においてしっかりと取り組んでいきたいということを述べているところでございます。特に、それぞれの分野において、重要項目ということを述べているということであろうかと思えます。今回におきまして、地

方道の生活関連の道路についての記述がなかったことについては、誠に申し訳なく思っているところでございますが、内容につきましては、例年と変わりなく、県に対しまして要望活動をしているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○20番（福重彰史君） やはり市長ですね、ここは本当にいち早く早急に整備されなければいけない道路なんだということを、市民にも、そしてまたこの松山地区民にもしっかりと伝えるためにも、やはり施政方針の中でもしっかりと盛り込んでいく、そのことが県にもインパクトを与えていくんだということを考えながら、これからのこの路線についての取り組みをしっかりとやっていただきたい。そして、この合併効果の大きな一つの実現のために、これまで以上に誠意を尽くして取り組んでいただきますことを強く要請をいたしておきたいと思えます。もう一回決意を伺ってみたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御議論いただいている路線につきましては、私市長になって以来、一日も早く全線開通を目指してきたところでございます。先程来お話ししますように、かなり1工区につきまして厳しい状況にあるということでございますので、また違う形での県への提案をしながら、全線開通を目指してまいりたいというふうに思えます。

○20番（福重彰史君） それでは次に入ります。2問目は、公契約についてでございます。市との間でいろいろな契約が結ばれておりますけれども、中でも公共工事、業務委託が多いんじゃないかというふうに思いますが、そこで、この公共工事や委託業務も合わせて、年間およそ何件くらいの発注があるのか、また、その総額はどれくらいになっているのかお示しをいただきたいというふうに思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

建設工事の発注につきましては、一般会計分の入札案件数と当初契約金の総額を申しますと、平成24年度につきましては142件、13億3,170万円。平成25年度で157件、23億1,693万円。また本年度につきましては8月末現在で88件、9億3,424万円で、本年度予算で見込みますと、最終的には13億3,600万円になる見込みでございます。

また、建設工事に関わる測量設計委託事業につきましては、平成24年度で32件、6,727万円。平成25年度で43件、1億3,052万円。本年度におきましては8月末で25件、7,970万円でございます。

○水道課長（鎌田勝穂君） 水道事業に伴います工事請負費、委託等について御報告させていただきます。

まず24年度でございますが、工事請負費で26件、4億7,500万円程度行っております。25年度で44件、3億8,300万円程度でございます。26年度8月31日現在でございますが、19件の8,560万円でございます。

それと委託料でございます。24年度でございますが、17件で4,960万円です。25年度、22件の4,860万円でございます。26年度が同じく8月31日現在でございますが、27件で3,285万円というふうになっております。

以上です。

○20番（福重彰史君） 24年度から26年度の8月までの状況がお示しがありましたけれども、相当な件数、そしてまた、相当なトータル額になるようでございますけれども、この公共工事、あるいはこの業務委託の中で人件費の占める割合、これは大体、今、申されました年度別にそういうことを言う必要はございませんけれども、例えば、昨年なら昨年でよろしゅうございますので、この人件費の総額というものはどれくらいになっているのか。あるいはまた、それに携わる従業員の総数というのは、どれくらいなのかお示しをいただきたいと思います。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

議員がお尋ねの総額については、ちょっと調べていないところでございますが、工事の種別ごとには、大体人件費の比率を出しておりますのでお答えいたします。まず舗装工事におきましては、大体人件費が10%から11%ぐらいになるところでございます。道路改良工事では13%から16%ぐらいの比率でございます。今橋梁補修とかを行っておりますので、橋梁補修になりますと、人件費が27%とかいうふうに跳ね上がるところでございます。それから測量の委託ですが、委託は当然ほとんど人件費というようなことで、90%を超えるぐらいなところで人件費が支払われているところでございます。

以上です。

○水道課長（鎌田勝穂君） 水道事業におけます人件費等の割合についてでございますが、詳細については把握してございません。建設課と同じ程度の内訳ではなかろうかというふうに承知いたしております。

以上です。

○20番（福重彰史君） 課長。それに従事する従業員数は。従業員数はどれくらい。

○建設課長（中迫哲郎君） 従業員数については、ちょっと過去の調べた資料になりますが、大体今度はやっぱり工事の種類よりまずけど、1,000万円あたりの延べ人数ということで、ちょっと過去を調べたところでございます。道路改良工事で72名ぐらいです。それから舗装工事では40名と、それから側溝布設などでは50名ぐらいというようなことでございます。それから災害復旧工事になりますと100名をちょっと超すぐらいの延べ人数の従業員ということでございます。

以上です。

○20番（福重彰史君） 総額、あるいは従業員の総数というものは、しっかりとした数字は出ておりませんが、ただ、今ありましたように、舗装改良、あるいは橋梁、それらの人件費については、それぞれ10%から27%までであるというようなことであつたようでございます。委託については90%ということでありまして、やはりこの公共工事における、いわゆるそういう人件費の割合、あるいはそれに携わる労働者、従業員というのは、相当いるのではないかというふうには思います。地域の建設業のほとんどは、市の工事はもちろんでございますけども、国、県の公共事業によって成り立っているというふうに言っても過言ではないのではないかなというふうに思っております。また、そのことが今申したとおり、地域経済の安定と、また雇用の場と

して重要な役割を担ってきているということであろうかと思えます。しかしながら、この昨今の建設業の現状というものは、現場管理人の不足、あるいはまた従業員、労働者の不足等々によりまして、本市におきましても計画どおり入札が成立しなかったというような事案も起こっておりますよね。このような厳しい人材確保の背景を受けまして、国は設計労務単価の引き上げを行っておるところでございますけれども、この引き上げが労働者にどのような形で反映しているのか、いわゆる労働者に反映しているのか、その実態についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公共工事の設計労務単価につきましては、公共工事の発注にあたりまして、予定価格を積算するための単価となっております。国が年に1回10月に、建設技能労働者の賃金支払状況を調査しまして、設定しているものであります。国土交通省は技能労働者の確保、育成には適切な水準の賃金支払いが極めて重要ということを鑑みまして、平成25年度の労務単価を引き上げると同時に建設業団体長宛てに、技能労働者への適切な賃金水準の確保についてを要請しております。志布志市もその基準に合わせまして、毎年、鹿児島県の公共事業設計単価表によりまして、労務単価の設定をしておりまして、賃金等の急激な変動に対処するための公共工事標準請負約款のインフレスライド条項も適用しているところでございます。

○20番（福重彰史君） 今のそれが実態ということですか。

○市長（本田修一君） はい。

○20番（福重彰史君） 今市長の方からございましたけれども、そういう公共工事を積算していくために、いろんな方法があるわけでございますけれども、あわせて本市においても最低賃金価格等を設定をしておりますね。それとあわせて、恐らくそういう積算内訳書というものも提出をされているんじゃないかなというふうに思うわけでございますけれども、そういうもの、積算内訳書も提出をされておりますよね。いかがですか。

○市長（本田修一君） 入札に際しまして、当然そのような積算見積書に基づいた入札予定価格書の提出は求めているところでございます。

○20番（福重彰史君） この労務単価は、市としては県の基準等々を参考にしながら、そしてそれを積算して最低制限価格の中に盛り込んでいるというふうに思うわけでございますけれども、ただ、そのような価格設定が実際労働者に、従業員に、そういう積算された価格で支払われているのかということについては調査をされたということがありますか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、調査したことはございません。

○20番（福重彰史君） やはり、そのあたりがしっかりと確認をしないことには、いわゆる労務単価が引き上げられても、そのことが実際労働者に波及しているのかということの参考にならないと思うんですよ。この何と言いますか、市としてはこういう労働実態の調査なり、あるいは指導というですね、そういうような職権はないわけですので、実際そういう踏み込んだ調査というのは、今の時点では、それは当然できないと。これはもう労基署の所管であるわけでございますので、それは分かるわけでございますけれども、ただ、税金を使った公共工事を発注する側とし

ては、本当に労働者に適正な賃金が支給されているのかということの調査については、何らかの形をとって、やはり調査をすべきじゃないかなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話になられました件につきましては、現実的にかなり厳しいのかなというふうに思ったところでございます。労働基準法や最低賃金法によりまして、労働条件の確保がされているかということについては、例えば雇用されている方々御自身が関係機関で調べてもらうということも可能かというふうに思いますが、今お話になりました公共事業設計単価に基づく賃金が支払われているかどうかということについては、それぞれの事業所によってお考えがあるんじゃないかなというふうに思ったところであります。少なくとも総体としては、そのような形で見積りはされて入札のお申し込みがあるんじゃないかなということでは、私どもとしては把握できないなというふうに思ったところでございます。

○20番（福重彰史君） 今おっしゃるように、実際の労務については、それぞれの事業者によって考えていくべきところであるかというふうに思うわけですが、ただ労務単価が引き上げられたと、引き上げられたそのものが実際波及しているのかということは、やっぱり大事なところなんですよね。やはりそういう、それが波及しないことには、何の経済対策にも何にもいわゆるなっていないわけなんですよね。そこで、市長の方からもございましたけれども、国土交通省ですね、これは2012年から2年連続で設計労務単価を改善して、全国平均で23.2%引き上げております。しかし、今申したとおり事業所によっては、現場労働者には賃金が波及していないという実態もあるというふうに言われておるところでございます。そのような中で、先般、国土交通省は労務単価改定の参考にするために、全国の労働者の賃金実態調査を市の方からございましたけれども、10月にもされているんですけども、今年は7月の時点で1回やって、そして今後例年の10月頃の時点で調査をされるということで、その実態調査は国や地方自治体などが発注する1万件以上の約16万人が対象であるというふうに、今、国土交通省では言っているわけですが、そして、その結果によりましては、通常は4月となっている改定期を待たずに労務単価の引き上げに踏み切る可能性もあるというふうに言われております。

そしてまた、昨年4月には、太田国土交通大臣ですね、これが建設業団体に賃上げを要請をされておりますけれども、大臣が直接賃上げ要請をした例というのは、これまでにないというふうに言われておるようでございます。そのことは労働者の高齢化などで、人手不足が深刻化しており、そして、賃金引き上げは所得増と社会保険加入の徹底が若者の就職につながるというふうに述べておられるところでございます。まさにそのとおりであろうかと思っております。我が町においても、なかなかそういう人材の確保というものができない。そして若者がなかなか建設業に就労しないというような実態もあると思いますが、そのためにも、やはり働く労働者にしっかりとお金が回るということが大事なことでございまして、本市においても、この働く労働者の賃金を守ると、そして人材の確保、雇用の安定につなげると、そういうような目的のために、やはり今市

が独自で調査しようと思っても調査をできません。だから、公契約条例を制定することによって、しっかりとそういう点が調査権限等もできるわけでございますので、公契約条例を制定することが必要ではないかなというふうに思うところでございますけれども、その点についてはいかがでございましょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公契約条例につきましては、平成21年9月に千葉県野田市で、国、県に先行して制定されているようでございます。自治体独自で一定の労働条件を確保しようとする条例制定化の動きがあるということについては、承知しているところでございます。本市では、市の発注工事の受注者が公正な労働基準を守っているか実態の把握は、先程来お話をしますように、していないところでございます。しかしながら、労働基準法や最低賃金法によりまして労働条件の確保が図られていること、また労働条件に関しては、労働契約法において労働相談などの制度もあることから、現行制度の適正な運用で対応がされているものと考えております。

平成22年3月議会でも答弁しましたとおり、現状においては、民間における事業主と、そこで雇用されている従業員である市民との雇用契約に関しましては、実態調査や是正指導など市としてどこまでの権限が及ぶかという課題があろうかと思えます。これらの要因が、いまだ県内自治体での制定はゼロ件となっていると。そしてまた、九州全体でも1件ということにとどまっている要因の一つであろうかと思えます。現段階で条例化した場合に、先進的な取り組みになるということでございますが、本市の状況に沿った内容となりうるかどうかということも含めまして、実施方法については慎重な検討が必要と考えるところであります。しかしながら、議員がお話のとおり、現在の景気、経済状況や事務所の経営状況のしわ寄せが、労働者の賃金に不当に押しつけられる状況は当然あってはならないという状態でございますので、市としましては、先ほども答弁いたしましたとおり、公共工事設計労務単価の適正かつ迅速な反映というものを、建設業団体へ適切な水準の賃金支払いを要請してまいりたいというふうに考えます。

先程来御指摘にありました公共工事の設計単価の変更について、基準が変わっておりますので、このことにつきましては、国の方からも関係する業者へ指導すると、指導しなさいという要綱が届いてまいりますので、これに基づいて指導をしてまいりたいというふうに思うところでございます。

○20番（福重彰史君） 九州管内を見ても、なかなかまだまだ条例を制定しているところも少ないというようなことと、あるいはまた本市において、これを導入した場合にどうなるかということ等、いろんな状況の中で、まだ条例を制定するような、そのような状況ではないというようなことではなかったかというふうに思いますけれども、やはりこのような条例、やはりいわゆる雇用主との関係がございまして、やはりそういうこと等を考えたときに、一方的な条例案づくりでは、なかなか理解がされないだろうというふうに思うところでございます。先進地においては、多摩市なんかにおいては、労働者、業者の代表、弁護士、そういうもの等々で構成する審査委員会ですね。こういう中で内容を議論して案作りを進めていると。そういうことでいろんな方面から人

を入れることによって、そしてそれらで構成して議論することによって、納得のできる条例づくりができてきていると、また条例づくりができると、ではないかというふうに思うところでございます。

本市においても、そのための調査研究と申しますか、そのようなものをするつもりはないか、お聞かせいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） ただいま答弁いたしましたように、現在の段階では指導というような形で賃金の支払いについては、建設工事の請負契約の変更に基づく適切な労務単価が定められていますので、それらについてしっかりと守っていただくよう指導を重ねていくということにしていきたいというふうに答弁したところでございます。現実的に、じゃあどのような形で、この公契約についての条例制定に向けていくかということにつきましては、今お話がありましたように、関係する事業主、そしてまた雇用される側の代表者とか、それから様々な関係機関の助言とか、そういったものも当然必要かというふうに思うところでございます。現段階で、なかなかそれが進まないということについては、非常に現場サイドからのこのことについての理解が進んでいないということが第一の要件かというふうには思うところでございます。そのような内容について、各先進地も含めまして調査はしてまいりたいというふうに思えます。

○20番（福重彰史君） 適正な賃金が支払われるように指導はしていくというような話でございませうけれども、指導はされても、実態がどうなのかということの方が大事だと思うんですよ。やはり、そういうことも考えながら、やはり労働者の賃金を守るということを考えていかないとですね。

日弁連、日本弁護士連合会でございますけれども、ここもこの問題解消のために、極めて有効な施策であるとして、公契約条例、あるいは公契約法の制定を求める意見書を発表いたしております。

また、全国でもこの導入に向けた活動というものが、22年当時からすると相当活発になってきております。やはり、いかにこの働く労働者に対して、公がどれだけしっかりと労働者を守っていけるのかということは、やはり問われているのではないかなというふうに思うところでございます。

全国市長会も公契約法の制定を求める要望書を国に出されておりますよね。そしてまた議会も、これは22年当時でございますけれども、18名の議員が述べられておりますけれども、47都道府県で776議会が意見書を採択をいたしております。現在は、更にこれが増えているというふうに言われておるところでございます。

市長も前回この同僚議員の質問でも、全国市長会で更に国に対し要望を重ねていきたいというふうに述べられております。市長もその必要性というものにつきましては、十分認識をされているというふうに考えるところでございますけれども、国、県がなかなか動きが鈍いということであるのであれば、これに先駆けて、市が率先して取り組むということも大事なことはないかなというふうに思うところでございます。もう一度、取り組む考えはないか伺いたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このことにつきましては、先程来お話しするように、関係する当事者間の中で、まだまだ理解が深まっていないというようなことがあろうかというふうに思います。それは、多分その事務的な内容について、非常に煩雑さが想定されるということが一番の理由になっているんじゃないかなというふうに思うところがございますが、そのような中でも、例えば案件に区切ってやっているところもあるというようなこともあろうかというふうに思います。私どもの地域でも、そのような形で実施できるかどうかについては検討が必要かというふうに思います。現段階では、そのような状況であるというふうに御理解いただきたいと思います。

○20番（福重彰史君） もう前に進みませんので、市長、今後ともこの労働者の賃金をしっかり守り、雇用の安定のために雇用関係の改善、調整に、市として何ができるのか、また、これは民間だけでなく役所で働いている嘱託職員、あるいは臨時職員とも雇用契約を結ばれているという現状もございますので、そのような観点からも、ぜひ制定に向けて、さらに調査研究をされることをここで強く要望をしておきたいと思います。

では、もう時間がございませんので、次に入らせていただきます。

次は、個人情報保護についてでございます。市が交付をします各種証明書、住民票の写しなどでございますけれども、これは正当な理由があれば、第三者でも交付をされることになっておりますが、それを悪用して個人情報売買など、不正取得が全国で社会問題化してきておるところでございます。それを防止するための対応策として、第三者に交付した場合、証明書の種類と数、そして交付日、請求者情報を本人に知らせるという本人通知制度の導入というものについて考えられないかお聞きかせをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御質問の本人通知制度につきましては、交付の委任を受けた代理人、第三者が住民票や戸籍の請求をして交付されたことを本人へお知らせする制度でありまして、制度の法律化につきましては、法務省の見解では、市町村独自の判断で行うこととなっており、これまでこのことに関するトラブルや要望もなかったため導入を見送ってきた経緯がございます。

県内の状況につきましては、鹿児島市、霧島市、伊佐市、湧水町が、本年8月1日から実施しております。西之表市においては今年度中に実施するという状況でございます。この制度の導入によりまして、住民票、戸籍簿の写しの不正請求の早期発見や抑止効果が期待できるとともに、個人の権利の侵害の防止が図られることから、少しでも市民の個人情報保護を図るために、今後この制度については検討してまいりたいと考えております。

○20番（福重彰史君） 今、答弁の中でもございましたけれども、県内では4市町が導入しております。そしてまた1市が年度内の導入を検討しているというふうに言われております。この鹿児島市の導入のきっかけというのが、県外でおきました戸籍謄本などの大量不正取得事件で、この鹿児島市が請求に対して17件交付していたというようなことであったようでございます。また県内では行政書士が埼玉県に在住する人の戸籍謄本や住民票の写しを不正取得いたしまして刑事

処分を受けております。その捜査の対象、発端となったのが、この本人通知制度であったということでございます。そういうことからしましても、今市長の方からは前向きな答弁がございましたけれども、検討していくということでございますけれども、ぜひ検討ではなくて、速やかな制度の導入というものを求めたいところでございますけれども、いかがでございますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本案件につきましては、先ほども答弁いたしましたように、今、県内他市でも先進的に取り組んでいるという状況でございますので、本市でも設計等を考えまして、調査しながら検討してまいりたいと思います。予算等の確保もでございますので、そちらの方からの検討を加えてまいりたいと思います。

○20番（福重彰史君） この制度を導入しても、すべての方に、その情報がそうされるのかということじゃなくて、いわゆる当然登録された方にその通知がいくんだというようなことになっております。いろいろな中身もございますので、ぜひ調査、検討されながら、早めの導入に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。ちなみに九州では大分県は全市町村が取り組んでおります。そして、福岡県におきましては80%の48市町村が導入済みということでございます。いかにこの個人情報保護するかということで、このように素早い取り組みをしているところもあるということでございますので、ぜひ速やかに検討されまして、この不正取得と個人の権利侵害の抑止、防止のために、早めの制度導入を要請をいたしておきたいと思います。もう一回このことにつきまして、御答弁をいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

調査研究、そしてまた予算の確保等につきまして、研究しまして、検討してまいりたいと思います。

○20番（福重彰史君） それでは最後になりましたけれども、医療行政についてでございます。

曾於医師会立病院の充実強化に向けた取り組み状況についてでございます。前回は、私は曾於地域医療確保対策協議会が設立する前に質問をいたしております。この病院は市民はもとより、曾於地区民の入院治療、特に救急医療に対する拠点病院としての役割が期待されておるところでございますけれども、その役割が著しく低下している状況でございます。安心して医療を受けられる状況なのか疑問を感じるところでございます。市長もこれまで曾於医師会病院の充実喫緊の課題であるというふうに捉えて、奔走をされているというふうに思うところでございますけれども、現在の取り組み状況についてお伺いをいたしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

曾於医師会立病院の充実強化につきましては、曾於地域医療確保対策協議会で現在協議が進んでいるところでございます。本年度4月25日に第1回の協議会がございまして、医師会長より平成25年度作成しました曾於医師会の医療環境調査並びに医師会共同利用施設移転整備等検討に係る支援業務報告書と地域医療在り方検討委員会報告について概要説明がございまして、医師会が次の段階である医師会共同利用施設移転整備等の基本計画、基本構想を策定するにあたりまして、

中長期的な課題と解決方法、そして、その可能性について審議するものであるということの確認がされたところであります。その方向性の目標を定めた曾於医師会では、7月から8月にかけて会員の先生方を対象に、曾於医師会立病院の今後についてアンケート調査が行われておりまして、意見集約として、現在の曾於医師会立病院については、現在の場所でリニューアル、有明病院につきましては休止することでやむを得ないという調査結果であったという報告を受けたところでございます。今後は、このアンケート調査結果をもとに、基本計画策定に向けて協議が進んでいくものと考えているところでございます。

○20番（福重彰史君） 4月25日に協議会が開催をされたということでございますけれども、アンケート調査によって現在の曾於医師会立病院は移転、そしてまた有明病院については休止というようなアンケートの結果が出たというようなことであるようでございますけれども、そういう構成市町の住民の意見、そしてまた曾於医師会の意見というものを取りまとめながら、市長は先般の3月の定例議会でございますけれども、同僚議員の一般質問の中で、平成26年度の早い時期に方向性と具体的な取り組みを協議していきたいという答弁であったかというふうに思いますけれども、今申されたようなアンケート結果が出たのであれば、これに対しての具体的な協議等々を速やかに、やはり行っていないことには、なかなかこの事業も前には進んでいかないというふうに思うところでございます。今後、協議会としては、今年度中にあと何回協議がなされる計画であるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○保健課長（津曲満也君） 例年だと2回ほど開催をしております。それで、今回はまだ1回です。あと1回はあると思っております。

○20番（福重彰史君） これまで、この曾於医師会としましても、昨年8月、そしてまた今年の2月だったですかね。2回シンポジウムを開いておりますけれども、若干テーマは違いましたけれども、いずれにしても厳しい現状というものが浮き彫りになっておるところでございます。このような場を設けることによって、さらに住民の生の声、あるいはまた関係機関の取り組むべき課題というものが見えてくるという意味でも、有意義なシンポジウムではなかったかなというふうに思うところでございます。やはり、こういうようなシンポジウムを通しての大きな課題、そしてまた今協議会の中でも示されたような、そういうような課題、あとは具体的にこのことについてどのような対応ができるのか、可能なのか、そしてまた短期的、あるいはまた中長期的な取り組みに対する計画はどのようにすればいいのか。やはり速やかにスピーディーに実行に移すという、そのような行動力というものが問われていくのではないかなというふうに思うところでございます。なかなか厳しい厳しい、難しい難しいと言っているばかりでは、何の課題解決にもつながらないところでございまして、前にも進みません、やはり危機感を持って、危機感を共有して協議会が設立をされたわけでございますので、曾於地区民の期待に早急に答えるべきであると、そういう行動をすべきであるというふうに思うところでございます。このことにつきまして、もう一回お答えをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） 曾於地域医療確保対策協議会につきましては、南海トラフの地震が発生

したときに、有明病院が水没する地域にあると、そしてまた現在の医師会病院においても老朽化が進んでいると、そしてまた、もう一つは都城医師会病院が移転するということの三つの大きな課題がございまして、それに対応する曾於地域の医療確保をどうするかという観点から設立されたところでございます。その内容につきましては、ますますひっ迫してきているというふうには思っているところでございます。協議会においても、そのことは十分委員の方々は受け止めておられて、そしてこのような早い形での今後の整備についての方針が示されているというふうには思うところでございます。

○20番（福重彰史君） 来年の前半には、4月ですか、6月ですかね。この都城の医師会病院、これが沖水地区に移転しますよね。今の現在地からすると、相当遠くなるわけでございます。そうなりますと、ますます曾於医師会立病院の役割、いわゆる医療機関としての役割ですよね。これが重要になってくるところでございます。まさに待ったなしの状況ではないかなというふうに思うところでございます。そういうようなことも考えながら、協議会としても、この医師会病院の充実した機能強化が早い段階で図れるように取り組んでいただきたいというふうに思います。前回は話をいたしましたけれども、この都城の医師会病院、この移転の大きな要因の中には施設の老朽化、そしてまた今の場所、そしてまた医師会等の医療機関関係者らの利便性があるというふうに言われております。特に、より高速道路に近いところに位置することによって、宮崎医科大学等の利便性、連携が取りやすいということで、医師の確保を念頭に置いた移転でもあるという人もおるところでございます。あわせて現在地が曾於地区寄りということでございまして、圏域市民の利便性も勘案した移転でもあるというふうにも言われておるところでございます。この曾於医師会立病院も昭和59年にオープンをしておりますけれども、オープン以来30年が経過しております。施設も相当老朽化が進んでおります。30年前と現在とは、医師の研修医制度の見直し、あるいは勤務環境や生活環境への考え方も変化をしております。そのような状況では、今の医師会病院の医師の確保というのは非常に難しいものがあるというふうに思うところでございます。そのような曾於地区民の利便性も考えた場合、総合的に考えた場合に、この曾於医師会立病院の移転新築というものは十分視野に入れなければならない、そういう問題であったというふうに思いますが、アンケートの中でもそういうものがお示しされまして、それらをもとにしながら、今後議論が進んでいくというふうに思うところでございます。

その移転の場合、もちろん市をはじめといたしまして、市民が一丸となって取り組み、支援というものが必要になってくる場合でございますけれども、現在の病院の建設時にも当時の曾於8か町、これは必要な負担金を出しております。ただ莫大な建設費が必要になってくるというふうに思いますので、この問題を前進させる上でも、しっかりとの方針を早めに出して、市の負担についても早めに財政計画に組み入れるべきというふうに思うところでございます。当然、本市も少子高齢化、あるいは施設の老朽化等々、これからもまだまだ支出が多くなってまいります。合併したことによりまして、国より財政上の二つの優遇措置が受けられておりますけれども、一つは合併特例債、そしてまた、もう一つは普通交付税の優遇ということでございますけれども、

合併特例債については10年、そして普通交付税につきましても10年、その後は5年間段階的に減らしていくということで、その後になりますと非常に市としての財政も厳しくなってくるだろうというふうに思います。そういう観点からも、先ほど曾於医師会の移転というものについての議論が今後なされるというようなことでございますので、早めにこのことについての方針と市の財政的な取り組みというものをしなければいけないのではないかなというふうに今思うところでございますけれども、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域医療の一次医療、そしてまた二次医療の場ではございますので、その二次医療をどういった形でサービス提供できるかという、いわゆる基本構想がまだ決まっていないところでございます。そして、それを提供するための施設はどうあるべきかということが、今協議されているところでございまして、まず基本構想を定めて、そして基本計画というものが練られていく。その次に、実施の設計等がされまして、予算等が示されるという流れになってくるんじゃないかなというふうに思います。

いずれにしましても、今の流れを見たときに、かなり早い形で展開していただいているなというふうには思っているところでございます。このことにつきましては、また、皆さん方にその都度その都度御相談を申し上げながら、早い形での医療体制が構築されるように努めてまいりたいと思います。

○20番（福重彰史君） いずれにしましても協議を前に進めていただきまして、病院の方向性と具体的な取り組みが図られまして、曾於地区民が安心して医療が受けられるような体制づくりが早くできるように強く要請をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、福重彰史君の一般質問を終わります。

次に、5番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○5番（小辻一海君） 皆さん、こんにちは。2月の選挙におきまして、初当選をさせていただきまして、一般質問が2回目になるところでございますけれども、この場に立ちますと、執行部側にいた時と違いまして、大変緊張しておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

まずはもって、広島において局地的にゲリラ集中豪雨によって、尊い命を失われた犠牲者の皆様の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族並びに被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは質問通告に従い、大きく四つの視点から市長、教育委員長に順次一問一答方式で質問してまいりますので、誠意ある答弁と市民目線での真摯な議論をお願いします。

まず最初に、広島土砂災害など最近の豪雨災害から見た本市の防災対策の取り組みについてでございますが、1日目の一般質問の中で、同僚議員がほぼ同じような内容のことを質問されましたので、同じような質問になることもあるかと思いますが、1日目の市長の答弁された質問に一步踏み込んだ形で私なりに考えをお伺ひいたしますので、よろしくお願ひいたします。

さて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災から、本市も南海トラフ大地震の想定の中、

地震、津波対策という形で避難訓練をはじめ防災対策に取り組まれているように感じますが、山間地もごさいます。この津波対策ということだけを前提にやっていると、山間部におきましては防災に対しての危機感の意識の希薄さが生まれてくるものではないかと危惧するところです。確かに、この津波対策というのも大事な部分ではございますが、災害といっても地震や津波ばかりではありません。本市においては台風や豪雨などの自然災害が発生しやすい地域でもあり、より多くの注意を払う必要があります。大雨が降って大きな災害が出ないと梅雨は明けないと言われるように、毎年梅雨時期には大雨が降り、今年の夏はゲリラ豪雨という経験のない大雨が各地で記録されております。本市も山が多く、そのような現象も発生すると考えられます。また台風シーズンに入ってきますので、いつどこで崖崩れ、土砂災害が発生するか分かりません。万が一崖崩れ、土砂災害が発生した場合でも被害を最低限にする取り組みが必要となってきます。そこで土砂災害から、市民の生命と財産を守る防災対策の基本的な取り組みについてお考えをお伺いします。

○市長（本田修一君） 小辻議員の御質問にお答えいたします。

市の防災対策でございますが、基本となる市地域防災計画が定められております。こちらにつきましては、未曾有の災害となりました東日本大震災を機としまして、地震や津波、大規模災害について同時多発的に発生する複合災害の対応策について見直しを行ったところでございます。それにあわせまして、一般災害と言われる土砂、豪雨、台風などの災害についても同様に見直しを行ったところでございます。また報道等で盛んに言われておりましたが、本市の土砂災害警戒区域の指定につきましても、県により年次的に調査、指定が済んでいるということでございます。今後広島市の災害発生により、各法律や地域防災計画等の見直しもあろうかと思っておりますので、それらの状況を確認しながら、さらに高い防災対策の充実を図ってまいりたいというふうに考えるところであります。

○5番（小辻一海君） ただいま市長の答弁で、防災対策の基本的な取り組みも見直しもされたという答弁をいただきました。では、最近では温暖化のため降雨量も増え、山間地での土砂災害、住宅への浸水災害などの可能性が高まっています。市内にも大雨が降れば必ずと言っていいほど、道路に水があふれたり、急傾斜地が崩れたりする地区が出てきています。このような地区に対しては、年次的に防災対策を講じていくべきであろうと思います。1日目の同僚議員の一般質問のやり取りの中で、果たして防災対策は市として十分対処されていると言えるか、少し疑問に思うところでございました。過去の一般質問の中でも、同僚議員が災害を予測して、事前に防災のためにかけた費用と対策を打たなかった場合に生じる被害率についておよそ1対7になると話され、今1億円の事前防災事業を行うと、将来起こるであろう7億円の被害を減らすことになると言われました。更に、そのことによって救われる人命と財産のことを考えると、それはお金に換算できるものではありません。市は迅速、的確な判断で、住民を守っていく責任があります。そこで、本市地域防災計画において、風水害、土砂災害が予測される際の避難準備情報、避難勧告、または災害指示を出す基準がどのように定められているかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域防災計画によりまして、河川の氾濫及び豪雨、土砂災害について基準を定めているところであります。避難の勧告につきましては、河川の場合は前川、安楽川、菱田川等の水位が氾濫注意水位を突破し、さらに増水が予想され、洪水の危険が相当強まってきたときと定めております。豪雨の際には、豪雨が続き重大な災害が起こる恐れがある場合、例えば連続雨量150ミリを超えた場合、または時間あたりの雨量が50ミリメートルを超えた場合などというふうに具体的に定めているところでございます。

また避難指示につきましては、避難勧告がされた以上の事象が、状況が発生した場合に発令するというふうに定めているところでございます。いずれもそれぞれの事象、事態を基準に総合的に判断しまして発令するというふうに行っているところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいまの答弁で理解いたしました。そこでインターネットから本件の土砂災害警戒区域を拾い出してみますと、平成26年4月現在で区域数は1万3,247か所で、うち土砂災害特別警戒区域は5,202か所指定されているようです。本市は中央部から西側の台地を除いては、一般的に丘陵山間地帯で、傾斜地の多い土地のため崩壊しやすい場所も点在し、そのためにこれまで大雨が降るたびに裏山、田、畑が崩れたり、水路が決壊したりと被害が多く発生しています。限られた地域に短時間に多量の雨が降るゲリラ豪雨に本市がもし襲われると、大きな災害が出る恐れが考えられますが、土砂災害危険箇所の把握はどのように取り組まれているかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 現在、市内には351か所の土砂災害警戒区域が指定されております。平成23年から調査指定が始まりまして、現在も調査は継続しておりまして、市内全域の調査が完了するのは、あと三、四年必要ということでございます。これらの土砂災害警戒区域につきましては、地域にこのようなことの周知をいたしまして、そしてまた豪雨等の状況が発生した場合には、市からの情報について積極的に入手していただくようお願いをするところでございます。

○5番（小辻一海君） そこで、第1次志布志市振興計画の後期基本計画の中で、誰もが安心できる災害に強い町をつくとありますが、その中の防災対策の充実で災害を未然に防止するためには定期的に危険箇所の見直しを図りながら、急傾斜地崩壊対策事業や土砂防止砂防事業などを進め、地震や津波に限らず、台風や大雨などの複合的で総合的な災害対策を検討するとありますが、年に何回危険区域のパトロールなど定期的な点検をされているのか、また点検後は危険箇所の見直しを何年ごとにされているのかお伺いいたします。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

危険箇所の点検についてでございますが、建設課におきましては、急傾斜地の103か所、土石流51か所の危険箇所を指定しておるところでございます。点検におきましては、現在急傾斜事業による工事中の2地区と事業計画並びに実施調査中の2か所につきましては、事業実施に伴い適宜現地を目的等による調査を行っております。

また、過去には弱者施設、病院などとして2か所を点検しております。

また、有明地区におきましては、通山地区の自主防災組織として危険箇所の点検をしていると聞いております。さらに松山地区におきましては、地元消防団による定期的な検査も行っているということを伺っているところでございます。

以上です。

○総務課長（萩本昌一郎君） 全体的な防災対策ということで、防災担当の総務課の方でも、年に防災会議等を実施いたしますけれども、その開催の際に抽出した危険箇所の現地点検等を行っておるところでございます。

それから消防団ですけれども、消防団におきましても、危険と思われる場所の現地確認などをそれぞれ分団ごとに行っているところでございます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 耕地林務水産課では、山地災害防止キャンペーンとしまして、毎年6月に市報に土砂災害防止月間の広報や、県と連携しまして治山事業を行う予定となっている箇所の点検及び被災想定区域内に要援護者施設がある箇所については、直接電話連絡を行い、土砂災害についての周知を行っておるところでございます。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。



午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（小辻一海君） 市長が先ほど点検見直しをされていると答弁がありましたので、提案になるかと思いますが、最近では温暖化のため降雨量が増え、山間部での土砂災害の可能性が高まっています。現在、消防団員及び建設課、耕地課林務水産課、総務課等で、それぞれ土砂災害警戒区域や危険箇所のパトロール点検をされていると、先ほど申されました。そしてまた消防団の方々も仕事もある中での点検、そしてまた職員定員適正化計画が進み、職員も減少をたどる中、さらに多岐にわたる内容を抱えている職員の皆さんは、負担が大変だと思いますので、市長がいつも言われる自助・共助・公助から、地域住民が助け合って守るという立場で、共助の面から考え、土砂災害区域や急傾斜地等の点検パトロールを区域の方々へ巡視員としてお願いして、地区の側溝から流れてきた土砂等の対応や大雨強風のときの地区の状況をよく把握されているのが地区の方だと思います。その方々に声を上げていただき、自然の脅威に対応できる行政側から地域の皆さんへお願いして、緊密な連携と組織をつくる考えはないか、その取り組みについて伺います。

○市長（本田修一君） ただいま御提案がありました内容については、まだ内部的にも検討しておりませんでした。現在の地域の情報につきましては、地区の消防団ないしは地域の方々から直接寄せられているということでございますので、あるいは集落の防災組織のメンバーからも寄せられるということになるかと思っております。新たにそのような形で役割を設けてお願いするという

ことについては、今後内部的に検討してみたいと思います。

○5番（小辻一海君） この件につきましては、組織作りということで、早急に検討をよろしくお願いいたします。

次に、何年か前に、前川の小渕橋に流木がたまり水かさが増しまして、小渕集落の一部に被害をもたらしたことは市長も記憶にあると思います。このような大雨のときに、住民が自主避難しなければいけない降雨量、つまり雨が降る、その水量はどれくらいで避難しなければいけないかという市長の認識。それから連続雨量、先ほど言われたんですけど、1時間あたり150ミリ、それから1時間50ミリというような答弁をされましたけれども、水位、河川の、私は志布志町に住んでおりますので安楽川、前川の避難の危険水位はどれくらいか、市長御答弁をよろしく申し上げます。

○市長（本田修一君） 避難の際の水位についてでございますが、水防団の待機水位、それから氾濫注意水位、それから氾濫危険水位と定めておりまして、前川石踊橋でいきますと、水防団待機の水位が1.9m、氾濫注意水位が2.8m、氾濫危険水位が3.7m、安楽川の上門橋でいきますと、水防団の待機水位が2.8m、氾濫注意水位が3.5m、氾濫危険水位が4.6m、菱田川の田尾橋でいきますと、水防団待機水位が4.9m、氾濫注意水位が5.6m、氾濫危険水位が7.1mであります。

○5番（小辻一海君） ただいま避難基準の水量、それから先ほどの水量、それからただいま水位を設けてあるということで、その場合、市としてそういう危険水位になった場合は、早急な避難情報を出していただきたいと思います。

また県においても土砂災害防止法に基づきまして、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がなされているようです。土砂災害警戒区域などを指定することに対しては、地域としても危険箇所の再確認をし、災害発生に対し、より一層の危機感が持てると思います。そこで現在本市においても調査が行われると思いますが、現在の県の進捗状況と今後の区域指定の見通しについてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 大隅地域振興局によりますと、23年度に調査開始、24年度に指定をしております。29年度までに調査完了というような可能性を示していただきまして、松山地区においては調査指定済みと。そしてまた志布志、有明で一部調査指定が済んでいるということでございます。

○総務課長（萩本昌一郎君） 警戒区域等の県の調査は今市長が申し上げたようなスケジュールで進むところでございます。現在調査完了済みで土砂警戒区域に指定されている市内の箇所は351か所でございます。このあと三、四年、市長が申し上げましたようにかかりますので、今後の調査しただいではこの件数が増えていくということになります。ちなみに、旧町ごとに申し上げますと、松山が136か所、それから志布志が55か所、それから有明が160か所でございます。先ほど市長が申し上げましたように、松山は調査指定が完了済みでございますが、志布志、有明についてはあと三、四年調査がかかるということでございます。

以上でございます。

○5番（小辻一海君） はい、理解をいたしました。

次に、避難場所についてお尋ねします。警報や注意報などが発表された時点で、危険な地域においては早めな安全確保のため、本市も地域防災計画の中で24か所の避難場所が設けられているようです。また災害の程度により20か所の追加避難場所が設けられているようです。本市においては安全性を考え、体育館などの学校施設が数箇所あります。体育館などは広く、エアコン、テレビ等もなく、板張りで硬く、横になりにくい状況にあります。決して快適な空間とは言えず、住民が避難をためらう一因となっているのではないかと感じるどころです。身を寄せるところが硬い場合はマットを準備するとかして、横になれる環境を整え、災害情報を得るためのテレビ、ラジオも臨時的でも準備すべきだと思います。それが不可能であれば、地区にある生涯学習施設、公民館、文化施設等を利用すれば、部屋に畳部屋もあり、避難する方が心理的に負担が随分軽くなるのではないかと考えるのですが、学校の体育館施設等を地区にある生涯学習施設へ変更する考えはないかお伺いいたします。

○総務課長（萩本昌一郎君） ただいま議員の御質問がございましたように、避難場所として、第1次避難場所に24か所指定をしているところでございます。今議員が御質問にありましたように、中には体育館とか、それから空調施設、畳等がなくて、大変避難に不便な場所、あるいは情報通信手段もないような、そういう場所も含まれているところでございます。

今年2回台風が発生しまして、第1回目の8号のときには最初でございましたので、今議員の御質問の24か所を避難場所として指定していたところでございますが、今御質問のあったようなそういう不都合等もございまして、2回目の11号の台風のときには、それまでの避難状況等を勘案しまして、今議員が申されましたような形で、畳があって、そういうテレビ等の情報手段を避難者が利用できるようなそういうところということで24のうちから12か所に絞りまして、避難所として設定したところでございます。御質問がございましたように、今後やはり避難される方が、畳等でゆっくりと休めるような、そして情報が手に入るような場所への避難場所の見直しというのを今後、今回2回というか、2回目に実施しましたけども、そういった事例等を参考にしながら、今後どういった避難場所がいいのか、今までの場所等を参考にしながら逐次見直し等を図っていきたいと考えております。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。やはり避難される方が、環境に優しいところで避難されるような形でお願いしたいと思います。

では、次に入ります。市長、8年前に作成された現在の志布志市防災マップが避難情報伝達方法及び避難場所など記載表示された事項が果たして正確であるか疑問に思うところであります。また、いざとなった場合に、自分たちが避難する場所がここだと理解をしている世帯がどれだけあるか。このようなことから、防災マップは自主防災組織活動や安全意識の啓発などに必要な資料だと思いますが、市民の生命・財産を守る防災資料が8年前に作成されたものだと考えたとき、きっと不安に思うのではないのでしょうか。また、きめ細やかで、地区ごとの避難場所は記載されたもので、自分の住む地域ではどんな災害が起きやすいかを知っておくために必要になってくる

のではないかと思うところです。先ほど市長の答弁では、県の土砂災害警戒区域の指定終了が29年頃の見通しであるとのことですが、ハザードマップ、これは県の調査結果で警戒区域が指定されるため、その指定情報等により作成されると聞いております。その指定を待ってハザードマップを作成しようとするれば、三、四年先になります。その前に広島の場合のように異常気象による災害は激しさを増しているようですので、本市においても大変被害が考えられ、また諸災害の発生する可能性もあるわけです。ゲリラ豪雨がいつ発生しても不思議でない現状ですから、住民の人命と財産を守る基礎資料の防災マップに早急に着手しなければいけないのではないかと考えるところですが、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ハザードマップにつきましては、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険箇所、避難所を示したマップを、志布志地区と有明、松山地区に分けて平成19年に作成しております。この後、新たに危険箇所ということについては、特段、見直し指定はしていないところでございますが、基本的にはこのマップによって注意を喚起しているということでございます。ただ昨今、集中豪雨が厳しい状況になっているということでございますので、これは、今定めているものは、多分一時的な形での指定になるということになるのではないかとということで、さらに現在のようなゲリラ的豪雨が発生したときには、また別の見直しが必要というふうには思うところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま市長の答弁がありました。今の防災マップは8年前作成されたということで、本当に今、いつゲリラ豪雨が発生するか分からない気象でございます。万が一発生したら大変なことになると考えます。だから、ただいま市長が申されましたけれども、いざ災害といったときに、どのような形で避難していくか、またどういう形で連絡していくか、そしてまたどんな場所が災害危険箇所に予測されているのかが記されない防災マップの見直し整備では、なかなか前には進まないと思いますので、危険箇所が整備されたところが、そのまま危険箇所に載っている可能性も19年の防災マップだから、多分あると思います。そういう形で修正されたときには、すぐそういう防災マップも修正していただいて、市民の人命と財産を守る貴重な避難のマップですので、そのマップを早急に修正して作成する考えはないか、重ねて要望をいたします。

○総務課長（萩本昌一郎君） はい、ただいま御質問いただきました。そしてまた市長が答弁いたしましたように、現在各世帯に配布してありますハザードマップにつきましては、平成19年度に作成したものでございます。それから、今議員がおっしゃいましたように年数も経っておりますし、また新たな今危険箇所の調査とか、そういったものをいたしておりますので、その後いろいろ訓練等で判明したこと等もありますので、そういったこと等を総合的に勘案しながら、市民の方にお示しできるような形でのマップとか方策とか、そういったことを検討しながら、そしてまた県の調査も三、四年かかりますけれども、そういったことがまた後で加えられるような形での、市民の方への早めの情報の通知という形を検討させていただければというふうに思います。

○5番（小辻一海君） 市民の避難の一番大切なものでございますので、よろしく願いいたし

ます。

では、今回の広島災害では、新聞等の報道によりますと、住民への情報伝達が課題だったとして指摘されているようで、皆さんそれぞれ広報、情報がいかに重要か再認識されたものだと思います。そこで本市においては、災害の備えに対して、市民への啓発活動とあわせて具体的な避難勧告・指示などの情報伝達をどのように取り組まれているかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 市の災害対策に関する情報伝達でございますが、先日、台風接近の際も活用いたしました。防災行政無線や各地、各家庭に設置しました行政告知端末、メール配信、市のホームページ、民放テレビ局のデータ放送、ケーブルテレビ等により伝達をしているところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま答弁をいただきました。本市は、あらゆる方向から情報伝達を行っていただいているのは理解いたしました。

そこで、情報通信の設備機器が使用できなくなった災害が発生した場合などを想定した業務継続についてお尋ねします。情報電算管理及びデータのバックアップや道路の破壊等によって、職場へ出てこられない職員も考えられますが、必要な職員が出勤できない場合、また電力が停電した場合、さらに台風などの強風でケーブルテレビの光ケーブルの線が切断された場合を想定し、必要な外部との連絡が取れない場合などについて、今の段階での対策はどのように取り組まれるか、考えをお伺いいたします。

○総務課長（萩本昌一郎君） 市民への、住民への皆さんへの情報伝達手段につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。今御質問のは、それらが、もし災害時に使用できなくなったらというような御質問だと思います。特に、住民向けへの情報伝達につきましては防災無線がございます。ただし、非常時ということでございますので、もし停電等が発生した場合なんですが、その場合でも72時間の非常用電源が稼働することになっておりますので、防災無線自体は復旧するまでに72時間は稼働できますので、市民へのそういったお知らせはできるんじゃないかと。それから各家庭に情報告知端末がございますけども、停電等の場合、それぞれ電池を入れていらっしゃるかと思いますので、それも電池寿命がある間は使えるのではなかろうかというふうに考えているところでございます。それからあわせてメール配信等もいたしておりますので、もしそういう非常時に市民への連絡は今のよう形ですが、職員等への連絡につきましても、今の手段のほかにメール配信ということでメール登録等をしていただいておりますので、そういった形で連絡できるのではないかと今思っているところでございます。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。そのことについては、十分検討されまして、情報提供というのが一番重要になってきますので、そのことは、よろしくお伺いいたします。

先ほど答弁をいただきましたが、啓発活動の取り組みについてお尋ねします。私が地域の人に、「災害が起きたら避難する場所はどこですか」とお聞きしましたところ、即答された方々の少なさと知らない方が多かったことにびっくりしたところでした。大雨や台風などで告知放送端末の防災情報でお知らせはよくされますが、それを聞いていないという方が多いようでございます。

また、防災マップのことをお聞きしますと、持っていない、知らないという方、防災マップは先ほど申し上げましたとおり8年前のもので、なかなか手に持っていない方が多いようでございます。そういうことから、災害時の避難に対する心構えを改めなければ大変なことになると痛感させられたところでした。もしも災害、緊急事態が発生したら、私たち市民は何をしたらよいか、家族との連絡、避難場所、避難経路の確認など、災害の準備に対しての啓発活動の取り組みについて重要ですので考え方を伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話のとおり、なかなか私どもが考えている内容について、市民の方々が十分理解していただくと。そしてまた、その対策について対応していただくということについては、厳しい状況ということは認識しているところでございます。私どもとしましては、重ねて重ねてこのことについては告知をし、また訓練等を開始しまして、一緒になってそのことについて取り組みをしていただくということを重ねていくしか仕方ないのかなというふうには思うところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま市長の方から答弁がありましたが、確かに告知、訓練等はされると思いますが、また市からの印刷物、それからホームページ等を多く提供されているように思います。情報を受け取り適切に活用することも非常に大事でございますが、やはり先ほど少し触れられましたけれども、訓練、定期的な呼びかけで災害に対する備えとなる情報発信も必要となってくると思いますが、そのあたりの考え方を伺いたします。

○市長（本田修一君） 3.11が発生いたしまして、文字通り日本全体に激震が走ったということとございまして、それに伴って、防災計画の国全体の見直しが始まり、そして私どもの地でも、それに基づいて見直しをしているところでございます。そしてまた、全国各地で豪雨災害等が起こるたびに、国、県から注意喚起がされまして、その点につきまして、私どもは市の体制について体制の点検をするとともに、市民に対しても広報をしているところでございます。ということで、その都度その都度広報、告知を重ねると、そしてまた避難の訓練等についても、計画的に開催していくということを今後も更に計画を密にして取り組んでまいりたいというふうに思います。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。この防災対策につきましては、このほかに自主防災組織の育成の件、消防団員、職員の安全対策における研修、要援護者支援対策など危惧するところがたくさんあるようでありますので、今回は時間の関係上、次の機会の質問につなげていきたいと思っております。市民の生命・財産を守るため、施策にしっかり取り組んでいただくことをお願いしまして、次に移ります。

次に、本市の消防教育と避難訓練の取り組みについてでございます。防災教育の観点から、教育長へお尋ねします。今回発生した災害のゲリラ豪雨は、今の気象観測の技術では住民が避難するタイミングまで正確に判断することはとても難しいと言われ、また自治体やメディアの情報だけに頼っていても逃げ遅れてしまう可能性があると言われ、日頃の学校での防災教育が非常に大事になってきます。近年、児童生徒に対する防災教育は、生きる力を育む学校での安全教育に示されている安全教育の目標に準じて行われていると理解しているところでございます。

例えば、海岸に近い学校では、大きな津波等を想定した避難訓練の経緯が増えてきています。本市においては、志布志小、香月小、通山小が通常の避難訓練に加えまして、津波を想定した避難訓練が実施されているようです。このように地域の特質に応じて、自然災害に対しての様々な安全対策が求められ、地形や地質の特性によっては、地震に伴って大規模な斜面崩壊が生ずる可能性もあり、学校の立地場所、通学路の状況を把握しておくことは必要で、大雨などによる中山間地域では、崖崩れや土砂災害が発生する恐れがあります。そんな時にどうやって自分の身を守り、人の身を守るんだという生きる力を育む今後の防災教育と避難訓練の在り方や方向性についてお伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） それでは、本市の防災教育と避難訓練の取り組みについてお答えします。

異常気象による集中豪雨、台風に加え土砂災害など、火災、地震、津波と同様に様々な自然災害に対する防災教育、避難訓練等の備えが必要だと考えております。今年度の本市の小中学校においては、年2回から3回の避難訓練を計画しております。市内21校中、地震の避難訓練を実施している学校が21校、火災が20校、津波が9校、風水害が9校となっております。

例えば、風水害の避難訓練を実施している学校では、担当教員や集落担当保護者とともに集団下校を行っております。今年度台風8号の接近した際には、原田小学校において、保護者に対し、メールや連絡網で保護者に迎えにきてもらい、保護者に引き渡しをして下校いたしました。また年度初めには、アンケートや危険箇所点検を行い、風水害を含めた危険箇所マップも作成し、子供たちへ指導するとともに保護者にも配布しております。今後、地震、津波、火災、風水害を含めた自然災害から命を守るための防災教育や避難訓練の充実に努めてまいります。

以上です。

○5番（小辻一海君） ただいま教育長の答弁で、各学校の状況に応じた防災対策が講じられているようで安心したところでございました。

市長、この防災教育に対して市長の考え方についてお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の防災教育につきましては、平成24年、25年の2か年、実践的防災教育総合支援事業に通山小学校、有明中学校がモデル校として取り組みを行ってきたところであります。通山小学校については、特に津波に対しての避難訓練や防災授業、有明中学校では防災教室や地震に対する訓練等を実施し、他校のモデルとなるような先進的な取り組みがなされたところであります。

また避難訓練につきましては、平成23年から年1回、津波避難訓練を沿岸部で実施しまして、本年につきましては、県の総合防災訓練と共催し、82機関、4,200名の参加があったところであります。

また、例年6月の土砂災害防止月間に合わせ、6月上旬には全国的に実施される土砂災害全国統一防災訓練を実施しているところであります。

ほかにも病院や福祉施設においては、避難訓練等は実施されておりますが、一部では福祉施設

と周辺の自治会などが連携し、避難訓練が実施されている地域もございます。今後につきましては、災害の際の中心となることが期待される自主防災組織の活性化を図りながら、継続して訓練を実施したいと考えています。

○5番（小辻一海君） ただいま市長の方から御答弁をいただきました。今後、教育委員会と連携を保っていただきまして、通学路等の危険箇所もいっぱいありますので、災害に備えて防災対策をよろしくをお願いします。

それにあわせて、通学路において、雑木、竹、雑草が道路に覆いかぶさり、暗くて、強風になると、今にも土砂災害が発生する可能性のある危険箇所が見受けられるようです。通学路の多くは地域住民との生活に密着しており、複雑な利害関係の故に調査や意見がまとまらず、危険箇所と分かりながらも対応が遅れている箇所が見受けられますが、そこを保護者、地域の方々の御協力をいただき、所有者に相談して、雑木、竹、雑草の伐採はできないものか。また通学路の危険箇所のパトロールや定期的な点検をされているか、あわせて、危険箇所は市内で何箇所あるかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

道路の伐採、清掃作業につきましては、市では自治会の方々を中心に市道の清掃作業、管理作業について取り組みをしていただいているところでございます。そして集落で、自治会で担うことができない分については、市の方ですするというところをしております。

通学路については、特にその該当する自治会の方で、入念にされるんじゃないかというふうには思うところでございます。ただ、昨日も議論がありましたように、高所の覆いかぶさっている樹木については、高所伐採作業を更に予算を増やしながらか順次対応していきたいということを想定しているところでございます。今後とも危険箇所がございましたら、そのことについては、こちらの方にお知らせいただければ、重点的に取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

そしてまた通学路の安全対策については、教育委員会の方で取り組んでいるようでございますので、教育委員会の方で回答いたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

通学路の安全確保につきましては、それぞれの学校ごとに行っているのが一つあります。教育委員会としては、全体的な立場で、通学路安全対策会議というのを年1回持っております。そこには学校教育課、それから建設課等を含めて、それから国土省の方も参加いたしまして、市内で通学路でちょっと危険なところはどういうところがあるのかということについての共通理解を図って、そのうちにとりあえず現場を見て確認をした方がいいというようなところについては、現場に行きまして通学路の安全点検をします。そして、その結果を持ち寄って、9月か10月になりまして、どのような対応をしていくということを学校に連絡するようしております。

いずれにしましても、今回の議会で道路のこととかいろいろ出ていますけども、道路の拡張、あるいは子供たちが日常使っている通学路につきましては、本当に市民の方々が非常に多くの関心を寄せていただいております。私としても非常に有り難く思っています。学校でのいろんな

対応を、今、それぞれの学校でしているわけですが、先ほど議員が言われましたように、やっぱり事前にいろんな対策をとると。そのことが大事だということを常々学校にも言っております。事後の対応より事前の対応という言葉がありますが、事前に多くの時間を割いた方が事後に事故が起きてもそんなに大きな労力は要しない。お金もそうだと思います。そういう意味で事前の対応をきちんとしていくということが非常に大事なかと、改めて思っております。通学路の危険箇所とかの状況については、学校教育課長が答えます。

○学校教育課長（松元伊知郎君） それでは、志布志市内の通学路の中で、土砂災害等に対する危険が予想される場所について、数についてお答えいたします。市内16の小中学校区で全部で81か所の危険箇所がございます。

以上です。

○5番（小辻一海君） 危険箇所は分かりました。教育長が答弁されましたように、事前に分かったところを早く対応するというのが一番重要なことだと思いますので、このような危険箇所については早急な対応をお願いします。

ところで、市立の有明小中学校から市道吉村・押切線沿いに通山の方へ用水路があるわけですが、ここは通学路にもなっていて、保護者から台風、大雨、ゲリラ豪雨時における危険の声があり、以前から指摘され、一般質問でも何回か取り上げられた経緯があるようです。今どのような対策が協議されているか、そのあたりをお伺いいたします。もう多くの雨が降ると、すごい溪流になっておりますので、そのあたりの考え方を伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

先ほど申し上げましたが、通学路安全対策会議の中で、今議員御指摘の有明小、有明中の用水路のところの通学路の点検は必要だということで、現場に行って点検をしております。このあと、また建設課と耕地林務水産課ですかね、用水路の関係とガードレールとの関係がありますので建設課と耕地林務水産課の方での対応を今後考えていくことになると思います。いずれにしても、前々から指摘されていることですので、教育委員会の方としても、市長部局の管理の建設課、耕地林務水産課とも連携を図りながら、早めの対応をしていかなきゃいけないのかなと、そういうふうにも思っております。

以上です。

○5番（小辻一海君） 教育委員会側は今そういう形で対策ということで、耕地林務水産課と協議されるということですが、このことについては以前から対応というようなことが何回か出ていたように思うところですが、そのあたりの市長、考えをお願いいたします。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

吉村・押切線の沿道に沿ってある歩道兼、本当は農道なんですけど、便宜上ですね、市道に歩道がない関係上、水路の反対側の農道を学校としては通学路ということで指定されて通学いただいているところがございます。その箇所につきましては、逐次、昨年度もガードパイプが開いているとか、少し路肩が落ちているとかというところにつきましては、建設課の方で補修をかけ

ているところがございます。これからもそういう箇所があれば、随時補修をかけていく所存でございます。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。あそこのところは保護者の方から、大雨にはすごい広くて怖いというような話が出ておりますので、土地改良区等とのいろいろと協議になると思うんですけど、大変長いので、あそこにふたをかぶせるといって、莫大な費用がかかるんじゃないかなと察するところなんです。そこで先ほど建設課長が申されましたとおりガードレールを立てるなり、危険箇所の要請があった場合は、すぐ対応をよろしく願いいたします。

ただいまそれぞれ答弁をいただきましたが、今後はこれらのことを踏まえ、教育委員会、学校、PTAの方々、さらに地区の皆様の御協力をいただき、本市から将来を担う児童生徒の命が絶たれることのないよう、通学路の危険箇所把握と点検など早急な整備をよろしく願いしまして次に移ります。

次に、田之浦・四浦分団消防詰所の移転について、市長にお尋ねします。各地域に消防分団詰所が配置をされていますが、田之浦分団詰所は市道樽野・大越線の道路側に位置し、建築され、平成24年に四浦分団と統合により、駐車場も狭く市道に団員の車を駐車しなければならない状況で、火災などの緊急時には大変不便をきたし、地域の皆さんに迷惑をかけているような状況で、老朽化した詰所は移転し、建て替えることになれば、使用している消防団員の皆さんの士気の高揚にもつながると思います。そこで田之浦分団詰所の建設年数と消防詰所のそれぞれの整備計画についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市内の消防分団につきましては、松山方面隊3分団、有明方面隊4分団、志布志方面隊につきましては消防団再編基本方針にのっとり、分団の合併を推進した結果、10分団が7分団へ再編されまして、合計で14分団となっているところがございます。また各分団においては、地域に密着した防災活動機関として、火災や災害に対する消防活動等、市民の生命・財産を守るため献身的に努力されていることに対しまして心から感謝申し上げます。

さて、議員御質問の田之浦・四浦分団消防詰所の移転でございますが、詰所につきましては合併後もそれぞれの詰所を拠点として活動していただいておりますので、市といたしましては老朽化している詰所の改修、移転等を年次的に実施しているところがございます。非常時の確実な手段、出動及び消火体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えているところがございます。

○5番（小辻一海君） 答弁で分かりましたんですけど、分団詰所の建設年数はいつですかね。

○志布志支所長（川野賢二君） 今議員お尋ねの消防詰所の建設の件でございますけれども、今年度は今回の補正予算に計上しております安楽分団の詰所移転のための用地取得を計画しております。来年度建設の予定でございます。その後につきましては、今市長の方からもありまして、現在分団の再編を推進しているところがございますので、合併状況等を踏まえた上で、意見集約しながら整備してまいります。

建設年次につきましては、今、過疎計画等で安楽分団の用地取得、建設ということで、27年度

までは計画を持っておりますけど、その後につきましては、今ありましたとおり、当初老朽化による建設年次を手持ちでありましたけれども、合併等の要件が、合併等を今進めているところまでございまして、これにつきましては、今後また合併の行方等を踏まえた上で、集約して整備してまいります。建築年数につきましてはここにあります。今あります安楽分団が昭和54年、田之浦につきましては昭和57年、四浦につきましては昭和63年です。

○5番（小辻一海君） 分かりました。ただいま答弁を課長の方から、年数等もいただいたわけですが、建設は昭和57年で、四浦が63年ということでございます。話によると、来年度、田之浦消防分団に予定で小型ポンプ積載車が購入されるというような話も聞きました。有り難いことではございますけれども、消防車庫等が少し狭いように感じられるところでございます。

また、先ほど市長の方からもありましたように、詰所等は年次計画するというところで、また再編の方も、今、方針でされているようだと思うところでございます。田之浦の場合は、多分四浦と田之浦が今一緒になっておりますので、近い将来、森山と再編で一緒になるのではないかなど予測するところではございます。そうなった場合、田之浦、四浦、森山、3分団の協議にはなると思いますが、その中心地が田之浦の方になるようではございますので、その拠点となった場合、田之浦のふるさと交流館の横に移転すると駐車場も広く、敷地も確保する用地取得費も必要なく、さらに田之浦地区の災害の避難場所に今回から取り入れられているようではございますので、ぜひとも消防団員の更なる士気を高める、それから田之浦地区の皆さんの交流館への要望ですので、ぜひともそのようにお願いしたいと考えておりますが、市長の考えをもう一回お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

森山分団につきましては、今後、消防幹部会等で合併の方向で進めていくという基本的な方針になっているようではございます。そのことをもって、その地域で、どこに消防分団の詰所を設置すればいいかということの協議がされるというふうには思うところでございます。田之浦のふるさと交流館につきましても有望な候補地とは思っております。

○5番（小辻一海君） この件につきましては、市長がただいま答弁された方向で、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

次へ入ります。では、支所機能の再編についてでございますが、市長におかれましては、現在平成23年度から平成27年度までの第2次志布志市職員定員適正化計画に基づき、人件費の抑制に努めた行政改革に取り組んでいただいていると思っております。そのあたりを踏まえ、本庁の機能を一部分担して、志布志支所の権限を強化する考えはないかお尋ねします。その前に、私の質問と十分関連しますのでお尋ねします。3月、6月議会の一般質問の中で、本庁の在り方検討委員会を立ち上げる考えはないかとの同僚議員からの質問があり、10年が到来するというところで、検討してもよい時期になっている。マニフェストにも述べていると答弁されました。このことについては、あとで同僚議員が通告されていますので、議論されると思っておりますので、ここでは本庁の在り方検討委員会が設立されたか答弁をいただくだけで結構ですのでお願いします。

○市長（本田修一君） はじめに、本庁の在り方検討委員会設置についてでございますが、設置

のための準備をしているという段階で、まだ設置はされておられません。

本庁と支所の機能分担でございますが、効果的で効率的な組織を構築するために、毎年所管課とヒアリングを行いながら、段階的に見直しを実施しております。現在全体で29課100係を配置しております。そのうち志布志支所については教育委員会や水道課を含めて8課29係、職員数92人の組織体制で行政サービスの提供を行っております。限られた行政資源の中で、行政改革大綱に基づく第2次集中改革プランを実行していくためには、更なる業務の平準化や事業の選択と集中による取り組みが必要であります。

現在本庁の庁舎設置方式は、総合支所方式と分庁方式の併用型を採用しているところでございますが、支所機能については、住民サービスが低下しないよう最大限の機能を持たせているところであります。今後も引き続いて行政改革を推進し、最小の経費で最大の効果を上げられるよう努力してまいりたいと考えております。

ちょっと読み間違えがございまして、現在、「本庁の庁舎設置方式」というふうに述べたところでございますが、「本市の庁舎設置方式」でございます。

○5番（小辻一海君） 市長、本庁舎の在り方検討委員会はまだ設置されていないんですね。このことは3月、6月にも出ましたですよ。市長、前回も私は申し上げたと思います。私を含め、ここにいらっしゃる議員の皆さんの質問は、市民の声として受け止めていただきたい。市民の負託を受けてここに立って質問をしているのですから、検討、研究の、先ほど言われたように答弁でいいと思います。しかし、次のときは、質問したことが一歩二歩、やはり前進して市民の声が受け止められたことによって私たち議員は、私を含めて議員の皆さんは使命感が達成されたということで市民から信頼を受けてここに立つことができるんだと、私は思っております。それなのに3月、6月、このことについては、前から合併した前からですよ、もう8年です。どうなるんですか、本庁は、本庁舎はと。よく議論された問題ですよ。やはり私たちはこの場に立って、市長に質問、提案するのは、先ほど言いましたように、市民の声を私たちは受けて、市長に質問しているんですよ。それがですよ、分かりませんが、あと同僚議員の方がこのことについて質問されると思いますけど、これはやはり3月ですよ。6月、もう6か月。しかもこのことについては前からですよ。先ほど言いましたですよ。市長のマニフェストにも時期が来たというような話をされているわけですよ。だからやはりこのことにはスピーディーな行政運営をしていただきたいと思います。そこでいいです。

では、現在、職員定員適正化計画に基づき、平成23年10月より業務量調査が行われたところですが、業務量調査が行われ、3年経過の中で、本庁、支所の業務量調査の把握はもうできたのではないかと思います。その取り組みの状況と、それによって各課のヒアリングの状況をお伺いいたします。

○総務課長（萩本昌一郎君） 業務量調査の件でございますが、議員が今申されましたように23年度から実施しているところでございます。25年度におきます市全体におけます業務時間数なんですが、1人あたりは1,882時間ということでございました。なお、調査を始めました23年10月か

ら24年9月までの1年間では、1,917時間でございましたので、先ほど1,882時間と申し上げましたが、職員が年々減少していく中で、業務時間数を縮減できたのは、業務の見直しや平準化が進んだ結果だと認識しているところでございます。

それから、そういった状況に基づきまして、それぞれの組織、機構等を見直しをしながら、毎年それぞれヒアリング等を実施させていただいているところでございますが、それに基づきまして、今年4月からは、本庁、支所、それから係のそういった業務に基づいた平準化を行いまして、特に福祉課におきましては、係を1つ増やすとかそういった手はずをしながら、業務に合った形での現在の職員の適正配置を行っているところでございます。今後もこれで十分ではございませんので、今後更に業務の内容等を見直しをしながら適正な組織、それから職員配置に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○5番（小辻一海君） 今課長の方から答弁があったわけですが、この業務量調査で、本庁、各支所の窓口に来庁者が何人いて、どれだけの人が対応されたかというのは、調査では、今のところ数字はいいんですけど、そのことについては来庁者の人数等は分かりますよね。

○総務課長（萩本昌一郎君） ただいま全体の業務時間数の中でお答えしたわけなんですけど、本庁、支所に限って申し上げますと。失礼いたしました。来客数ですね。それでいきますと数字はまたあとで詳しく担当が述べますが、今やはり来客数で言えば、志布志の支所が一番多いというような形の結果が出ているようでございます。業務量区分によります1年間の窓口業務につきましては、パーセントで申し訳ないんですけど、本庁が35.4%、志布志支所で40.9%、松山支所で23.7%というようなことでございまして、先ほど申し上げましたように来客数で言えば、志布志支所が一番多いというような数字、形の実態になっているようでございます。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。業務量の中身の量については、またあとで総務課あたりの方にまいりますので、その時に資料をいただければ結構だと思います。

そこで市長、先ほど言いましたように、過去の一般質問の中でも本庁を志布志支所にという論議が相当されましたですね。その中で、やはり私も人口集中地区に本庁があるのが当然のような気がします。本市の場合、合併協議会で決定され、変則的な本庁方式を取り組まれたので、論議が絶えなかったのではないかと、私自身思うところです。市長は、先ほど言いました3月、6月議会で10年という説明であるので、検討委員会等も立ち上げ、いろいろと客観的及び多角的な現地から意見集約などをして、現在の本庁舎を新たに建設するか、本庁舎を建設するということではないんですけど、新たに考えるというような話を答弁されたようです。現在の本庁舎を新たに建築するとなると、多額の財源が伴うと思います。それで将来に大きな負担を残すことになりまので、本庁舎は現在のままで、国際バルク戦略港、それから商工観光及び交通のアクセスのことを考え、港湾商工課や業務量調査でも出ていると思いますけれども、民生部門、特に来庁者が多かった部門のところの課、それを志布志支所の方にさせていただき、分庁方式のような形をとれないか伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御議論いただく内容につきましては、合併直後からそのような議論、提案があったというふうに思うところでございます。そのたびに私自身は、合併したことで財政的な効率運営を目指すんだと、そして新たな建設を避けるんだと。そしてまたそういう流れであっても市民サービスの低下を招かない行政をしていくんだということのお話をし、そしてまた、その都度その都度、市民から様々な御意見等がありましたら修正しながらやってきたつもりでございます。現在のところ、その機能について、それでは今お話がありましたような部門について、さらに分庁を進めるのかということについては、私自身は今の体制のままで十分機能性は発揮されているというふうに思うところでございます。今後も、また更に定員が削減する中で行う市民サービスの提供という観点から考えたときに、まず第一にもってサービス提供に支障を来さないようにするという前提で全体の組織運営があるというふうに思いますので、今申しましたようなことで、また極端に人数が減ってきたら、どうするかということも考えなきゃならないということでございますが、現在は今の方式のままで定員の見直し、削減について、どのような対応ができるかということの観点から削減がされておりますので、十分機能は保たれているというふうに認識しているところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま市長の方から方向性を示していただいたわけですが、私の本庁方式から、分庁方式へ変更をお願いしたいのは、先ほど述べましたが、現時点での財政的な問題や商店街関係、それから港湾関係、観光関係の方々の意見を拝聴したこと。また、旧3町の庁舎が何年か先には、それぞれ老朽化してきます。その時点で本庁舎を建設すればいいと思います。それまでは、分庁式をとられたら、旧3町の市民の方々もそれぞれ庁舎が分庁として自分のところで機能しているので理解が得られるのではないかと私は思っているところでございますが、市長の考え方を伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

特に、商工観光、港湾というような部門だろうかというふうに思いますが、合併以来、このことについては私も特に重点的に市民の方々と接しまして、そして、その要望については、答えられるところは答えながら取り組みをしてきたところでございます。これが例えば、それが志布志支所にこの部門があれば担当課があれば、それなりに担当課においては市民の方と密な関係が保たれるということになろうかと思いますが、本来、私どもが、この行政として担うということになれば、商工振興、港湾振興、観光振興でございます。そういった観点から、私どもが、今とっている組織の在り方の中で、特段振興を果たされていなかったのかと。商工振興ができていなかったのか、港湾振興が果たされていなかったのか、観光振興が果たされていなかったかという観点から考えますと、私は、十分機能を全うしてきているというふうに思うところでございます。特に港湾においては、私自身は、現在、鹿児島県の港湾振興協議会の会長をしております。そしてまた、九州地区の会長も今度仰せつかったところでございまして、港湾振興という観点を考えると、これは国、県がいかに関の整備をするかということが、まず第一でございます。そして、それをするためには、港湾に関わる方々がどういった要望をお持ちであって、そしてまた、今新

たにバルク戦略港湾の指定と整備というのがございますが、ここについては本社がどういった意向を持っているかということが大きなウエート占めているようでございます。そういう意味合いからしまして、新たに港湾振興の整備については、直接的に、あそこに担当課があるということになれば、私は毎日のように課長に、あるいは補佐に出てこいと、本庁の方に出てこいというような形で連絡をしなくてはならない場面ではなかったかなというふうに思うところでございます。そういう意味合いからしまして、ほかの事業につきましても、私自身としましては、本庁にいろんな機能が集中した形の方が、行政運営はスムーズにいくというふうには基本的には思うところでございます。

○5番（小辻一海君） 市長の考えはよく分かりました。やはり市長が申されましたとおり、港の整備というのは国、県です。それはもう分かりました。もちろんです。それから先ほど会社、一つの会社に例えてるんですけども、やっぱり本社が、命令機能を出すのが本社ですからね。と申されましたよね。それを、この支社が、支所が、この工場が本社にこういう状況ですよということを申すのが、本社がやるんじゃないんですよ。本社は、一番どこが、どこにある会社がもうけてもらうというのが本社の考えですから、志布志がどンドンどンドン、いろいろ会社の機能が発展すれば、本社は喜ぶわけですよ。だからこの、いかにこの支店長が動くかなんですよ。私はそう思いますよ。何が本社ですよ、そのいち上の、そりゃ命令を一番起こすのは上ですよ。しかし、やはり一生懸命やるのは、この志布志の支店が一番やるわけですから、そこが本社に通じて、ここがもうからなければ、本社はすぐつぶしますよ、志布志を。そこが会社なんですよ。私はそう思いますよ。まあいいです。市長の考えと、今までうちの志布志市の議員の方々がいろいろこのことについては、私も執行部側として聞いてきました。やはり市長と考えが、すれ違いがあるようです。そのことについてはもう申しません。

次に、提案ですけれども、今3町の庁舎が、先ほどいいました老朽化、新庁舎を建設することに、やがてなると思います。その場合に、のちの世代に負担がかかると大変だと思いますので、現世代の責任のもとで、将来の志布志を担う世代のために本庁舎建設の積立基金を取り組む考えはないか、市長の考えをお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本庁舎建設ということにつきましては、いろいろ御意見があらうかと思えます。今の支所をさらにリニューアルして使えとか、それとも今お話がありました分庁方式にきなさいとか、そういう大きな課題というのが控えてございますので、十分ここは準備期間において、在り方の検討委員会の設置するというふうなふうに考えているところでございます。

そのような中で、今お話がありましたように、どちらにしても庁舎建設の事業が始まるとなれば、新たな資金が必要ということになりますので、基金の醸成については、当然必要だということとは考えているところがございます。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。本庁の在り方検討委員会等で協議をよろしく願います。

次に入ります。教育行政についてでございます。このことにつきましては、1日目の同僚議員の御質問等もありましたので、1点だけ、教育長お願いします。

昨年、厚生労働省が調査で健康や生活の支障を来すインターネット依存の中高生が全国推計51万8,000人も占めるという公表がありました。これは中高生の8%に相当するという事です。パソコンや携帯電話などで、1日12時間を超えるような長時間情報交換やゲームに没頭して、精神面でのトラブルを引き起こす、視力低下や筋力低下といった指摘がされているようです。このようなインターネット依存などの把握をされているかお伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

これまで本市教育委員会は、県あるいは市PTA連絡協議会とともに、必要のない携帯電話、あるいはスマートフォンは持たせないことを基本に児童生徒や保護者へお願いしてまいりました。本市においては、平成25年度には小学生の5人に1人が、そして中学生の4人に1人が自分専用の携帯電話やスマートフォンを所持するようになり、持たせないことを中心にした指導では実態にそぐわないものになってまいりました。

そこで、携帯電話、スマートフォンの使用に関する配慮事項について、市PTA連絡協議会や市校長会と連携して、緊急文書を全家庭に配布したり、児童生徒が携帯電話等をきっかけに、犯罪に巻き込まれている情報をPTA等で積極的に公開したりして、子供を守るのは保護者の務めであること訴えてまいりました。また昨年度からは県下一斉に学校ネットパトロール事業が展開され、県内小中高、特別支援学校の児童生徒のネット上への書き込み画像がチェックされるようになりました。これからも教育委員会としましては、児童生徒の所持する情報機器端末に対するフィルタリング設定や携帯電話等に関する家庭内ルールの設置の設定などを、家庭に強く働きかけてまいります。

更に学校での情報モラル教育の一層の充実を図り、情報に関する確かな判断力を育成することに努めてまいります。

ネット依存の調査のことについてでありますけれども、県レベルでも、それから市レベルでも、このネット依存の実態調査というのは現段階では行われておりません。

以上でございます。

○5番（小辻一海君） 先ほど言いましたように、1日目に同僚議員の方が質問されておりますので、では、教育長、このことについては諦めない粘り強い対応で、児童生徒の心のブレーキを育てるため、安全運用対策をしっかりとやっていただくことをお願いしまして終わります。

次に入ります。国民文化祭についてお伺いします。本市は、来年第30回国民文化祭で、志エッセイフェスティバルが計画され、県内で一番真っ先に実行委員会が立ち上がったわけですが、まだあまり盛り上がりを感じないように思います。県内では、プレ国民文化祭が今年計画されているところもあるようです。

そこで、国民文化祭のテーマ、志エッセイに決定した経緯と、これまでの取り組みと、国民文化祭の市民へ広報、周知がどのようにされているかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 国民文化祭は全国各地で行われている各種の文化活動を、全国的規模で発表、共演する機会を提供することによりまして、国民の文化活動への参加の気運を高め、新しい芸術文化の創造を促すことを目的としまして、昭和61年度から、毎年各都道府県持ち回りで開催されている国内最大の文化の祭典であります。

鹿児島県では、平成27年10月31日から11月15日までの16日間の開催を予定しています。

本市におきましても、この国民文化祭を志布志市の文化醸成の絶好の機会と捉え、平成25年度に国民文化祭実行委員会を組織し、私が実行委員長を務めまして、国民文化祭の成功に向けて協議を重ねております。内容につきましては、エッセイを中心としました志エッセイフェスティバルを平成27年11月7日から8日にかけて実施する計画で、現在準備作業、広報活動などを進めているところであります。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

本市の国民文化祭の取り組みでございますが、実行委員会を平成25年6月に設立しまして、本市の取り組みの概要を決定いたしました。本市のテーマとしては、志のまちからの発信としまして、「志布志市志エッセイフェスティバル」を平成27年11月7日から8日にかけて実施いたします。内容としましては、「心に響く文字・音・映像～人の五感を刺激する「感動」の創出～」と題しまして、全国から志を表現したエッセイやショートムービー作品を募集し、コンテストを開催するものであります。第2回の実行委員会で大会要項の検討、第3回の実行委員会でコンテストの募集要領などを決定しております。平成26年5月には、第4回目の実行委員会を行い、本年度行うイベントの内容等を協議し、市の総合芸術祭で朗読のワークショップや発表を計画しているところであります。今後、笑顔と志あふれる志布志から、心に響く志エッセイの感動を発信できるような大会にしていきたいと考えております。

以上です。

○5番（小辻一海君） 今朝ほど、教育委員会の課長の方に、志エッセイコンテストの応募数はいくらであったかということをお聞きいたしました。その応募の状況が大体2,800を超えるエッセイが寄せられたとのことでしたが、そのうち市内からの応募状況、小中高、当然小中高は学校ぐるみで取り組みがなされたことだと思っておりますが、一般の方からの応募についての取り組みがなされたのかお伺いいたします。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） エッセイコンテストにつきましては、第5回を数えるところであります。今議員からありましたように、平成25年度で2,800募集があったところでございます。その中で市内が2,148、その他は県外ということでございます。市内の申し込みということでございますけど、小中学校が1,292件、高校が849件でございます。お尋ねの一般につきましては7件ということでの申し込み状況であります。

○5番（小辻一海君） それでは、それぞれ市内から応募があったようですが、平成22年度から生涯学習講座を開いてエッセイコンテストを開催し、毎年全国から、さらに海外から1,500から2,000点に近い応募があり、先ほども答弁があったわけですがけれども、2,800に上るということで

ございます。この国民文化祭を支える基礎となりましたエッセイ講座が開講されてきたと思いますが、今年度は開講されたかお伺いいたします。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 今お尋ねの講座、エッセイの講座でございますけど、24年度は14名、それから25年度が10名ありましたけれども、その方たちが卒業されて、今回26年度に応募した場合には3名しか応募がございませんでしたので、今回は開設はなされておられません。以上です。

○5番（小辻一海君） ただいま答弁をいただきましたが、募集したけれども、募集定員に満たず開講できなかったとのことですが、今まで続いていたものが開講できなかった。まして、来年国民文化祭を迎えるにあたり、エッセイ講座は重点講座として開講しなければならなかったのではないのでしょうか。そのことがエッセイを市民全体で取り組んでいるということになると思いますが、私には開講できなかったということが、全く理解できないところでございますが、その点についてお伺いいたします。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 先ほどありましたように、一般の方々への周知、広報を図っていかねばならないところですので、ぜひ一般、大人の部のエッセイを増やしていかねばならないと思っています。そういった中で、エッセイ講座が、今回、これまで参加されていたが、3年、4年経たれて、卒業という形になりました。新しく募集しましたところ3名ということで、10名に達しなかったもんですから開催できなかったところであります。しかしながら、ぜひこのことについては盛り上げていかねばならないと思っています。10月からの短期講座の方で、このエッセイ講座については実施しておこうということで、今準備を進めているところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいまの答弁で、少し理解したんですけど、やはり志エッセイを国民文化祭に出されるということで、募集を延期されたんですね。それで、このエッセイ講座も再度募集して、ぜひ開講していただきたいと思うんですけど、そのお考えはどうでしょうか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 私どもも国民文化祭のテーマを志エッセイというふうにしておりますので、ぜひ関係する方を増やしていきたいと思っております。今、準備しておりますのは5回の短期講座を、まず広く実施していきたいと思っています。要望がございましたら、再度1年の講座も進めてまいりたいと思っています。以上です。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。来年国民文化祭志エッセイフェスティバルを控え、大事な年ですので、ぜひお願いします。

次に、国民文化祭志エッセイフェスティバルの事業概要についてお伺いします。フェスティバルの市内はもとより、県内外から多くの方に御来場いただくために魅力あるプログラムが必要不可欠であると思いますが、分かっている範囲でお示しいただきたいと思っております。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 私どもとしましては、志エッセイフェスティバルの周知を図ろうということで、8月に市内向けに、このようなパンフレットを作成して、今、広報を始めた

ころであります。またホームページ等も作成して、その内容をお知らせしているところでもあります。今回の主な内容につきましては、志布志市からの志のまちの発信、それから全国から志のエッセイ、ムービー、朗読等を集めて、コンテストを行いたいということでございまして、この中に紹介してありますように、志エッセイのコンテスト、これについてはこれまで行っておりまして、2,000名を超える方が参加されておりますので、そのような方にまた応募してもらいたいと思っています。また、エッセイを中心に、今朗読CD等も作っておりますけど、その朗読CDから、もう一歩進んで、映像に展開していきたいということで、志のあふれる映像を全国から募集してまいります。それから、朗読のコンテストや志布志の民話の朗読コンテスト等を実施するところでもあります。また、それに併せまして市内の文化活動の発表ということで、芸能の発表、それから志布志の食の発表、そういったもの等を2日間かけて行っていこうと思っております。全体的には文化のウィークということで、文化祭からの1週間を国民文化祭ウィークとして位置付けているところでございます。今懸垂幕を作成したり、お釈迦祭りのパレードで宣伝をしたり活動しているところでございます。初めての事業で、まだ宣伝が足りませんので、いろんな角度から宣伝、広報をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（小辻一海君） ただいまプログラム等について答弁をいただきました。講演会、シンポジウムも計画されているようですが、シンポジウムには、志エッセイコンテストの作品集、志の風景の第1回から巻頭のエッセイをいただいている元南日本新聞社室長の渋谷繁樹さん、もしくは志エッセイコンテストやエッセイ講座の講師として尽力いただいている大重兼一さんへ打診を考えられないか、また、講演会の講師には、知名度のある集客力の期待のできる講師をお招きいただきたいと思いますが、そのことについてお考えをお伺いします。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 今申し上げましたいろんなコンテストを実施するところですが、その際には、全国から著名な方の審査員の方をお願いして、また審査の方に講演会等も行っていたきたいと思っております。今議員が申された方も一部候補に今挙がっているところでございますので、慎重に実行委員会の中で決定をしていきたいと思っております。

○5番（小辻一海君） 全国に志布志市をアピールできる絶好の機会と考えますので、実行委員会を軸に、関係団体と連携をとり、まずは市内の盛り上がりです。それから県内外へ広報、宣伝活動を十分にいただき、第30回国民文化祭志エッセイフェスティバルがおもてなしの心を持って、大会が成功するために、今が何が必要かを再度知恵と汗を出し合って、生涯学習のまちづくりの一環として市民の英知を結集し、市民総参加による心に残る大会にさせていただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。

ここで、15分程度休憩いたします。

午後 2 時40分 休憩

午後 2 時55分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

○16番（岩根賢二君） それでは、私の順番がまいりましたが、質問に入る前に、日本列島を襲った8月豪雨で亡くなられた皆様に哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げ、一刻も早い復興をお祈りいたしたいと思っております。

今年、太平洋高気圧の影響により局地的な豪雨があったり、極端に日照時間が短かったりと異常気象が続いており、いつどこで起きるか分からない自然災害の怖さを思い知らされた夏でありました。今回の広島市の土砂災害も去ることながら、私は平成23年のあの東日本大震災の津波の恐怖を忘れることができません。今年3月に発表された南海トラフ地震防災対策推進基本計画の中で、志布志市は深刻な津波被害が懸念される津波避難対策特別強化地域に指定されました。このことを受けて、本市は、特に地震、津波対策としていろいろなことに取り組んでいかなければならないと思っておりますが、今回、私は特に次の三つの項目についてお尋ねをいたします。

1点目は、避難路の確保と周知策の徹底についてであります。津波が来たときには、とにかく高い所に避難するのが鉄則ですが、避難路に指定された道路がちゃんと人がスムーズに歩ける状態に保たれているか、また緊急時の輸送道路が道路沿いの建築物の倒壊により通れなくなる恐れはないか、常に確認しておく必要があります。さらに避難路はこちらですよ避難路のある方向を示す案内板の設置も求められています。これらのことについて積極的に取り組む考えはないかお尋ねをいたします。

2点目として、歩道橋を利用した避難タワーを設置する考えはないかということであります。この避難タワーは、タワーという名称がついておりますけれども、テレビ塔みたいな建物ではなく、横断歩道の道路をまたぐ部分を利用して、一つの広場みたいなスペースをつくり、平常には歩道橋として、災害時には避難所として利用できるというものであります。国の中央防災会議でも、必要性が指摘され、道路法施行令の改正により、津波避難施設として道路を占有することも認められるようになりました。より短い時間で、高い所に避難できる施設として、全国で多くの避難タワーが建設されています。御存じかと思いますが、静岡県の吉田町では、東日本大震災の津波の惨状を目の当たりにした町長の田村典彦氏が、今まで町民の皆様に提供してきた安全というものの概念を根底から揺るがしてしまったということで、平成24年度に避難タワーを建設する計画を立て、歩道橋を利用した避難タワーを含め、15基を平成25年度末までに完成させています。このような避難タワーを整備する考えはないかお尋ねをいたします。

また、本市では、津波発生時に、最も被害が懸念される地域である香月小学校前と通山小学校前に歩道橋がありますので、避難タワーを設置するには大変有効であると思っております。児童を守る立場から教育委員会としての考えをお聞きしたいと思います。

3点目といたしまして、一般住宅の耐震診断や耐震補強工事に対する補助制度の創設に取り組む考えはないかお尋ねいたします。災害に対する基本的な考え方は、自分の身は自分で守るということだとは思いますが、市民を守る行政の立場から、地震や津波に対して予防的な防災対策として、積極的に耐震診断や耐震補強工事をしようとする人に対して、補助の制度を創設する考えはないものかお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） 岩根議員の御質問にお答えいたします。

平成25年12月に南海トラフ地震にかかる地震防災対策推進に関する特別措置法が施行され、その法に基づき、本市は平成26年3月28日に津波避難対策特別強化地域に指定されました。その後、県の説明会が行われ、この指定を受けた市町村は津波避難対策緊急事業計画を作成することにより、避難施設や避難経路の整備に関する補助金のかさ上げや、集団移転促進事業の施設移転に対する財政上の配慮を特例として受けられることになっております。このことを基に、私どもにつきましても、今お話になられた点についても検討をしたところでございます。避難路の整備につきましても、平成24年度には通山地区の急傾斜地に避難階段を県により設置しておりました。昨年度は2か所に手すりを設置し、また今年度は国道220号線を横断している旧鉄道線路跡の北側に避難階段を設置する計画でございます。また、平成23年度に作成しました津波防災マップには、避難の方向を示す矢印が記載してございます。ほかにも市内16か所に標高及び避難の方向を示した看板を電柱に設置しているところでございます。

避難タワーについてでございますが、津波避難タワーの整備につきましても、各種要件等がございますが、津波避難対策緊急事業計画に位置付けることで、補助金のかさ上げができるということでございます。御指摘のとおり香月小、通山小付近に現在あるところでございますが、香月小、通山小近くには高台もございまして、学校では高台への避難訓練を実施している状況であります。また、この歩道橋につきましても、大隅河川国道事務所の所管のものということでございますので、今後は、事務所との協議も必要になろうかと思っております。そのような状況でございますので、今後、津波到達時間や津波の高さ、避難者数等を考慮しながら、また全国で数箇所設置されているようでございますので、そちらの事例等も調査研究してまいりたいというふうに思います。

また一般住宅の耐震診断や耐震補強工事に対する補助制度の導入でございますが、現在、住宅リフォーム助成事業において、一般住宅の耐震補強工事も対象にしているということでございます。

以上でございます。

○教育長（和田幸一郎君） 2番目のお尋ねの歩道橋を利用した避難タワーの設置の件についてお答えします。

東日本大震災以降、各自治体で防災に対する環境面の整備が進められております。本市でも通山小学校区において、中島坂の避難経路を整備していただき、スムーズに避難することができるようになりました。ただいま御質問にありました避難タワーについては、静岡県や高知県で次々

に建設されております。昨年、私のところの指導主事が、先進地視察で訪問した高知県南国市では、近くに高台がなく600mおきに14基の避難タワーを建設する計画が進められておりました。現在、南海トラフ地震による津波の被害が懸念される通山小学校、香月小学校、志布志小学校には近くに高台があります。東日本大震災において、最初の高台から更に高台へ逃げて命が助かったという教訓を生かし、該当の小学校では高台への避難訓練を実施しております。今後、津波到達時間や津波の高さ、避難人数等を考慮しながら、関係各課と話し合いをしたいと考えております。

以上です。

○16番（岩根賢二君） それでは、まず1点ずつお尋ねをしたいと思います。避難路の整備は十分されているということのようでしたが、案内板が16か所設置してあるということでしたかね。16か所だけでも、避難路としては何箇所なんですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） ただいま市長が答弁しましたように、避難路の周知につきましては、国道220号線を中心に標高表示板を設置しておりますが、その一部16か所には避難の方向を加えて表示したのになっています。なお標高表示板につきましては、市内約130か所に設置をしているところでございます。

○16番（岩根賢二君） 避難路は、こことここが避難路ですよということじゃなくて、あらかたあっちの方に行ったら避難路がありますよという感じの表示板なんですか。例えば、標高表示と兼ねているとおっしゃいましたね。そういう意味ですかね。ここが避難路ですよということと、数としては数えていないということですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） ちょっと少し確認させていただきたいと思います。

○16番（岩根賢二君） そういう特定はできないけれども、避難をする道路はちゃんとありますよということかなと理解しますから、いいですけども。

次に、この避難路があった場合に、先ほど通山小学校近くの階段状のあそこの避難道をおっしゃいましたね。例えば、あそこに行く場合に地元の人でもなかなか分かりにくいとおっしゃる。個人の宅地の中を歩いていかなければならないというようなところもある。しかもその道路が、そこにその階段に至るまでは砂利道で、あるいは草が生い茂って、なかなか通りにくいと。そういう状況があると思うんですよね。そのことについて、ちゃんと整備がされているか、いつ何が起きても、そこにはちゃんと人がスムーズに歩いて行けますよという状況になっているかというのを、ちゃんと点検確認をしているかということ、ここでは聞いているわけです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先般行いました県の総合防災訓練の終了後、この避難路の確認については知事の方でも確認のために現地へ赴かれたところでした。その際に一般道路からその階段までに至る部分について明示されていない、あるいは民間の土地を通るといことがございますので、そちらの方の整備が必要ということの指示はあったところでございます。そのことについては対応を進めているところでございます。

○総務課長（萩本昌一郎君） 申し訳ございませんでした。避難路としての市民への指示をする

看板につきましては8か所、8か所で1か所で2か所ですから、結局16か所に立てているところでございます。

○16番（岩根賢二君） 知事が視察されて、そういう指示があったということですが、じゃあ、その後それはいつですかね。いつかということと、その後検討をしているということですが、今どのような段階かというのをお聞かせください。

○市長（本田修一君） 5月23日でございます。その後そのことについては、対応するようという指示はしておりますが、その後の処理については、報告はまだ受けていないところでございます。

○16番（岩根賢二君） 担当課の方はどちらですか、教えてください。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

通山の急傾斜の避難路は、県が設置したわけでございますが、そこへ通じる道路につきましては、今総務課と建設課で協議しながら、技術的なことは建設が行う、用地とかそういう交渉とかですね、そういうことについてはまた総務の方の防災と、消防交通と連携をとりながら、今進めているところでございます。

○16番（岩根賢二君） 検討を進めていると。総務課と建設課で、5月23日ですね。3か月は過ぎていますが、だから今どのような状態かというのを聞いているんですよ。検討して、まだ例えば、該当するところに相談にいくとか、そういうことまではしていないんですか。

○市長（本田修一君） 現在の段階では、まだ具体的に地域の方々に御相談しているという状況ではないということでございます。

○16番（岩根賢二君） 今申し上げたのは、そこに入るところですね。入るところ。だけど、上に上ったところも、若干そういうところが。例えば上りついたあとに、そこが荒地であったりとかいうことになると、避難場所としてもなかなか難しいのかなと思いますので、その点も考慮していただきたいなと思います。

○市長（本田修一君） 避難進入路の確実な確保と待避するところ、避難するところの場所についても、あわせて地域の方々に相談を申し上げ対応してまいりたいと思います。

○16番（岩根賢二君） はい。じゃ、その点はよろしく願いしておきます。

それと、避難タワーについては、市長も教育長も、今のところは必要ないみたいな感じの答えだったと思うんですが、高台があるからそこへ避難をします。高台へ避難する訓練も行っているということで、今現在ある歩道橋のところに避難施設を作る必要は、必要はないというところまではおっしゃいませんでしたけれども、あまり関心を示しておられないなと思ったんですが。高台に到達する時間と、今あるあそこの歩道橋に避難所ができた場合に、そこに到達する時間はどれぐらい違うとお思いですかね。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

こういう津波のときには、私は最悪のことを想定して子供たちは行動していかなきゃいけないだろうと思います。冒頭で議員が3.11のことをお話されましたが、非常に私が学校現場を預か

るものとして、痛切に感じているのは宮城県石巻市の大川小学校、あそこは児童数が108人ですけれども、津波で74人亡くなりました。あの学校というのは、河口から4 km先の川沿いの学校なわけです。だから学校の方としては、まさかここまで津波は来ないだろうということで、実際逃げる場所というのがはっきり決まっていなかった。そして、実際に津波が発生してからも学校の職員は運動場に子供たちを集めた後、裏に高台があるけれども、その高台が急傾斜で逃げられないので、どうしようかということで迷って、川沿いに逃げようとしたところが被害に遭って、108名中74名が亡くなったというような事故がありました。これというのは、人災なのか天災なのか分かりませんが、ある意味、学校の責任というのは大きいなというふうに感じています。そういう教訓から学ぶのは、やはり津波があった時には、とりわけとにかく高い所に逃げるとというのが一番大事なことだろうと思っています。例えば、横断歩道橋のところに避難タワーを設置したときに、今の横断歩道が大体5 mぐらいあったとしますと、そこに香月小学校の子供は350名おるわけですけれども、あの子供たちがあそこに一時避難をしたとします。その危険性と、それから伊勢神社のところを上って行って、一次避難所のところに逃げていくその危険性を考えたときに、私の方としては15分ぐらいかかりますけれども、まずは伊勢神社の第1次避難所の方に逃げた方が、子供たちの命を守るためには、ふさわしいのかな、適当なのかなと、そういう思いがいたしました。もちろん避難タワーの高さとか、いろいろまた考えていけばいいんでしょうけれども、とにかく教訓として、高い所にまず逃げるとというのが3. 11から私どもが学んだことですので、幸い通山についても、上の西山さんの所まで逃げていける。それから香月小学校も伊勢神社の上まで一時避難ができて、そしてそのあとまた文化センターの方まで逃げられるという、そういう避難経路が今のところ確保できておりますので、そういう意味では、リスクのほうは一時避難として伊勢神社の方に香月小学校は逃げていく。それから通山小学校の方は中島坂を上って西山さんの所まで逃げていく、一時避難として。そのほうが子供たちの命を守るためにはふさわしいのかなと、そういう思いを持っているところです。

以上です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

通山小学校、そしてまた香月小においても、早い子供は5分、全体的には15分というようなお話を聞いているところでございます。そしてまた、この地域においては、津波の到達時間が35分というふうに想定されているということでございますので、まずもって高台に逃げてくださいということを市民の方々にはお願いしたいと、そういった形で津波の対応をしていただきたいというふうに思うところでございます。

○16番（岩根賢二君） 小学校に関しては、そういうことだろうということでお答えいただきましたけれども、何も避難タワーは、私が通山小学校と香月小学校を言ったからですけれども、何も小学生を救うためだけの歩道橋じゃないわけですね。そうでしょう。津波、テレビのあのニュースをずっと見ておられたら分かると思うんですが、車を途中で放り出して逃げるという人もあるんですよ。だから、国道を今走っている人が、津波にあったときに、そこに歩道橋があった

場合には、歩道橋避難所があれば、そこに避難ができるということが一つと、先ほど私が冒頭で申し上げました吉田町の田村町長は、現地を、東日本大震災の跡地を視察されて、歩道橋だけがしっかり残っていたと。それを見て、あ、避難所をここにつくればいいんじゃないかということで、今までつくったことのない、全国どこでもつくったことのない歩道橋避難所を国に折衝してつくったと。しかも、1年半の間に15基もつくったということですね。やはりその姿勢というのはその町民、吉田町の場合は町民ですけども、志布志の場合は市民の皆さんを守ろうという気持ちがあれば、そのようなことも考えてもいいのではないかなと思うわけですね。先ほど市長は、ここは国の国道河川事務所の管理だからということもおっしゃいましたけれども、じゃあ、そのことについて国道河川事務所にこういう話があるんですけどどうですかねというふうな相談といえますか、問い合わせはされたんですか。

○市長（本田修一君） 津波、歩道橋を活用しました津波避難タワーについては、私どもの方で想定しておりませんでしたので、このことについては具体的には国道交通事務所の方に話はしていないところでございます。

○16番（岩根賢二君） 避難タワーを、じゃ、建設しようかということであれば、いろいろ問い合わせもされたでしょうけども。あの歩道橋自体はどここの所有物なんですか。

○市長（本田修一君） 国道に設置してございますので、国土交通省ということでございます。

○16番（岩根賢二君） 建設するしないは別にして、じゃあこういう時にはどうしたらいいかなと、それぐらいは研究してもいいんじゃないですか。市長の答弁の中にも、そういう施設を建設する場合は財政措置もあるというようなお答えもありましたね。ですから、そこは国道の上ですので、国が設置するというのであれば、市の方は何も負担が要らないのかなとは思ったりするんですけどね。そういうことも検討する価値はあるんじゃないですか。いかがですかね。

○市長（本田修一君） ただいまお話がございましたように、国が全面的に設置するということになるとなれば、相談を申し上げて、設置も可能かというふうに思うところでございますが、国の方といたしましても、まだ相談していないことですので、何とも言えないところでございます。今後相談してまいりたいと思います。

○16番（岩根賢二君） 吉田町が初めてつくるときに、時の国土交通省の大臣の方も来られて、これは非常に有効な施設だから建設を進めていきたいとおっしゃっていますので、話には乗っていただけるんじゃないかなと思います。

それと、避難タワーじゃなくて、避難ビルというのが防災計画の中に7か所ほど指定されているわけですが、その中で、私も志布志町地域に住んでおりませんので、場所がよく分からないんですけども、7か所あったうちの1か所だけが志布志支所というのがありましたので、これは分かりましたけど、ほかのビルはビルの名前を聞いてもどこにあるのかなということで、なかなか避難場所として高さはあるんでしょうけれども、じゃあ、どこに走っていけばいいのかなというのは、なかなか分かりづらいんじゃないかなと思います。そういった際に、そういう避難タワーというのが別にあれば、避難の時間も短くて済む、どこにでも避難ができるというような状況

があるんじゃないかなと思うんですけども、そういう点で避難タワーというのの有効性があると思うんですが、もう一度答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） 津波の際の緊急避難ビルと、待避ビルということで、支所を含めて7か所お願いしているところでございます。この避難ビルにつきましては、当然該当するところに避難ビルというふうには明示してあると。そしてまた、避難ビルの方向についても、避難路にそういったことが明示した看板が設置してあるということでございます。そのような形で、避難ビルというものを設置して、お願いしているということでございますので、避難タワーについては検討はしていないということでございます。

○16番（岩根賢二君） これはまた別の視点からの質問になりますけれども、海岸に近い場所、今度グラウンドゴルフ場を香月小学校の下の方にですね。海岸よりの方に。まだ場所は確定的ではないですけども、あの辺じゃないかなという話は聞いていますが。例えば、グラウンドゴルフ場の一角にそういう避難施設、タワーを建設すれば、結構な広さの避難タワーができるんじゃないかなと思いますね。それと、あそこの近くには、老人福祉施設とかいろんな施設、老人ホームとかありますので、そういった方々の避難所としても、例えばグラウンドゴルフ場の上につくれば有効ではないかなというふうなことも考えるんですけども、そこであれば市有地ですので、土地の心配はないということですが、そのような突拍子もない考えですけども、そういうことについてはどうでしょうか。

○市長（本田修一君） その構想については、全く考えておりませんでしたので、避難ビルとしては適当な施設になるのかなというふうには思ったところでございます。しかしながら、それこそ財源が国の方で措置していただける内容なのかということについては、また検討をさせていただきたい。そしてまた、いかなる形での設計になるかということについても構想として全然ございませんので、しばらく時間をいただきたいというふうに思います。

○16番（岩根賢二君） 今、六月坂安良線ですかね。あそこの改良がされておりますけれども、あの道路が国道に接するところに横断歩道橋があるわけですけども、あそこの、それに伴って横断歩道橋を改築するとか、そういった計画はないものか確認をしておきたいと思います。

○建設課長（中迫哲郎君） 今質問のあったところは、水ヶ迫線ということで道路改良を進めているところでございます。そこの国道タッチというのが将来生じますので、まだ正式に国道との協議は、交差点協議というは行っていないところでございますが、今のところでは歩道橋には支障ないような計画を行っておりますので、直接歩道橋を扱うということはないところでございます。

○16番（岩根賢二君） はい、分かりました。それと、避難ということで考えた場合に、この南海トラフ地震に対する防災計画を病院だとか、お寺だとか、学校だとかいうところは、そういう計画を立てて、これは9月29日までということになっておりますが、それを義務付けがしてあります。このことについては、例えば、市の方にそういう届け出があったものかどうか。今までです。9月29日までですから、まだ日にちはあるわけですけど、いかがですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） ただいまのそういう事業所のそういった対策等について、県の方からも、今回、南海トラフの関係で求められているようでございまして、今事業所の方は、市の職員等も関係というか、一緒に説明会等を聞きながら、事業所の方にもお願いしているところがございます。29日が締め切りだというふうに伺っております。

○16番（岩根賢二君） このことについては、学校関係も提出しなければならないとなっているようですね。もう準備はされているんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 避難場所のことですか。申し訳ございません。

○16番（岩根賢二君） 防災計画。

○教育長（和田幸一郎君） 防災計画を市長部局の方にとという意味ですか。

○16番（岩根賢二君） いいえ。知事、県のほうに。

○教育長（和田幸一郎君） 県のほうに防災計画を提出しているかどうかということ。

○16番（岩根賢二君） 防災計画を9月29日までに県の方に出すと。消防計画というのを消防庁の方に出すと。出さなければいけないと、9月29日までとなっていることになっているんですが、準備はされていますかということ。

○教育長（和田幸一郎君） その件については、もう一回確認をさせてください。

○16番（岩根賢二君） 9月29日までですので、それまでに対処していただければと思います。

次に、耐震診断と耐震補強の件について確認をいたしたいと思います。市長の答弁では、住宅のリフォーム助成事業の中で耐震も含まれているということでしたが、この要項を見てもみますと、ただし、耐震診断にかかる経費は除くということになっているんですね。これについては、国の方からの助成もあると思うんですけども、耐震診断に対しても助成をする必要があると思いますが、日置市の例をちょっと申し上げますと、耐震補強工事については100分の23の30万円が上限ですと。診断費用については、上限が3分の2で6万円までは出しますと。しかもリフォーム助成も合わせて受けることができると、プラスですね。こういうふうに非常に手厚い補助が実施されているようでございますが、本市の場合は、これの約半分ということですが、国からの補助もあると思いますので、そこら辺の診断に対しての助成、あるいは、耐震補強工事についての助成というのも、補助というのも考えられてもいいんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

耐震診断の助成ということでは、今、国の助成を絡めた補助は行っていないところでございますが、一般的に社団法人鹿児島県建築協会において、耐震診断事業における協会からの補助が3万円ほどございますので、その方を一応案内は、相談があったら案内しているところでございます。

○16番（岩根賢二君） それは、相談があったらということですね。何か、例えばホームページでそこをちゃんと明示されているということではないんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） ちょっとホームページまでは確認しておりませんが、いろいろこう

いう散らしが出ていたりしておりますので、その中でありましたら3万円の補助が出るということですが、なかなか実際は活用はできていない、県内できていないということでございます。

○16番（岩根賢二君） ということは、実績としては無いということですよ。PRが足りないのか、それとも需要が無いのか分かりませんが、こういう時期でございますので、地震、津波に対しては、いろいろそういうお知らせは積極的にしていただきたいと思っております。

それと耐震の関係で、もう1点お尋ねをいたしますが、平成22年に策定をされました建築物の耐震改修促進計画というのがありますね。このことは担当にお聞きしましたら、5年ごとの改正なので、次の改定は27年なんですよという話でしたが、大震災が平成23年にあって、私の考えとしては、そういう大きな災害があった場合には、この内容も見直しをしてしかなるべきかなと思っておりますが、この促進計画の中で何点かお尋ねをしたいと思っております。

地震等で緊急輸送道路として利用されるであろう国道220号線で、耐震性が不十分な建物が13棟あるということが記載されております。これは平成22年現在ですね。そして現在はこれの耐震化が図られたものかどうかお答えください。

○建設課長（中迫哲郎君） 申し訳ございません。詳しくそこまでちょっと調査していなかったもんですから、あともってちょっと報告いたします。

○16番（岩根賢二君） それでは、これは地震対策の一つですよ。私もそのことについて今回質問を通告しているわけですが、この建築物耐震改修促進計画の中でお尋ねをしたい点がまだ二、三点ありますので、まとめて、じゃあ調べてください。いいですか。今の件が一つと、耐震化の目標設定というのがあります。平成21年の時点で一戸建ての住宅関係が57.2%と、耐震化がですね。それと平成27年度の目標が90%と、それと特定建築物については72.8%が平成27年度には90%ということの設定がなされております。現在平成26年度ですから、どれだけ耐震化が進んでいるかが一つ。

それと、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境を整備していくということが記載されておりますが、これはどのようなことに取り組んできたのか。

それと、先ほども出ましたが、リフォームにあわせた耐震改修ができるよう誘導する仕組みづくりを進めると書いてあるんですね。果たしてどのようなことをされてきたのか。

それと、家具の転倒防止策の推進。これも進めるということで書いてありますが、県や建築関係団体等が開催するセミナーや講習会の参加者に対して、意識啓発を行うとあるんですが、果たしてこれでいいのかな。参加者に対してだけ意識啓発を図るのかなと。広く市民に呼びかけるべきではないかと思っておりますが、その4点について、追加して調査をして報告してください。

○建設課長（中迫哲郎君） 最初の特定建築物の耐震化率でございますが、21年当時72.8%が、現在83.5%ということになっているところでございます。

それから、リフォームとをあわせてということでは、先ほど答弁いたしておりますが、リフォーム事業にあわせて耐震化も一緒に進めた方が効率が上がるというようなことでありますので、リフォームのところで耐震化も対象にしているということでございます。

あとのことについては少し調べさせてください。

○16番（岩根賢二君） 市長にお聞きしますが、この耐震補強促進計画では、最後の方にこういう記載があるんですよ。計画の進捗状況や社会情勢の変化、関連計画の改定等に対応して、必要に応じて計画の見直しについて検討しますと、このようにちゃんと書かれているんですね。ですから、最初に申し上げましたけれども、あの東日本大震災があった後に、このことについて何も見直しがされていないというのは、私はちょっと不思議でならない。今後、この指針に従って、ちゃんと見直しをしていただくということをお答えいただければ有り難いと思います。

○市長（本田修一君） 平成22年に計画が作られたということでございますので、23年度以降につきましては、さらに、このことについては強化を早めなければならない内容かというふうには思うところでございます。また担当の方と十分協議をいたしまして、進捗を高めてまいりたいと思います。

○16番（岩根賢二君） 調べた結果は、あとで教えていただければいいですので。次に移りたいと思います。

○議長（上村 環君） はい。

○16番（岩根賢二君） 次に、介護予防対策について質問をいたします。介護予防というよりも、老化防止と言い換えた方がいいかもしれませんが、健康マージャンを導入する考えは無いかお尋ねをいたします。マージャンの質問はおそらく始めてだろうと思いますが、この健康マージャンといいますのは、一般のマージャンと違って、お金をかけない、お酒を飲まない、たばこを吸わないという「3つのない」、すなわち「3ない」をスローガンとして、健康的に競技するマージャンのことであります。マージャンは13枚のパイを順番に出し入れをして、いろいろな役をつくって早く完成した人が勝ちというものですが、このパイの配列は毎回毎回異なるわけで、その回ごとにいろいろと頭を働かせて役づくりを考える、その脳の動きが老化防止に役立つと言われております。またパイをかき混ぜて、2段に積み重ねたり、4枚ずつを3回、計12枚を自分の手元に並べていくという動作は指先の運動になり、このことも老化防止に役立つと言われております。さらに、4人で卓を囲んでする競技ですので、周りの人との会話も弾んで、コミュニケーションづくりにも大変有効だと言われております。このようなことから、介護予防対策の一環として、健康マージャンをサロン活動や生涯学習に導入する考えはないかお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

介護予防の取り組みとしましては、75歳以上の方を対象としまして、長寿健康診査後の結果報告会、70歳、75歳、80歳の節目の年齢の方を対象としました健康講話とふれあいサロンや生涯学習、生きがい大学での講話を行っております。また、各地区で6回コースの転倒予防教室を実施しており、運動とともに脳活性化について継続した教室に取り組んでおります。

健康マージャンは飲酒や喫煙、徹夜はせず、賭け事をしないというルールのもの、指先や頭を使うため、認知症予防の脳活性化に効果があると言われております。また1人で楽しむことはできない健康マージャンがきっかけとなり、サロンなどに出かけることで生活リズムが付き、地域

の仲間づくりの効果もあります。現在ふれあいサロンでは、マージャンのパイがないため取り組んでおりませんが、運営するボランティアや参加者の希望があれば、取り組んでまいりたいと考えます。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほどの防災対策計画及び防災規程の作成についての報告をしてよろしいでしょうか。

昨日付けで総務課の方が、香月小学校と通山小学校の方に依頼文を出しているようです。今後また教育委員会の方にも、この文書が来るとお思いますので、私どもの方も通山小と香月小の方には、また指導してまいりたい、そういうふうに思っています。

それでは、お尋ねの介護予防対策についてですけれども、生涯学習の立場からお答えいたします。本市では、「いつでも、どこでも、だれでも」を合い言葉に生涯学習の推進を図っております。生涯学習講座につきましては、平成26年8月末現在、142の講座があり、延べ2,057人の講座生が様々な生涯学習を楽しんでいます。講座につきましては、健康づくり、生きがいつくりにつながるものであります。健康マージャンにつきましては、お金をかけない、お酒を飲まない、たばこを吸わないでマージャンを楽しみながら、ルールとマナーを守り、人と人のコミュニケーションを図るゲームであります。マージャンをプレイしている間は、とにかく頭をフル回転して、先を読むという作業は最も脳を活性化させると言われています。そのようなマージャンの脳トレ効果に注目をして、脳の健康のためにマージャンを楽しもうという動きがあります。それが健康マージャンと呼ばれ、特に、年配の人が認知症の予防などに役立つとして、近年注目を集めるようになってきました。今後、高齢者が生涯いきいきと暮らす楽しみとして、健康マージャンの需要は高まり普及していくと思われまます。全国では、生涯学習講座として取り組んでいる事例もありますので、本市におきましても生涯学習センターと連携をしながら、生涯学習講座の導入につきまして、前向きに取り組んでまいりたいと思えます。

以上です。

○16番（岩根賢二君） 市長も教育長も、導入に向けてということでお答えをいただきましたので、これ以上言うことはないわけですが、いろいろ用品をそろえるのにお金がかかりますが、予算が無いからということを取りやめにならないようお願いをいたします。

終わります。

○議長（上村 環君） 岩根議員。はい、どうぞ。

○16番（岩根賢二君） これ以上、言うことはないんですが、ちょっと皆さんにお知らせをしておきたいと思えます。この生涯学習に導入した場合に、現在、男性の参加が、生涯学習はどうしても少ないということですが、マージャンを入れれば男性が増えるということがあるそうです。それと、東日本大震災で高齢者の引きこもり対策としても、これは活用されたということでもあります。それともう一つ、ねりんピックというのがありますが、これの正式種目にもなっているということですので、付け加えておきます。ありがとうございます。

○議長（上村 環君） 岩根議員、リフォーム関係の回答を。

○建設課長(中迫哲郎君) お尋ねの1点でございます。個人の建物の耐震改修率ということで、21年57.2%が、目標27年度で90%ということでございますが、これにつきましては、調査ができていないところがございます。ただ推計をいたしますと24、25年度で建物、その前に、これは昭和56年以前の建物対象になりますので、そういうので大体推計といたしまして、24、25年度の建物の除却が大体100棟ぐらいでございます。それで新築が160棟ぐらい建っておりますので、それらを加味いたしまして、大体年に1%強ぐらいの伸びがあるということでございます。正確には個別の建物の調査はしていないところがございます。

それから国道220号線沿いの特殊建築の中で、閉そくとされる物件が、当時27棟、その他耐震性不十分な物件が13棟で59.1%の耐震化率ということで、この計画には載っているんですが、26年現在、まだ改善はされていないということで、変化はございませんということでございます。

あとの問題につきましては、もう少し時間をいただきたいと思います。

○議長(上村 環君) 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

ここで、4時10分まで休憩いたします。

—————○—————
午後3時56分 休憩

午後4時10分 再開
—————○—————

○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○2番(青山浩二君) あらためまして、こんにちは。一般質問も3日目に入りまして、また本日も4人目ということで、皆様大変お疲れになっていると思いますが、緊張感を持って、また時にはリラックスしていただいて、もう少しだけお付き合いいただければと思います。

本年2月に初めて当選させていただき、はや8か月が過ぎようとしております。そしてその間、市民の方々と直接お話をする機会が格段に増えていきました。その中で市政に対する様々な要望、意見をいただくようになりました。この場に立つ同僚議員の皆さんも同じであります。その声をダイレクトに伝えることができる、それがこの一般質問であると思っております。同僚議員の皆さんも、それぞれそれなりの覚悟と強い意志を持ってこの場に立っているわけでございます。私自身、今回が2回目の一般質問になりますが、市民の負託に応えるという最大の使命を果たすことができるようしっかりと、そして分かりやすく質問していこうと思っております。

それでは、質問通告に従い、一問一答方式で、順次質問をしてみたいと思います。

今回は、学校施設について、質問していきたいと思っております。ここ数年の夏は、地球温暖化の影響もあり、本当に暑く感じます。今年に限っては11年ぶりの冷夏ということもあり、鹿児島県においては記録的な猛暑日こそありませんでしたが、まだまだ日中は暑い日が続いております。そこで、今に始まったわけではないですが、私のもとへお子さんを学校に通わせる保護者の方々からこういった声をいただきました。それは、私が議員になる前からですが、今現在もPTA会長

をしている関係上、学校の会議によく出席するんですが、夏場の会議等でよく議題に挙っている声であります。その声とは、子供たちの教室にエアコンを付けてあげてください。また、エアコンを設置するために、私たち保護者はどうしたらいいんですか。どちらも率直な意見だと思います。そして、この声は一人の方からの意見ではなく、多くの方から寄せられているのです。

さて、本市では16の小学校、五つの中学校で148教室保有しております。そして、教育委員会管轄という意味では、私としては山重幼稚園も同じ考えを持っておりますが、ここも現在二つの教室で園児たちが日々学んでおります。そこで、これらの普通教室のエアコンの設置状況について、まずお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 青山議員の御質問にお答えいたします。

市内小中学校の各教室へのエアコンの設置につきましては、現在、保健室、図書室、パソコン室について、年次的に整備を行い、今年8月までに市内すべての学校への設置が完了したところでございます。普通教室へのエアコンの設置は現在のところ行っておりません。小中学校における教育環境の整備につきましては、普通教室へのエアコン設置以外にも、学校設置や非構造部材の耐震化をはじめ、老朽化した施設の大規模な改修、トイレの洋式化等々、年次的に進めなければならない事業が多数ございます。今後どの事業を優先して進めていくか、教育委員会と十分協議してまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） それではお答えします。

小中学校の普通教室へのエアコンの設置状況につきましては、全国の設置率は32.8%であり、鹿児島県は31.1%と若干下回っております。県内各市町村を見ますと、降灰対策事業等で整備している鹿児島市が81.0%、垂水市が98.3%、鹿屋市が65.6%と高い水準にあります。その3市以外の市町村の設置率につきましては、平均で4.7%と低い水準であります。なお、市長答弁にもありましたとおり、本市におきましては、現在のところ普通教室等へのエアコンの設置は行っていないところでありますが、保健室、図書室、パソコン室の三つの特別教室につきましては、今年度8月末までに市内すべての学校への設置を完了したところです。

以上です。

○2番（青山浩二君） エアコンは児童生徒にとって、健康への配慮のために、そして快適に学習するために必要な環境整備だと私は考えております。単年度で一気にエアコンの整備をするその予算の捻出が難しいということであれば、順次進める。それはそれでいいと思います。それでもいいですからエアコンの施設整備を積極的に進めていただきたい、そういうふうに思っております。段階的に整備すれば、後ろに回された学校からは多少なりとも不満が出てくるかもしれませんが、しかし、こういった問題も、みんなで知恵を出し合えば、解決策は必ず出てくると思います。例えば、今年度はこの学校とこの学校、次年度はこことここ、こういった学校単位での整備ではなく、今年度は市内すべての1年教室、次年度は2年教室、その次は3年、その次は4年と、または今年度は小学校、次年度は中学校と、そういった感じで整備していけば、ほんの少しかもしれませんが、不満や問題は解消できるのではないのでしょうか。この小中学校のエアコンの施設

整備について、市長はどのようにお考えなのか、行政が本腰を入れて、行政が設置をしようと決意しない限り、絶対に設置はできないのであります。市民である小中学校PTAの率直な声である「エアコンを設置するためには、私たち保護者はどうしたらいいんですか」、こういった市民の声が市長に届いているか分かりませんが、確実に私たちには届いているのです。学力向上日本一を目指しておられる市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、小中学校において、教育環境の整備につきましては、様々な課題があるということでございます。まずもって最近においては、耐震化について一生懸命整備をしてきたところでございます。それも今年度、また来年度中に終わるということでございます。その後老朽化施設の改修ということも待っております。そしてまたトイレの改修も洋式化というのもしなくてはいけないんじゃないかなど。これも非常に差し迫った課題じゃないかなどというふうに思っております。そのようなことで、今お話になっているエアコン設置についても、教育委員会と十分協議をさせていただいて優先順位をつけながら予算措置はしてまいりたいと考えております。

○2番（青山浩二君） それでは、教室内の現在の環境についてお聞きします。現在普通教室においては、エアコン設置率ゼロということですが、同じく普通教室における扇風機の設置状況について現況をお示してください。

○教育長（和田幸一郎君） それでは扇風機の設置状況でございますが、市内小中学校における普通教室への扇風機の設置状況については、先ほど普通教室148室のうち、壁掛けもしくは天井設置型の固定式扇風機の設置が133室あり、約90%の設置率となっております。なお固定式扇風機が設置されていない普通教室におきましては、移動式の扇風機などで対応しております。今後も耐震改修工事を行いながら、固定式の扇風機の設置を進めてまいります。

以上でございます。

○2番（青山浩二君） 扇風機の設置状況につきましては分かりました。しかしながら、多くの児童生徒に聞き取り調査を行いました。が、「扇風機では追いつかないぐらい教室は暑いです」、こういった回答がほとんどでした。また逆に、「扇風機があるから快適です」と答える子は一人もいませんでした。そこで、文部科学省が年間を通して、子供たちが快適に学習できる教室内の温度を設定しておりますが、当局はその設定温度を把握していますでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

私ども学校訪問に行きますと、確かに教室によっては非常に暑いところがあったりということを感じておりますが、学校における教室の学習に適した室内温度につきましては、文部科学省の学校環境衛生基準に載っております。季節や地域によって違いはあるが、室温が児童生徒の体調に大きな影響を及ぼすことから、夏は30℃以下、冬は10℃以上であることが望ましいというふうに明記されております。

以上です。

○2番(青山浩二君) 分かりました。文科省の設定温度の数字については、把握されているようで安心いたしました。エアコン設置を実施した先進自治体では、エアコン設置を望む声が高まったため、設置をするか否かを定める際、夏に教室内環境調査を実施したところ、一日の最高気温が30℃を超えた日が多く見受けられたそうです。扇風機、緑のカーテンなど、様々な手法を検討し実施しても、快適な学習環境にはほど遠いようであります。このような状況を踏まえ、教室内環境整備を行うことが急務となり、整備を実施した自治体もあるようです。

そこで、本市においても児童生徒の健康管理を適切に行うために、教室内の温度測定や環境検査は実施しておりますでしょうか。

○教育長(和田幸一郎君) お答えします。

夏季における教室内の温度測定についてですけれども、平成23年度に各学校へ普通教室数分の熱中症計を配布いたしまして、熱中症等の未然防止対策について注意を促したところであります。なお、保健室においては、すべての学校が日常的に温度測定を行って、記録をとるなどの対応をとっております。また快適な学習環境を保つために、教室内の空気中の化学物質の濃度等について、定期的な検査を行っております。現在、そのような形での環境調査を行っているところでございます。

以上です。

○2番(青山浩二君) 分かりました。保健室では温度測定、記録をとるなど実施しているようですが、しかし実際に子供たちが一日のほとんどを過ごすのは普通教室でございます。保健室と普通教室とでは、日当たり、風通しなど、少なからず条件が違ってくると思います。また場所によっては大きく環境条件が変わってくるようでございます。保健室が涼しかったからといって、教室も涼しいとは限りません。今後、地球温暖化の影響がどんどん増していくと思われませんが、やはり普通教室での温度測定、そして記録をとり、それを教育委員会が把握していかなければならない、私はそう思いますが、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○教育長(和田幸一郎君) お答えします。

議員言われますように、地球温暖化の影響で、本当に私どもが小さい頃に比べると、何かものすごく毎日が暑いような感じを持っておりますけれども、先ほど保健室での調査を行っているということでお答えしましたが、確かに、子供たちが生活しているのは普通教室であると。普通教室の温度測定はどうなっているのかという御指摘は本当にそうだと思います。今後、エアコンを入れる入れないは別にしまして、やっぱり日常的にどういう状況にあるのかというのを私どもは把握していかなきゃいけないだろうと、そういうふうに思っています。

ちなみに、先日ちょっと普通教室で、各学校で一番暑いところほどの程度の温度になっているのかという調査をいたしました。ほとんどの学校がやっぱり30℃を超えている状況がございました。そういうことを踏まえまして、今後は定期的に学校の普通教室の温度等を測定して、そういう結果をもとにして、また私どもはいろんな対応を考えていく必要があるだろうと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○2番(青山浩二君) はい、分かりました。ぜひともそういった取り組みをしていただきたい。そう本当に思います。そうすれば、子供たちがどういった環境のもとで学習しているのか、そういうところが少しずつ分かってくると思います。そして、それらのデータの分析などをすれば、おのずとエアコン設置の声が高まってくるのではないかと私は信じておりますが、今後の普通教室へのエアコン設置に向けた取り組みについて、市長、そして教育長はどのように考えられているのか教えていただきたいと思います。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

学校施設の整備につきましては、今後も児童生徒の安全確保を最優先に考えまして、事業を選択することになるかと思えます。本市においても、今後実施しなければならない様々な事業があることから、事業の必要性、緊急性等について総合的に検討しなければならないというふうに考えます。その観点から、普通教室のエアコン設置については、今後も教育委員会と十分協議してまいりたいと考えております。

○教育長(和田幸一郎君) お答えします。

本市の財源の中で、学校施設整備に充てられる予算は限られておりますので、まずは現在行っております学校施設の耐震補強及び改修工事を最優先に考えて、平成27年度までの完了を目指したいと思えます。普通教室のエアコン設置につきましては、財源等を含め、導入の在り方について調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番(青山浩二君) 分かりました。こういった質問をすると今の親は甘いとか、子供たちにも少しは忍耐力をつけさせないといけないとか、などとお叱りを受けそうですが、私もそうですが、この議場におられるすべての皆さんが過ごしてきた昭和30年代、40年代、50年代とは環境条件が全く違ってきております。私も、授業参観PTA等で教室に入ることが多々ありますが、わずか1時間程度教室にただけで、汗がジワッと出てきます。こういう学習環境を解消するため、そして次代を担う子供たちのために、今後しっかりと、今の答弁にもありましたように、協議、調査、研究を進めていってほしいと思えます。

次に、PFI事業について質問をしていきたいと思えます。PFI事業と言いましても、相当幅が広いですので、今回は、今の質問と関連がある普通教室へのエアコン設置におけるPFI事業の導入、このことについて質問していきたいと思えます。皆さんも御存じのとおり、内閣府が推進しておりますPFI事業とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法であり、これらを活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できるという事業であります。海外では、既にPFI方式による公共サービスの提供が積極的に実施されており、学校、病院などの公共施設等の整備、再開発などの分野で成果を収めているようであります。日本においては、普通教室へのエアコン設置におけるPFI事業の導入事例はまだまだ少ないようであり

ますが、自治体の規模こそ違いますが、福岡市、神戸市、京都市などが導入しているようでございます。

そこで、本市においても、この普通教室へのエアコン設置におけるPFI事業の導入に向け、検討する計画はないのか、教えていただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） PFI事業を活用しました事業につきましては、設置に要する費用を数年に分けて支出することができますので、単年度の費用は抑えることができますということになりますが、トータル的な費用としては割高になることが想定されますので、十分比較検討する必要があるかと考えております。

また、全国的にもPFI事業を活用したエアコン設置の事例も少なく、県内では実績はまだございませんので、その費用対効果も含めまして、今後、調査研究が必要かというふうには考えるところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

PFI事業を活用したエアコンの設置につきましては、エアコンを設置する場合の調査設計、設置工事、維持管理等、総事業費がどの程度かかるのか、直轄方式と比較しながら、今後、調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（青山浩二君） 今の答弁のとおり、本市においては、これからの研究課題だと思っておりますが、PFI法は平成11年7月に制定され、平成12年3月にPFIの理念とその実現のための方法を示す基本方針が、PFI推進委員会の審議を経て、内閣総理大臣によって策定され、枠組みが設けられております。本市においても別事業であります、PFIを導入していると聞いております。この普通教室へのエアコン設置事業についても、多少なりとも教育委員会の中で議題に挙っていると思っておりますが、PFI事業を活用した場合の試算等があればお示してください。

○教育総務課長（溝口 猛君） エアコン設置につきましてのPFI方式で導入した場合の経費でございますが、これにつきましては、私どもどういった経費がかかるかというので、専門の会社に、一応大体の諸要な経費を出していただいたところでございます。10年間単位という期間になりますが、総事業費が4億2,000万円という形になるようでございます。

○2番（青山浩二君） 分かりました。では、PFI事業を活用しない直轄の事業としてエアコンを設置するならば、幾らぐらいかかるか試算等があればお示してください。

○教育総務課長（溝口 猛君） 直接市の方で、単年度で工事した場合の事業費でございますが、これにつきましては、1教室あたりの標準事業費がございますので、先ほどの普通教室の数を掛ければ、概算で約2億5,000万円程度になると試算しているところでございます。

○2番（青山浩二君） 今、お示しいただいた試算によると、直轄事業とPFI事業を比較してみれば、PFIを活用しない方が安いようであります。しかしながら10年間のうちに起こり得る予期しない事態、故障等を考えれば、整備等の維持管理を機動力がある民間業者が行うPFIの方がいいのではないかと個人的には思うわけでございます。また、実際導入している自治

体もあることですし、導入することによるメリットが必ず存在していると思います。そのメリット、デメリット等を比較検討し、これから更に研究を続けていってほしいと思います。そして、このPFIを活用した場合の施設整備や直轄事業の整備に対する国からの補助事業等は無いかお示しいただきたいと思います。

○教育総務課長（溝口 猛君） エアコンの導入関係の国の補助金でございますが、3分の1の補助事業があるところでございます。これにつきましては、直轄方式でした場合は、先ほど申しました2億5,000万円に対しての3分の1の約8,300万円が国庫の補助と。PFI方式にした場合が、先ほど、これにつきましては10年単位の総事業費ということでございましたが、工事に係る部分が国庫補助の対象になるということでございますので、基本的には、その工事部分を直接した場合と同額の2億5,000万円という試算をしますと、同じく8,300万円の国の補助があるというふうに思っております。

○2番（青山浩二君） 今の答弁から計算すると、直轄事業では2億5,000万円から補助額8,300万円を差し引けば、1億6,700万円ということになると思います。また、PFI事業の方では4億2,000万円でしたから、同じく8,300万円の補助額を差し引くと3億3,700万円ということになります。この補助額を差し引いた額を比較しても、これでも、まだ直轄事業の方が安いようではありますが、先ほども言いましたように、先進自治体のように導入することによるメリットが必ず存在していると思います。また10年間のうちに、起こり得る予期しない事態、故障等を考えれば、設備等の維持管理を民間業者が行うPFI方式の方を検討してもいいのではないかと、そう思うところでございます。また、こういった具体的な数字を見てみると、決して安い事業ではございませんが、エアコン設置が少しずつではありますが現実味を帯びてくるような、そういう気がいたします。

市長は、それぞれの国庫補助金を差し引いた残りの3分の2に対する財源についてはどのように考えているのか、教えていただきたいと思います。

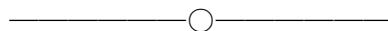
○市長（本田修一君） ただいま事業費、そしてまた補助金等で概算の数字が示されているところでございますが、以前としてPFIの方が高いということであるようでございます。市といたしましては、相対的に教育に関する予算につきましては、教育委員会と全面的に協議しながら進めてきていると。現場の方で必要性の高いものから整備していくというような基本的な方向性をとられております。その中で、エアコンにつきましては、今申し上げました必要性の高い事業が順次とり行われた後に出てくる項目になるのかなというふうに思っております。ただ議員が御指摘になられているように温暖化ということがございますので、またこれが緊急性が高いものに、順番的には上ってくる段階もあるのかなというふうに思っているところでございますが、現段階では、その他の事業の進捗を高めながら、このことについては教育委員会と協議してまいりたいということでもあります。

○2番（青山浩二君） 市長が、本気で学力向上日本一を目指すのであれば、こういった学校の環境整備の促進も大事になっていくのではないかと、そういうふうに思うわけであります。児童

生徒が快適に、そして集中して授業を受けることができる環境を作ってあげるのも、学力向上日本一に近づく施策ではなかろうかと、そういうふうに思います。

そして、今議会でも同僚議員からも質問がありました。移住、定住の観点からも、子供さんがいらっしゃる御家庭が、どこに家を建てようかなと、どこに引っ越ししようかなと、そう思われたとき、志布志の小中学校にはエアコンがあるから、志布志に建てよう、志布志に引っ越そう、こういう流れになっていく、そういう家庭が出てくるのではないのでしょうか。それが、わずか1件であっても、2件であってもいいのではないのでしょうか。1件目がなければ2件目はないわけであり、2件目もなければ3件目もないわけであり、そういうふうに少しずつでいいから、そういった家庭が増えていけばいいと、そういうふうに思っております。そこに家を建てる、そこに引っ越す理由は、人様々であろうかと思っております。実家があるからそばに家を建てるとか、大きい市街地だからだとか、大きなスーパーがあり大変便利だからとか、他にも様々な理由があると思っております。そして、志布志には学校にエアコンがあるから、これも立派な理由の一つであると思っております。曾於市にはない、大崎町にもない、でも志布志市にはある、こういうふうに近隣自治体と差別化を図り、そして、それをうまくアピールしていけば、移住定住の促進にも少しでもつながっていくのではないのでしょうか。あとは、本市の財政状況を見ながらになりますけど、行政の決断と、そして市長の大英断を期待いたしまして、私の一般質問を終了したいと思います。

○議長（上村 環君） 以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。



○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時43分 散会

平成26年第3回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成26年9月11日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（1名）

15 番 金 子 光 博

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長補佐 萩 迫 和 彦
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松 山 支 所 長 上 原 登	志 布 志 支 所 長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学 校 教 育 課 長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。



○議長（上村 環君） 昨日の福重議員の一般質問における答弁において、市長より訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○市長（本田修一君） おはようございます。

昨日の発言に対しまして、訂正を申し上げます。

昨日、福重議員の曾於医師会立病院に関する一般質問に対する答弁の中で、「曾於医師会立病院の今後についてのアンケート調査を行い」というふうに回答いたしましたが、正確には「医師会の理事会での意見を各支部に持ち帰り、意見集約をした」ということであります。

医師会全員のアンケート調査ではなかったということで、訂正してお詫び申し上げます。



日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、18番、小園義行君の一般質問を許可します。

○18番（小園義行君） おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。

先の議会から今議会までの間に国の政治において、とても大きな転換といたしますかね、そういうことがおきました。憲法の解釈を変更することによって、戦後長い間守ってきた平和憲法のそれを変えてしまうと、集団的自衛権の行使を容認するという、まさに私たち国民から見てもびっくりするようなことを平気で堂々とやってのけました。

また、沖縄の米軍普天間基地の問題についても、事前の実績づくりといたしますかね、もう反対は許さないよと、そういうような声でポーリングの調査を開始すると、そのことについて、昨日菅官房長官が、この沖縄の統一地方選挙を受け菅結果を受けて、もうそれは過去の問題だと言い放つ。そして、今日の新聞にも載っていましたが、今3年前の福島第一原発のあれから、まだ24万6,000人の方々が避難をされていると、そういった中で、再稼働を認めてしまう。そういう安全委員会の決定、そういうことが起きています。まさに国民の思いとは全く掛け離れた政治が行われているんだなという思いがします。これはひとえに国民の声をきちんと聞かないという、そういう政権の在り方、これではいつの日か大きなしっぺ返しといたしますかね、そういうことも起こり得るだろうと、国民はしっかりと見ていますので、私たち国民の立場に立った政治が求められ

ているのではないかと思います。ここ志布志市において、首長以下含めて、当然住民の皆さんに声にしっかりと耳を傾けて、それを生かしていく、そういった姿勢が必要ではないかというふうに私は思います。

私自身も、住民の方とお話しすると、お叱りを受けたり、いろんなことがあります。でも、それがきちんと受け止める、そういうことでしか、私たちは返すことはできないという思いであります。そういった立場で、今回通告していました点について、順次一般質問といいますか、質問をしていきたいと思っております。

まず、政治姿勢についてということで、市長に本庁舎在り方検討委員会の取り組み状況はどうか、ということで通告しておきました。

これは、先の議会でもいろいろ議論をさせていただきましたけれども、この8年間をどう検証していくかと、これは市長のマニフェストにも場所にこだわるものではありませんという、そういったことが載ったことによって質問をし、現在に至っております。この8年間を農業や経済、商業、そういった問題等を含めて、合併後8年間でどういった影響があったのかと。また、本庁舎を有明にしているわけですが、そういったことによる住民サービスの在り方などがどうであったのかと、そういった検証の上に立って、在り方検討委員会の中で議論がされてしかるべきだろうというふうに思います。そういった立場からした時に、現在、先ほども少しやり取り、昨日もありましたけれども、検討委員会の取り組みの状況について、まずお聞きをしたいと思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小園議員の御質問にお答えいたします。

これまで同様、庁舎の在り方については、市民の皆様方における機運の醸成が前提ではございますが、合併して10年という節目で議論し始めるにはいい時期にきているというふうに述べてきたところでございます。

さて、先の6月議会におきましても議論する場を設置するにあたり、どのような資料が必要かということと、先進事例における情報収集を含め、調査研究を実施していると答弁したところでございます。

現在、先進事例を調査するにあたり、本市の地理的位置や合併背景等を考慮した自治体における情報収集を実施しているところでございますが、いまだ情報量としては不足しているという状況でございます。

今後、対象とする自治体を広域的にしまして、さらなる情報収集に努め、段階的に今後の方策について、検討してまいりたいというふうに考えるところでございます。

○18番（小園義行君） 今、情報収集中だということですが、その情報収集するに当たってどういった中身で、この在り方検討委員会を立ち上げてやっていく、そのためにこういう情報が必要だということとされているんだろうと思います。その首長が、市長が考えておられる中身については、どういうものを検討されて情報収集されているんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

これまで、本市と人口面積、市街地が海面に面しているかというような、そのような類似する自治体28市に絞り込んで調査依頼を実施してきたところでございます。現在12市からの回答がきておりますが、今年は全国的な豪雨災害によって回答が若干遅れているというような状況でございます。現に回答をいただいている12市で見ると、検討委員会等の設置については、検討しているということ、あるいは設置済みという自治体自体がないということでございますので、今後また、全体的な情報の収集を進めながら、次の展開を考えてまいりたいと思います。

○18番（小園義行君） 今、そういった類似のところと12市から回答があったということです。これは憲法でも地方自治というのが明確にうたってありまして、どこと同じにしなきゃいけないということはないわけですね。我が町の独自の本当にそういった首長が思っている住んで良かったと思える日本一のあるまち、そういったもの等々を考えたときに、どうあるべきかということは首長の一存で、それはできるわけでありまして、ほかのところを調べてもね、それぞれ私は大差ないというか、ほかのまちのことですからね。そういった意味で、本市は重要港湾を抱えて、都市型と純農村型を形成している。あまり類がない、全国でもですよ、そういう自治体だと思うんですよ。そういった中で、この本庁がどこにあるべきかということがとても大事ではないかというふうに思っているところです。

今市長は、それぞれされてるんでしょう、じゃあ具体的にはもう言いませんね。私は先ほど言いましたような、そういった立場で立ち上げてやるべきだという、その思いはもう分かっておられるでしょうから、そこで、これまでいろんなことで、私も市長に質問をしてきました。

今回、例えば、ここ有明本庁を例にとりますと、途中でN T Tがケーブルを引いて電話が474-1111と掛けたときに、すべてここが出るわけですね、代表ですから。その回線の途中が緊急な事態、例えば交通事故、そういったもので、ケーブルの切断、火事によってケーブルが溶けて、全く使えない状況になったときに、ここ本庁は瞬時にそのことが解消できるような庁舎の在り方、そういう第2ルートが編成されているとか、そういうことについてはいかがなんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本庁、支所のN T T電話回線につきましては、本庁で14回線、志布志支所で13回線、松山支所については、8回線で運用を行っております。なお、本庁、支所間の内線電話は8回線で運用しております。緊急時の対策として、まず庁舎が停電になった場合ですが、電話交換機は非常用電源に切り替わるようになっているため、通信手段に支障はないものと思っています。

また、本庁、支所間の内線電話は、例えば、本庁と志布志支所間のケーブルが断線したとしても、松山支所経由で本庁と志布志支所をつなぐことができる通信システムで、リング型の回線経路になってるところでございます。したがって、この内線電話を使うことで、本庁舎近くのN T T回線が何らかの障害で通信できなくても他の支所へ電話していただくことで、本庁との連絡が可能となります。その際、市民の皆様へはN T T回線が復旧するまでの間、志布志支所への電話利用についてのお知らせを行政告知等で周知を図り、連絡手段等に支障が来さないよう対処してまいります。

そのほか、災害時有線電話の活用など、リスクに対する影響の最小化に努めているところがございます。

○18番（小園義行君） 今、市長はそういうふうにおっしゃいますけどね、それ、仮にここの有明本庁に引いてあるケーブルが断線をしたときには、一切掛けられたときつながりませんね。それを472-1111、487-2111に掛けてくれと、それを広報で回ってね、どれだけの人に通じますか。私は非常にそれは難しいことだなというふうに思います。例えば、これが志布志支所だとルートが、第2ルートすぐできるわけですね。そういったものを考えたときに、非常にここ有明に本庁があることで、そういう住民の緊急時の通信手段というのも代表電話が確保できないというようなことになってしまう、そういったことも含めて、この在り方検討委員会の中で、しっかりと議論をする判断材料の一つにしてほしいというふうに思って、今お聞きしたところです。

私も調べてみましたら、ここに普通ケーブルというのは100対、それから50対、30対、10対というふうになって、大きいのは400とかいろいろあるんですよ。その中で、ここにはA12の31から60という30回線が引いてあります、NTTがですね。この一つのルートが切れたときには、即座にできないわけですね。第2ルートがあると電話局の中で配線を少し変えるだけでこちらにできるという、そういうことのシステムがつかれるわけですよ。それが志布志支所だと可能だというふうに私の仕事上得た経験からすると、そういうことかなと思います。そういうことも含めて、この検討委員会の中で、緊急時の通信手段の確保という意味からも、検討をしていただきたいものだ、というふうに思います。これ以上このことを議論しても難しいでしょう、これはやめますよ。

そこで、これまで近いうちに立ち上げたいと、次は早い時期にということでした。三つ目は、何というふうにおっしゃるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今おっしゃった近いうちにということになるとなれば、次はいつまでにということになるのではないかなというふうに思っています。ただ、今いつまでに立ち上げるということについては、まだ内部的な資料が調べていないので、お返事はできないということでございます。

○18番（小園義行君） 市長、一番最初に近いうちにと、このことは議論をしたいと思いませんよということで、市長と最初にやりました。早い時期にということ、これはいつまでに、今度はなるわけですけれども、ぜひ市長もマニフェストに合併10年を迎えると、もうそういうことを議論してもいい時期だろうというふうに書かれてましたね。ぜひこの役所の中だけでもですよ、それぞれのセクションでどうなんだと、自分たちがこの8年間がやってきて、本庁がここにあること、松山にあること、志布志にあること、どうだろうかという、そういった仕事上の関係とか含めてですよ。やっぱり私は調査もしながら、情報収集もしながら、それをきちんと、ここではもう先行して議論をしていくというふうにならんといかん。そのためには、市長がその立場に立たない限り職員の人たちも議論できないじゃないですか。だから、近いうちにと早い時期にとかいうことではなくて、どうだったんだろう、自分たちのこの8年間とは。市長がすべて運営され

てきた8年間ですよ。別な首長がやったんじゃないですよ。そういう意味で、いつまでにといいことが言えないということでありますが、これズルズルズルズルいって、じゃあいつなんだろうねということになると、これ困りますよね。ぜひね、これ、年内ぐらいに立ち上げて、立ち上げた上で情報収集してもいいじゃないですか、議論は進めながらですよ。そういったことに立てませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併して10年経って、そろそろ庁舎の新しい在り方について、議論をしてもいい時期に来ていると。そしてまた、その前提として、そういった機運が醸成してきたときというふうに述べてきているところがございます。10年というのは、来年、再来年ということになるところでございますので、そこをめぐって、きちっと対応を整えていきたいと、そしてまた、そういったことを私どもの方で発信しておけば、またそれなりに多方面からの御意見が寄せられることになるのではないかなというふうに思うところがございます。

○18番（小園義行君） なかなか市長、腰が重いようですけれども、これは簡単に結論が出ないから時間をかけた方がいいですよという立ち上げて議論しながら、そして情報収集もしながらですよ、最終的には結論が出てくるでしょう。在り方検討委員会という名称になるかどうか分かりませんよ。そういうこと立ち上げませんかということでしたね。

ぜひ、議論は進めながら並行して調査もし、そういう私が先ほど言いましたような、そういうことも含めて検討していくというふうにやっつけていかないといけないなというふうに私は思うところです。もう1回、その検討委員会の中で議論をするときに大事にしてほしいのが、地方自治法の第4条第2項は何て書いてありますか、それを少し読んでいただけませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

第4条には事務所の設置又は変更というのが書いてございまして、第2項には「前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について、適当な考慮を払わなければならない」とあります。

○18番（小園義行君） まさに法律が求めているこの立場で、本当に検討委員会の中で議論していただいて、住民の皆さんの利便性の確保、そういったものを検討した上で議論をしていただきたいと、そう思います。

そして、あわせて本庁をどうするのかということで、これまでも私もいつてきました。昨日、小辻議員の方も実際に造るときに老朽化しますね、志布志の支所でも、もう難しいとなったら新設しないといけない。そのためには、これまでも言っていますように、そういう庁舎を造っていくための基金を少しでも醸成していくということが、私は大事だと、前の議会でも市長にちょっと述べて考えも聞いたところでしたが、やっぱり、そういういきなり大きな負担というのはできませんからね。極力今のあるものを使うという立場が前提ですよ、大変老朽化したときには、どうしてもそれをやらないといけないわけですので、そういったものも議論をしないことには始まらないじゃないですか、基金というのは目的がないとつukれないからですよ。そういったもの

についての考え方は共有できますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

基金を設置するとなると、当然議会の皆さん方の御承認をいただいた上で進めるということになります。その提案をするにあたって、また更なる準備が必要ということで、当然在り方の検討委員会というものの中で議論されて、そのようなものが方向性が提案されるということになるかと思えます。

○18番（小園義行君） ぜひですね、この地方自治法の第4条が求めているその立場に立って、いろんな議論はしていただきたいし、いろいろな意見を寄せてですよ、いい方向が出るように、しかもそれが、できるだけ早く立ち上げて議論をしていくという、その立場に立ってやっていただきたいと、私はそれが必要ではないかというふうに思いますので、その立場でぜひ早い時期に、近いうちに、やっていただきたいものだと思います。再度、最後です。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えしましたように、いつからということについては、今御返事できないところがございますので、近いうちにとということで御理解いただければと思います。

○18番（小園義行君） 再度、一番最初の答弁、近いうちにとすることに市長の答弁も変わりましたのでね、ぜひ近いうちに立ち上げて、この場内だけでも先行してやっていただきたい。そういうことで、やっていただけるものというふうに確信をして、次の2番目の納税対策ということについて質問をさせていただきます。

これまで、いろんな私も相談を受けますが、税金の滞納をされている方々からよく相談を受けて、税務課の方々に大変迷惑をかけているんですけれども、相談に行って、分納なりいろんなことをさせていただいています。その中で、これまでも質問をして、延滞金の減免、そういったものについては、どうですかということで、市長もやるということで、答弁をされたところであり、これはですね。そのことで具体的に要綱なり、いろんなものがつくられたんでしょう。実際に、事実上、実際のこととそぐわないということではなくて、そのことによって、よかったねということになるようなものにしてあるんだろうというふうに思いますが、取り組みはどういう状況ですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

延滞金の減免につきましては、過去2回の小園議員の御質問を踏まえまして検討を進め、平成25年2月に市税等にかかる延滞金減免基準を内規として定めたところであります。

この基準においては、減免事由を大きく四つに分けております。一つ目は、震災、風水害、火災、その他の災害を受け、または盗難にあったとき等、地方税法第15条の9に規定する事実類似する事実が発生した場合で、納付が困難であると認められるときであります。二つ目には、民事再生法、会社更生法及び破産法の手続開始決定を受けた者で、やむを得ない事情により納付が困難であると認められるときであります。三つ目は、滞納者が死亡し、相続人に納税義務を継承する場合で、納付が困難であると認められるときであります。四つ目は、その他市長が真にやむを得ないと認めたときであります。これは、具体的には国税において火薬類の爆発、交通事故、そ

他の人為による異常な災害又は事故により納付すべき税額の全部もしくは一部につき申告することができず、又は国税を納付することができない場合で、その災害又は事故が生じたことにつき、納税者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。と国税通則法施行令に減免対象が定められており、これに準ずるものとなります。ただいま説明した内容をもって運用を始めたところでございます。今後も法の趣旨に照らしながら、適正に延滞金減免制度を運用してまいりたいと考えております。

○18番（小園義行君） 今、市長がおっしゃいました地方税法第15条の9ですね、これ、納税の猶予の場合の延滞金の免除ということですよ。それで、当時私もこの立場で質問をして、やるということでしたので、具体的にそれがうまくかみ合って形でなればよかったなと思うんですが、実情、じゃあ私がそういう方を連れて行ったとき、該当しますよというふうに、即、今のそれでするかね、難しいでしょう。

そこで、もう1回整理をしてやらんといかんと思ったんです。納税の緩和措置、これを住民にお知らせをしているんですかね、本市は。

○税務課長（木佐貫一也君） おはようございます。

本市におきましては、納税相談時期におきまして、窓口にいちゃった方に対しまして、こういう制度があるということを相談を受けながら説明している状況でございます。以上です

○18番（小園義行君） 本市の徴収状況というのは、90何パーセントなんですよ、市長。本当に皆さんよく努力していただいて、税金を納めていただいている。残りあと数パーセントのところ、払いたくても払えないという状況が発生しているというのが、こういうことになっているというふうに思うんですね。そこで、一般的に納税の緩和制度というのは、税金の納付書がいきますね。そして、督促、差押え、公売、そして売却代金の滞納税金への充当というふうになるわけですね。その中で順番でいくとですよ、納税の猶予ということは、納税の猶予、そして二つ目に換価の猶予、滞納処分の停止というふうに三つあるわけですけども、納税の猶予というのは、これは先ほど市長が述べられました地方税法第15条、ここにそれぞれ含めて書いてありますよ。これ、国税通則法の46条も一緒ですけども、本人の申請が必要なんです、これはね。納付書をもらったとき、たまに、仕事を辞めたりとか、病気になったりとか、そういう風水害、火事があったと先ほどおっしゃいましたね。そういったものというのは、住民の方々はなかなか分かってないわけですよ。だから滞納になっていくってなったときに、督促状がいきますね。そうすると次は何かというと、換価の猶予ということになっていくわけですね、督促状がいった人がそういうことですよ。一番最初の納税の猶予というのを本市はしっかりとお知らせして、認めた上で、それを受け付けるということができれば、非常に住民の方々は助かるわけです。今月は事業を休止したとかですね、そういったものがあつたときに、とても助かるわけですよ。それが、ほとんどされてないから税金を納められないといって、滞納して初めて私たちにも相談がくるというように窓口に行って、どうにかなりませんかというふうになりますね。そこを、この納税の猶予、督促状がくる前に、それができるといふふうになれば、とても職員の方も助かるし、納め

る側も助かるわけですよ。ただ、そこを納税の猶予というのをなかなか全国の自治体は頑張ってるんですけども、うちはそのことをできるんだよねということを過去の2回の議会の中で、私は質問をしてきたところだったんですけども、具体的にそうになってないじゃないですか。もう1回言いますよ、納付書がいきますね、それで先ほど市長がおっしゃったこの納税の猶予という、この延滞税ですよ、ここのですね、災害とか納税者の病気とか、事業の廃止とか、事業につき著しい損失、賦課遅延の場合の納税の猶予と、五つのこの延滞金ですよ、本税じゃないんですからね、そのことを議論しているんですから、ここを間違わないでくださいね。納税の猶予というのを、それをきちんと我が町は認めるよということになると、納税者は大いに助かるわけですけども、そこは法に基づいてやるという考えが立てますか、そこに。

○税務課長（木佐貫一也君） 先ほどの説明で、ちょっと足りなかったんですが、例えば、災害の中の火災等がありましたときには、事前にお話をして、こういう手続きがありますということで、説明しておるところでございます。当然、法令に基づく対応になりますので、法律、通則法の基本通達に基づいて処理をいたしているところでございます。以上です。

○18番（小園義行君） じゃあそれをですね、ぜひ納税の猶予というのをしっかり受け止めるよということですよ、今の答弁はね。

今後、今日このテレビを見ておられる方々も含めて、初めてこの納税の猶予って何だそれはって聞かれたかもしれないですよ、この言葉がまた難しいですよ。税金を納めないといけない、1期、9月30日ですよとなったときに、そこに納められないときに、そういう災害だとか、いろんなことがあってですよ、先ほど言いました四つ、五つの要件があって来られたら、きちんとそれを受け止めるよということで、今の答弁だというふうに、市長、理解していいですよ、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの課長が答弁いたしましたとおり、震災、風水害等、そういった災害が発生したときには、きちっと納税の猶予はありますよということはお伝えすることはできるということでございます。

○18番（小園義行君） この納税の猶予、ここで本税じゃないですからね、延滞金のその減免の話でやっています。ぜひそれはお願いをして、その時に、この五つの災害、火災の貸倒れと、これは2年限度で全額援助ですよ、延滞金ですよ。そして、納税者、親族の病気、負傷、そういったものも含めて、事業の廃止又は休止、これは猶予期間の2分の1免除、そういったことであります。そして、事業につき著しい損失があった場合も2分の1ですよと、そういうことを含めて納税の猶予ということで、それをきちんとやるんだということで理解をします。

次に、督促状を送られている方は、これはもう大変なことになってるわけですが、換価の猶予という、ここで実際にこれが、うちはそのこともきちんとやりますよと、過去にこういうケースも、差押えされているやつをそれをしたら事業ができないじゃないですかと、だからぜひ、この換価の猶予といいますか、この事業によって生計を立てている、それをしないことには営業して

利益を埋めないから税金も納められませんよということで、過去にも差押えを解除してもらったりということもありました。この換価の猶予と、この督促状が送られている方ですよ、ここについても法の精神に基づいてきちんとやっていくよということで、ここも市長、理解していいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

それぞれの事情に応じて、換価の猶予に該当する、内容に該当する者につきましては、そのような猶予の措置をとることができるということでございます。

○18番（小園義行君） それではぜひですね、地方税法第15条の9、ここを全部私も何回も読み返しました。すべてですね、ここに基づいて今質問をしています、市長もそのことを理解された上での答弁だというふうに思います。冒頭で15条の9を引き合いに出されましたのでね、ぜひ納税の猶予、換価の猶予、このことをしっかりとできるような、そういう要綱、そういうものできているんでしょうから、それに基づいて住民の皆さんにもお知らせをした上で、これからはいわゆる税の納税をしてもらおうという、そのことについて、お互いにスムーズにいけるように、そして生活の維持、そういったものが図れるようにやられるということを今の市長の答弁で理解しましたので、このことについては、次にいきたいと思います。これでこのことについては終わります。

今後もぜひこのことについては、窓口、そしてまた、広報等でもぜひ市民の方にお知らせをしていただきたい。その時に、この言葉の意味もよく書いて分かるような形でやっていただきたいものだというふうに思います。それはもう大丈夫ですよ。

次にいきます。3番目に嘱託職員の待遇改善ということで、これまでも何回か市長とやり取りをして、実は、鹿児島県内の自治体に共産党の議員が何名かいるわけですが、夏に研修会があります。私は今回たまたまですが、資料を全部いただいて、県内のいろんなところ、志布志市は本当によく頑張ってください、これまでも嘱託職員、パート、臨時含めてですよ、努力をしていただいて、本当にすごい努力をされているなというのを資料の中、去年は私も行ったんですけれども、その中でも本当に志布志市はよく進んでいるというふうに、それぞれの議員さんからも評価をいただいていると。それは、私ではないですよ、市長以下、スタッフの人が評価されているという意味ですからね、頑張っているという意味で。例えば、嘱託職員の方に通勤費、そして夏季休暇、そして忌引等々を含めて、本当によく努力されております。そのことは理解した上で、質問をさせていただきます。

今回、総務省がまた新たに各都道府県及び市町村にはいつでもどうぞということで見られるようにしてあるんですが、7月4日にこれまでは、課長さんだったんですけれども、今回部長さんのいわゆる通達が出ているんですね、総務省自治行政局公務員部長ですよ、臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用についてということで出されてるんです。これ、市長お読みになりましたか。そして、どういうふうにそれを思われましたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成26年7月4日に通知されました臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等につきましては、通知にもございますように、平成21年の通知の趣旨はいまだ必ずしも徹底されていない実態が見受けられるため、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用、勤務条件が確保できるように改めて留意すべき事項に関し、考え方を示したもので、各地方公共団体において通知を踏まえて、それぞれ適切な対応を図るよう通知したものであります。通知にもございましたが、臨時・非常勤職員の任用等の取り扱いにつきましては、基本的には各地方公共団体において適切に取り組まれるべきものであります。

現在、本市が導入している嘱託、臨時職員制度につきましては、前回及び今回の通知における任用等に係る取り扱いを遵守しておりますので、今後も本市の嘱託、臨時職員制度において、通知に基づき、適切に対応していくべきものと受け止めております。

○18番（小園義行君） この通達に基づいて、きちんと、うちはそれぞれやっているということで、やっていくんだということであります。なぜ私はこのことをこれまでも何回も、もう何年もかけて取り上げていますけれども、国がアベノミクスと言って、いわゆる円安を呼び込んで、それで株をつり上げて。ごめんなさい、今のは訂正します、議長、株を上げるということですね。つり上げて、それは訂正しますので。

そのことで、もうかるといいますか、恩恵を受けているのは、大企業と一部の資産家ですよ、私たち国民は本当に、円安によってガソリンは上がる、資材は高騰する、おまけに消費税は引き上げられる。そして、賃金は上がらないという非常に負の部分だけが私たちにはのしかかっていると。そういったときに、本来は国においても、先ほど国民総生産GDP前年比マイナス7.1というのが出ていましたね。これは国民総生産の6割から7割を占めるところの家庭の消費、そこを温めないからこういうことになるんだというふうに、新聞も書いていますが、まさしく国民の皆さんの懐が豊かにならない限り消費は伸びないですよ。そうしないと、国民総生産だって伸びないわけですよ。そういった立場からしたときに、志布志市に住んでおられる住民の皆さんの懐を豊かにすると、暖めるということがとても必要だなというふうに思って、これまでも一貫して取り上げてきたんです。そうすることによって、消費が伸びていく、そして税収として返ってくるということになるわけですね。そういう立場で、これまでやってきたところであります。

そこで、具体的なことについて、今市長がこの公務員部長のそれについては、21年度がちゃんとやっていないから、全国で見たときですよ、きちんとやってねということで、それぞれやられていました。それに基づいてちゃんとやるということで、市長の答弁です。

そこで、具体的なことで初日に西江園議員の方からも、嘱託職員に一時金の支給はどうだ、ということでありましたが、もう一回そのことを私も市長に、これまでも期末手当を支給したらいいかがですかということやってきました。どういうふうに検討されたんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

嘱託職員等に対する期末手当の支給につきましては、平成26年7月現在では、県内の5市が期末手当に代わる報酬等を支給しているようでございます。

また、嘱託職員等の方々が正規職員数が減少する中で、業務量の増大をカバーしていただいているということも考えておりますが、今後も嘱託職員等の待遇改善に向け、自治法改正や他市の導入状況を踏まえるとともに、社会情勢の変化に注視しつつ、本市の財政状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

○18番（小園義行君） 西江園議員との答弁が少し違いますね、西江園議員に対しての答弁は、地方公務員法第3条3項3号であるからできませんというふうな答弁でしたね。いわゆる、非常勤の地方公務員法を受けないところの特別職だからというふうに私は理解をしたところですが、そのことと今の答弁とは少し違うというふうに思うんですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

西江園議員に対します答弁は、このような中、嘱託職員に対する期末手当につきましては、本市は、嘱託職員の任用根拠を地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤の特別職の公務員と位置づけており、したがって、地方自治法の規定により、期末手当の支給はできないことになっておりますということで、答弁したところでございまして、先ほどもお答えしましたように、他市においても変わるものとして支給がされているということでございます。

○18番（小園義行君） いわゆる地方公務員法の適用がないからということですよ。市長は、法のくくりとしたら、総務省が示しているそういうことでいったら、市長は、地方公務員法の第何条に、どこに該当するんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地方公務員法第3条第3項に「特別職は、次に掲げる職」とございます。一に「就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職」ということでございまして、特別職ということでございます。

○18番（小園義行君） くくりでいうと、地方公務員法第3条第3項、非常勤の特別職ですよ、私も含めて、副市長もそうです、教育長もそうですよ。時間拘束されてませんよね、8時半から5時15分までって、特別職だから拘束されていないんですね。ボーナス、いわゆる期末手当を出せない根拠として地方公務員法第3条第3項をね、こうしてるけど、じゃあ嘱託職員の人たちは、ここに該当するんでしょう。非常勤特別職ということで、じゃあ今現状に働いていただいている嘱託職員の方は、時間が拘束されてませんか。任用根拠は地方公務員法第3条3項の3号だということですけども、朝9時からしっかり5時までと、そういうことで一般職と同じように仕事をしていただいていますよね。嘱託職員として採用された人が特別職だからと、ちょっと床屋に行ってきますよ、美容院に行ってきますよ、ちょっと人と会ってくるねって言って、そういうことをしている実態は1件もないですよ。嘱託職員の方は任用根拠は地方公務員法第3条3項の3号で非常勤職、ここですけども、勤務の実態としては一般職と同じなんですよ、これね。鹿児島市なんかやっているのは、地方公務員法第17条の一般職ということで採用をされている仕事されています。うちも基本的には一般職と同じような仕事をしていただいているじゃないですか。私たち市長や議員や副市長や教育長と同じように自由かつたつにですよ、時間に拘束されな

いで300名の方がそういうことをしているわけないでしょう。一般職と全く同じような形で仕事を
していただいているんですよ。だから、その任用根拠によってね、そういうことをやるというの
はおかしいよということで、今回私が言いたいのは、先ほど西江園議員との答弁のちょっと違い
があるねということで、きちんとそのことを踏まえて一般職と同じようであれば、地方自治法の
203条で報酬以外の支給を禁じている。そのことでいわゆるあなた方は、そういうことができない
よというふうにおっしゃっているんでしょう。でも、これね、よく総務課長も考えていただきたい。
今から4年前に、この問題はきちんと取り上げてやりました。21年のそこがあって、人事院
勧告を出したんですね、人事院の勧告四つほどありましたよ。そのことに基づいて、私が通勤費
を支給したらどうですか、期末手当をしたらどうですか、そして、夏季休暇はいかがですかとい
うことで、この2008年の人事院勧告に基づいて今まで積み上げてきて、今になっているですよ。
そのことでね、ああいう地方公務員法第3条第3項3号に該当するから駄目だというね、こうい
った、またもう1回元に戻るようなね、そういうものでいいんですかということのを僕は問いたい
わけですよ。行政というのは継続性がないといかんでしょう。そのことに基づいて、きちんと質
問をし、当局も真摯にその声を聞いて通勤費を出し、そして、夏季休暇も出し、期末手当につ
いては、ほかの市をどうだこうだということで、今至ってるところです。だから、そこについて
あなた方が言うところでの市長や副市長や議員、教育長をはじめとして、非常勤の特別職だから、
これは出せない、期末手当は出さないという、そういうことにはならないというふうには思
うところです。300名の方々が自由にですよ、さっき言うように時間に拘束されないものじゃ
ないでしょう。勤務の形態は一般職と一緒になんです。だから、そこを今回のこの総務省の公務
員部長が通達で出したのは、そこをきちんとやりなさいということですよ。

そして、それを受けて、これは以前のやつね、人事院はこういうふうにして、基礎となる給
与の問題、通勤手当の支給をすること、長期にわたって勤務する非常勤職員に対しては、期
末手当に相当する給与を勤務時間等を考慮の上、支給するよう努めることというふう
に、これが人事の勧告として出されてるんですよ。

もう一つ整理をするために言いますね。国家公務員には国家公務員法で一切地方自治体
にいるような非常勤の特別職というのはいないんですね。それはもう御理解されていま
すよね。だから、人事院もこういうことを出すわけですよ。きちんとだから、地方自治
体もそういうものに基づいてしっかりやりなさいということを言っているわけですね。
だから、私たちが私も含めて同僚議員もそういう思いは同じだと私は思うんですけ
れども、この地方公務員法第3条3項の3号、特別職だから出しませんよではなくて、
任用はそのことでされているんでしょう。でも実態は一般職と同じように9時から5
時、いろんな形で勤務時間はやるでしょう。そのことと一緒にして考えていただか
ないとまずいなというふうには私は思うんですけれども、市長、今の私の意見を聞
いていかがですか。

○総務課長(萩本昌一郎君) お答えいたします。

議員が今おっしゃいましたように、私どもの嘱託職員につきましては、地方公務員法に基づく

任用根拠を地方公務員法に基づく臨時の嘱託職員という位置づけているところをごさいます、したがって、地方自治法に基づきまして、今御質問がございましたけれども、報酬、費用弁償以外は支給をしていないというところをごさいます。人事院勧告のお話もされました。この人事院勧告につきましては、国家公務員としての非常勤職員という形での私ども捉え方をしております、私どもの非常勤職員につきましては、先ほども申し上げましたように、地方公務員法を根拠としているものをごさいますので、国とは同様にしていないところをごさいます。

そしてまた、先ほど費用弁償もこの人事院勧告に基づいてというような御質問がございましたけれども、私どもこの費用弁償につきましては、御質問もございましたけれども、2年前に、地方自治法の203条の2の規定に基づいて、報酬及び費用弁償という規定がごさいますので、その中で通勤手当に相当する額を支給するようにしたところをごさいます。

それから、今回の通知のことも申されましたけれども、今回の通知の中でもおっしゃるとおり、国の非常勤職員に基づいて地方もというようなことですね、そういう通知があったところをごさいます、市長も答弁しましたように、おおむね通知を遵守するような形で、私どもは今まで取り組みをしているところをごさいます。ただ、今御質問の期末手当等につきましては、この通知にもごさいますように、当然任用形態が地方公務員の非常勤職員は違うので、必ずしも給与等については一緒ではなくていいというような、そういう通知もされているところをごさいます。ただ、それ以外の勤務条件等につきましては、議員からもございましたように、極力こういった形で歩調をそろえるような形の取り組みをしてほしいというようなことが通知されているところをごさいますので、現在のところ、そういった地方公務員法、それから地方自治法、それに基づいて、私どもは処理をさせていただいておりますけれども、先ほど市長が答弁いたしましたように、他自治体におきましては、形を変える形でのそういう取り組みをされているところでもごさいますので、市長がまた総合的に判断して取り組みをしたいというふうに答弁をされたところをごさいます。

○18番（小園義行君） 今、それぞれ考えは聞きましたけれども、実際に、この地方自治法203条は報酬外の支給を禁じていると、これは当然でしょう。でも現実に通勤手当という形ではなくて、それに報酬という形で支給していますね。それは、今私が前段で言ったそういったことを含めて市長が判断して出されてるんでしょう。

あわせて今回ですよ、国家公務員に対して人事院勧告のは出されたんだって、総務課長言うてるけれども、人事勧告はそうですよ、確かに。でも、それは国家公務員、地方公務員準拠して、そういう形で、ずっとそれぞれの人事院が、県の人事、出してるじゃないですか。基本的に、ここが地方公務員にそれは当たらないということにはならないよ。そういうことであつたら、いわゆる非常勤特別職というのをやめて、地方公務員法17条で採用していくとかいうことの取り組みをすとかいうことも、これ、考えないといけませんよ、基本的には。だから、これまで非常勤特別職ということでやってきて、嘱託職員というふうにされている。その人たちに対して、私も非常勤の特別職ですよ、ボーナスもいただいていますよ、期末手当もね。同じように、一般

職と同じように仕事をされているその人たちに任用の根拠は確かにそうだけど、そこを考えてやれないもんですかと、そういうことについては、これまでのそういう国家公務員の一般職、いわゆる非常勤ですよ、そこに認められているのに、地方公務員のそこに認められないというのは、一般職と同じような仕事をしている嘱託職員に認められないというのは、僕はおかしいと思う、それは。だから、そういった立場で、いわゆる住民の皆さんの懐を豊かにしてあげるといふその立場で、別に手当とかそうしないでもいいじゃないですか。第二報酬でもいいでしょう、報酬以外は禁じているわけだから、だから、ほかのところは、そういう立場で出しているんですよ。そういうことにしてやれないんですかねということを知っているんですよ、市長いかがですか。

○市長（本田修一君） 冒頭、議員がお話がありましたように、本市においては様々な面で嘱託職員等の改善に取り組んでいるということのお話があったところでもございました。今後においても、その取り組みの改善につきましては、自治法の改正とか他市の導入状況というものを踏まえながら、そしてまた、大きな要因になるかと思いますが、本市での市民の方々の暮らしぶりというものも参考にしながら対応していくということになるのではないかなというふうに思ったところでございます。

○18番（小園義行君） ぜひですね、市役所のここのそれが非常にベースになっているというのは、これまでも私が言うまでもなく、そういうことですよ。だから、ぜひですね、この嘱託職員に対してのこれは自治法の203条でそうだというふうに、逆に今度はですよ、改正パート労働法は何を求めているかと、均等待遇を求めていますね、この精神は。そして、地方公務員法の第24条で生計費及び国の職員の給与も考慮すべきというふうになってるわけですけども、そこで考えると、国家公務員のいわゆる非常勤の一般職というふうになっているんですが、それと同じように特別職で嘱託職員ですけども、任用はそうですけども、仕事は一般職と同じようにやっているのであれば、この地方公務員法のいわゆる同等のさ、平等の原則、そういうのを貫いて、そこに支給をしてやる考えはないですかと、鹿児島市がやっているように夏2万円、冬2万円ですよ。合わせて4万円ですけども、ここ300人ほどおられますので1,200万円からの金額になるわけですが、それが住民の皆さんの懐を暖めるということになっていくというふうに僕は思うものですから、考えられませんかということですよ。任用根拠は、確かに地方公務員法第3条3項3号ですよ、でも実態は一般職と同じだと、そのことを考えたときに、この報酬以外の支給を禁じているからということでも果たしていいのかと思うんですよ。ぜひそこについて市長、ほかの市のこともいろいろ考えながらやるんだということでしたが、もう1回いかがですか。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えしましたように、本件につきましては、他市の導入状況、そしてまた、本市の社会情勢等を十分考慮しながら対応してまいりたいと考えます。

○18番（小園義行君） ほかの市をいろいろ検討しながらということでしょう。そのことについては、どう検討されていくのかね、これは今回で終わるわけではありませぬので議論をしていきたい。ただ、人事異動がありますね、それぞれね、皆さんね。でも、ここで今こうやり取りしているんですけども、自分がいつそのポストに行くか分かんないじゃないですか。ぜひそれは、

議会の議員の側からしたら継続しているというふうに私たちは認識しているんですよ。それが、元にかえったりとかね、そういうことにならないように、ここにおられる方々は、きちんとそのことも踏まえて議論のやり取りを踏まえて認識をしておいていただきたいものだというふうに思います。この問題については、今後もまた取り上げていきたいと思います。ぜひですね、この大変厳しい状況の中で、税金をいかに使うかということの提案なんですからね、ぜひそのことは理解をした上で、よく住民の皆さんの懐を豊かにするという視点で、ものを言っています。ぜひですね、そういう立場でやっていただきたい。通勤費用を支給されたことによって、夏季休暇が与えられたことによって、非常にやる気が出ている。これは当然、みんな有り難いなと思っておられるから一生懸命されるんですよ。そういった意味で、この期末手当についても、今日はやるというふうにはなりませんでしたが、今後また議論をしていきたいというふうに思います。これについては終わります。

次に、福祉保健行政についてということで、障がいを持つ子供の放課後健全児童育成事業についてということで、これも前に取り組みましたけれども、それぞれいわゆる学童保育がされているんですけども、実態、障がいを抱えている子供たちは、その学校の学童保育ではなくて、別なところに行ったりいろんなことがあります。前の議会で質問をしたところでしたが、実情も少し出ていますけれども、夏休みが終わったばかりです。そういった意味で、現状が改善が少しでもされているのかなというふうに思うんですが、この取り組みの状況について、少しお願いできますか。

○市長（本田修一君） お答えします。

放課後児童クラブにつきましては、本市でも現在市内17か所で実施しており、平成26年7月1日現在で、市内の児童538名が利用しております。平成27年4月から始まる予定の子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブについて小学校6年生まで利用対象とするなど、量の拡充と質の向上を図ることとされており、本市におきましても、子ども・子育て会議や保育事業者等連絡協議会において、新しい基準について協議を行い、学校の空き教室の確保等、事業者からの要望等もいただいたところでございます。今後につきましては、教育委員会と連携を図りながら、年次的に量の拡大を図っていくとともに、障がいを持つ子供たちが安心して、放課後児童クラブを利用できるよう保護者や運営事業者と協議をしてもらいたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

厚生労働省の放課後児童クラブガイドラインでは、障がいのある児童や特に配慮を要する児童については、可能な限り受け入れに努め、受け入れに当たっては、施設設備等について配慮することとなっています。障がいのある児童がその年齢に応じた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り、障がいのある児童が障がいのない児童とともに教育を受けられるよう配慮することが大切であると認識しています。

障がいのある児童の受け入れにあたっては、その障がいの状態や特性の理解、関係機関等との連携、職員間の共通理解、援助の在り方についての保護者の理解と協力関係の確立が重要である

と考えております。以上です。

○18番（小園義行君） 今それぞれ538名の子供たちが、放課後児童クラブを利用していると。そこで、先の議会でも質問をしましたがけれども、障がいを抱えている子供さんたち、養護学校に行かれたり、支援学級に行ったりいろいろして、その学校で、ある法人がされているわけですが、学童クラブを利用できれば、まあいいわけですがけれども、それぞれいろんな事情があるんでしょう、施設にあいのさどだったり、いろんなどころにいかれているわけですね。そこで、この障がいを持っている子供たちを中心とした学童保育をして、補助金も出るわけですがけれども、保育所運営連絡協議会ですか、そういったところで話をし、具体的にうちでやってもいいよというような、そういう働き掛け、やっていただけませんかという働き掛けは、どういうことで取り組まれているんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、障がいを抱えている児童については、放課後児童クラブに対する補助金制度があるということで、このことにつきましては、1クラブ当たり年額163万9,000円となっているところをごさいます、このことにつきましては、連絡協議会等で十分説明をしながら、障がいを抱える児童が安心して利用できる放課後児童クラブとなるよう、配慮していただきたいということのお話はしているところをごさいます。

○18番（小園義行君） この夏休みが終わりましたので、それぞれのお父さんお母さんとも話をする機会があったんですが、やっぱりいろんな子供たちがいるわけで、それは障がいの程度もそれぞれ違うし、普通の健常の子供たちと一緒にいると、言葉が悪いですがけれども、子供は正直だから、いろんなことを投げかけるわけですよ。そうすると、その子供はなかなかそこに居場所がないというような状況もあったりして、そういうものができたらいいのにとということがすごくあります。そういった意味で、ここの志布志市内の法人、別なところからでも手を挙げられると、それはまあいいわけですがけれども、結果、それができると雇用も増えていくし、安心してお父さんお母さんは仕事にいけるという状況が、長期の夏休みの間もですよ、できるわけですがけれども、ぜひですね、そのことについては要望もありますので、きちんと向き合って、どこかで頑張っよという、そういうことになりませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

放課後児童クラブの利用の申し込みについては、本庁及び各支所の児童福祉担当で受け付けておりますが、障がいを持っていると、そのようなことを理由に利用申請をお断りをするといったことはないところをごさいます。

また、事業者に対しましても、そのように指導しているところではありますが、市役所を介さず直接事業者等に相談をされた場合には、利用を断られるという場合も想定されますので、そのような場合には、市役所の児童福祉担当の方に御相談いただければというふうに考えているところをごさいます。

○18番（小園義行君） 今、私が言いましたそういった放課後児童健全育成事業と、そういう学

童保育というか、そういったものは補助金等も出て18歳まで可能とか、そういうことになっていたらいいなって、私なんかは非常にいいなと思うものですからね、中学校も子供たちは進んでいくわけで、そういったものが取り組んで、そういう制度ありませんか、ありますよね。もしそれがあるんだったらですよ、ぜひね、ちょっと説明してくださいよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

放課後等のデイサービス事業でございますが、通常18歳未満ということでなっております。生活能力向上等のための療育を行う事業でございます。ということで、中学校を卒業しても利用できるということになっております。

○18番（小園義行君） そういった事業をそれぞれ保育所を運営されている法人、ほかの法人でもいいわけですが、私が現実知っている子供達は、どういう状況になってるか、と、牧之原養護学校から帰ってきますね、バスでそのままお迎えに来ていただいて、あいのさとに行かれて、そしてまた、送って来てもらうという、そういうケース。そして、支援学級にいる子供もあいのさとへということで、今現実にもう動いているんですね。そういったものを、もちろんそちらの法人でもいいんですよ、それぞれがやっていただくと、その事業に取り組んでもらえるということ、ここはひとつ市の姿勢も大事だと思うんですよ。市がそういうものに取り組むということで手を挙げていただけませんかというものが無いと、なかなか難しいのではないかと思うんですが、そういう障がいを持っている子供たちを安心して預けて、お父さんお母さんが仕事に従事できるという環境をつくってやるという、そういったものについての取り組みをどうですかということをお願いいたします。

○福祉課長（福岡勇市君） 障がい児だけの放課後児童クラブにつきましては、市内事業者といろいろ協議をしております。

障がいの福祉サービス事業の中で、放課後等デイサービスを予定している事業者があり、現在協議を進めているところでございます。今後とも関係事業所と協議を重ね、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う福祉サービスに取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○18番（小園義行君） 最初からそういうふうにおっしゃっていただければいいわけですがけれども、そういうふうに進んでいるということですよ、分かりました。ぜひですね、お父さんお母さんの要望に応じて、ぜひこれは本当切実ですよ、お父さんたちはですね、この夏休み、長期の休みの時、それは前に進んでいるということですので、ぜひ新しい年度、子育て支援制度が変わりますけれども、その中でうまくそれに乗っかって、やっていただければいいなというふうに思います。そういうことを理解して、このことについては終わります。

次に、保健行政ということで医療法に基づいて、本市における現状認識と今後の取り組みということで、医療法の第1条の3と30条の10ということで、地方自治体の役割を明記しているんですね。その中で、曾於地域の医療の問題、昨日もやり取りありましたがけれども、鹿屋、都城との連携はあるものの、本市で、いわゆる脳卒中だとか心筋梗塞、心疾患ですか、そして、小児外来、

産科、こういったことに非常に困っている状況があるわけですが、これは私も含めて、私も反省をしています。あんまり、こういうのはお医者さんにお任せしてればいいんだというふうに思って、取り上げたこともないわけですが、ぜひですね、ここについては、どういうふうに市長が認識されているのかな、施政方針でも述べられていますよ、こうだという。でも、その認識の仕方によっては全然違うことになっていくわけで、そこ、いかがですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

医療法によりまして、病院、診療所などの開設管理、整備の方法などが定められているところであり、医療は病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局などや居宅において住民の健康保持増進の糧として提供されているところでございます。

本市においては、病院診療所等は20床以上の入院病床を持つ病院が3、その他診療所が24、歯科医が13となっています。また、そのほかに養護老人ホームが2、特別養護老人ホームが3などがあります。そしてまた、休日、夜間の救急医療につきましては、在宅当番・救急医療情報提供実施事業としまして、曾於医師会と委託契約を結び、休日に輪番制で担当していただく医療機関は現在15か所でございます。平成25年度は14の医療機関で休日の72日に延べ3,193名の方が利用されました。この輪番制で担当していただく先生方は、夜間急病センターの直接診療も交代されており、市民の安心・安全な医療の提供のため日夜奮闘され、本当に感謝の思いであります。

御質問の医療法第1条の3に地方公共団体は、住民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が提供されるよう努めなければならないと定めてあります。このことにつきまして、本市の現状は産科ゼロ、小児科2、整形外科1、脳神経外科1などとなっており、一部の診療科目や高度医療につきましては、他の自治体の医療機関に頼っているのが現状であり、医師の高齢化も進み、今後ますます厳しい状況になると考えているところであります。このことは、志布志市はもとより、曾於地域、大隅半島全体の問題として捉えているところであり、曾於保健医療圏地域医療連携計画に基づき、大隅定住自立圏や都城定住自立圏との協定により、圏域での医療完結を目指し、関係機関と連携し、充実した医療の提供ができるよう、現在あります各医療確保対策協議会で協議をして進めているところでございます。

○18番（小園義行君） 昨日もいろいろあって、冒頭市長の方から発言の訂正もありましたように、非常にこの地域は、住民の命が軽いという、医療の現場から見たらですよ、例えば、心筋梗塞、そういったものについて、すぐ対応ができるかといったらできないわけで、うちの子供のお嫁さんたちも出産とか、そういうものを控えているんですが、そういった際の救急というのは不可能というような状況ですよ。ぜひ、これは私たちも、私なんかもそういうものを議会で取り上げてきたかなと思うと、全く私も今回そういうこと初めてですけども、現状は市長も対策協議会とか立ち上げられてやっておられるでしょうから、ぜひこれは医師会の先生方とも一緒になって、この医療法が求めている地方自治体の役割をしっかりと果たしていくと、そういう立場で、その協議会なりの中で、いろいろ議論していただいて、医師の確保だとか、そういったことも含めてやっていただきたい。もちろん医師会の病院の問題とか、それはもちろんその医師会の

先生方の考え方もあるでしょう。でも、ここに住んでいる人の命を重くするという、そういう作業と一緒にやっていかなきゃいけないと思いますので、ぜひ鹿屋、都城圏との自立の関係、そして対策協議会でのこれからの方向性というのを早期にして、一緒に立ち上げて大いに頑張りたいというふうに思いますが、そこについて、現状が大変命が軽くなっていると、今私がここで心筋梗塞を起こしたらどうなるんだろうと思いますよね。そういった意味で、市長、医療確保の対策協議会、今述べられたように、しっかりとこれ、圏域含めてやっていただきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年、平成25年度に設立しました曾於地域医療確保対策協議会で、昨年11月に県や鹿児島大学の医局に内科医の曾於医師会立病院への医師派遣の要望活動を行ってきたところであります。その結果、今年4月から腎臓内科医の先生に、非常勤であります但来ていただくようになりました。

また、今年7月28日には、大隅4市5町保健医療推進協議会の設立総会がございまして、また10月には、都城圏救急医療広域連携連絡協議会が開催されまして、今後の方針が示されるところでございます。

現在、大隅4市5町保健医療推進協議会においては、大隅鹿屋病院への産科医誘致を、また都城圏域救急医療広域連携連絡協議会では、救急医療センターの小児科へ医師を派遣している福岡大学、宮崎大学への医師派遣の継続の要望というものをしております。また、熊本大学への医師派遣要望活動を11月には実施する予定としております。それぞれ年2回から3回、各協議会、総会を開催しながら要望活動を行っていくということでございます。

○18番（小園義行君） 今、市長もおっしゃったように、ぜひですね、医師の確保等々を含めてですよ、私たち自身もそのことには、本当今まで無頓着であったなというふうな思いがしています。そういった意味で、今市長の方から述べられたように、この曾於地域の医療の確保という点で大いに努力をしていただきたいと、そういうふうに思います。

次にいきます。学校教育ということで、普通教室へのエアコンの設置を計画的に進めませんかということでもあります。昨日もこれ、少しやり取りありました。市長、教育長、それぞれ答弁あったところですが、再度お伺いしてみたいと思います。地方教育行政法の中で、教育委員会の役割ということで第23条の9というところで、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること、これはいわゆる教育委員会の職務権限ということですね。そこで、昨日も青山議員とやり取りありましたが、暑かったですよね、7月ね。そういった意味で、夏は30℃以下ということが、文部科学省が示している目安ですね、あれはね。今、私たち、こことても快適じゃないですか、この議場はね。これもやっぱりエアコンを止めて最初からやるべきですね。昨日のやり取りを聞いてるとね、本当に、暑い中で子供たちは授業をやっているんですよ。そういった意味で、教育長にお伺いをしますが、現状をどういうふうに認識しておられますか。文部科学省が示して、そういう適正な温度、目安もあるわけですが、そういった実情の報告を受けたり、調査をお願いしたり、そういうことで取り組みがされているのかと、この法に基づいてですよ、現状の認識を

どういふふうに思われていますか、いかがですか。

○教育長（和田幸一郎君） 昨日も青山議員の方からこのことについては取り上げられました。現状ということでありまして、子供たちの学習環境を整えていく、安全とか、快適な環境を整えていくというのは、私どもの役割だと思います。これまで学校訪問を実施したり、それから昨日も報告しましたけれども、現在の状況をちょっと一日でしたけれども、どのような状況にあるのかというようなことを実際学校に温度等を測ってもらいました。学校訪問等で行きますと、確かに教室訪問をしますと、暑い状況というのが非常に感じられます。

昨日も報告いたしましたように、学校に行きますと30℃以上の普通教室というのかなり、ほとんどと言っていいぐらいあります。そういう状況の中で子供たちが学習しているということで、なかなか学習に集中できていない状況もあつたりすると思います。それを改善するために、今回クーラー設置というようなことが提案されているわけですが、現時点では昨日申し上げましたように、いろいろなことで急にはなかなか難しいところがあるだろうと思います。

そういうことで、扇風機等を今のところ全普通学級には設置をしているということです。とりあえずは、当面の問題として扇風機等は、もしもっと必要であれば追加で扇風機等をまた導入するというようなこと等も考えられると思います。なかなか厳しい環境の中で、子供たちが学習しているというのは、私どももそのとおりにかなというふうに現状は把握しているところでございます。以上です。

○18番（小園義行君） 現状はそういうふうに、教育委員会としては認識しておられるんですよね。私も志布志小学校を卒業して、志布志中学校に入学して卒業したわけですが、志布志小学校を例にとると、職員室がありますね、鉄筋の。その下の奥の方、あそこは特に暑いですよ、風は通りませんしね、裏手は山で前に同じ高い教室が建っているわけですね。中学校にいきますと、中学校も入ってすぐ、そして真ん中にまた棟があるんですね。一番南側に鉄筋の、校歌にも歌われているね、それがあつて非常に暑いわけですね。そういった状況の中で、教育委員会としては、この法に基づいて、そういったものをきちんと守ってあげるといふことです。予算は、市長の方であれなんでしょうけれども、ぜひ、教育委員会は厳しい環境にあるというふうに今教育長が答弁されました、市長。そういうことを受けて、昨日も青山議員も述べられておられましたけれども、年次的にでも少し僕は改善していかなといかんのだなと、僕なんか50年前ですよ、学校でそういう勉強をしたのは。そういうのを考えると、確かに条件は変わっています。あの当時はよく氷もしましたし、霜もたくさんありました。今はそういう状況はほとんどないと、温暖化の影響ですね、そういうことなんかで、学校、教育委員会が厳しいという状況があるということでおっしゃっているわけで、市長として、そこに設置者としてですよ、改善をしていくという意味で、年次的にこれができないものかねというふうに思うわけですがいかがですか。

○市長（本田修一君） 昨日もお答えしましたように、エアコン設置につきましては、今そのような必要性がある内容になっているかなというふうに思うところでございます。しかし、その他にも学校施設においては、耐震化事業がございました。まだ現に進んでおります。

そしてまた、次には、老朽化した施設の改修というのが予定されているところでございます。それから、トイレの洋式化等にも取り組んでいかなきゃならないということで、取り組んでいかなければならない事業が多数あるということでございますので、限られた予算の中でございますので、教育委員会と十分協議して対応してまいりたいと考えます。

○18番（小園義行君） これ、ぜひですね、教育委員会サイドは、やっぱり子供の学習権を保障するというその立場に立って、市長部局には要望するということが大事だろうと思います。市長、設置者としてですよ、学力日本一を目指そうというのであれば、そういう環境づくりというのも大事だろうと思いますのでね、これはよく検討していただきたいものだ。

最後に、給食費の関係ですが、学校に子供を通わせているお父さんお母さん世代の年収はどれぐらいだというふうに理解をされていますかね。

○教育総務課長（溝口 猛君） 児童生徒の保護者の年収ということでございますが、就学準要保護の方々については、所得の把握をしているところでございますが、それ以外の世帯については、把握はしてないところでございます。

○18番（小園義行君） ごめんなさいね。例えば、うちの息子が35ですけれども、昨日、幾らもらってるのかねということで話をしたら、200万円以下ですよ、年収ですよ。所得にしたらもっと低いわけですから、そういう子供たちが、息子たち世代ですよ、みんな頑張って3,000円とか幾らを払っている。子供をたくさん産んでくださいといっても、現実にはそういう問題があるわけですね。本当に貧しいという言葉は悪いけれども、低所得の人たちが頑張って給食費を払ったりいろいろするわけですよ、今年給食実施されて60年ですね。食育基本法が8年に制定されて、すべての知育、体育、その基礎となるものだというふうに食育基本法がうたっております。そういった中で、給食が教育の一環だというふうに私は思うわけですが、学校給食法もそういうふうに、教育長、求めていますよね。

○教育長（和田幸一郎君） 以前は知・徳・体という、この三つが教育の主な目的として行われていましたが、知・徳・体・食まで今入っているというようなことで、食育の中心になる学校においては、学校給食というのが非常に大きな役割を果たしている。それは、栄養という面だけではなくて、教育という面でも非常に重要な役割を果たしている。それはそのとおりだと認識しております。以上です。

○18番（小園義行君） そうであればですよ、憲法第26条に保障されている教育を受ける権利、これは、義務教育はこれを無償とすると、この精神からしたら、本来給食費というのは、無料でないといけないわけですね。それは学校給食法の中でちゃんと食材は負担してもらおうよということになっているんですけれども、精神からしたとき、本当に低所得の人たちが、お父さんお母さんですよ、私たちもかつてそうでした。その中で努力をしてきたわけですが、ぜひここについては少し配慮していただいて、全国では、そういう無料にしている市町村が結構あります。そういったことを含めて、食育基本法が求めているすべての基であるという、食がですね。給食は、学校のそういう教育の一環だということであれば、それを憲法第26条の精神に照らして無償にする

と、市長、ここらについて、全額免除ということは、これまでも言いませんでしたが、少し援助してあげる、そういうことも過去の議会では少し検討したいという答弁もあったりしたんですが、最後に学力日本一の子供たちをつくるという意味からして、そうしたことも考えられませんかということで、市長、お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

給食費の無料化につきましては、以前も御質問がございまして、1億3,000万円新たな財源が必要になるということになるようでございます。本市の財政状況等を勘案した場合に、実施に向けては非常に厳しいということでございますので、子育て支援、学力向上ということもございまして、今後とも教育委員会と協議を重ねてまいりたいと思います。

○18番（小園義行君） 今回非常に相談に乗る中で、皆さん所得が伸びないという中で貧困率、ちょっと昨日も出ましたけれども、ぜひ本当に大変な中で生活されている方々に対しての応援という意味で、行政が頑張るというのが当然だろうというふうに思って、今回はこういった質問をしたところであります。これで終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

次に、11番、鶴迫京子君の一般質問を許可します。

○11番（鶴迫京子君） 皆さん、改めましてこんにちは。もう時間がぎりぎりでありまして、昼からになるのかなと、少しはゆっくりしていたところ、お声がかかりましたので、しっかり頑張ってきたと思います。

一般質問に入ります前に、昨日も同僚議員から国民文化祭について一般質問があったわけですが、そのことにつきまして、生涯学習講座の講師もしていますし、また、私、生涯学習講座のエッセイ講座生でもあります。その観点から、生涯学習推進という観点から、少し質問に入る前に、命とエッセイということで、ちょっと挿入したいと思います。少し時間をいただけたらと思います。

来年の11月3日から11月7日まで、国民文化祭、文化祭ウィークということで行われます。県を挙げての行事であります。そして、全国に志布志市をPRできる絶好の機会でもあります。昨日の一般質問の中でも、るる同僚議員とやり取りがありましたが、担当課の方でも少しPRが足りないという反省の面がありましたが、私たち講座生も、やはり反省することでありました。エッセイ講座というのが始まって、迎えて5年目でありました。講座生が4年で卒業という生涯学習の在り方も少しは疑問に思うところでもあります。今回このような中で、私もうっかりして、また入れると思って、2,000円持って担当の方に行きましたら、「4年生で鶴迫さんはもう卒業ですよ」と言われまして、ああそうか4年生だったということで、ああそうかという思いで帰ってきた思いがあります。そういう中で、今回は新しく3名の方しか応募がなかったということで、国民文化祭を控えて、それでいいのだろうかということで、同僚議員の強い思いもあって質問をされました。私も同じ気持ちを共有する者としております。

そこで、昨日テレビが入っていますが、国民文化祭とは何ぞやということで、そしてまた、エ

ッセイとは何ぞやということで、私も大分前に質問をいたしました。そこで、テレビを見ておられた方は少しは理解できたと思いますが、昨日初めて国民文化祭ということもお聞きして、エッセイという言葉も聞かれた方も多かったのではないかと思いますので、具体的に少しお知らせして、生涯学習の推進ということで、少し質問に入る前で、命ということで取り上げたいと思います。

エッセイ講座生は、今4年になるということで、こうやって創刊号、第2号、第3号、第4号と4冊の真帆片帆（まほかたほ）というのを講座生で、講座1年間で学んだことを1冊のエッセイ集にまとめます。そして、その中の最初の真新しい気持ちで、エッセイ講座に臨んだエッセイとは何かも分からないうちに学んだ一人であります。そのエッセイ集の創刊号を少し紹介したいと思います。テレビが入っていますので、エッセイというのは。

〔「一般質問ですよ」と呼ぶ者あり〕

○11番（鶴迫京子君） 今議場から声が掛かりましたが、このことは最後の一般質問に通ずるものでありますので、挿入させていただきますと冒頭言っていますので、少しお聞きになってほしいと思います。

真帆片帆（まほかたほ）創刊に寄せて、山桜ということで、エッセイ講座生代表がエッセイをつづっています。

ここに2009年、穏やかな新春を迎えたと思いきや、まだそのお雑煮気分が抜けない松の内の昼下がりに、突然その悲報が飛び込んできた。3日前に電話で「3月に行われる市民大学の卒業式に絶対来るからね、飲んで」元気な声で再会を誓いあったばかりであった。生涯学習のまちづくりについて共に学び、市民大学の学長である時代考証を担当されたK大学のH教授により、直接卒業証書ももらいたいと、志布志を離れてからも市民大学に駆けつけ、昨年3月まで山間の潤ヶ野小学校の校長だったU先生54歳の早すぎる旅立ちであった。トヨちゃんの愛称で幼児からお年寄りまで多くの人に慕われていた。校区の文化祭では哀愁の漂う頭に真っ赤なスカーフを巻き、教頭と二人、「売れ行き絶好調」と焼きそば作りに大奮闘、いつも笑顔があふれ周りの人を楽しませる、そんな全力投球の姿が目には焼き付いて離れなかった。「ありがとう、トヨちゃん」志半ばであったろうが、U先生は生涯学習に生き、生涯学習の中にもう一人の自分探しをされたと確信をしたい。まもなく潤ヶ野の里に山桜が静かに咲き始める。そのもう一人の自分探しの旅に12人が集いエッセイ講座が誕生した。昨年、志布志市と生涯学習センターがスタートさせた志エッセイにあやかり、文章を書くのが人生で最も苦手という者だけが集まった。講師の大重兼一先生いわく、「あなたの秘密を書きなさい」と、今までいろいろな人に出会い支えられて生きてきた思い出が走馬燈のようによみがえる。私達のつたない文に、これくらいなら私も書けるという自信と勇気がみなぎりエッセイに挑戦する新しい仲間が増えることを心から願っています。という創刊号の挿入部分であります。

市長、ここに命ということで触れさせていただきましたので、それでは質問通告に従い、医療行政についてお伺いいたします。

今回は、質問通告を1点に絞りまして、医療行政ということだけに質問をいたしたいと思いません。

まず、病院やクリニック等で形成されている第1次医療機関である本市の地域医療の現状についてであります。今から5年前には市内には四つの病院と29の一般診療所があり、医師が44人、そして13の歯科診療所があり、17人歯科医師、またそのほか約630人の医療従事者が勤務し、これらの医療機関において、健康管理や疾病予防、一時的な治療など、地域住民の日常生活に密着した医療サービスが提供され、第1次医療機関として機能してきたと考えます。しかし、それから5年が経過しました。先ほどの同僚議員の一般質問の答弁にもありますように、今現在本市の地域医療の現状というのは、大変厳しいものがあるという市長答弁でありましたが、もう少し具体的に市長の現状認識をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

本市における日常的な疾病やけが等の患者に対する初期医療を担う医療機関は20床以上の病床を持つ病院が3、その他診療所が24、歯科医が13となっております。そのほかに養護老人ホームが2、特別養護老人ホームが3あります。このうち、曾於医師会と在宅当番・救急医療情報提供実施事業としまして、委託契約を結び、休日に輪番制で担当していただく医療機関は、現在15か所でございます。平成25年度は14の医療機関で休日の72日に延べ3,193名の方が利用されております。この輪番制で担当していただく先生方は、曾於地区夜間急病センターの当直診療も交代でされておられまして、市民の安心・安全な医療の提供のため日夜奮闘されおり、誠に頭の下がる感謝する思いでございます。

救急医療以外の医療機関では、病院が1か所、診療所が5か所となっているところでございます。

次に、2次医療ですが、曾於医師会立病院は曾於郡内の地域医療の支援病院として、またへき地医療拠点病院として、昭和59年3月に開院し、地域住民の医療を支えてまいりました。また、平成15年7月から曾於郡医師会夜間急病センター及び救急情報センターが設置され、より充実した医療体制が確立されました。

現在、許可の病床数は、一般で203床ですが、うち34床は産婦人科病棟で9床となっております。また、感染症病床が2床含まれております。常勤医師数は、開院当初は16名でありましたが、現在8名で内科1名、外科4名、整形外科3名となっております。常勤医師は10名で10科目を1週間に1回程度診療し、心臓内科、糖尿病内科、麻酔科、脳外科、泌尿器科、皮膚科、眼科、放射線科、婦人科、乳腺外科を受け持っております。

平成25年度実績で入院患者延べ4万3,648名で、一日平均120名、外来患者が延べで3万9,893名で一日平均で109名が利用されております。このほかに、救急外来が2,787名となっております。曾於医師会のほかに2次救急医療機関としましては、大隅夜間急病センターや都城救急医療センターとも連携して医療提携を行っているところでございます。

○議長（上村 環君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

午後は、1時00分から再開いたします。

○
午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（鶴迫京子君） 先ほど、一般質問の通告書と一緒に1番としまして、第1次医療機関である本市の地域医療の現状と、そして、2次医療の中核拠点病院である曾於医師会立病院、有明病院等の曾於地域医療の現状というのを一緒に問うていましたので、市長からその両方の方も答弁をいただきました。一応、私の方では分けて、答弁を1次医療だけ先に質問したわけでありますので、一緒になりまして、たくさん答弁していただきましたので、まず1次医療の本市の取り巻く志布志市の地域医療の1次医療の現状は厳しい状況であるということでおっしゃっていただきました。四つの病院というのも20床以上が三つに減り、診療所も29あったのが24ということで報告もあったわけですが、特にこの医療ということで、本市が志布志市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査、結果報告書というのをいただきましたが、その中に志布志市に今後どのような子育て支援の充実を図ってほしいですかと、問われてるんですね、アンケートで。その中で50.5%の保護者の方が医療費助成など、安心して子供が医療機関にかかれる体制を充実してほしいというのが50.5%でありました。そのほか項目としては、いっぱい楽しめるイベントの機会がほしいとか、15項目ぐらいある中で、断トツに医療機関にかかれる体制の充実を要望します。このことを踏まえまして、そして、我が本市には、以前は産科もありました。でも、今産科がゼロであります。そして、小児科は2か所ありますが、井手小児科さんと、ひろた小児科さんありますが、やはりドクターの高齢化ということで、医師会の先生たちの平均寿命が61.何歳ということでもありますので、あと10年後どうなるのかなという思い。そういう中で市長は、子育て日本一、子育て日本一ということであつたわれております。そして、それに近づくように努力されていますが、この今の産科、まずその子育てを日本一にする前の問題で産むところがない志布志市の現状というのをいかが思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

産科につきましても、本市にも以前はあつたところがございますが、高齢化によって閉院というような状況になったということになっています。

地域全体で産まれる子供さんが減っているということもあつたりしまして、そのような関係から産科がなくなっても新たに産院を開いていただける状況になってないということについては、非常に憂慮するところがございます。しかしながら、本市で生まれる赤ちゃんが、本当に安心して産まれる環境になるということになるためには、今、曾於地域で、あるいは大隅地域で産科が十分受け入れ態勢というものを全体でつくっていききたいということで、その機関において協議を進めているところがございます。

○11番（鶴迫京子君） 本市で、平成25年度子供の赤ちゃんですけれども、出生した人数が288人とお伺いしておりますが、その赤ちゃんは、妊婦さんはどういう病院で誕生しているのかというのを大体把握されてますか。

○保健課長（津曲満也君） 今、確認する資料がございませんので、後でお答えしたいと思います。

○11番（鶴迫京子君） 担当課にお聞きしていますので、こちらの方からの述べたいと思いますが、大半が鹿屋市で生まれているということで、都城にも四つの産科がありますが、大体本市のお母さん方は鹿屋市で大半が産科にかかっているということを報告を受けています。

そして、そのような中、一番危機的な状況は産科だと思いますが、今市長答弁でありましたように、大きな区域で曾於地域、そういう大隅地域で協議して、医師確保というか、産科医、そういうのも協議しているところであるという報告であります。そのことは皆さん市民の方も、産科もない医療機関、ドクターがいない、そういう医師会の状況なども十分認識のもとであろうと思いますが、8月20日、文教厚生常任委員会に曾於医師会の委員長である才原院長が見えまして、こういう資料をいただいたんですが、曾於地域医療の現状というのをこういう散らしというか、これで説明されたのですが、本当に危機的な状況であろうかな思っております。

そして、曾於地域の医療の問題といたしまして、県境地域の救急医療、都城地域との連携、鹿屋、霧島市との連携、そして心疾患、脳卒中、小児疾患、産科医療受診に困っている状態があるということで、一応こういう持ってみえました。そしてまた、曾於地域の急性期病床で急性の病気ににかかったとき、午前中もありましたが、自分が心疾患、心筋梗塞などになったら、どこの病院にどうするんだらうという同僚議員の質問もありましたが、本当にまさしくそのとおりで、急性の病床のベッドがない。ここにあります曾於医師会立病院も整形外科が80床で、外科が30、内科が10床、昭南病院が内科が80床、びろうの樹、脳外科19床、高原病院が内科が19床ということで、ここに心筋梗塞、産科、小児科の救急は不可能だということで資料をいただいております。本当に、もう医療過疎地域、ただ過疎ではなくて、本当に超過疎の地域であります。命が相当、命の格差があって軽いということでもあります。そして、いろんな資料があるんですが、麻酔科医は曾於地域はゼロ、麻酔科のドクターはいないということで、そしてまた、ここに曾於地域の救急医療の自己完結率は鹿児島県内で一番最低であるということで、報告をいただいております。これは厚生労働省が把握しているデータであります。このもろもろの資料を見ますと、本当に何もなくていいんだらうかということをおもいます。

同僚議員が合併してから平成18年ですけれども、このことについて、大変危機感を持ってらっしゃって、元同僚議員ですね、再三にわたり質問もされてきました。そして、現在の同僚議員も何回もされています。その中で市長は、最初の頃は本当にトーンが低くて、医師会の先生方がまず病気のことだから、医師会の先生方がなにもそういうのを行動を起こされない、何も起こされてないので、こちらはそれを待っているというか、そのような感触を受けてきましたが、でも、もうそれから8年経ちまして、相当この状況が認識されまして、変わってきていますが、先ほど

もるる現状認識を説明していただいたんですが、そういうことで曾於地域医療確保対策協議会というのも去年立ち上がったとあって、そこで年に2回協議がされるということで報告も受けました。そしてまた、定住圏の方で、都城、大隅、そして今回議案も上程されていますが、大隅鹿屋定住自立圏の形成に関する協定の変更ということで、今回追加になって、そしてまた、それが認められてなっていけば、また特別交付税も措置されるのではなかろうかということの意味で変更というのを説明があったわけですが、そういうもろもろのこと、そしてそれは、4市5町の大隅地域医療協議会ですかね、そういうところでも話し合っ、そしてまた、現状認識だけでなく、先ほど答弁に曾於医師会立病院では腎臓の要望をして、今腎臓専門の先生が非常勤で来てくださっているという答弁もいただいたのですが、本当に少し前に進んでいるのかなという思いがありますが、そこをもう少し分かりやすく、説明をもう一遍お願いします。曾於地域医療確保対策協議会というのがありまして、それと今度は話し合われる場所というのが、いっぱい会があるわけで、その整理です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まずもって私どもの地域には、志布志市の医師会がございます。それで、その志布志市の医師会と医療をされているお医者さんの皆さんで志布志市の医療体制を維持していただいているということでございます。

そしてまた、志布志市の医師会におかれては、曾於地域の医師会を形成されているということございまして、その曾於地域の医師会において、2市1町になるわけでございますが、曾於地域医療確保対策協議会というものを設置しまして、先ほどお話ししましたように、昨年11月に鹿児島大学の方に赴きまして、内科医の曾於医師会立病院への医師派遣の要望活動を行ったところでございます。その結果、今年4月から腎臓内科の先生に来ていただくようになったということでございます。

そしてまた、大隅広域自立圏とはまた別ですが、大隅4市5町の大隅全体の協議会がございしますので、こちらの方で大隅地区の4市5町保健医療推進協議会というものが、本年7月28日に設立されたところでございます。この総会において、都城の別途都城圏域救急医療広域連絡協議会というものも設置されますので、そちらの機関においても医師の確保については、それぞれ取り組むということでございます。大隅4市5町においては、大隅鹿屋病院へ産科医の誘致を願います。そして、都城の方では救急医療センターへ小児科医の派遣を引き続いて現在派遣していただく大学に継続要望をしていくということで、要望活動をしようということでございます。このそれぞれの機関において、年2回から3回協議会を開催して、それぞれの要望活動をしているということでございます。

○11番（鶴迫京子君） 今市長の答弁で、要望活動が行われているということで、以前質問があった時に比べますと、大変前向きに進んでいるのではないかな、協議の機会、それはなぜかという、皆さんの危機感、危機感というよりも待ったなしの状況であるということでありませぬ。才原院長がわざわざ行政に出向いてきて議会の委員会に出向いて説明をなさる。もうそこまでき

ているということであります。これ、26年6月3日に議会に要望書として、公益社団法人曾於医師会ということで、要望書が届いております。公的地域医療のため、医師会病院統合・充実に関する要望書というのをいただきました。その中にいろいろ書かれてあるわけですが、まずはじめに市長、この要望書は議会だけに届いたのでしょうか。市の方には届いてありませんか。

○保健課長（津曲満也君） 市には届いておりません。議会の方だけでございます。

○11番（鶴迫京子君） 市の方には届いてないという要望書でありますので、少し要望書をちょっと読まさせていただきます。要望の要旨といたしまして、①南海トラフ地震対策のため、公的施設有明病院、ありあけ苑の高台への移転要望。②曾於2次医療圏の自圏内での医療完結率最下位、曾於地域の救急搬送時間が最長。以上の地域医療の改善を目指すということで、上記①②のために高台での2医師会病院の統合充実の支援の要望ということで、要望書本文がまた書かれています。先ほど市長が答弁に述べられたとおり、曾於地域は人口10万人当たりの指数が最も少なく、医師の高齢化が進んでおります。そして、地域の医療機関は減少傾向にあり、曾於医師会立病院においても、平成12年は16名いた常勤医が現在では8名になり、有明病院におきましても、平成6年には6名いた常勤医が現在では2名になり、医師不足のため十分な対応ができない状況です。

曾於地域は、2次医療圏での自己完結率が鹿児島県内で最も低く、救急医療の平均救急搬送時間も県内最長であり、曾於地域住民の医療環境は厳しい状況に陥っています。さらに医師会病院は、築後30年以上が経過し、老朽化が進んでおり、改築移転等が望まれます。当医師会では、鹿児島大学、鹿児島県、曾於地域の3自治体と合同で平成25年8月10日に地域医療のテーマで大隅文化会館、平成26年2月20日に災害と医療のテーマでやっちくふれあいセンターにて、シンポジウムを行い、住民との情報共有を図ったところです。

そこで、災害救急医療を含め、効率的に安定継続した地域医療を提供するためには、医師会立病院と有明病院を統合し、アクセスしやすい地に医師会共同利用施設を1か所に集約する方向で基本計画構想策定に向けて進めていきたいと考えております。このような曾於地域医療の改善発展のため、自治体の御理解をくださるよう要望採択をお願いいたします。というので、26年6月3日、社団法人曾於医師会会長、松下兼裕、志布志町安楽、瀨崎喜與志ということで、議長宛てに志布志市議会宛てに要望書を提出されております。

今の要望書の内容を初めて、市に届いてないということですので、初めてお聞きになったかと思いますが、まず感想をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、お話になられました要望書の内容については、曾於地域の医療確保協議会で協議されている内容でございます。ただ、現段階では少し内容が違っているのかなという気もしたところがございます。また、これは医師会自体の正式な決定でもない、それからまた協議会の中で正式に協議をされて結論付けられている内容ではないところがございますが、少し方向性が変わってきているのかなというふうには思ったところがございます。

○11番（鶴迫京子君） 要望書の要望していることの方向性が少し変わってきたのではないかと、という市長の今の現在の感想でありますので、流動的なのではないかなということでもあります。まだ基本構想も立ってない、まして策定もされていない段階でありますので、ということは、立っていないということは、そこに市民の声、住民の声、また市の声、議会の声とか、すべての声が反映させられるべきものにまだ余地があるということを考えます。そういう中で、高台移転ということは、やはり南海トラフを想定して津波到達時間が35分とか、いろいろデータが出ていますので、そういうこともあります、市長自身このことに対して、個人的な見解でもいいですが、曾於医師会立病院を今の所ではなくて、別の所に移して、有明病院、ありあけ苑を高台に移転するのと統合する、そう案というものは、どのようにお考え、見識をお持ちですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

有明病院につきましては、南海トラフの地震が発生した場合に、被災するということが想定されておりましたので、このことについては、対応が必要ということになろうかと思えます。

ということで、それを含めて老朽化した現在の医師会病院をどうするかということについて、まさしくこの医療確保対策協議会で検討している内容でございます。ということで、現段階ではまだ方向性が定まっていないということでございますので、私自身もこの協議会の中で十分協議をさせてもらいたいというふうに思うところでございます。

○11番（鶴迫京子君） 協議会の中で協議したいと思えますということでもあります、年に2回、1回は4月に行われたと聞きました。あと1回しか残っていません。その後1回の協議会の中で何時間かどれぐらいの時間をかけて協議されるのでしょうか。

○市長（本田修一君） 年2回、あるいは3回ということになろうかと思えます。内容的に緊急に協議しなければならないことがあれば、その都度開かれると。そしてまた、特段会議という形で開催しなくても、持ち回りで協議もされることもあろうかと思えます。ただ、今現在まで行われている会議の中では2時間から3時間開催されているということでございます。

○11番（鶴迫京子君） 2時間か3時間協議がされているということで、また緊急課題とか、救急を要するときには、また臨時的にも行われるような内容の協議会ではなかろうかとは思いますが。その中で、やはりそういう統合の問題とか、いろんな要望が出ているのですが、医師確保というのがやはりまずすごく重要で、今市長の答弁をお聞きしましたら、いろんな要望を出して、またそれが現実になったということで、ほかの市町村も新聞の切り抜きですが、皆さん努力されてますね。薩南病院小児科診療一部再開ということで、7年間小児科が再開されなかったが、一部ですが、予防接種とか、そういうのを再開できるようになった。それはどういうことかという、南薩医師会や同病院などと小児科再開について協議して、本坊市長が限定した内容だが小児科再開へ向けて大きな一歩を踏み出したということで、医師派遣、鹿児島大学医学部の医師2人が交代で派遣される。予防接種が中心だが、健診や相談も想定しているということで、皆さん努力された結果がこのように現れてきていますね。県内どこでもやはり抱えてる問題は一緒だなということで、医師確保に相当苦勞されて、そして、こつこつと努力された結果が出ていますので、引

き続き市長もこのことに関して住民の命を守るということですので、一生懸命努力していただきたいなと思います。その意識の変化は、8年前としたらどのように変化してきましたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

8年前からしますと、それこそ先ほどの議員の中のお話にもありましたように、医療体制の維持構築ということについては、お医者さんがすることなのかなというぐらいの気持ちがあったところではございました。しかし、現にこうして私どもの地域が極めて医療体制が脆弱になっているということについては、行政としてもこのことについては、真摯に取り組む内容ということについて、十分自覚するようになったということでございます。ということで、医師会の皆様、先生方に私どもの市民の皆さん方の気持ちを直接お伝えしながら、少しでもこの地域の医療体制が高まっていくようお願いするところでございます。

○11番（鶴迫京子君） 曾於医師会の会員の先生方の平均年齢が61.何歳ということで、あと10年もしたら本当に70歳以上のドクターばかりなるわけですね。そうなった場合、その時に慌ても医師は誰もいないとなると病院閉鎖等そういうことになりかねます。そうなると、もう即市民の命に関わるわけでありまして。そういう中で、本市市長をはじめ、率先して今取り組んでいる状況であるということではありますが、またこれからもっと取り組まなければならないと思います。この要望書を踏まえたり、いろんな状況が変わってきますが、その中で統合した場合とか、曾於市などでは統合した医師会立病院を新しくするとなったら、曾於市の自分の地元近くがいいとか、そういうこともあります。アクセス面とか言いついて、そういうようなことまで深くいろいろ自分の中で考えられたことはありませんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもこの曾於地域の医療確保協議会の中で協議を重ねたいということのお話を申し上げたところでございます。当然、この協議会の中では、そういった観点からも協議はされるということでございますが、まずもって、その地域の医療体制に対するニーズと、それから、そのニーズに応える財源というものも協議がされるということになろうかと思っております。そういった観点から効率的な医療体制の構築を目指していくということになろうかと思っております。

○11番（鶴迫京子君） まず何をやるにしても一般質問で出てくるのが財源確保、財源をどうやって確保するかということであろうかと思っておりますが、財源がないないと言ったら何も始まらないわけですね、まず考えて、そして住民のニーズ調査ということでもあります。ここが大事ではないかなと思いますね。今いろんな医師会の方からの要望書とか、そういうのは上がってきていますが、まずこのことを市民がどう捉えるのかというのが大事で、まだ市民もそこまで何か病気になっている人、関係のある方はそういう認識があるかと思っておりますが、まずそのことからやっつけていかないといけないのではないかなと思います。今、自治会長宛てにお話変わりますが、都城志布志道路の40万人署名の要請というか、署名お願いの文書が届きました。これもやはり30年前計画路線になったこと、この曾於医師会立病院も30年経過しているということで、全く相当長い期間が経っているわけでありまして、そういう住民を巻き込んだ曾於医師会立病院、曾於地域医療の

在り方というのをもっと真剣に、市長はやっぱり首長でありますので、そういう意識をやっぱり重要課題というか、即自分たちの命に関わる問題であるということのまず周知をして、そして、それからニーズというそういう両方をやっていかないといけないと思いますが、そのことに対して、これからどう取り組まれるか、また今後の展望などを聞かせてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、曾於地域の医療確保対策協議会、そしてまた、大隅4市5町の保健医療推進協議会、このこういった機関によりまして、この地域の医療体制が少しでも向上するような取り組みをしてまいりたいということでございます。

○保健課長（津曲満也君） 先ほどの出生件数の288件の出生場所でございますけれども、鹿屋が122、都城が82、鹿児島市が17、串間市が32、日南市が11、その他、宮崎、福岡、県内各所の24でございます。パーセントで申しますと、鹿屋が42.3%、都城が28.4%、串間が11.1%となっております。以上でございます。

○11番（鶴迫京子君） ありがとうございます。産科ということで急を要する。お産は命がけでお産をします。そういうことで鹿屋と都城ということで、鹿屋が122、都城が82ということで、結構、都城も多いわけですが、その産科の中で妊婦さんでハイリスクの病気、妊娠中毒症とかいろんなことを抱え、また持病のある妊婦さんとかいろいろあります。ハイリスクを持っている方は、国立病院とかそういうところに行かれるやとは聞いていますが、まず都城の医師会立病院が今ある所から来春沖水地区に移転しますが、志布志からとなりますと相当遠い所になったりしますね。そういうこともありまして、やはり救急医療患者ということに対しましては、本市、曾於地域医療をしっかり体制を充実させて、そういう遠い所といいますか、遠距離、まだ都城志布志道路も開通していませんので、そういうところまで行かなくて、曾於地域で完結できるような体制というのが本当に大事だと思います。

そこで、先ほど市長の答弁がありました、本市としましては、その協議会に参加して意見を言う、そういうだけのアクションと言いますか、そういうあれでよろしいのでしょうか。ニーズ調査をすると、それは市がやるということですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お話ししております曾於地域医療確保対策協議会の会長は私でございます。私を先頭に各機関に医師確保の要望にまわっているというところでございます。

○11番（鶴迫京子君） 医療確保ということで、言いたいことがいっぱいあるのですが、先ほど午前中にちょっと一般質問とあれで長いよというようなことが言われましたので、端折（はしよ）ってちょっとここで、真帆片帆（まほかたほ）ですが、エッセイでただ中身のちょっと、鶴迫京子のエッセイです。ここは省きます。「(略) 病院の駐車場に入り車を止め、外に出た瞬間、これから起こるであろうこと、そのことが予測できた。(略) ほど遠い玄関には人だかりがして、みんな白い服ばかりに見え、建物も人もすべてが真っ白だった。今か今かと私たちの着くのを待っていたのだ、その光景は時間が止まった。カットされた壮大な1枚の絵として私の中に一生焼き付

けられていて、消しても消してもどこまでも消えない。息子の車とバスとの衝突事故、真っ白な包帯で蚕のように幾重にも包まれた息子は、生死の間をさまよっていた。手厚い処置は施されてはいたが、インフォームドコンセントにより医師から伝えられた。足を切断しなければならないかもしれない。ここではもうどうにもできません。都城も近いですが無理です。もし、もし、万が一何とかして助かるとしたら、技術的に鹿児島市の市立病院しかないですと言われました。私は諦めない。すかさず「市立病院をお願いします。先生も救急車に乗って行っていただけますね」一生で一番鬼のような形相で言ったその時の私の脅迫にも似た命令口調が先生に有無を言わせなかったのかもしれない。看護師ではなく医師が同乗することになった」とエッセイにつづっていますが、この病院というのが、今再三、話をしている曾於医師会立病院であります。その病院の駐車場のことと、そして、このお医者さん、大変ここには大事なことを私書いていると思います。ドクターというのはプライドのある、そして自分の技術いろんなものに自信もあり、そしてまた、そのような方が医者になっておられます。その方が、もう自分は駄目です。できませんよって、その断るといふか、本当に偉いお医者さんだなど、つくづくその時も思いましたが、この先生のおかげさまで、今一人の命を救って今現在仕事していますが、徳重ドクターという先生でありました。この医師会の先生と、そしてまた、救急車に乗って行っていただいて、そして市立病院のまた先生、そして医療従事者のおかげさまで助かった命であります。果たして、この時には、もう今から16年前の話ですので、「先生も乗って行っていただきますね」と言ってお医者さんが一緒に救急車に乗ってくださるなんて、すごく夢のような話ではないかなと思うんですね。だから、すごくそういう意味では、感謝を申し上げたいと思いますが、今の現状ではこのようなことはもしなったら、どのようになるんですかね。医者が同乗するようなことって、救急車にあってあるのでしょうか。まずお伺いします。

○市長（本田修一君） 現在は、DMAT（ディーマット）と申しまして、お医者さんが救急車に乗って現場に駆けつける制度が確立しております。そしてまた、同時にドクターヘリというのがございます。1次医療、2次医療圏で解決できない重病者についてはドクターヘリによりまして、3次医療で鹿児島市の方に運ばれるという形になっているところでございます。

○11番（鶴迫京子君） いろいろそういうことで、現状は相当改善されまして、ドクターヘリとありますので、助かる命が増えているということで大変嬉しい思いもするわけではありますが、その反面、曾於医師会立病院とか、そういうところにドクターの医師不足で先生方が本当に日常の業務もありながら当直なんかもされるという先ほどの答弁もありましたので、大変疲弊されている。10年後には高齢化ということで、本当に喫緊の待ったなしの課題であります。

それで、午前中もありましたが、医療法に基づいてということで、地方公共団体の役割をうたってありますね、第1条の3ありましたが、もう一遍ここに良質かつ適正な医療を効率的に提供する体制の確保をされるように努めなければならない。国・地方公共団体の責務といいますか、うたわれていますが、市長、ここでいう良質かつ適正な医療を効率的に提供する体制の確保ということはどういうことだとお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

法律には最終的に目標とする内容が盛り込まれているというふうには思うところでございます。現実的には、この地域で支えていただいておりますお医者さんたち、医師会の先生方という方々をベースにして、私どもは本市の医療体制の構築に努めると。そして、それが補足であるときに2次医療、そして最終の3次医療という形になろうかというように思います。そのようなことを私どもはきちっと整理しながら対応していかなければならないということで、医療法では求められるというふうにと考えるところでございます。

○11番（鶴迫京子君） しっかり地方公共団体の使命というものをお分かりでありますので、これからも地域医療は医療体制の確保に向けてしっかりやられていくと思います。

そしてまた、医療計画がこの基本構想もできていない、基本計画もできていないということで、今から策定に向かうという曾於医師会病院の要望書がありますが、その中でそういう医療計画の達成を推進するため、病院または診療所の整備、その他必要な措置を講ずるよう努めるものとするがあります。この整備その他必要な措置を講ずるといふところをどのように受け止められますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

住民の方々の要望を踏まえながら、そして医師会の先生方の現在の体制を捉えながら、その構築をしていかなければならないというふうにと考えるところでございます。当然そのことについては最大限努力をしながら、より密度の高い、そしてまた、高度な医療が受けられる体制にしていくというのが私どもが求められる計画を策定するとなれば、そのような方向性を計画の中に盛り込むべきだといふふうにと考えるところでございます。

○11番（鶴迫京子君） 市民の声、住民の声というのが一番こういう基本構想、計画というのの土台になっていこうかと思っておりますので、医師会の方から要請があったりとかそういうことではなくて、その間に準備しておく担当課なり、市民の声を吸い上げていろんな形で、このことに特化してアンケートなり取るとか、何かそういう動きというものを前にやっておかないと、いざそういうところをそれからまたやるといったらその分遅れるわけでありましてね。そういうことの準備といふか、そういうことに対してどのように思われますか。

○市長（本田修一君） 医療という観点からいきますと、まだまだそのような協議が深まっていないところでございますが、その反面健康増進という観点から、私どもは本市の健康状態というものについてはカルテ等を集積しながら把握しているところでございます。そのような観点から脆弱になっている部分についての補強はどうすべきかというような方向で医療の充実については、進めるということになろうかと思っております。

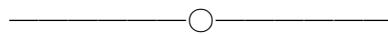
○11番（鶴迫京子君） 市長にお聞きしますが、市長は今まで救急的に、急病的にこれは大変だと言って救急車に乗って病院に行かれたことはありますか。

○市長（本田修一君） 直接乗ってはいませんが、救急車を追っかけて病院まで行ったことはございます。

○11番（鶴迫京子君） 直接はないけど、救急車を追っかけていった。やっぱりその差かもしれませんね。本当の緊急性とか、もし自分が、もう今と、心臓がとか、脳がとかあった場合、そういう経験をされている職員の方、議員の方も多数いらっしゃると思いますが、本当に明日は我が身ですので、このことはしっかりと協議も重ねられまして、その医療対策協議会なり、4市5町のそういう医療確保、そういうところの会に出られたときには、しっかりと一人の意見じゃなくてみんなの首長ですので、しっかりと意見を言って前向きに進むように医師確保等を目標に、ぜひ全身全霊を傾けてやっていていただきたいなと思います。

第1次志布志振興計画の中でもうたっています。いつでも安心して医療、介護が受けられるまちづくりを掲げていきますと、いますということでもありますので、本当に目標ですので一生懸命このことに頑張ってもらいたいと思いますが、今回はゆりかごから墓場までという言葉もありますが、生老病死の中、病気というのは、その中で一番を重いものである命ということについて質問してまいりましたが、最後になりましたが、私の敬愛する歴史上の人物である上杉鷹山が15歳で米沢藩の藩主に就いたわけですね、その時に自分の心境、15歳ですので相当年少の頃ですが、その時の心境と覚悟を次のようにうたっています。「受継ぎて国の司の身となれば忘るまじきは民の父母」ということで、志布志市民の生命と財産を守る市長、使命と責任を持っていらっしゃいますので、この言葉を最後に市長に贈って頑張っていたいただきたいなと思います。終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、鶴迫京子君の一般質問を終わります。



○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から25日までは休会とします。

26日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後1時48分 散会

平成26年第3回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期 日：平成26年9月26日（金曜日）午前10時10分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第36号 志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第37号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第5 議案第39号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第40号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第41号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第42号 志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第43号 志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第44号 志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第45号 志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第46号 志布志市農村婦人の家条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第47号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第48号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第49号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第50号 平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第51号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第52号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第53号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 陳情第3号 大隅の自然を生かした大隅自然ミュージアム及び有害鳥獣対策特区申請に向けた取り組みに関する陳情書について

- 日程第21 陳情第4号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情について
- 日程第22 陳情第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第23 発議第4号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について
- 日程第24 発議第5号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について
- 日程第25 議案第54号 平成26年度志布志市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第26 同意第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第27 報告第5号 平成25年度志布志市健全化判断比率について
- 日程第28 報告第6号 平成25年度志布志市資金不足比率について
- 日程第29 認定第1号 平成25年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 認定第2号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 認定第3号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 認定第4号 平成25年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第33 認定第5号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第34 認定第6号 平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第35 認定第7号 平成25年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第36 認定第8号 平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第37 認定第9号 平成25年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第38 議員派遣の決定
- 日程第39 閉会中の継続審査申し出について
(総務常任委員長)
- 日程第40 閉会中の継続調査申し出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長補佐 萩 迫 和 彦
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時10分 開議

○議長（上村 環君） 日程に先立ち謹んで報告いたします。

金子光博議員が去る9月20日に逝去されました。誠に痛惜の念にたえません。

よって、これより本席において、故金子光博議員の御冥福を祈り、起立により黙祷を捧げたいと思います。御起立願います。

[黙祷]

○議長（上村 環君） おなおりください。黙祷を終わります。着席願います。

—————○—————

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 報告

○議長（上村 環君） 日程第2、報告を申し上げます。

広報等調査特別委員長から報告書が提出されましたので、配付いたしました。参考にさせていただきたいと思います。

—————○—————

日程第3 議案第36号 志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第36号、志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第36号、志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月12日、委員6名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項に職員の休業を加える措置が講じられたため、条例の改正をしようとするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、上位法の改正により、条例を改正するとのことだが、どのような議

論があったのかとただしたところ、国家公務員を対象に創設された配偶者同行休業制度が、国と地方の均衡を図る観点から、この制度を地方公務員にも適用することになった。それと同時に任命権者は報告しなければならない事項に休業を追加する必要性が生じたため、地方公務員法の一部改正がなされ、そのことが市の条例まで波及してきたことになるとの答弁でありました。

育児休業や自己啓発休業の実態はどうなっているかとただしたところ、育児休業は現在3名、自己啓発休業は2年前に1名であったところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第36号、志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

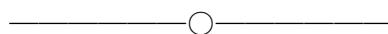
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第36号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第4 議案第37号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第37号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第37号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について、審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月12日、委員6名出席の下、執行部から企画政策課長補佐ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、法案は、圏域の課題解決に向けて新たな取り組みの内容の追加及

び現行の取り組みの充実を図るため、協定の内容を変更するものである。その主な内容は、4市5町保健医療推進協議会を設置し、産科医をはじめとする専門医師等の確保、福岡への高速バスの導入に向けた検討、さんふらわあ及び山川根占フェリーの利用促進、定住移住の促進、高規格道路等の整備促進、県域内における人事交流や合同職員研修などである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、協定締結後、どのような実績があったのかとただしたところ、夜間救急センターの整備や鹿屋市から鹿児島市までの直行バスへ接続するための圏域路線のダイヤ調整、スポーツ合宿の招致などがあるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第37号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

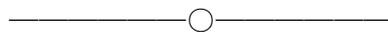
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第37号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第5 議案第39号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第39号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第39号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、文教厚生常任委

員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月16日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、この条例は、従来の放課後児童健全育成事業の設備や運営について、国で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとされ、対象児童の明確化の規定等が盛り込まれたところである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、現在1クラブ40人以内となっているが、40人を超えているところがあるのかとただしたところ、志布志地区では2クラブが希望どおりできなかつたため、本年4月に要綱を40人から45人に増やした。今回の条例制定で、5年、6年生まで拡充となると、志布志地区の2クラブは無理だと考えている。現在、小学生の児童数も志布志小学校より香月小学校の方が増え、ニーズが多いため、今後プレハブ等での対応を協議しなければならないとの答弁でありました。

この制度は、消費税が10%になることを前提にされている。消費税が上がらなかった場合、財源は確保できるのかとただしたところ、新制度の財源については、消費税が10%になった際の増収分から国は7,000億円程度と説明したが、来年度予算編成の中で協議していく。10%増収時点での試算として、7,000億円という数字が示されているが、27年度の予算については、必ずしも7,000億円は確保されていない。あくまでも予定であるため、具体的な放課後児童クラブの補助の基準は示されていないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、放課後児童健全育成事業は、これまでも運営されてきたが、今回新たに条例を制定することで、支援員の資格が明確になり、専門性の高い職員が確保できるのかという問題とあわせて、6年生まで事業が拡大されると、施設支援員、財源の問題等々が心配される場所である。放課後児童健全育成事業は、市民の方からの要望も多く、充実させてもらいたいと思う。また、財源の裏付けとして、消費税を10%に引き上げたその増収分で対応することが当局の資料にも書かれており、決まったことであれば、国が財源措置するだろうが、消費税増税分をそこに充てるのは納得がいかないということで、今回の条例には反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第39号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

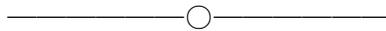
これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第39号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第39号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第6 議案第40号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第40号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第40号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月16日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、この条例は、子ども・子育て支援法新制度において、市の認可事業として新たに位置付けられたもので、本市においてもその基準を定めることとなった。家庭的保育事業等は、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業であり、その定員数や実施場所等により4類型に区分される。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、個人でも経営主体になれるということだが、個人事業主にも定期的に指導していくのか。また、月1回程度の会議を設ける予定はあるのかとただしたところ、家庭的保育事業等については、市の認可になるので、その中で指導監督が行われる。運営基準の遵守ということで、立入検査、勧告、措置命令、確認、取消し等ができる。誰でも経営主体になることには制限はなく、認可を受ければ行うことは可能だが、申請があれば子ども・子育て会議で審議して、最終的に市で決定するとの答弁でありました。

4分類で、現在はやっていないということか。問い合わせや、見込みがあるのかとただしたと

ころ、現段階では家庭的保育事業等については実施しているところはない。問い合わせもなく、見込みについてもないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、今回家庭的保育事業ということで、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業が行われることに対して基準が設けられた。国は2000年に保育制度が変わる前に株式会社の参入が解禁となったが、途中撤退が出たところである。そういう状況の中でも自治体の裁量で歯止めをかけてきたが、今回新制度では認可制度の変更ということで、基準を満たしていれば過剰供給でない限り歯止めはかけにくくなっていると、今回の審議の中で分かった。新制度の特徴は多様な施設ごとに職員配置基準や給食のあり、なし、保育室の面積等が異なり、国の制度として保育に格差を認めてしまうことになる。本来保育は、同じ立場でやられていたものが、格差が出てくるといふことの家庭的保育事業等ということにくらわれているが、問題があると思う。また、保育料の徴収等も直接事業者とやるとか、契約もそういうことになっていく等を含めて非常に問題があると感じた。現在の法人との競合が起きてくるのが心配である。そういうことにならないためにも、これまでの保育を守っていく方が大事だと思う。

また、あわせてこの財源も、消費税の引き上げが前提になっているため、問題である。なぜなら3歳未満の保護者の年収は、それほど多くない。今回消費税の増税ということで、二つの苦痛を与えることになってしまう。今回の基準を定めることも認めるわけにはいかないため、今回の条例には反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第40号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、起立多数をもって、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第40号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第40号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

○

日程第7 議案第41号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第41号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第41号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月16日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

この条例は、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に施設事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設事業として確認し、給付による財政支援の対象とする。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、認定こども園に移行したい保育園や幼稚園があるのかとただしたところ、私立保育園については、認定こども園に移行する状況にはない。幼稚園については2か所ほど要望があるとの答弁でありました。

一時預かりと病児保育について、手続きの方法や保育園の定員の定義はどうなっているのかとただしたところ、現状でも一時預かりについては、各幼稚園、各保育園で直接園に申し込んでいただければ、私立の保育園であれば対応可能と認識している。公立については実施していない。この一時預かりについても、ニーズ調査の結果等が出ており、その結果に基づき、子ども・子育て会議で協議し、より利用しやすい形で、保育園等をお願いしていく。

また、病児保育は市内に1か所である。これを保育園で実施する場合は、各種要件があるが、市の方針として、ほかの保育園の子供も受け入れをお願いしているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、今回公立の幼稚園も新制度へ移行される。その時に私学助成の幼稚園、施設型幼稚園、認定こども園と、そういったことで、幼保連携型、幼稚園型いろいろあるが、財源の問題、保育料、幼稚園就園奨励費が出るところ、出ないところが委員の審議の中であった。新しく新制度で行われる保育についてもゼロ歳から5歳まで保育園、3歳から5歳までの幼稚園という時間帯も違う状況の中が一緒になっていくような保育が市でも来年度から行われる。それに移行したいという幼稚園が2園がある。そういったことを考えたときに、そこにいる子供たちがどういうふうを受けとめるのかということも含め、今回の基準を設けることについては反対である。

よって、今回の条例制定には反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第41号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

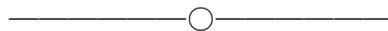
これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第41号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第41号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第8 議案第42号 志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第42号、志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第42号、志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月12日、委員6名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、改正前と改正後でサービスを受けられる方に何か影響があるのかとただしたところ、介護保険法と厚生労働省省令に基づいて準用していたため、何ら変わらないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第42号、志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

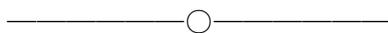
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第42号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第9 議案第43号 志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第43号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第43号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月12日、委員6名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、

審査を行いました。

執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県が条例を定めたので改めるということだが、これまでと何か変更があるのかとただしたところ、県の居宅サービスの基準条例と居宅介護支援事業所の基準条例の制定があったところが、文書記録の保存年限を2年保存から5年保存に改めているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第43号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第43号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第44号 志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第44号、志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第44号、志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月12日、委員6名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、

審査を行いました。

この条例は、介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準については、条例で定めることとする。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

第5条の地域包括支援センター運営協議会の規定は必要なのかとただしたところ、介護保険法施行規則第140条の66第2号ロにおいて、地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第44号、志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

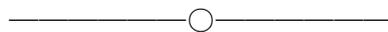
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第44号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第11 議案第45号 志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第45号、志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第45号、志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月12日、委員6名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

この条例は、第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、これまで国が定めていた指定介護予防支援事業所等が有する従業者の員数に関する基準並びに介護予防支援の事業の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、市の条例で定めることとなった。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

時効とは何かとただしたところ、時効は介護報酬を事業所の請求に基づき支払うことになるが、過誤等に伴う給付の返還等が5年間考えられるためとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第45号、志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

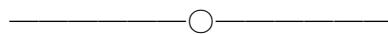
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第45号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第12 議案第46号 志布志市農村婦人の家条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第46号、志布志市農村婦人の家条例等の一部を改正する

条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第46号、志布志市農村婦人の家条例等の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

本条例につきましては、9月5日、文教厚生常任委員会に付託となり、当日委員会を開催し、審査方法について協議し、その結果、議案等を加味したとき、連合審査が好ましいとの結論に達し、産業建設常任委員長へ連合審査の申し出を行い、結果として連合審査と決定したところであります。

連合審査を9月11日に開催し、執行部から生涯学習課長、志布志支所産業建設課長、松山支所産業建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農村婦人の家は、どんな団体が利用されているのかとただしたところ、平成25年度の利用団体は、55団体で、すべて市内の方である。味噌づくり等のグループが中心で、農産加工を目的とした団体がほとんどであるとの答弁でありました。

次に、この施設は設置されてから大分経つようである。中の設備等も古くなっていると聞くが、改修等の予定はないのかとただしたところ、昭和61年に設置された施設である。備品等や加工施設の機械については、順調に稼動しており、改修等の予定もないとの答弁でありました。

次に、今まで松山農村婦人の家の条例には、市外居住者の使用についてうたってあったが、今回はそれを入れていないかとただしたところ、今回は各施設をすりあわせることを基準に考えた。全体的な制度の見直し等については、不十分なところもあるが、次の検討課題とさせてもらいたいとの答弁でありました。

次に、志布志市公民館条例、志布志市文化会館条例、志布志市やっちくふれあいセンター条例、三つの条例を比べると、有明地区公民館のピアノ使用料は一日で5,200円、二つの文化会館は半日で3,150円である。この統一は考えなかったのかとただしたところ、やっちくふれあいセンターと志布志文化会館の設備については、現在の使用料を整備したところであるが、有明地区公民館のピアノについては、これまでの使用料を使用したとの答弁でありました。

次に、議案を今回のように7条例の改正を1議案として提案されると、議会は判断に困る。また、加工センターと名称を変更すると、社会教育法上の施設になるのかとただしたところ、今回の条例改正の目的が、使用料の平準化という同じ目的であるため、一つの条例改正で今回提案した。

また、加工センターは社会福祉法上の施設にはならないとの答弁でありました。

以上で、連合審査で質疑を終え、9月16日、文教厚生常任委員会を開催し、討論、採決を行いました。

討論として、次のような要旨の討論がありました。

連合審査の審議の中で、条例の制定ということに関しても要綱でやります。規則でやります。そういった答弁等が繰り返し行われ、条例の整合性を疑う状況もあった。また、委員の質疑に対しても何回も答弁が変更になった。

そして、今回、市長部局が議論した上で教育委員会に委任するということが十分なされたのかと思うと、当初の対応も含め問題があった。そうした意味からも、市長部局でしっかりと議論し、よりよいものとして議会に提案することが住民の皆さんにとってもよいものになると思います。再度慎重に議論した上で提案すべきであるとの思いで反対するとの討論がありました。

以上で討論を終結し、起立採決の結果、議案第46号、志布志市農村婦人の家条例等の一部を改正する条例の制定については、否決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第46号に対する所管委員長の報告は、否決であります。したがって、原案について採決します。

議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立少数です。したがって、議案第46号は、否決されました。

—————○—————

日程第13 議案第47号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第47号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長報告を求めます。

まず、16番、岩根賢二総務常任委員長。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第47号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概

要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月12日、委員6名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より、まず今回の補正予算の概要説明がありました。それによりますと、既定の予算に7億7,678万5,000円を追加し、総額を197億3,887万1,000円とするものであり、債務負担は、農家緊急対策特別資金利子補給に係る債務負担行為を平成27年度から33年度までとし、限度額を2,698万円と定める。

地方債は、災害補助復旧事業で1,280万円、単独災害復旧事業で210万円を追加、過疎対策事業で830万円増額、合併特例債を900万円増額、臨時財政対策債を3,500万円増額、合計で5,230万円の増額変更である。

概略、以上のような説明があり、次に、財務課関係分の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、松山支所前の県道拡幅事業は、採択に向けていつ頃から動き始めたのかとただしたところ、平成24年4月に大隅地域振興局が調査をし、県庁の本課に改良の要望をしていたとの答弁でありました。

市有地を無償で提供することに法的な問題はないのかとただしたところ、志布志市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の第3条第1項第1号に譲渡できると定められているので問題はないとの答弁でありました。

松尾川から広域農道までの歩道も狭いのではないかとただしたところ、この部分についても県に要望していきたいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、どんぶり選手権は、一部だけで盛り上がっているのではないのかとの指摘もあるがとただしたところ、地元の食材を使って食文化を伝え、志布志のファンになってもらいたいという思いで頑張ってもらっている。9月末の予選に通過した後、来年1月の本選前に地元志布志で気運を高め、雰囲気盛り上げたいとの答弁でありました。

プレミアム商品券は、昨年も発行しているが、実績はどうか。また、牛肉、豚肉について成果が上がっているのかとただしたところ、昨年は1億2,000万円発行して、1億1,976万円の換金をしている。また、昨年からは市外の方も対象に入れており、市外の方で全体の約1割を売り上げた。牛肉、豚肉についても33店舗で約1,000万円販売し、消費拡大につながっているとの答弁でありました。

補助金であるので、最終的な実績等のチェックが必要と思うがどうかとただしたところ、実績報告書を提出してもらった際に、領収証の確認や返金の確認などチェックをしている。また、補助金に頼らない体制づくりも指導していきたいとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、来年度建設予定の安楽分団詰所の用地を先行取得することだが、その土地の買収金額は妥当だと言えるのかとただしたところ、平成23年度の市道改良のとき買収した価格をもとにしているのが妥当であるとの答弁でありました。

新しく建てる詰所は、緊急時の避難場所になり得るのかとただしたところ、今後分団と話をし
て検討したいとの答弁でありました。

現在の施設は、移転後どうするのかとただしたところ、新しい詰所の建設が完了した後は、更
地にして売却する予定であるとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

はじめに補正額10万円について、次のような説明がありました。

夏の甲子園大会に初出場した鹿屋中央高校野球部に対して大隅総合開発期成会から奨励金80万
円を支出する決定がなされ、その財源として鹿屋市を除く3市5町から各10万円、特別負担金を
支出することになり、その納入期限が9月議会終了後ということで、今回補正をお願いしている。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。質疑はありませんでした。

次に、情報管理課分について、報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、後期高齢者システム導入については、なぜ今回の補正予算に計上す
ることとなったのかとただしたところ、現在このシステムは、マイクロソフト社のウィンドウズ
サーバー2003を使っているが、このソフトウェアのサポートが来年7月に終了するため、システ
ムの更新が必要となる。導入に際しての工期やデータ移行の時期を関係課と協議した結果、今年
度中にシステム切り替えを行うのが最善であると判断して、今回計上したとの答弁でありました。

以上ですべての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第47号、平成
26年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分
につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、8番、西江園明文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第47号、平成26年度志
布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審
査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月12日と16日、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いま
した。

それでは、審査日程順に従い、御報告いたします。

はじめに、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、エアコンへの落雷が原因なのに、野神青少年館と通山青少年館は備品購入費で対応し、志布志地区公民館は修繕で対応できるということだが、保険適用の対象となるのかとただしたところ、志布志地区公民館のエアコンの修繕についても保険適用の対象となり、修繕料同額を歳入で計上しているとの答弁でありました。

次に、教育総務課分について、報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、幼稚園就園奨励事業は、所得制限を撤廃したということだが、支給対象者は何名いるのかとただしたところ、平成26年度予定は159名であるとの答弁でありました。

次に、ろ過機新設工事を計上している泰野小学校プールの水質が基準値を超えたことが発覚したのはいつなのかとただしたところ、水質検査日の7月15日に発覚したとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、拠出金の当初予算額は幾らか、また一般会計からの拠出金が当初見込みより少なくなった要因は何かとただしたところ、拠出金の当初予算額は1億8,114万4,000円である。今回、下水道特別会計の繰越額の確定に伴い、当初の見込額よりも増えたことにより、一般会計からの繰出金を419万9,000円減額する。また、使用料及び手数料等が増額になったことが主な要因であるとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業は、老人クラブ等が対象となるということだが、サロン活動は対象になるのかとただしたところ、サロン活動自体が自らの健康づくり、介護予防等自助活動であり、その活動自体が互助活動に該当しないため、サロン活動は対象外であるとの答弁でありました。

継続性、主体性を見て市が判断するというのは、抽象的である。また、3人以上の団体となると、数が多くなるのではないかとただしたところ、老人クラブのみの活動ではなく、現在行われている老人クラブの活動に合わせて、互助活動をさらにしてもらえる団体、もしくは20名を超えていない老人クラブや老人のグループも含め募集するとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、安心子ども基金総合対策事業で、建て替えられる志布志幼稚園は、工事期間中はプレハブ等を考えているのかとただしたところ、志布志幼稚園については、仮園舎ということで、旧田之浦中学校跡地を工事の期間中利用したいということであったため、現在教育委員会と協議を進めているとの答弁でありました。

旧田之浦中学校の跡地は、教育財産から普通財産に変えられる時期はいつなのかとただしたところ、旧田之浦中学校跡地利用については、教育財産であるが、貸付期間が決まっていることと、

現在教育財産として利用する予定がないこと等を踏まえて、県の学校施設課に確認したところ、利用は可能であるとの答弁でありました。

次に、ドメスティックバイオレンスによる事例は相談も含めて増えているのか。また、南風寮の生活環境はどうかとただしたところ、市外の施設に2世帯、南風寮に3世帯9名が入所している。母子寮の入所者も増えていて、ドメスティックバイオレンスの相談も年々多くなっている。また、建物は大分古いが入所者の部屋には冷暖房が完備しているとの答弁でありました。

以上ですべての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第47号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第47号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査の経過と概要結果について報告を申し上げます。

当委員会は、9月12日、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に沿って報告いたします。

はじめに、農業委員会分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、臨時職員をいつから、また何か月間雇用するのかとただしたところ、10月から翌年3月までの6か月間を雇用するとの答弁でありました。

次に、農政課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業振興資金の合併前の貸付未収分の納入があった、未収残額の詳細と収納見込みについてただしたところ、本年7月11日に120万円の入金があった。残りは34万6,000円である。本人とも面談を重ねてきたが、保証人が死亡している現状であり、なかなか入金がなかった。引き続き訪問等を重ねながら入金をお願いする。未納については、この1件だけであるとの答弁でありました。

保証人については、適時確認が必要ではないかとただしたところ、貸付実行後、保証人の確認は必要だ。今回の反省を今後に生かしたいとの答弁でありました。

降灰対策事業は、今回の予算計上分で申請のあったすべての分が対応できたのかとただしたところ、本年度希望する方については、県との協議を整え、すべて計上できたとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市単独道路維持事業で、高所伐採作業委託費が計上されている。年間実績として要望から実施までの経緯はとただしたところ、本年度約800万円の予算を計上、今回梅雨前線や台風の影響で新たに3か所の要望があった。今回不足額の計上である。要望後の経緯については、原則所有者に伐採をお願いするが、高齢者等の理由で無理な場合、所有者の同意を得て、地元自治会長より要望をあげてもらう。その後、優先順位に沿って伐採をふるさと協議会に委託するとの答弁でありました。

道路の除草管理だが、国道220号線は除草剤が散布され、きれいな状況である。市道全般についてもこのような管理方法は考えられないかとただしたところ、現在試験的に除草剤を散布し、状況を確認している。時期と場所によっては、このような方法もやむを得ない。今後、試験を重ね、周辺住民への周知を図りながら、効果的な除草対策を考えていきたいとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、災害が多く発生し、予算が計上されているが、入札から着工及び完成までの計画についてただしたところ、今回21件の災害箇所を計上した。決算後速やかに設計に入り、発注し、年度内の完成を目指すとの答弁でありました。

一番大きな災害箇所はとただしたところ、岩戸堰頭首工の農業用施設災害の被害箇所である。被害報告額で1,500万円、実施見込額で1,000万円程度との答弁でありました。

以上ですべての課を審査を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第46号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案どおり可決すべきと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 所管外です。1点だけ岩根総務委員長にお伺いをしたいと思います。

県道大隅線の附帯工事で、先ほど委員長報告の中で、市有地を無償提供ということで、市の条例があるから大丈夫だということの報告でありましたが、地方財政法が求めていますのは、県などが行うそういった事業に対して、地方自治体に負担させてはならないというものがあります。また、道路法の関係もありますが、そういったことも踏まえた上で、この条例があるから大丈夫だというふうに報告であったんですが、そうした上位法との関係での質疑というのは、一切なかったものですかね。

○総務常任委員長（岩根賢二君） その点につきましては、特に質疑はございませんでした。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第47号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第14 議案第48号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第48号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） 議案第48号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月12日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、給与費明細書のその他の特別職とは何かとただしたところ、一般の嘱託職員3名、保健事業の嘱託職員2名、運営協議会委員9名、税務課の嘱託徴収職員3名、滞納整理指導官1名の合計18名であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第48号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第48号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第49号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第49号、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） 議案第49号、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月12日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第49号、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

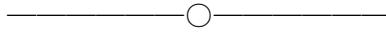
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第49号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第16 議案第50号 平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第50号、平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第50号、平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月12日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第50号、平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

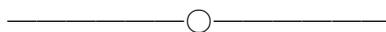
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第50号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第17 議案第51号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第51号、平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第51号、平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月12日、委員6名出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第51号、平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

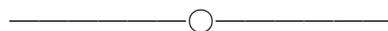
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第51号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第18 議案第52号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第18、議案第52号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第52号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について、総務常任委員会における審査の経過の概要と結

果について御報告いたします。

当委員会は、9月12日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今年は天候不順であったが、実績はどうかとただしたところ、冷夏や台風等の影響で特にビアガーデンの客が少なかったが、スポーツ合宿やハモカツバーガーなどで実績を上げており、まちづくりにも貢献しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第52号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第52号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第19 議案第53号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第19、議案第53号、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第53号、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月12日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求

め、審査を行いました。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、企業からの問い合わせはあるのかとただしたところ、現時点では詳細は募集要項を公表していないため、詳細な問い合わせはないが、アクセス道路やコスト面など、魅力あるポイントを広くアピールしていきたいとの答弁でありました。

埋め立ての土砂の残り9万m³のめどは立っているのかとただしたところ、下半期以降に他事業から新たな土砂が発生するので、来年度までには足りると思うとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第53号、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

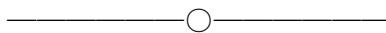
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第53号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第20 陳情第3号 大隅の自然を生かした大隅自然ミュージアム及び有害鳥獣対策特区申請に向けた取り組みに関する陳情書について

○議長（上村 環君） 日程第20、陳情第3号、大隅の自然を生かした大隅自然ミュージアム及び有害鳥獣対策特区申請に向けた取り組みに関する陳情書についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） 継続審査となっておりました陳情第3号、大隅の自然を生かした大隅自然ミュージアム及び有害鳥獣対策特区申請に向けた取り組みに関する陳情書について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月12日、委員全員出席の下、執行部から耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査をいたしました。

執行部より参考説明として、大隅自然シンポジウムや大隅自然ミュージアムについて、大隅半島という広域的な範囲で協議すべきと考える。大隅開発期成会等で協議し、必要であれば4市5町で足並みをそろえ取り組むべきである。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

主な意見として、大隅地域を大きく一つの圏域として捉え、対外的な問題とせず、本市の鳥獣被害の現状をも考慮し、併せて自然保護の観点から総合的な判断が必要である。今回の陳情を受け、大隅総合開発期成会や大隅地域市町村議会協議会等の中で共通の課題として議論していただきたい旨、要望していくべきである。

以上のような意見が出され、採決の結果、陳情第3号、大隅の自然を生かした大隅自然ミュージアム及び有害鳥獣対策特区申請に向けた取り組みに関する陳情書については、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第3号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。



日程第21 陳情第4号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情について

○議長（上村 環君） 日程第21、陳情第4号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました陳情第4号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月12日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対する執行部の意見を求めました。

執行部よりますと、軽度外傷性脳損傷によって働けない場合、労災の障害年金が支給されるよう、労災認定基準を改正し、生活を保障するとともに、画像検査に代わる体系的な神経学的検査方法の導入を図る必要がある。また、医療機関や教育機関等に対して、軽度外傷性脳損傷についての啓発、周知を図り、症状の重篤化を未然に防ぐ必要がある。

以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市民にはあまり知られていない病気であるが、現実的に市民の中にいるのではないかと想像するが、どのように考えているのかとただしたところ、後から後遺症として出てくる可能性があることから、確認は難しいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

9月16日、委員全員出席の下、各委員に当陳情に対する意見を求め、次のような要旨の意見がありました。

委員からの意見として、今回初めて聞く病気ではあったが、罹患（りかん）された方々は大変苦しみを負っていると理解した。国民への周知、啓発を図ることもうたわれているので、ぜひ採択すべきであるという意見が出され、採決の結果、陳情第4号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情については、全会一致で採決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第4号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は、所管委員長の報告の

とおり、採択されました。

○

日程第22 陳情第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（上村 環君） 日程第22、陳情第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました陳情第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月12日、委員6名出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、答申に対する執行部の意見を求めました。

執行部よりますと、義務教育費国庫負担制度は、憲法に基づく義務教育の根幹であり、機会均等、水準確保、無償制を支えるため、国は必要な制度を整備しなければならない。教職員の確保と適正配置のためにも必要な財源を安定的に確保することは不可欠である。

このような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1になったことで、県負担はどれぐらい増えたのかとただしたところ、2分の1から3分の1になったことで、県負担は増えたとは考えるが、具体的な資料はないとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

9月16日、委員全員出席の下、各委員に当陳情に対する意見を求め、次のような要旨の意見がありました。

委員からの意見として、本件につきましては、35人学級については、小学1年生、2年生まで取り組まされている。教育の機会均等ということで、国庫負担割合を現行の3分の1から2分の1に戻すことは自治体のためにも影響があることなので、ぜひ国に意見書を上げるべきであるという意見が出され、採決の結果、陳情第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第6号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第23、発議第4号及び日程第24、発議第5号については、会規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

日程第23 発議第4号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について

○議長（上村 環君） 日程第23、発議第4号、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました発議第4号、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第4号、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情は、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものがあります。

提出の理由といたしましては、この病態は世界保健機構において定義付けがなされているが、日本の医療においては知られておらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくい。また、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースも多いため、周知を図る必要があることから、地方自治法第99条の規定により、関係機関への意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長 伊吹文明、参議院議長 山崎正昭、内閣総理大臣 安倍晋三、総務大臣 高市早苗、厚生労働大臣 塩崎恭久、文部科学大臣 下村博文でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしくお願ひいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

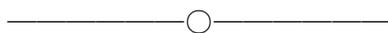
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第4号は、原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は、原案のとおり、可決されました。



日程第24 発議第5号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について

○議長（上村 環君） 日程第24、発議第5号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました発議第5号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2015年度政府予算に係る意見書採択の要請については、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものがあります。

提出の理由といたしましては、子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は極めて重要であり、子供たちが全国どこに住んでいても教育の機会均等と水準の維持向上をされるように施策を講じる必要があることから、教育予算に関する事項に実現について、格段の配慮方を強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関への意見書を提出しようとするものである。

提出先は、衆議院議長 伊吹文明、参議院議長 山崎正昭、内閣総理大臣 安倍晋三、内閣官房長官 菅義偉、文部科学大臣 下村博文、財務大臣 麻生太郎、総務大臣 高市早苗でございます。

ます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第5号は、原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は、原案のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。ただいま議決されました発議第4号及び、発議第5号についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

—————○—————

午後0時00分 休憩

午後1時09分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第25、議案第54号及び日程第26、同意第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号及び同意第4号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第25 議案第54号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第25、議案第54号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、活動火山周辺地域防災営農対策事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,703万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197億8,590万8,000円とするものであります。

それでは、歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、農林水産業費県補助金を4,703万7,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の農林水産業費の農業費は、園芸振興費を4,703万7,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第54号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、原案のとおり、可決

されました。

○
（丸山一君退場）

日程第26 同意第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第26、同意第4号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。同意第4号、監査委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成26年9月11日をもって退職した、金子光博氏の後任として、丸山一氏を議会議員のうちから選任する監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第4号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号は、同意することに決定しました。

○
（丸山一君入場）

日程第27 報告第5号 平成25年度志布志市健全化判断比率について

○議長（上村 環君） 日程第27、報告第5号、平成25年度志布志市健全化判断比率についてを議題とします。

報告の内容について、説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第5号、平成25年度志布志市健全化判断比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度志布志市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

一般会計をはじめ、すべての会計が赤字ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されませんでした。

また、実質公債費比率につきましては、本市の早期健全化基準が25.0%に対しまして、9.6%、将来負担比率につきましては、本市の早期健全化基準が350.0%に対しまして、71.7%で、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全な比率となっております。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成25年度志布志市健全化判断比率についての報告を終わります。



日程第28 報告第6号 平成25年度志布志市資金不足比率について

○議長（上村 環君） 日程第28、報告第6号、平成25年度志布志市資金不足比率についてを議題とします。

報告の内容について、説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告の内容の説明を申し上げます。

報告第6号、平成25年度志布志市資金不足比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度志布志市資金不足比率を監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

資金不足比率の対象の公営企業会計である水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事業特別会計、国民宿舎特別会計及び工業団地整備事業特別会計に資金不足額がなく、資金不足比率は算定されませんでしたので、これらの公営企業会計の経営は健全であります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成25年度志布志市資金不足比率についての報告を終わります。



日程第29 認定第1号 平成25年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（上村 環君） 日程第29、認定第1号、平成25年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号、平成25年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

平成25年度の決算につきましては、第1次志布志市振興計画及び過疎地域自立促進計画の実現に向けて鋭意努力するとともに、施策優先度評価を踏まえ、事務事業の必要性及び優先順位を決定し、経常的な事務事業の抑制を図りました。

決算額は、歳入総額200億4,150万8,417円、歳出総額195億1,749万6,353円、差引残高5億2,401万2,064円となり、翌年度へ繰り越すべき財源、4,615万3,000円を差し引いた実質収支額は、4億7,785万9,064円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入のうち、市税、繰入金、繰越金等の自主財源は、総額53億5,088万円、構成比26.7%。平成24年度と比較しますと1億9,085万4,000円の増額となっておりますが、土地開発基金廃止に伴う繰入金及び財産収入が増額となったこと等によるものであります。

地方交付税、地方譲与税、国県支出金等の依存財源は、総額146億9,062万8,000円、構成比73.3%。平成24年度と比較しますと7億6,249万円の増額となっておりますが、地方債及び国庫支出金が増額となったこと等によるものであります。

続きまして、歳出の主なものを性質別に述べますと、人件費、扶助費及び公債費の義務的経費は、95億3,060万4,000円、構成比48.9%。平成24年度と比較しますと1,865万1,000円の減額となっておりますが、扶助費が保育所運営費及び自立支援給付費支給事業等の増等により、増額となったものの、人件費が臨時特例として、職員給与の削減等により減額となったことによるものであります。

普通建設事業費及び災害復旧事業費の投資的経費は、34億2,866万円、構成費17.5%、平成24年度と比較しますと4億8,501万9,000円の増額となっております。地域の元気臨時交付金事業、屋内温水プール改修事業等により増額となったことによるものであります。

物件費、補助費等のその他の経費は、65億5,823万2,000円、構成比33.6%。平成24年度と比較しますと4億2,952万1,000円の増額となっておりますが、施設整備事業基金、地域づくり推進基金への積立金を増額したことによるものであります。

また、本市の財政指標について申し上げますと、経常収支比率は88.7%で、平成24年度と比較しますと0.6ポイント増加しております。これは、歳出の経常一般財源の抑制に努めたものの、歳入の市税及び地方譲与税が減額となったことから増加したものであります。また、平成25年度末地方債残高につきましては、242億7,287万7,000円で、平成24年度と比較しますと、2億1,621万円、0.9%の増額となっております。市民一人当たりで換算しますと、73万円の残額となっております。

なお、主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますので、お目通しをお願いいたします。

本市の主な決算財政指数を見たときに、財政状況は健全であると考えております。

しかしながら、依然として経済情勢が厳しい状況にある中、地方を取り巻く財政環境は、今後とも困難な状況が続くものと予測しております。

したがって、今後も引き続き、地方交付税等の国の地方財政計画を注視しながら、自主財源確保に努めるとともに、志布志市行政改革大綱及び志布志市集中改革プランに基づき、より一層行財政改革を進め、持続可能な行政基盤の確立を図り、行政評価による真に必要な事業の選択及び重点化により、健全な財政運営を推進してまいります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号については、9人の委員で構成する平成25年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、9人の委員で構成する平成25年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成25年度志布志市一般会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、市ヶ谷孝君、青山浩二君、野村広志君、八代誠君、持留忠義君、平野栄作君、鶴迫京子君、小野広嗣君、長岡耕二君の9人を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました9人を平成25年度志布志市一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成25年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。

その間、しばらく休憩します。



午後1時28分 休憩

午後1時37分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に平野栄作君、副委員長に八代誠君がそれぞれ互選されました。



日程第30 認定第2号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第31 認定第3号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第32 認定第4号 平成25年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第33 認定第5号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第34 認定第6号 平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第35 認定第7号 平成25年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第36 認定第8号 平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第37 認定第9号 平成25年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（上村 環君） 日程第30、認定第2号から日程第37、認定第9号まで、以上8件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第2号、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額48億684万4,127円、歳出総額45億3,183万9,767円、実質収支額は2億7,500万4,360円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

また、国民健康保険基金の総額は、平成26年3月31日現在で、2,516万8,952円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が8億1,042万2,230円、構成比16.9%、国庫支出金が14億1,311万5,023円、構成比29.4%、前期高齢者交付金が8億3,559万7,872円、構成費17.4%、共同事業交付金が5億9,210万9,544円、構成比12.3%となっております。

また、国民健康保険税の徴収率は現年課税分で93.9%となっており、徴収額が7億6,340万8,156円であります。

歳出の主なものは、保険給付費が29億2,662万1,619円、構成比64.6%、後期高齢者支援金等が5億5,348万1,773円、構成費12.2%、共同事業拠出金が6億5,629万2,396円、構成比14.5%とな

っております。

平成25年度につきましては、見込まれる財源不足を補うため、国民健康保険基金から5,000万円を取り崩し、更に一般会計から法定外繰入金を5,000万円繰り入れることで財政運営をしてまいりましたが、結果的には、インフルエンザ等の流行はなかったものの被保険者一人当たりの医療費の伸び率が対前年度比5.0%増と予想外の伸びとなったため、実質単年度収支は7,485万540円の赤字となっております。

国民健康保険は、他の医療保険と比較して、高齢者を多く抱え、それに伴う疾病予防、疾病構造の変化、医療技術の高度化等により、高齢者医療を中心に被保険者一人当たりの医療費は、平成19年度まで5%以上の伸び率となっておりますが、平成23年度が5.5%、平成24年度が1.0%、平成25年度が5.0%の伸び率となっております。

国民健康保険税の収納状況は、持ち直しつつあるものの依然として厳しい経済情勢の中、基金が枯渇する状況であること、及び医療費が伸びていることから、引き続き厳しい財政運営となっております。

今後は、国保の財政状況等を被保険者の方々へ周知するとともに、収納率向上等の財源確保、特定健康診査及び特定保健指導の受診率や利用率の向上に取り組みながら、さらに被保険者の健康増進のための事業を積極的に展開し、医療費適正化と国保事業の健全運営に努めてまいります。

次に、認定第3号、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額3億5,376万5,474円、歳出総額3億5,176万2,495円、実質収支額は200万2,979円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が1億8,669万8,169円、構成比52.8%、繰入金が1億6,141万5,160円、構成比45.7%となっております。

歳出の主なものは、広域連合納付金が3億4,330万1,537円、構成比97.5%、保健事業費が551万1,875円、構成費1.6%、諸支出金が182万2,791円、構成費0.5%となっております。

後期高齢者医療制度につきましては、その運営主体である鹿児島県後期高齢者医療広域連合とともに、被保険者の方々への制度周知に努め、また資格等の手続き、被保険者証の発行等、日々の業務のほか、健康保持増進事業として、長寿健診等を実施してまいりました。

今後ますます進展する高齢化に伴い、被保険者数は増加し、高齢者の医療費が増加することが見込まれますが、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化を推進するとともに、適正な事業運営に努めてまいります。

次に、認定第4号、平成25年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額38億5,972万1,384円、歳出総額37億1,696万9,147円、実質収支額は1億4,275万2,237円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険料が5億9,018万7,115円、構成比15.3%、国庫支出金が10億4,411万4,237円、構成比27.1%、支払基金交付金が10億4,451万4,000円、構成比27.1%、県支出金が5億5,182万7,662円、構成比15.3%、繰入金が4億8,185万1,000円、構成比12.5%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が35億9,371万928円、構成比96.7%、諸支出金が5,684万3,082円、構成比1.5%、地域支援事業費が5,115万883円、構成比1.4%となっております。

今後も市の介護保険事業計画に基づき事業を実施し、介護予防及び高齢者福祉を推進するとともに、地域福祉の課題の把握、及び地域介護の在り方を模索しながら、高齢者を支える仕組みづくりに努めてまいります。

次に、認定第5号、平成25年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額3億1,625万4,545円、歳出総額3億955万5,313円、実質収支額は669万9,227円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が6,651万8,664円、構成比21.0%、一般会計繰入金が1億7,082万1,000円、構成比54.0%、市債が7,030万円、構成比22.2%となっております。

歳出の主なものは、職員の人件費のほか市内4地区の浄化センターの維持管理等に要する経費の総務費が8,017万590円、構成比25.9%、公債費が2億2,938万4,723円、構成比74.1%となっております。

今後も加入率の向上を図り、効率的な行財政運営に努めてまいります。

次に、認定第6号、平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額283万4,932円、歳出総額252万6,112円で、実質収支額は30万8,820円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金252万5,000円、構成比89.1%、繰越金が30万9,885円、構

成比10.9%となっております。

歳出の主なものは、公債費が252万4,312円、構成比99.9%となっております。

次に、認定第7号、平成25年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額1億985万7,836円、歳出総額1億911万6,164円、実質収支額は74万1,672円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、公営企業収入が2,000万円、構成比18.2%、一般会計繰入金が8,796万8,000円、構成比80.1%となっております。

歳出の主なものは、管理費が638万2,490円、構成比5.9%、公債費が1億273万3,674円、構成比94.2%となっております。

次に、認定第8号、平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入歳出総額2億7,091万27円、歳出総額2億4,780万2,606円、実質収支額は10万7,421円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が21万円、構成比0.1%、市債が2億4,770万円、構成比99.9%となっております。

歳出の主なものは、事業費が2億4,770万円、構成比100%となっております。

事業の成果としましては、平成24年度に策定した約8haの開発構想を実現化するため、平成25年度に特別会計を設置し、測量設計及び用地取得並びに開発行為の知事申請及び農地転用の大臣申請手続に地域の皆様の御協力をいただきながら、関係機関と連携し、全力で取り組んだところ、今年6月に開発行為及び農地転用の許可を得たところです。この8月から造成工事に着工しており、今後工事を本格化させ、平成27年度以降の分譲開始に向けて、全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、認定第9号、平成25年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、説明申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算の結果、総収益が5億5,114万4,815円、総費用が5億2,295万4,292円となり、2,819万518円の純利益となりました。

総収益の主なものは、営業収益が5億4,554万3,607円、構成比99.0%となっております。

総費用の主なものは、営業費用が4億9,027万7,931円、構成比93.7%、営業外費用が3,259万7,541円、構成比6.2%となっております。

建設事業の成果としましては、森山水源地ろ過機設置工事、大迫水源地3号送水ポンプ取替工事、泰野第一水源地機械設備・電気計装工事及び導水・送水管布設工事、野神原地区送水管・配水管布設替工事、その他老朽管布設替工事等を実施しました。

今後も市民に安全で良質な水を安定的に供給するとともに、重要施設の耐震化対策及び老朽化施設の更新にも努めてまいります。

以上、認定第2号から認定第9号まで説明申し上げましたが、主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

失礼いたしました。認定第8号につきまして、決算額の読み違いがございましたので、訂正させていただきます。

認定第8号の決算額、歳入総額2億7,491万427円と発言いたしましたが、正しくは、歳入総額2億4,791万27円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま議題となっております認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、8人の委員で構成する平成25年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、8人の委員で構成する平成25年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま設置されました平成25年度志布志市特別会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、小辻一海君、西江園明君、玉垣大二郎君、毛野了君、岩根賢二君、東宏二君、小園義行君、福重彰史君の8人を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました8人を平成25年度志布志市特別会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成25年度志布志市特別会計決算審査

特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。

その間、しばらく休憩します。

○
午後2時01分 休憩

午後2時08分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に玉垣大二郎君、副委員長に小辻一海君がそれぞれ互選されました。

○
日程第38 議員派遣の決定

○議長（上村 環君） 日程第38、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配付してある内容のとおり決定しました。

○
日程第39 閉会中の継続審査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第39、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○
日程第40 閉会中の継続調査申し出について

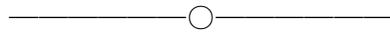
○議長（上村 環君） 日程第40、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（上村 環君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成26年第3回志布志市議会定例会を閉会します。

午後2時10分 閉会